

厚生労働行政推進調査事業費補助金

障害者政策総合研究事業

補装具費支給制度における種目の構造と基準額設定に関する調査研究

令和2年度 総括研究報告書

研究代表者 山崎 伸也

令和3（2021）年 5月

目次

I. 総括研究報告	
補装具費支給制度における種目の構造と基準額設定に関する調査研究-----	1
山崎伸也	
II. 分担研究報告	
1. 視覚関連補装具に関する全国の市区町村と更生相談所の現況に関する研究--	6
清水朋美 堀 寛爾	
2. 補装具としてのコンタクトレンズ処方の実態調査-----	9
堀 寛爾	
3. 小児筋電義手の製作及び修理、その他関連業務、施設設備に関する調査--	11
小崎慶介	
4. 補装具費支給制度における借受け対応に関する調査研究-----	15
井村保 井上剛伸	
5. 補装具価格根拠調査：義肢・装具・座位保持装置-----	25
我澤賢之 山崎伸也	
(資料) 補装具価格根拠調査：義肢・装具・座位保持装置 -----	42
6. 補装具価格根拠調査：その他 -----	61
我澤賢之	
(資料) 補装具価格根拠調査：その他の種目 -----	126
7. 新型コロナウイルス感染症の義肢・装具製作事業への影響-----	207
我澤賢之	
(資料) 補装具価格根拠調査：義肢・装具・座位保持装置 -----	214
8. 座位保持装置の基本工作法に関する調査研究調査研究 -----	218
白銀 暁 我澤賢之	
9. 補装具支給制度における種目（意思伝達装置）の構造に関する調査研究--	223
井村 保	
10. 前腕筋電電動義手の製作時間に関する基礎調査-----	234
中村 隆	

厚生労働行政推進調査事業費補助金（障害者政策総合研究事業）

総括研究報告書

補装具費支給制度における種目の構造と基準額設定に関する調査研究

研究分担者 山崎 伸也 国立障害者リハビリテーションセンター

研究要旨

本研究では、1) 補装具費支給事務の円滑な運用、2) 補装具の種目構造等を整理・明確化、3) 基準額算定のための評価手法の開発を柱に調査研究をすすめており、今回の研究年度で不足していた部分を補う形で、調査研究を追加している。

1) 補装具費支給事務の円滑な運用の問題としては、視覚関連補装具に関する市町村および身体更生相談所の現状とコンタクトレンズ処方の実態をまとめた。また、今の補装具費支給制度で想定されているサポート体制では、難しいと考えられる先天性上肢形成不全児に帯する筋電電動義手の支給体制の問題を調査した。その他費用面に関して、3) 基準額算定のための評価手法の開発の中で、現在の補装具種目に関する価格に対する調査、これまで支給基準の中に定められていなかった電動義手に関する調査、平成30年度から運用が始まったが実績が上がらない借受けの課題について調査を行い課題としてまとめた。

A. 研究目的

補装具費支給制度は、身体障害者の自立と社会参加を支援するための重要な柱である。「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」（以下、「補装具基準」という。）に規定する種目、基準額等により、市町村が身体障害者更生相談所等による判定を踏まえて支給決定している。しかし、最新技術を活用した補装具等、従来なかった考え方に基づく製作工程を評価するスキームがない。また、必要な基本工作法に要する作業時間等について、技術の進歩に対応させた検証が十分行われていない。

制度の運用については、身体障害児・者で判定機関が異なる実態があり、後述する借受けの活用のた

めにも、より精緻な実態把握が求められている。また、支給決定や判定を適切に行うための必要なスキルについては、十分に分析が行われておらず、最新技術を視野に入れたスキル向上の方策を検討する必要がある。

平成30年4月に施行された改正障害者総合支援法により導入された借受けについては、新しい取組であることから、これまでの適用事例や状態像が十分把握されていない。また、市町村が支給決定するプロセスや基準額について検証する必要がある。

そこで、本研究の目的は、研究期間（平成30年度～令和2年度）内に、1) 補装具費支給事務の円滑な運用への提言を行い、2) 補装具の種目構造等を整理・明確化するとともに3) 基準額算定のための評価手法の開発を行うこと、である。

1) 補装具費支給事務の円滑な運用で行った調査の中で、市町村および更生相談所に対して行った調査、視覚障害者用補装具適合判定医師研修会を受講終了した眼科医に帯する調査、意思伝達装置の円滑な支給を可能にするための基準策定のための検討事項の整理、小児筋電義手の製作及び修理、その他関連業務、施設設備に関する調査、3) 基準額算定のための評価手法の開発の中では、借受け、補装具にかかる費用に関する調査、意思伝達装置における種目構造に関する研究、筋電電動義手の製作時間に関する基礎調査、を行っている。

B. 研究方法

1) 補装具費支給事務の円滑な運用

①視覚関連補装具に関する全国の市区町村と更生相談所の現況に関する研究

視覚関連補装具に関する全国の市区町村と更生相談所の認識と対応の現況を把握することを目的に調査を実施した。全国の市区町村と更生相談所を対象に調査票を郵送し、回答依頼を行った。その結果、市区町村は781/1743か所(44.9%)、更生相談所は70/77か所(90.9%)の回答が得られた。市区町村での眼鏡(弱視用)の決定件数は少なかった。暗所視支援眼鏡と最新技術を盛り込んだ高機能白杖については、いずれも「知らない」の回答が60%台で最多だった。更生相談所では、「市区町村から視覚関連補装具に関する相談(判断に悩むケース等)が入った場合に相談する先」は、理学療法士、看護師が多く、眼科医、視能訓練士は1件ずつだった。「視覚障害関連業務に関わる更生相談所の常勤職員の視覚関連補装具に関する知識習得の機会」については、「ある」が30件(42.9%)、「なし」が41件(58.6%)だった。「なし」の理由としては、「必要だと思いが、他業務の割合が多く、視覚関連の時間が取りにくい」が26件(61.9%)で最多だった。視覚関連の特例補装具については、「問い合わせもなく、まったく判定したことはない」が47件(67.1%)で最多だった。市区町村、更生相談所ともに視覚関連補装

具に関する最新情報、専門性の担保に課題があると考えられた。

②補装具としてのコンタクトレンズ処方の実態調査
障害者総合支援法に基づく補装具費支給につき、対象となる視覚関連補装具の眼鏡には矯正用、遮光用、弱視用とコンタクトレンズが規定されている。以前に全国1,741の市町村および特別区を対象に行った調査を踏まえ、補装具を処方する側である眼科医と、コンタクトレンズを製造販売しているメーカーを対象に実態調査を行った。以前の調査と今回の調査でいずれも、判断基準が曖昧である、コンタクトレンズが補装具に含まれるということの認知度が低い、円錐角膜などへの取扱、耐用年数が長すぎる、など共通の課題が挙げられた。これらは、今後の制度および運用方法の見直しにおける課題となる。

③小児筋電義手の製作及び修理、その他関連業務、施設設備に関する調査

今回の調査では、このような小児特有の筋電義手の使用状況から現行の支給制度での対応が可能であるか検証するため、小児の医療訓練に多く関わる小児医療施設において小児筋電義手の製作及び修理、必要な設備、その他関連業務等について実地調査を行った。

今回の調査結果では筋電義手の製作に関しては電子部品の組み込みなど、従来の基本工作法にない作業が必要であることが分かった。また製作作業には直接関与しない関連業務について、小児の場合は筋電義手の理解やコミュニケーションをとることに時間を必要とし、リハビリ訓練などへのサポートが多く必要であることが分かった。

④補装具費支給制度における借受け対応に関する調査研究

平成30年度から補装具費支給制度において借受けに要する費用の支給という選択が可能になった。しかし昨年度までの調査で2年経過した段階では実績も少なく、対象部品の確保・流通や費用面の課題と

して検討すべき点について明らかになった。今年度の研究は、これらの課題への対応策を検討・試行し、その有効性の検証、更なる課題の確認と対応の提案を目的とした。

その結果、借受け可能製品を横断的に検索・手配できる借受け支援システムの有効性が示唆されたが、種目や借受け期間の相違により異なる対応が必要であることも確認できた。また借受け基準額の設定で想定している償却期間の貸し出しを行うことは困難であるほか、貸し出し品の稼働率を上げるために貸し出し回数を増やすとなれば加工・設置調整および流通経費もかさむことから、補装具事業者には過度の負担となることが危惧された。

今後の課題として、①借受け支援システムの利用拡大を含めて、借受けの期間・種目に応じた運用方法について検討・試行すること、②実際に借受けに対応する場合に、減価償却に加えて工賃や流通に伴う経費の加算を含めた基準額を再検討すること、が必要といえる。

3) 基準額算定のための評価手法の開発

⑤補装具価格根拠調査：義肢・装具・座位保持装置
障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度の基準補装具について、そのうちの義肢・装具・座位保持装置（以下、「義肢等」）の3種目では、基本工法による製作過程が想定され、その価格は基本価格、製作要素価格、および完成用部品価格により構成されている。本研究では、補装具費支給制度基準補装具における価格水準検討の際参考となる基礎データを提供することを目的に、基本価格・製作要素価格部分の製作費用の大きさならびに採算状況を明らかにするための調査を、製作事業者（日本義肢協会会員、日本車椅子シーティング協会会員の事業者のうち総合支援法での該当3種目製作件数が一定数ある事業者）を対象として行った。本稿は、昨年度の分担報告書に収載していなかった調査結果（調査B）を追加するとともに、一部の推計（作業人件費単価）について別手法による推定について加筆したものである。

平成21年度以降、作業人件費にかかる時間あたり単価、素材費にかかる素材単価の変化を把握する手法を構築し、調査を行ってきた。前回価格改定に向けた調査（平成29年調査実施。30年度価格改定時に参照された者）では、下記の点の改良を行った。

（1）作業人件費にかかる時間あたり単価について、種目別数値の推定を可能とするための改定、（2）素材単価調査の対象素材の見直し。

主要な結果は次のとおりである。（1）作業人件費時間あたり単価が、前回調査時と比較し+3.8%ないし+7.7%程度上昇していた。（2）義肢、装具、座位保持装置の種目ごとの推定作業人件費単価を明らかにした。（3）事業者の売上高営業利益率は平均3.4%であった。一定水準を確保しているものの全産業平均、製造業平均数値と比較すると低かった。

（4）素材の平均価格は前回調査時と比較し+2.0%の増加を見せた。該当期間において、国内企業物価指数の動きが示すように物価の上昇が影響したと考えられる。

⑥補装具価格根拠調査：その他の種目

主として各供給事業者の採算性を反映した価格を把握するため、厚生労働省告示に記載された文章に基づき、基準補装具と同等と思われる仕様の用具の補装具制度外での販売価格に特に注視し、その価格を調べた。併せて種目により製作・輸入事業者の卸価格等を調べた。

調査の結果、義眼等いくつかの種目において補装具の基準価格と制度外での販売価格の間に乖離があることが確認された。しかし、一方で、種目によっては今回調査で得られた回答対象機種が、基準補装具としては、基準の補装具の想定する仕様が必ずしも明確ではなかったり、現状と合っていないことが示唆された。今後価格根拠把握を行う際は、その前提として補装具関連機器の機能・仕様をわかりやすく整理し、「基準」として満たすべき必要・十分な機能をより明確にすることが必要であることが、確認された。

⑦新型コロナウイルス感染症の義肢・装具製作事業への影響

義肢・装具製作事業者を対象に調査票調査を実施し、新型コロナウイルス感染症が特に義肢・装具の受注や賞与等に与えた影響を明らかにすることを目的とする。

調査の結果からは、受注件数、受注金額、1人あたり特別給与等とともに、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたと思われる2020年は、2018年、2019年に比べ平均的には減少の傾向が見られた。事業所あたりの平均受注件数は（各年4、5、9、10月数値）2018年→2020年、2019年→2020年ともに12%台の減少であった。これに対し、同平均受注金額は2018年→2020年が11%の減少、2019年→2020年が6%の減少であった。1人あたり特別給与等平均値の2018年→2020年は6%台の減少、2019年→2020年は10%前後の減少であった。

また、その背景に患者の減少（整形受診者の減少、感染・クラスター発生等による病院閉鎖）や患者の支払・立て替え上の課題、感染対策費用の発生など新型コロナウイルス感染症の影響と思われる事由があることが示唆された。また、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金についても、義肢装具士は、申請に手間を要したり、申請ができない場合がある等、課題があることがわかった。

⑧補装具費支給制度における種目（意思伝達装置）の構造に関する調査研究

重度障害者用意思伝達装置は補装具の中で新しい種目であるとともに、技術革新により高機能化しているため、現行の補装具の基準に合致するか判断に戸惑う装置もある。また、利用者の多くは身体機能が変化する進行性筋疾患患者であり、修理基準による入力装置交換や借受けに対する期待も大きい。現状では不十分な側面もある。本研究で①市場に流通する意思伝達装置および相当品の製造販売および機能に関する変化の状況と関連する課題、②借受けを促進するための相談支援体制の実情、および③補

装具費としての支給実績を調査検討し、意思伝達装置の円滑な支給が可能となる基準策定のために必要な検討事項を整理するとともに、その対応案の提案を目的として実施した。結果、これまでに検討課題しつつも解決していない課題が多く、その影響が大きくなっていることも明らかになった。そのため、補装具の趣旨や他制度・他障害との整合性をふまえつつも、入力装置の適合や設定に伴う工賃相当額の適切な算出と加算方法の検討、さらには借受けの推進のために貸し出し機の確保・融通や、ソフトウェアのみの取り扱い等について論点整理した。これらを踏まえ、従来からの補装具概念に縛られず、抜本的な再検討が必要である。

⑨前腕筋電動義手の製作時間に関する基礎調査

日本の筋電電動義手は欧米に比べて普及が遅れていると言われていたが、徐々に普及し始めている。しかし、労働者災害補償保険法が正式支給種目としているのに対し、障害者総合支援法では特例補装具として扱われており、同じ筋電電動義手でも製作する施設・地域により価格が異なる現象が生じている。義肢装具の価格決定方法として提示されている昭和53年度厚生省厚生科学研究による特別研究報告書の算出式において、義肢装具の製作時間は価格決定における重要なパラメータである。そこで、5名の義肢装具士が同一切断者に対し、同一の製作方法で筋電電動義手を製作し、製作に要した時間を計測した。その結果、5名の被験者の平均時間は 529 ± 85.1 分（ 8.82 ± 1.4 時間）であった。5名の義肢装具士を比較すると、義肢装具士の経験年数が短いほど製作時間が長かった。これに対し、筋電電動義手の製作経験数では差が見られなかった。また、各作業工程の比率では、筋電電動義手の製作においては、④支持部外形形成と要素の結合にかかる時間が能動義手より多いことが示された。筋電電動義手は能動義手に比べて部品点数が多く、それらを組み込んで外形を整えることが時間を要すること、次工程の組み立てにも影響するため時間を要することがその要因であると推測された。

E. 結論

1) 補装具費支給事務の円滑な運用への提言を行い、2) 補装具の種目構造等を整理・明確化するとともに、3) 基準額算定のための評価手法の開発を行うことを目的として研究をすすめている。

1) 補装具費支給事務の円滑な運用では、補装具の種目によっては、更生相談所や市町村で支給決定する際の専門性の担保が困難であることがわかった。一方、医療関係者でも制度に精通していないために十分な制度利用できていない。小児筋電動義手の調整には、ある程度の設備を用意しその場で対応できる環境が必要である。借受けについては、借受けの期間・種目に応じた運用方法について検討・施行、および基準額についても再検討が必要といえる。

3) 基準額算定のための評価手法の開発では、補装具のそれぞれの種目について、義肢・装具・座位保持装置の種目ごとの推定作業人件費単価を明らかにした。また、義眼等いくつかの種目において補装具の基準価格と制度外での販売価格の間に乖離があることが確認された。しかし、一方で、種目によっては今回調査で得られた回答対象機種が、基準補装具としては、基準の補装具の想定する仕様が必ずしも明確ではなかったり、現状と合っていないことが示唆された。新型コロナウイルス感染症による影響については、義肢装具士は専門職ではあるが、病院な勤務ではなく、民間会社による経営母体があり、対応が困難であったことがうかがえた。

意思伝達度装置は、情報技術を応用した装置で、技術革新の恩恵が大きく期待できるが、現行基準がそれに追いついていない。また、明確な専用機器とは言えない相当品に対する購入費の支給が増えてきていることが懸念されている。基準額に関しては、適切な工賃等総額を明確にすることが今後の課題である。

筋電動義手の製作時間に関しては、製作に要した時間は製作作業経験年数と関係し、マニュアル化されていれば、筋電動義手の製作経験に関係なく一定の時間で作業を完了できると示唆された。

F. 健康的危険情報

(分担研究報告書には記入せずに、総括研究報告書にまとめて記入)

G. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

(発表誌名巻号・頁・発行年等も記入)

H. 知的財産権に出願・登録状況 (予定を含む)

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

厚生労働行政推進調査事業費補助金（障害者政策総合研究事業）

分担研究報告書

視覚関連補装具に関する全国の市区町村と更生相談所の現況に関する研究

研究分担者 清水 朋美 国立障害者リハビリテーションセンター病院第二診療部

堀 寛爾 国立障害者リハビリテーションセンター病院第二診療部

研究要旨

視覚関連補装具に関する全国の市区町村と更生相談所の認識と対応の現況を把握することを目的に調査を実施した。全国の市区町村と更生相談所を対象に調査票を郵送し、回答依頼を行った。その結果、市区町村は 781/1743 か所 (44.9%)、更生相談所は 70/77 か所 (90.9%) の回答が得られた。市区町村での眼鏡（弱視用）の決定件数は少なかった。暗所視支援眼鏡と最新技術を盛り込んだ高機能白杖については、いずれも「知らない」の回答が 60% 台で最多だった。更生相談所では、「市区町村から視覚関連補装具に関する相談（判断に悩むケース等）が入った場合に相談する先」は、理学療法士、看護師が多く、眼科医、視能訓練士は 1 件ずつだった。「視覚障害関連業務に関わる更生相談所の常勤職員の視覚関連補装具に関する知識習得の機会」については、「ある」が 30 件 (42.9%)、「なし」が 41 件 (58.6%) だった。「なし」の理由としては、「必要だと思うが、他業務の割合が多く、視覚関連の時間が取りにくい」が 26 件 (61.9%) で最多だった。視覚関連の特例補装具については、「問い合わせもなく、まったく判定したことはない」が 47 件 (67.1%) で最多だった。市区町村、更生相談所ともに視覚関連補装具に関する最新情報、専門性の担保に課題があると考えられた。

A. 研究目的

視覚障害者用補装具の対象品目は、視覚障害者安全つえ（旧盲人安全つえ、令和 2 年度から改称）、眼鏡、義眼がある。このうち眼鏡には、矯正用、弱視用、遮光用、コンタクトレンズが含まれる。他障害の補装具と比較して数も少なく、その決定は基本的に市区町村で判断されている。

これまで、視覚障害者用補装具に関する最新の関連情報の認識状況について市区町村と更生相談所にどこまで知られているのか報告されたものは、筆者らが調べた限りでは見当たらなかった。さらに今回は、遮光用の眼鏡が令和 2 年度から眼鏡（遮光用）に前掛式に加え、掛けめがね式が追加されたので、種類変更に伴った眼鏡の決定状況を含めた視覚障害者用補装具に関する市区町村ならびに視覚障害者用補装具に関する更生相談所の認識と対応の現況についても調査を行うことを目的とした。

B. 研究方法

調査はアンケート調査として実施した。全国の 1,741 市区町村と 77 更生相談所へ調査票を郵送し、回答を回収し集計を行った。調査期間は、市区町村が令和元年 11 月 13 日～12 月 25 日、更生相談所が令和元年 9 月 27 日～11 月 29 日とした。設問内容は、市区町村に対しては主に眼鏡の決定件数、最新の視覚関連機器の認知度、更生相談所に対しては主に視覚関連補装具の専門性担保、特例補装具について含めた。

（倫理面への配慮）

なし

C. 研究結果

市区町村の調査票への回答率は 44.9% (781/1,741) だった。掛けめがね式的眼鏡（弱視用）の決定件数は平成 26 年度～30 年度まで毎年 100 件台で横ばい状態であり、平成 26 年度以降 5 年間の平均で

136.4 件だった。眼鏡（弱視用）に設定されていないものについての相談受付については、「現支給制度で定められていないものの相談は受け付けていない」が 443 件（56.7%）と最多だった。相談を受けたという回答は計 10 件（0.1%）で、具体的には、弱視用の拡大鏡、ルーペ、暗所視支援眼鏡の品目が挙げられた。眼鏡の名称を組み合わせた支給決定の有無では、分かっている組み合わせのなかでは「矯正と遮光」の組み合わせが最多だったが、不明の数はさらに多い結果だった。暗所視支援眼鏡については、「知らない」が 524 件（67.1%）と最多だった。眼鏡（矯正用）と眼鏡（遮光用）の決定件数は、平成 30 年度は平成 29 年度と比較して、「矯正 6D 未満」と「遮光前掛式」が増加していた。度数の入っていない掛けめがね式的眼鏡（遮光用）の扱いについては、「度数が入っていないものは「6D 未満」の矯正用に含まれ、なおかつ矯正用の備考欄に「遮光用としての機能が必要な場合は 30,000 円とすること」となっているので、それに準じて決定している」の回答が 207 件（26.5%）で最多だった。最新技術を盛り込んだ高機能盲人安全つえについては、「制度の対象になっていないので知らない」が 498 件（63.8%）と最多だった。

更生相談所の調査票への回答率は 90.9%（70/77）だった。「市区町村から視覚障害の補装具支給に関する相談が入った場合、どのような専門性の人に対応するか」について、理学療法士、看護師、身体障害者福祉司の順に多く、眼科医、視能訓練士は 1 件ずつだった。「視覚障害関連業務に関わる更生相談所の常勤職員の視覚関連補装具に関する知識習得の機会」については、「ない」の回答は 41 件（58.6%）を占めた。その理由としては、「必要だと思うが、他業務の割合が多く、視覚関連の時間が取りにくい」が最多だった。30 件（42.9%）は「ある」の回答で、「国立障害者リハビリテーションセンターで開催されている研修会への参加」が最多だった。視覚関連の特例補装具については、「問い合わせもなく、まったく判定したことはない」が 47 件（67.1%）で最多だった。実際に特例補装具として決定したものとして、虹彩付きコンタクトレンズが挙げられた。問い

合わせはあったが、補装具に該当しないという理由で決定されなかったものとして、暗所視支援眼鏡、オトングラス*があった。

D. 考察

厚生労働省の統計

(https://www.mhlw.go.jp/toukei/youran/indexyk_3_3.html)によれば、平成 30 年度の補装具購入決定件数は総数 156,092 件で、うち眼鏡（弱視用）は 479 件と報告されている。今回の調査では、眼鏡（弱視用）の年間件数は 100 件台だったが、過去 5 年間ほぼ同数だった。補装具全体をみた場合、眼鏡（弱視用）は継続的に少ない件数であると考えられる。コンタクトレンズと同様に、眼鏡（弱視用）でも同様に眼科医の認識が影響している可能性がある。もうひとつの理由としては、視覚障害が手帳ベースでは最も数が少ない障害であることが考えられる。「矯正 6D 未満」と「遮光前掛式」の増加では、平成 30 年度から、眼鏡（遮光用）に前掛式のみとなり、度数の入っていない掛けめがね式は「矯正 6D 未満」に含まれたことに起因すると考えられた。令和 2 年度から、眼鏡（遮光用）に前掛式に加え、掛けめがね式が追加されたので、今後は「矯正 6D 未満」と「遮光前掛式」の件数が少なくなることが予想される。度数の入っていない掛けめがね式の遮光眼鏡はロービジョン患者に処方する機会も多く、眼科関係者にとってはわかりやすく改善されたと言える。暗所視支援眼鏡、高機能盲人つえといった最新の補助具については過半数が知らず、視覚関連の最新情報は入りにくい可能性が高かった。

近年、視覚障害関連の新しい補助具が次々と上市され、一部には補装具として認められる可能性について眼科関係者の間で論じられるものもある。仮に特例補装具として申請を検討する場合には、更生相談所が窓口となる。一般的に視覚障害者用補装具については各地の市区町村が窓口となり補装具費支給決定まで行うため、更生相談所で視覚障害者用補装具について検討される機会はかなり少ないことが想定される。

更生相談所への調査では、市区町村からの視覚関連の相談事については大多数が理学療法士等の眼科の専門外職種が対応しており、職員の研修機会については、視覚障害関連の研修機会は半分以下ということが明らかになった。仮に新しい視覚障害関連補助具が出てきても、眼科の専門性担保が乏しい状況で補装具としての是非について正しい判断ができるのか懸念される。告示に定められた補装具の種目に該当していても名称・型式・基本構造のないもので障害状況、生活環境等で真に必要なものは特例補装具として申請をすることができるが、視覚障害関連で決定された例は極めて少ない。特例補装具は「問い合わせも判定もない」が最多だったが、更生相談所側の要因のみならずここにも眼科医の認識の乏しさが大きく影響している可能性が高い。

本来は手帳の等級基準を満たしている状態であるにも関わらず、手帳を取得していない視覚障害の患者は相当数いる。手帳があれば、補装具申請を検討できる機会が生じやすい。手帳取得を望まない患者であればやむを得ないが、希望があるのに情報がなという理由だけで、長年に渡って手帳も補装具も活用できていなかった視覚障害の患者は眼科の臨床現場ではかなり多いことが予測される。以前、日本盲人会連合（現在の日本視覚障害者団体連合）が実施した調査によれば、補装具の制度を知るまでに5年以上かかった視覚障害者が23.7%を占め、眼科医からの情報提供は15.3%に止まっていた。

E. 結論

本研究結果でも、視覚関連補装具の決定件数が少なく、特例補装具に関する問い合わせが低かったことを考えると、眼科で手帳を取得してから補装具申請に至るプロセスは決して円滑ではないことが推測される。視覚関連補装具はロービジョンケア全般とも深く関わっており、手帳取得を含めた眼科医への関連知識の普及と啓発が喫緊の課題であると考えられた。

F. 健康的危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

清水朋美, 堀寛爾, 山崎伸也. 視覚関連補装具に関する全国の市区町村と更生相談所の現況. 臨床眼科, 75 (5), 649-655, 2021.

2. 学会発表

清水朋美, 堀寛爾, 山崎伸也. 視覚関連補装具に関する全国の市区町村と更生相談所の現況. 第74回日本臨床眼科学会, 東京国際フォーラム, 東京, 2020-10-15/18 (Web開催 2020-11-5/12-6).

H. 知的財産権に出願・登録状況(予定を含む)

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

厚生労働行政推進調査事業費補助金（障害者政策総合研究事業）
分担研究報告書

補装具としてのコンタクトレンズ処方の実態調査

研究分担者 堀 寛爾 国立障害者リハビリテーションセンター研究所

研究要旨

障害者総合支援法に基づく補装具費支給につき、対象となる視覚関連補装具の眼鏡には矯正用、遮光用、弱視用とコンタクトレンズが規定されている。以前に全国 1,741 の市町村および特別区を対象に行った調査を踏まえ、補装具を処方する側である眼科医と、コンタクトレンズを製造販売しているメーカーを対象に実態調査を行った。以前の調査と今回の調査でいずれも、判断基準が曖昧である、コンタクトレンズが補装具に含まれるということの認知度が低い、円錐角膜などへの取扱、耐用年数が長すぎる、など共通の課題が挙げられた。これらは、今後の制度および運用方法の見直しにおける課題となる。

A. 研究目的

障害者総合支援法に基づく補装具費支給につき、対象となる視覚関連補装具の眼鏡には矯正用、遮光用、弱視用とコンタクトレンズが規定されている。しかし 2019 年に全国 1,741 の市町村および特別区を対象に行った調査で、対象となるレンズの種類や 1 枚の価格、耐用年数など実情に合っていないことが課題として挙げられた。それを受けた本研究の目的は、制度を利用する側として、コンタクトレンズを処方する眼科医と製造販売するメーカーの実態把握である。

B. 研究方法

(1)厚生労働省および国立障害者リハビリテーションセンターが主催している視覚障害者用補装具適合判定医師研修会を受講修了した眼科医のうち、任意で参加しているメーリングリストのメンバー475名に電子メールでアンケートを送付した。設問は、1. 補装具としてのコンタクトレンズの処方経験の有無 2. 経験があれば症例の情報 3. 経験がなければ補装具としてのコンタクトレンズの処方検討の経験の有無 4. コンタクトレンズ以外の補装具の処方経験 5.

補装具としてのコンタクトレンズの課題、の 5 問である。

(2)日本コンタクトレンズ協会に加盟していてハードコンタクトレンズを作成している全 6 社に電子メールでアンケートを送付した。設問は、1. 補装具としてのコンタクトレンズに関する問い合わせの有無 2. あればその問合せ相手 3. その内容 4. 補装具としてのコンタクトレンズの課題 5. 補装具としてのコンタクトレンズの価格設定に重要な項目、の 5 問である。

以上で挙げられた課題につき、2019 年に市町村および特別区を対象に行った調査で挙げられた課題と比較検討を行った。

(倫理面への配慮)

本研究は国立障害者リハビリテーションセンター倫理審査委員会で承認を受けて行われた。

C. 研究結果

(1)眼科医へのアンケートでは 475 名中 97 名から有効回答があった。97 名のうち、今までに補装具としてのコンタクトレンズを処方した経験がある者は 23 名 (23.7%) であった。23 名の眼科医から 37 症例

の情報が得られた。補装具としてのコンタクトレンズで解決すべき課題では、耐用年数の長さが 60 名 (61.9%)、使い捨てコンタクトレンズの扱いが 55 名 (56.7%)、定額制コンタクトレンズの扱いが 27 名 (27.8%)、難病に対する処方箋が 43 名 (44.3%)、眼科医の認知度が 72 名 (74.2%)、事務手続きの煩雑さが 48 名 (49.5%) であった。

(2) メーカーを対象としたアンケートでは 6 社中 4 社から回答があった。補装具としてのコンタクトレンズで解決すべき課題としては、耐用年数の長さや事務手続きの煩雑さを各 3 社が挙げていた。その他に市町村によって補助に対する見解、対応、手続き方法が異なるなどの意見があった。補装具としてのコンタクトレンズの価格設定を考える際に重要な項目では、3 社がコンタクトレンズの種類を挙げ、その他としてまずは分かりやすい補助金制度の確立が先決であること、耐用年数は酸素透過性などが問題になる以前のポリメタクリル酸メチル樹脂 (PMMA) 製ハードコンタクトレンズを想定していると考えられること、また取り扱いが困難な状況で健常者と同じ設定であることにも疑問がある、などが挙げられた。

D. 考察

今回の対象は眼科医の中でも特にロービジョンケアに関心のある医師であるが、それでも補装具としてのコンタクトレンズを処方した経験がある者は 23.7% で、19.6% はコンタクトレンズが補装具に含まれることを認識していなかった。またコンタクトレンズの価格と耐用年数を具体的な数字として認識しておらず、課題として耐用年数の長さという項目の意味するところが把握できていなかった可能性がある。以上からコンタクトレンズのみに限らず、視覚障害者用補装具の制度全体について、眼科医の認知度が不十分であることが考えられる。メーカーを対象としたアンケートで課題として眼科医の認知度と回答したメーカーはなかったが、眼科医から発信したアンケートであり社会的な理由として当該選択肢を選ばなかった可能性が否定できない。

コンタクトレンズが補装具費支給制度の対象となつてから現在まで、問題提起や検討が行われて来な

かったことは、現行の制度で問題がないというよりも、現行の制度が正確に認知されていないためであると考えられる。

E. 結論

市区町村も眼科医もメーカーも、概ね同じような課題を挙げ、制度がそれに合っていないことが改めて確認できた。補装具としてのコンタクトレンズにおける課題は明確であり、眼科医への周知と共に現行制度の見直しを検討する必要がある。

F. 健康的危険情報

なし

(分担研究報告書には記入せずに、総括研究報告書にまとめて記入)

G. 研究発表

1. 論文発表

補装具としてのコンタクトレンズ処方の実態調査。
堀 寛爾, 山崎 伸也, 白銀 暁, 井上 剛伸, 我澤 賢之, 佐渡 一成, 清水 朋美. 臨床眼科 74 巻 4 号, 405-412, 2020 年 4 月

2. 学会発表

補装具としてのコンタクトレンズ処方の実態調査。
堀 寛爾, 山崎 伸也, 白銀 暁, 井上 剛伸, 我澤 賢之, 佐渡 一成, 清水 朋美. 第 73 回日本臨床眼科学会, 2019 年 10 月 24 日

H. 知的財産権に出願・登録状況(予定を含む)

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

厚生労働行政推進調査事業費補助金（障害者政策総合研究事業）
分担研究報告書

補装具費支給制度における種目の構造と基準額設定に関する調査研究
—小児筋電義手の製作及び修理、その他関連業務、施設設備に関する調査—

研究分担者 小崎 慶介 心身障害児総合医療療育センター 所長
研究分担者 山崎 伸也 国立障害者リハビリテーションセンター
支援機器イノベーション情報支援室
研究協力者 久保 勉 心身障害児総合医療療育センター 義肢装具士

研究要旨

補装具の公的支給は、補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準により支給され概ね3年ごとに改定が行われている。

近年、補装具の分野でも電子化の技術革新が進みコンピューター制御などを使った新しい部品が開発され筋電義手もその一つになる。

小児において筋電義手は、従来の能動義手と比較して外観の良さやハンドの把持力の強さ、コントロールケーブルやハーネスが不要になるなど多くの利点があり、特例補装具として支給が増加している。

小児筋電義手の製作については、部品の電子化により現行の支給算定基準にある基本工作法や製作要素価格での対応が難しくなっている。また新たな設備も必要になる。

小児の筋電義手の習得は、成人と違い多くの時間と訓練が必要になる。小児の場合、発達段階に応じた様々な課題があり、その課題をクリアするため年齢に応じた訓練が行われている。それに伴い筋電義手の調整も必要になる。また、身体の成長にあわせサイズ交換、メンテナンス等も必要になる。

本研究では、このような小児特有の筋電義手の使用状況から現行の支給制度での対応が可能であるか検証するため、小児の医療訓練に多く関わる小児医療施設において小児筋電義手の製作及び修理、必要な設備、その他関連業務等について実地調査を行った。

今回の調査結果では筋電義手の製作に関しては電子部品の組み込みなど、従来の基本工作法にない作業が必要であった。また製作作業には直接関与しない関連業務について、小児の場合は筋電義手の理解やコミュニケーションをとることに時間を必要とし、リハビリ訓練などへのサポートが多くなった。今回の調査では実際の使用評価期間が3ヶ月と短く破損修理などの事象を検証するまでには至らなかった。今後はさらに長期間使用した場合の修理メンテナンス等についての調査が必要である。

A. 研究目的

小児筋電義手製作及び修理にかかる作業工程、作業時間や素材使用量、必要な設備、その他関連業務について実際の臨床での調査を行い価格設定のための基礎的データを収集する。

B. 研究方法

実際の筋電義手製作のビデオ撮影による記録から作業時間、素材使用量、必要な設備などのデータを収集する。臨床記録簿などから、その他関連業務に関して義肢装具士の関わりを検証する。先天性左前腕形成不全男児2歳1名の筋電義手製作を対象とした。

C. 研究結果

1. 本研究で製作した小児筋電義手及び使用した完成用部品を示す。



図1 小児筋電義手 1電極 随意開式
Parental Switch 加工あり

表1 筋電義手完成用部品

型式	使用部品	備考
電動ハンド	オットボックス8E51=5	小児用電動ハンド
リストユニット	オットボックス10S16=34	ラミネーションリング小児用
コントローラー	オットボックス9E420	7in1コントローラー
バッテリー	オットボックス757B35=0	マイオエナジーインテグラル小児用
充電器	オットボックス757L=35	マイオチャージインテグラル
電極	オットボックス13E200=50	電極
接続ケーブル電極用	オットボックス13E129=G	電極用ケーブル
装飾手袋	オットボックス8S20	電動義手用小児用

2. 小児筋電義手製作における作業工程、作業内容、作業時間、素材使用量、必要な設備について

表2 小児筋電義手製作における作業工程、作業内容、作業時間、使用材料、必要な設備

作業工程	作業内容 (作業時間:分)	使用材料 使用量	必要な設備
身体状況断端 視評価	身体状況断端評価 (40) 運動機能確認 (ROM MMT) 断端の状況確認 筋収縮、筋電出力確認		マイオボーイ
採寸採型	採寸 ギブス採型 (30) 断端周径断端長 健側上肢寸法計測 断端ギブス採型	弾性ギブス包帯1巻	
陽性モデル製作	ギブスソケット適合チェック (20) 陰性モデル近位部延長 (15) 石膏泥流し込み (30) 陽性モデル修正 (40)	ギブスソケットのトリミング適合確認 陰性モデル近位部にシーネで壁を作る 石膏200g 修正石膏50g	石膏包帯1巻
チェックソケット製作	プラスチック真空成形 (30) 石膏割り出し (20) ソケットトリミング (20)	チェックソケット用プラスチックを用い真空成型 ソケット内石膏を取り出す	テルモリンクリアー 200×200×8mm 真空成型機 電気オープンカービングマシーン
チェックソケット仮合わせ	適合の確認 (30) 筋電電極位置の確認 (25) アライメント確認 (10)	フィッティング調整 電極位置選定 義手長、アライメント確認	ヒートガン カービングマシーン マイオボーイ
仮義手組み立て	ソケットトリミング (40) 支持部取り付け (20) 電極バッテリーコントローラーハンド取り付け (20)	電極位置に穴あけ アライメントを考慮し予め準備した支持部を取り付ける ハンド、コントローラー、バッテリーを取り付ける	カービングマシーン ボール盤 マイオリノシステム
仮合わせ	適合、筋電義手動作確認 (40)	適合と筋電義手の動作を確認する	
仕上げ工程			
陽性モデル製作	チェックソケット近位部延長、電極穴シールド (15) 石膏流し込み (30) モデル修正 (25)	チェックソケット近位部にギブスシーネで壁を作る電極穴塞ぐ 石膏200g 修正石膏50g	石膏包帯1巻 石膏200g
ソケット製作	内ソケット真空成型 (30)	電極ダミー取り付け熱可塑性プラスチックを用い真空成型	テルモリンクソフト 200×200×8mm 真空成型機
支持部製作	支持部型出し (60) バッテリー、コントローラーの取付位置を考慮しながら支持部を作る	発砲樹脂50g パテ50g	電気オープンカービングマシーン 真空ポンプ
外装製作	外装ラミネーション (80) ソケット内石膏割り出し (20) トリミング ダミー、支持部材取り出し (20)	熱硬化性樹脂によるラミネーション 積層材ストックネット80cm ガラス繊維20cm	発砲樹脂50g パテ50g 粘土 マイオリノシステム
組み立て	電極、バッテリー、コントローラーハンド取り付け (30)	Parental Switch加工	
仕上げ	コスメチックグロブをかぶせる (10)		
完成	適合 最終確認 (20) 使用説明 (10)	適合確認 取扱説明	
仮用支持部製作			
支持部製作	ダミー用モデル製作 ラミネーション (30) トリミング リスト取り付け (30)	事前に準備してある支持部ダミー使用 積層材ストックネット50cm ガラス繊維10cm ジーゲルハルツ5g	真空ポンプ カービングマシーン

今回の対象は乳幼児であり随意的な筋収縮でハンドの開閉は難しいため、製作した筋電義手は、随意開式とし、ソケットの外からの接触でハンドが開く Parental Switch 加工を施した。小児筋電義手製作での一連の作業工程において、特にソケットへの電極設置に作業時間を要した。陽性モデル修正、チェックソケット製作に関しても電極に関連する部分は作業時間を必要とした。コントローラーやバッテリーを組み込むための支持部加工、外装における電極感度調整穴や充電に必要な充電ソケット設置加工が従来の作業工程にない作業となった。プラスチック真空成形やラミネーション作業などは従来と変わらない作業時間であった。チェックソケットや仮合わせ、完成ソケットの適合に関し、マイオボーイやマイオリノソフトを使い、電極位置の確認、ハンドの開閉制御、筋電位出力確認、感度調整などの作業が必要になった。

3. その他の関連業務について

基本工作法による関連業務については、義肢製作に必要なユーザー情報などの収集・管理・保管、義肢装着までの説明、処方医との連携、義肢引渡し後の定期的なチェックなどが挙げられている。筋電義手製作にも上記同様の関連業務は必要となるが、従来よりもリハビリ訓練へ関わる時間が多くなっている。

表3 リハビリ訓練などへの関連業務

義肢装具士の訓練への関わり (作業時間: 分)	
生後8ヶ月~ 2歳	体幹バランス改善、義手に慣れることを目的に幼児用手先具をつけ義手を使用
	外来受診 筋電義手処方 (50) 断端身体状況確認 筋電義手適応の確認、断端状況、健側状況 ROM 評価、歩行の状況筋収縮筋走路など確認 オリエンテーション筋電義手の説明 感情的サポート
2歳 1ヶ月	筋電分離訓練評価 (80) 筋電位評価、マイオボーイを用いた筋電出力の確認
	チェックソケット義手 (80) ソケット適合チェック、電動ハンド動作確認 マイオリノソフトを用いた筋電位確認、電極感度調整
2歳 2ヶ月	本ソケット完成義手 (40) ソケット適合チェック、電動ハンド動作確認、 装着方法、筋電義手取り扱い禁忌事項説明 マイオリノソフトを用いた筋電位確認、電極感度調整
	OT訓練 (80) OT訓練中の動作確認
2歳 3ヶ月	ソケット調整作業 (20) 保育園で筋電義手が外れてしまうという訴えに 対しフィッティング微調整

小児筋電義手の関連業務として、筋電義手の処方からリハビリチームの一員として関わる。

筋電義手操作に最も重要となる筋電位の検出は、リハビリ訓練の中で行われている。小児の場合は筋電義手の理解やコミュニケーションを取るのに多くの時間を必要とする。最適な電極位置の決定や筋電義手の調整は試行錯誤の作業となる。特に乳幼児はまだコミュニケーションを取ることが難しく、断端も小さいため電極設置場所が限られ難渋する。今回はソケットの外からの接触でハンドが開くように Parental Switchを用いて訓練を行った。

完成後のチェックに関しては、若干のソケットの適合調整を行った。

使用期間が3ヶ月と短く破損修理などの事象を検証するまでには至らなかった。

D. 考察

筋電義手特有の作業は、電極、バッテリー、コントローラーの設置など、電子部品に関係する作業が従来の基本工作法にない作業になる。材料その使用量は従来の義手製作と大きく変わらないと考える。必要となる設備については従来設備のほか、筋電位検出のための機器が必要となる。今回はオットーボック社の完成用部品を使用したためオットーボック社のマイオボーイ、マイオリノシステムを使用した。関連業務に関してはリハビリ訓練へのかかわりが増加している。筋電位の検出や義手訓練中での筋電位の確認など複数人での対応が必要になることもある。また、その場でのソケットの調整も必要になる。乳幼児では義手に対する理解を得ること、コミュニケーションを取ることが非常に難しく筋電義手を適応させるには多くの時間を必要とする。小児は成長課程にあり筋電義手の操作も発達段階に応じて少しずつ習熟していく。また、身体の成長によるソケットの交換修理も少なくとも年単位の対応が必要と考える。今回の調査では評価期間が短くソケットのサイズ交換、破損修理等の事象はなかったが、今後は長期間での調査が必要となる。

E. 結論

小児筋電義手の製作修理にかかる作業時間、素材使用量、設備、関連業務などのデータを収集するため調査を行った。製作に電極バッテリーコントローラーなどの電子部品を使用するため、それらの取り付け作業など従来の基本工作法に無い作業が必要になった。それ以外の作業工程は従来通りであった。素材使用量はほぼ従来とおりであった。

関連業務として特にリハビリテーション訓練へのかかわりが増加した。

修理などの対応については今回の調査では明らかにならなかった。

F. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

G. 知的財産権に出願・登録状況（予定を含む）

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

厚生労働行政推進調査事業費補助金（障害者政策総合研究事業）
分担研究報告書

補装具費支給制度における借受け対応に関する調査研究

研究分担者 井村 保 中部学院大学 看護リハビリテーション学部 教授

研究分担者 井上 剛伸 国立障害者リハビリテーションセンター研究所 福祉機器開発部長

研究要旨 平成 30 年度から補装具費支給制度において借受けに要する費用の支給という選択が可能になった。しかし昨年度までの調査で 2 年経過した段階では実績も少なく、対象部品の確保・流通や費用面の課題として検討すべき点について明らかになった。今年度の研究は、これらの課題への対応策を検討・試行し、その有効性の検証、更なる課題の確認と対応の提案を目的とした。

その結果、借受け可能製品を横断的に検索・手配できる借受け支援システムの有効性が示唆されたが、種目や借受け期間の相違により異なる対応が必要であることも確認できた。また借受け基準額の設定で想定している償却期間の貸し出しを行うことは困難であるほか、貸し出し品の稼働率を上げるために貸し出し回数を増やすとなれば加工・設置調整および流通経費もかさむことから、補装具事業者には過度の負担となることが危惧された。

今後の課題として、①借受け支援システムの利用拡大を含めて、借受けの期間・種目に応じた運用方法について検討・試行すること、②実際に借受けに対応する場合に、減価償却に加えて工賃や流通に伴う経費の加算を含めた基準額を再検討すること、が必要といえる。

A. 研究目的

平成 30(2018)年 4 月から、障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度において、省令で定める場合で、告示に定められた種目等については、原則は従来からの購入であるとしつつも、加えて借受けに要する費用の支給という選択が可能になったが、昨年度までに実施した調査などからは、借受け費の支給に関しては、まだほとんど実績はなかった。しかし、対象部品の確保・流通や費用面の課題として検討すべき点についても明らかになった。

本研究では、これらの課題に対するいくつかの対策を提案し、模擬的な借受けを試行することでその有効性を確認するとともに、更なる課題や対応などを提案することを目的とする。

B. 研究方法

これまでの研究により明らかになった課題として、「どこでどのような補装具（部品）が借受けできるかわからない」、「借受けの基準額が低く事業者の負担が大きい」、「借受け後の購入を前提とした判定では手続きが煩雑になる」などである。

今年度は、限られた研究期間であることから、短期間の借受けが想定されている義肢装具完成用部品（高額膝継手）を対象とし、（１）部品の確保としての支援システムの構築、（２）流通面での検証および適切な基準額の在り方に関する調査を行うこととした。加えて、（３）福祉行政報告例における実績の確認を行った。

B-1. 借受け支援システムの構築

昨年度の調査結果より、製作事業者が複数のメーカーに個別に確認していることから、対象となる複数（社）の部品を把握できないことや、借受けのための部品手配に時間と手間がかかること、複数社の部品を五月雨式に比較検討する際の日程調整が困難なこと、などが課題として挙げられた。そこで、今年度はこの課題を解決するための借受け支援システムのモデルを構築するとともに、その核となる補装具借受けサイトを試作し、その有効性や課題について確認した。

（1）借受け支援システムのモデル構築

厚生労働省にて補装具費支給制度を担当する専門官との意見交換を行い、特に義肢部品の流通における課題を解決するモデルとした。また、一般社団法人日本福祉用具・生活支援用具協会の義肢装具部会の協力を得て、現場とのすりあわせを行いつつ、システム構築を行った。

（2）試作した補装具借受けサイトの動作確認

部品に関する問い合わせ、部品の発注・受注、出荷日の連絡を行うシナリオを設定し、それに基づいた動作の確認を実施した。また、動作確認においては、義肢の部品提供事業者と貸付事業者の両方の事業を関連会社にて展開している、パシフィックサプライ株式会社と川村義肢株式会社の協力を得て、実際の業務を行っている担当者がそれを模擬しながら実施した。操作終了後、システムの効果や課題などについて、意見を聞き取った。

（井上）

B-2. 模擬的借受けの試行

借受けにおいては、対象製品・部品の手配に加えて、それを利用者に適合させることが必要である。そこで、実際に借受けに相当する流れで、部品メーカーや補装具製作事業者等の協力を得て、製品・部品の予約から返却までの物流面にかかる管理・流通コスト、試用・比較検討にかかる作業時間・費用ならびに事務的手続き等を記録し、それらから基準額の在り方を含めた課題を検討した。

（試行条件）

実際に借受けを行う際には、身体障害者更生相談所の判定が必要であり、その後の市町村の決定を経て借受けを行うことになる。現状（購入の場合）では、身体障害者更生相談所の判定前に、デモ機を装着しての試用経験の有無を問われることが多い。しかし、借受けにおいても同様のプロセスを求めることは、購入のために借受けによる試行を行うのに、デモが必要とされることも懸念される。そのため、今回の模擬的試行では、手続きの簡素化のために身体障害者更生相談所による判定を省略し、

【市町村による文書判定を想定しての、見積書の確認による適否判断】

に相当する手順での試行を前提条件とし、市区町村が行うべき適否判断は研究班がその役割を担い実施した。

（基準額（条件）の設定）

模擬的借受けの試行に際し、必要となる経費を負担するための算出に際して、実際の借受け基準額に相当する費用を基本として、主となる部品の膝継手に加えて、アダプター等の付属品、チューブ等の調整用部品も対象とした。なお、期間としては、便宜的に半月に統一して、月額基準額の半額とした。

また、義肢装具の完成用部品の場合には、借受けであっても、現に利用している部品を取り外しての借受けた部品の取り付け、借受け期間後には再度元の部品に戻すといった、組み上げ作業が2回発生することから、本来であれば工賃の加算が適切であると考えられる。そのため、加工を伴う部品については、修理基準にある「完成用部品の交換」に相当すると考え、同基準額の工賃、並びに消費税相当額（仕入れ課税相当）となる100分の6を加算した。

（研究協力機関）

今回の試行においては、一般社団法人日本福祉用具・生活支援用具協会の義肢装具部会の会員各社に諸課題の検討から試行に関する諸調整でご協力を頂いた。特に

オットーボック・ジャパン株式会社
ナブテスコ株式会社
パシフィックサプライ株式会社

には、部品の提供にご協力を頂いた。加えて、パシフィックサプライ株式会社には、借受け支援システムの構築や運用においてもご協力頂いた。

また、補装具製作事業者2社（下記の倫理面への配慮により企業名は非公開としている）にも、実際の試行にご協力頂いた。

（倫理面への配慮）

今回の研究対象者は事業者（法人）であり、個々の従事者や利用者に属するものではない。実際に対応する各事業者は、物流管理・費用清算が発生することから匿名（事業者名）での調査ができないが、実際に作業を行った従事者（義肢装具士）に関する個人情報は収集しない。また、借受けた部品を試用する利用者やその最終的な適合結果などについても収集しない。また、結果の公表時には、関係する個人が特定できないだけでなく、個々の事業者名は伏せることとする。（中部学院大学研究倫理審査委員会承認：C20-0028）

（井村）

B-3. 福祉行政報告例による実績調査

昨年度の研究では、全国の市区町村や身体障害者更生相談所を対象として借受けの状況（平成30年4月～令和元年中（回答時点）の判定・支給件数等）の調査を行い、概ね実態の把握を行った。

しかし、年度途中での照会であったことから、令和元年度の最終的な実績を福祉行政報告例にて確認することとした。また、初年度（平成30年度）の実績とも比較検討した。

（井村）

C. 研究結果

C-1. 借受け支援システムの構築

（1）借受け支援システムのモデル構築

借受けにおける義肢部品の供給体制モデルについて検討を行い、図1-1のようなモデルを作成した。身体障害者更生相談所の判定に基づき、市町村が支給決定を行う。これをもって、使用者及び市町村から貸付事業者へ連絡が入り、借受けの部品調達を開始される。貸付事業者は、部品提供事業者に対して

貸出部品の発注を行う。その際、貸し出し可能な部品の在庫状況などの問い合わせを行う場面が想定される。部品提供事業者では、貸出可能な部品を確認し、出荷日等の情報を貸付事業者へ連絡し、その後部品を送付する。このモデルからもわかるように、借受けに係る貸付事業者と部品提供事業者のやりとりが発生する。今年度の研究では、この部分に着目し、支援システムとして補装具借受けサイトを構築することとした。（仕様の詳細は別紙参照。）

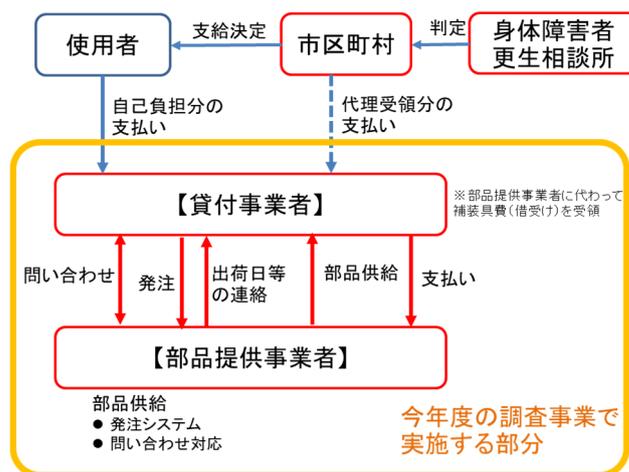


図1-1 義肢部品借受け供給体制モデル

（2）試作した補装具借受けサイトの動作確認

試作した補装具借受けサイトを用いて、模擬的な発注シナリオ（プロトコル）を基に、機能の確認を行った。設定した模擬シナリオは表1-1の通りである。

表1-1 借受け支援システムのプロトコル

- ① 部品に関する問い合わせ
 - 【貸付事業者⇒部品提供事業者】
 - ・借受けサイトの問い合わせフォームを入力
《貸付事業者》
 - ・システムからのメール受取
《部品提供事業者，システム管理者》
 - ・問い合わせ受付通知の受取
《貸付事業者》
- ② 問い合わせに対する回答
 - 【部品提供事業者⇒貸付事業者】
 - ・問い合わせに対する回答をメールにて貸付事業者へ送信

《部品提供事業者》

- ・問い合わせに対する回答メールを確認
《システム管理者》

③部品（膝継手）の発注

【貸付事業者⇒部品提供事業者】

- ・借受けサイトの発注フォームを入力
《貸付事業者》
- ・システムからのメール受取
《部品提供事業者、システム管理者》
- ・発注受付通知の受取
《貸付事業者》

④ 部品確保および出荷日の連絡

【部品提供事業者⇒貸付事業者】

- ・部品確保および出荷日の連絡をメールにて貸付事業者へ送信
《部品提供事業者》
- ・部品確保および出荷日の連絡メールを確認
《システム管理者》

模擬シナリオを用いた動作の確認の結果、補装具借受けサイトの動作については、ほぼ想定通りの動作が行えることが確認できた。試用に要した時間は約30分であった。

補装具借受けサイトの試用の後、参加者による意見交換を行った。得られた意見を以下に示す。

- ・システム上で貸出事業者と部品提供事業者のやりとりを残せるようになれば、状況確認に役立つ。
- ・各社の部品について、在庫の状況をサイト上で確認できると問い合わせの手間が省ける。
- ・在庫管理の方法としては、部品提供事業者からの手入力とするのが現実的。先の貸出に向けての部品確保のタイミングの問題や、部品の返却の状況なども考慮すると在庫の数のみで判断できない。
- ・在庫数の入力にあたっては、部品供給事業者が直接サイト上の情報を変更できるようにしておいた方がよい。
- ・各社の部品を集めて、借受け用として一括に管

理する場所があれば良いが、それにはいろいろな問題を解決しなければならない。

- ・在庫管理のみではなく、日程管理の機能も必要となる。
- ・管理者の役割を明確にする必要がある。それにより、やりとりのモニターにおける内容の範囲が決まっていく。
- ・出荷希望日ではなく、着荷希望日の方が実際の部品のやりとりの現場では重要な情報になるので、着荷希望日を入力する方がよい。
- ・本システムをどの範囲で活用することが良いのかは、さらなる検討が必要ではないか。

(井上)

C-2. 模擬的借受けの試行

3社のメーカーから各1点の部品提供の協力を得ることができた。なお、主部品（膝継手）以外に必須となる充電器等の付属品については、今回の試行で用いる「借受け支援システム」での申し込み時において、パッケージとして一括手配できる用に登録した（表2-1）。

(1) 部品の入手

これらの部品を利用して、2社の製作事業者が、計5件の模擬的借受けを試行した（表2-2）。ここで、同一製作事業者に対して、同一部品の貸出を行う場合もあったが、部品の安全性を考慮して、同一部品を継続利用するのではなく、それぞれに貸し出し・引き上げ・メンテナンスが必要なため、異なる個体の提供となっている。

申し込み時において、付属品をパッケージにしても、実際に製作事業者で利用者の義足に組み上げる場合には、膝継手以外にも長さ調整を行うチューブや足部等の調整用部品が追加で必要になった場合もある（表2-3）。これは、同じ膝継手を利用していても、それを利用する個々の利用者によって異なるものであり、事前に想定して確保していた場合だけでなく、現場調整が必要であるとの判断が行われたものもあった（事例②③⑤）。

なお、部品の手配や見積もりにかかる実時間としては30分程度であったが、付属品以外の追加部品の確認等のために、別途、個別に各メーカーの担当者と直接連絡をとっていた。（全事例）

表 2-1. 模擬的借受けの試行対象の部品（膝継手）

(1) ALLUX セット（ナブテスコ株式会社）

NE-Z4		ALLUX（継手本体）
付 属 品	NE-RC02	リモートコントローラー
	NE-AD01 kit	アルクス用 AC アダプター
	NE-BC01 kit	アルクス用充電用キット
	NE-SB01 kit	アルクス用補助バッテリーキット

(2) C-Leg セット（オットーボック・ジャパン株式会社）

3C98-3 c-leg		C-Leg（継手本体）
付 属 品	4E50	バッテリーチャージャー
	757L16	AC アダプター

(3) リオニーXC セット（オズール社製・パシフィックサプライ株式会社取り扱い）

RKNXC0003		リオニーXC（継手本体）
付 属 品	16180033	リオニー用充電器

表 2-2. 模擬的借受け試行事例

	製作事業者	利用部品（膝継手本体）	
①	A 社	オットーボック	3C98-3
②		オットーボック	3C98-3
③	B 社	ナブテスコ	NE-Z4
④		ナブテスコ	NE-Z4
⑤		オズール	RKNXC003

表 2-3. 試行事例で追加手配となった部品

	膝継手本体	追加部品	
①	3C98-3	チューブ	2R57
②	3C98-3	チューブ	2R57
		コネクタ	6A54
③	NE-Z4	クランプアダプタ	N-D111
		チューブ	N-P113
		足部	FS30000
④	NE-Z4	クランプアダプタ	N-D111
		チューブ	N-P113
⑤	RKNXC003	クランプアダプタ	A-645100
		チューブ	A-748030
		足部	Vari-Flex

(2) 部品の組み上げ

高機能な電子制御式膝継手の組み上げにおいては、物理的な組み上げでなく、コントローラーによる調整が必要になる。コントローラーは、販売品に付属されている場合や製作事業者にて所有している場合もあるが、ソフトウェアのバージョンによっては新しい部品に対応していないことや、実際に作業

する義肢装具士の経験等によっては、メーカーによるサポート（技術支援）が必要な場合もあり、立ち会いが行われた場合もある。（事例③④⑤）

加えて（1）にまとめたように個別の利用者に応じて追加部品が必要になる場合もある。特に現場判断となったものの中には、製作事業者で保有しているものもあるが（事例②）、都度メーカーから借用したものもあった（事例③⑤）。これらについては、デモの場合同様に、サポートとして技術者が立ち会う場合には（事例③④⑤）、予め想定して持参していればその利用も可能になる。

なお、組み上げそのもの（部品の組み替え）の所要時間は45分程度であるが、その後の調整に要するに要する時間は、2～3時間であった。

(3) 原状回復

一定期間の利用の後に、元の部品に組み替える（戻す）必要がある。確実に原状回復するためには、調整した箇所正しい把握等が必要であり、効率的な作業となるように、同一の義肢装具士が対応するようにしていた。

また、取り外した（元々の）部品について、その状態で保管しておくことが好ましく、製作事業者において保管（預かり）していた。（全事例）

なお、組み上げそのもの（原状回復）の所要時間は、調整・確認を含めて1時間程度であった。原状回復に要する時間のほうが、調整量などは決定済であることから調整が少なくなり、所要時間が減少しているが、そのために借受け部品の組み上げ時に必要な情報を記録する作業が含まれているといえる。

(4) 価格計算等

今回の試行そのもので、適切な基準額の計算式を導くことはできないが、借受け基準額がメーカー（部品の提供事業者）への代金となるのであれば、製作事業者に対して修理基準を参考としての工賃を加算することは、妥当といえる。

借受け基準額（部品）価格については、利用期間に応じた減価償却になるが、貸し出し・回収の都度発生するメンテナンス費用（メーカーにより7千～

1万円程度を設定)が必要なことを考えると、借受け基準額に含むのか、別立てとすることが適切か否かという議論も含めての再検討が必要である。

(井村)

C-3. 福祉行政報告例による実績調査

昨年度の調査では、上肢装具および重度障害者用意思伝達装置での借受け実績が数例確認されていたが、令和元年度福祉行政報告例では、義肢や体幹装具などでも借受け費の支給や借受け修理としての実績ありの報告(記載)が多数あった。

しかし、借受け実績のない借受け修理や、1つの自治体のみで多数の借受け支給決定の確認は、昨年度の調査結果との乖離がある。そのため、その状況について当該自治体の身体障害者更生相談所を通して担当課に追加調査(照会)を実施した。その結果、2つの都道府県で誤りを確認でき、各自治体から訂正報告がされるとともに、福祉行政報告例も令和3年3月27日に、訂正された。

(誤) 【借受け決定総数： 91件、
借受け修理決定総数： 2件】

(正) 【借受け決定総数： 11件、
借受け修理決定総数： 0件】

なお、借受け決定の内訳は

- ・上肢装具：9件(横浜市5件、相模原市4件)
- ・重度障害者用意思伝達装置：2件(札幌市)

であり、昨年度調査で判明している自治体であったが、重度障害者用意思伝達装置が1件から2件と増加していた。

(井村)

D. 考察

D-1. 借受け支援システムの構築

試作した補装具借受けサイトの模擬シナリオに基づく試用結果から、このような借受け支援システムは、貸付事業者と部品提供事業者のやりとりをモニターする点や、各社の部品の在庫を一括で表示できる点で効果が期待されることが示された。出荷の日程管理までの機能の必要性も指摘されたが、機能が複雑になる点や、管理者の負担も増える可能性がある

り、部品調達の最初の段階での利用にとどめておくのも一つの考え方である。

多くの部品を一カ所に委託して管理が可能な場合(種目・製品)では、今回提案したシステムが有効と考えられるが、完成用部品のように、複数の部品の組み合わせ・管理が必要な場合には、一元的に部品の手配まで行うより、問い合わせフォームは共用しても、部品(取扱事業者)毎に確認ができる方式(ネットショップにおけるテナント方式)の方が有効な場合も考えられる。

今回、義肢装具についてはまだ実際の借受け決定案件がない中で、最大限の情報収集を行った上での供給体制モデルと支援システムの構築および模擬的な運用を行った。そのため、実際の運用の際にどのようなことが起こるのかを詳細に把握できた訳ではない。補装具借受けサイトの試用後の意見交換では、複数の部品提供事業者の製品・部品について、在庫状況が把握できるなどの本システムの利点も示されている。今後、借受けの実利用状況の把握をさらに進め、本システムの活用範囲や、運用のためのコストなども検討しながら機能の改良を進めていく必要がある。また、この結果をふまえ、図1-1に示した補装具借受け供給体制モデルについても、修正が必要である。

(井上)

D-2. 模擬的借受けの試行

C-2に示した試行結果および製作事業者からの情報提供およびフォローアップミーティングを基に状況を分析・考察し、課題となる点を整理する。

(1) 部品の入手と申請内容

デモを経験していて、必要な部品を完全に確認できている場合もあるかもしれないが、同等品(他社製品・部品)を比較する場合などでは、デモを経験せず借受けの申請となる場合が想定される。このとき、必要となる調整用部品が未確定の段階での申請となれば、支給決定内容と実際に利用した内容に相違が生じる可能性がある。そのため、一定の調整幅のある概算決定後の実費精算のような柔軟な対応を検討しなければ、デモのための組み換え、原状回

復、借受けのための組み換え、原状回復、購入による組み換えのように、作業が必要以上に増加し、利用者本人にも負担（日程調整や身体負担のみならず手続きも）が大きくなるのが危惧される。

（２）日程調整と部品の確保

実際の組み上げには、部品の手配とともに、利用者・義肢装具士、さらにメーカーサポートが必要になるとメーカー技術者を含めた対応が必要になる。このとき、部品を供給する事業者（メーカー、貸付事業者）の部品があっても技術者の都合がつかないことがあれば候補日が限定されることになる。

また、今回の試行では検証できていないが、実際の流れにおいても、借受け後に購入となる場合、借受け中の部品に変えて、同製品・部品の新品（個体）へ交換が必要になるが、1つめの部品の回収と2つめの備品の組み上げを同時に行うことが、作業の効率化および利用者の負担軽減になる。作業回数を削減するために同時交換できる日程を調整するだけでなく、継続利用を認めることも検討する必要があることが現実的な対応につながると考えられる。

また、異なる部品を連続して比較検討する（借受け）場合には、先の部品の確保状況も併せての日程調整が必要になる。このとき、部品を供給する事業者においては、先の貸し出し日程が決まれば、その間に別の利用者への貸し出しを行うことは、返却が遅れることや返却時の状態によってはメンテナンス作業が増えて発送が遅れることが懸念される。そのために、メーカーにおいては、先の利用予定であっても、当該部品を貸し出し中の扱いとして確保することになり、貸し出し部品の稼働率の低下に繋がると考えられる。

（３）借受け期間と基準額設定

実際の借受けの場合には、支給決定時に期間が明記され、それを超えない範囲での借受けまたは、期間終了前に再判定による借受け延長か購入の判断を行うことになる。しかし 実際に装用試用の場合にも、希望している生活場面で利用できずに、想定期間より短期間で判断（不要）ができ、早期の終了は

想定されている。

一方、組み上げに必要な調整用部品が追加で必要になっても在庫がなく作業ができない場合、既に主部品を借受けしていても装用試用ができない期間が生じる場合もある。この期間も借受け期間に含まれることになるが、日程調整が難航すれば、予定期間を超えてしまう可能性がある。部品を供給する事業者にとっては、貸し出しているのも費用発生と考えてもよいが、利用者にとっては不利益になると危惧される。本来であれば、可能性がある調整用部品を併せて手配しておいて、実績精算できる仕組みも有効と考えることができる。

しかし（２）でまとめた先の予約に合わせた部品の確保同様に、利用の可能性や見込みでの部品の確保（仮押さえ）期間が長くなることは、部品の稼働率の低下につながり、部品を供給する事業者の不利益になり、結果として事業者が借受け対応を行わなくなることの懸念も考えられる。そのため、借受け期間を長めに設定しておいて早期終了を求めることも考えられるが、借受け基準額にある償却期間を耐用年数の3分の2としている計算式で、稼働率の低下を想定して、より短期間にすること（基準額としては増額すること）の検討が必要と考えられる。

（４）その他の事項

借受け部品の組み上げにおいて、ソケットや外装等については利用者の所有する既存部品を用いることになる。しかし、借受けする部品によっては既存のものより大きいため外装と干渉する場合もある。このとき、外装に納めるためにはウレタン材などを若干削る等の加工が必要になることもあるが、それが適切なのか、またその部品を利用しなくことになる場合に原状回復をどうするか検討する必要がある。

（井村）

D-3. 福祉行政報告例による実績調査

借受け費が支給対象になった初年度である平成30年度の福祉行政報告例では、

【借受け決定総数： 8件】（誤）

となっていたが、こちらにも誤報告があり、本当の実績としては

【借受け決定総数： 5 件】（正）

であり、内訳は

・ 上肢装具：5 件（横浜市）

のみであった。

なお、2年連続で誤報告が確認されたことは、公表される統計資料の信憑性にかかわる問題といえる。しかし、このような誤報告が行われる背景として、市町村における制度の変更事項に対する不理解も懸念される。そのため、報告様式や手続きの簡素化に加え、適切な制度の理解を促す方策の検討も必要といえる。

また、令和元年度の実績としては、平成30年度の約2倍になっているが、上肢装具は隣接市であり、実態としては昨年度ヒアリングを行った有限会社ハニーインターナショナルのBFO（製品名：ポータブルスプリングバランサー）と推測でき、借受けに適した製品であることと、その供給体制が課題になっていることが改めて確認できた。

（井村）

D-4. 今後の総合的な課題

（1）部品以外の費用の計上

部品の借受け基準額は、飯田基準で計算されている購入基準額を元に算出されている。購入であれば一度の納入や調整でよいが、借受けであれば、納入に加えて、回収とメンテナンスがその都度発生する。耐用年数3年の完成用部品の場合、購入基準額を回収するには延べ2年間の貸し出しが必要である。これは、1月貸し出し+2週間の返却・メンテナンスを24回の繰り返すことに相当するが、貸し出しの都度、送料やメンテナンス費用（今回の試行では約1万円）が必要になり経費がかさむことになる。そのため、今回の試行において製作事業者に工賃相当額を加算したように、借受けにおいてメンテナンス等の費用加算がなければ、部品を供給する事業者においては、借受けを行うことで赤字になると考えられる。

また、今回の事例では、期間中の調整が必要にな

るケースはなかったが、生活場面での装用試用期間においても、パフォーマンスを十分に引き出すためには、機器の調整や、経過観察が必要になると考えられるほか、再判定にそなえての「モニタリング」を製作事業者に求める場合に、その対価（費用負担）についても検討が必要と考える。

（2）部品調達における他種目での想定

今回試行した対象製品は、義足の膝継ぎ手に限定したが、これが必要となる場合は「補装具の購入に先立ち、複数の補装具等の比較検討が必要であると認められる場合」に相当する。この場合、出庫（配送）日の調整を含めた在庫管理にかかる調整が多くなるとともに、稼働率が課題となる。

しかし、重度障害者用意思伝達装置や小児筋電義手のように、比較的長期間を利用することが想定される場合、一度貸し出すと、半年から1年単位での利用となり、同時に複数人からの借受け希望がある場合が想定される。このとき、貸出機の確保が課題といえるが、これを貸付事業者に貸出機の仕入れ（購入）を求めることはその費用負担が課題となる。そのため、メーカーや貸出機を保有する販売事業者だけでなく、デモ機を所有する相談機関等が、貸出可能機を「借受け支援システム」に登録し、貸出事業者がそれを利用して手配するような、貸出機の共通利用などを検討する必要がある。

（井村）

E. 結論

平成30年度から補装具費支給制度において借受けに要する費用の支給という選択が可能になったが、まだ十分に利用されていない現状の再確認を行った。実績が極めて少ない現状は、福祉行政報告例でも再確認できたが、正しい報告がされないほど、市長村には十分に、制度の内容及び趣旨が浸透していない。

借受けに要する製品・部品が、どこで調達できるかわからないという課題に対しては、製品・部品を横断的に検索して、予約ができる「借受け支援システム」があれば、流通面では一定の効果が期待できる。しかし、種目・利用期間によっては、対象品の

回転率が大きくことなることから、受付後の在庫管理や対応も異なる。そのため、種目に応じた運用方法について検討し、試行することも必要である。

また、実際に借受け支援システムを利用しての模擬的試行からは、製品・部品の調達に伴う、組み上げ(設置)に関して、不足する関連部品があったり、関係者の日程調整が難航したりすれば、実際に借受けで使用を開始できる日がずれてしまうことの懸念が明らかになった。これに伴い、借受け期間を変更すると、当該ケースの借受け費の変更にとどまらず、回収・メンテナンス・次の貸し出しという、一連の流れにも影響することから、少ない製品・部品を高い稼働率で流通させることは困難であるといえる。

さらに、借受け費用(基準額)としても、製品・部品代金の日割りでは、設置・調整および配送等に関する経費を捻出できずに、補装具事業者(製作事業者、メーカー)などに過度の負担になることが危惧される。そのため、借受けを普及させるためには、基準額の計算方法の全面的な再検討が必要である。あるいは、製品・部品を一定数は公的に確保して借受け支援システムに登録し、融通させるような積極的な体制を整備する必要もある。

F. 健康的危険情報

(総括研究報告書にまとめて記入)

G. 研究発表

1. 論文発表
(なし)
2. 学会発表
(なし)

H. 知的財産権に出願・登録状況(予定を含む)

1. 特許取得
(なし)
2. 実用新案登録
(なし)
3. その他
(なし)

【別紙】試作した補装具借受けサイトの仕様

1. 目的

平成30年度から補装具費支給制度に新たに導入された借受け制度について、その運用を促進するために、完成用部品の借受けにかかる部品供給を支援する完成用部品借受けサイト(以下、本サイト)を構築することを目的とする。

2. 本サイトの構成

本サイトの構成は以下の通りとする。

- ・ ID/パスワード入力画面
- ・ トップページ
- ・ メーカー一覧ページ
- ・ 商品一覧ページ
- ・ 商品詳細ページ(商品の数分作成)
- ・ 商品申し込みページ
- ・ ご利用の流れ(利用方法の説明ページ)
- ・ 借受け対応義肢装具製作所 一覧ページ
- ・ 問い合わせフォーム

3. 各ページの仕様

1) ID/パスワード入力ページ

- ・ 各ユーザに発行されたIDとパスワードを入力する画面
- ・ 登録されていないID/パスワードが入力された場合には、その旨のメッセージを表示するとともに、再発行の処理を行う。

2) トップページ

- ・ ID/パスワードの入力を受け付けた場合に表示される画面
- ・ 各ページに移動するメニューを表示する。
- ・ 補装具の借受けに関する説明および本サイトの説明を示す。

3) カテゴリー一覧ページ

- ・ 製品カテゴリから製品を選択するための製品別一覧を表示する。
- ・ 表示するカテゴリは 骨格構造義足 義足用部品 膝継手のみとする。

4) 商品一覧ページ

- ・ カテゴリー一覧ページで選択されたカテゴリごとに商品を一覧で表示する。
- ・ 各製品の表示欄には、製品の写真、製品名、価格を表示する。
- ・ 表示数は10個以下とする。

5) 商品詳細ページ

- ・ 商品一覧ページで選択された商品について、詳細情報を表示する。
- ・ 商品の情報として、写真、商品名、価格、商品情報を表示する。
- ・ 出荷希望日（第1候補日～第3候補日）、数量を入力する欄を有する。
- ・ “申し込み”アイコンを表示し、そこをクリックすることで、申し込みページに移動する。
- ・ 借受け部品での対応可否を確認する欄を設ける。

6) 商品申し込みページ

- ・ 申込者情報を入力するフォームを表示する。
- ・ フォームに入力後、確認画面を経て、完了画面に移動する。
- ・ フォームに入力された情報および選択された商品の情報を、申込者とサイト管理者に送付する。
- ・ 複数の商品を申し込む場合に対応して、利用者を使いやすい環境を提供する。

7) 利用方法の説明ページ

- ・ 本サイトの利用の流れの説明を表示する。

8) 借受対応義肢装具製作所 一覧ページ

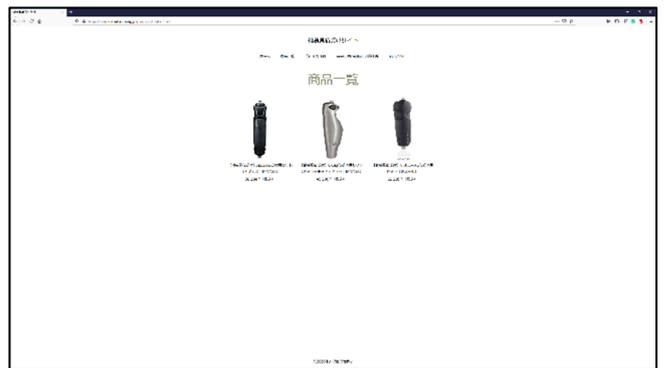
- ・ 借受け対応義肢装具製作所の一覧を表示する。

9) 問い合わせフォーム

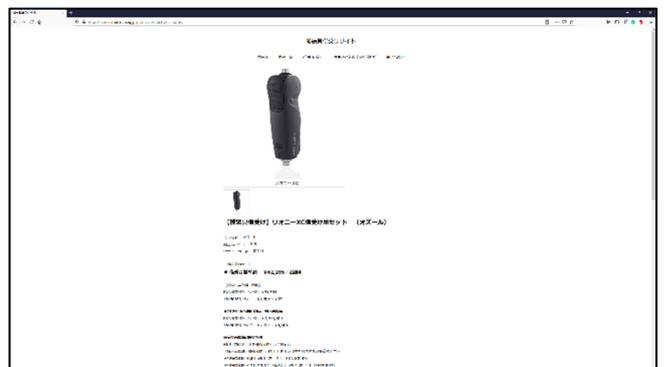
- ・ 商品申し込み以外の問い合わせを受け付けるフォームを表示する。
- ・ フォーム入力後、確認画面を経て、完了画面を表示する。
- ・ フォームに入力された情報を、メールにて送信者とサイト管理者に送付する。



付図1 補装具借受けサイトのトップページ



付図2 商品一覧画面



付図3 商品説明画面



付図4 商品申込み画面

厚生労働行政推進調査事業費補助金（障害者政策総合研究事業） 分担研究報告書

補装具価格根拠調査：義肢・装具・座位保持装置（改定版）

研究分担者 我澤 賢之（国立障害者リハビリテーションセンター研究所）
山崎 伸也（国立障害者リハビリテーションセンター）

研究要旨 障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度の基準補装具について、そのうちの義肢・装具・座位保持装置（以下、「義肢等」）の3種目では、基本工作法による製作過程が想定され、その価格は基本価格、製作要素価格、および完成用部品価格により構成されている。本研究では、補装具費支給制度基準補装具における価格水準検討の際参考となる基礎データを提供することを目的に、基本価格・製作要素価格部分の製作費用の大きさならびに採算状況を明らかにするための調査を、製作事業者（日本義肢協会会員、日本車椅子シーティング協会会員の事業者のうち総合支援法での該当3種目製作件数が一定数ある事業者）を対象として行った。本稿は、昨年度の分担報告書に収載していなかった調査結果（調査B）を追加するとともに、一部の推計（作業人件費単価）について別手法による推定について加筆したものである。

平成21年度以降、作業人件費にかかる時間あたり単価、素材費にかかる素材単価の変化を把握する手法を構築し、調査を行ってきた。前回価格改定に向けた調査（平成29年調査実施。30年度価格改定時に参照された者）では、下記の点の改良を行った。（1）作業人件費にかかる時間あたり単価について、種目別数値の推定を可能とするための改定、（2）素材単価調査の対象素材の見直し。

主要な結果は次のとおりである。（1）作業人件費時間あたり単価が、前回調査時と比較し+3.8%ないし+7.7%程度上昇していた。（2）義肢、装具、座位保持装置の種目ごとの推定作業人件費単価を明らかにした。（3）事業者の売上高営業利益率は平均3.4%であった。一定水準を確保しているものの全産業平均、製造業平均数値と比較すると低かった。（4）素材の平均価格は前回調査時と比較し+2.0%の増加を見せた。該当期間において、国内企業物価指数の動きが示すように物価の上昇が影響したと考えられる。

A. 研究目的

障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度の基準補装具について、そのうちの義肢・装具・座位保持装置（以下、「義肢等」）の3種目では、基本工作法による製作過程が想定され[1]、その価格は基本価格、製作要素価格、および完成用部品価格により構成されている[2]。本研究では、補装具費支給制度基準補装具における価格水準検討の際参考となる基礎データを提供することを目的に、基本価格・製作要素価格部分の製作費用の大きさな

らびに採算状況を明らかにするための調査を、製作事業者（日本義肢協会会員、日本車椅子シーティング協会会員の事業者のうち総合支援法での該当3種目製作件数が一定数ある事業者）を対象として行った。なお、本稿は昨年度（令和元年度）分担研究報告書「補装具価格根拠調査：義肢・装具・座位保持装置」の更新版である。昨年度収載していなかった調査結果（調査B。収支、費用構成、価格算定式係数推定）を追加するとともに、一部の推計（作業人件費単価）における別手法による推

定について加筆したものである。

B. 研究方法

義肢等の製作事業者の業界団体である日本義肢協会ならびに日本車椅子シーティング協会会員に調査票形式での調査を行った。調査票の種別を表1にまとめる。また調査A、Cにかかる調査票を本分担研究報告書末尾に示す。

義肢等の種目の基本価格、製作要素価格は、
 (ア) 作業人件費、(イ) 素材費および(ウ) その他の費用（製作加工費ならびに使用材料費から前掲2項目を除いた部分）から構成されている[2]。義肢・装具については昭和50年代に飯田[3], [4]の調査研究によりその基礎が構成された。本研究では、こうした先行研究を踏まえ、各種パラメータのアップデートを行うための基礎情報を調査により収集する。

調査Aは上述の両団体全会員を対象に、(ア)を規定する要素である作業人件費単価の他、収支、その他の現行制度で想定されている価格と費用の乖離を調べることを意図したいくつかの項目

について把握することを意図したものである。調査Cは立地地域、従業員数規模が多様になるよう選出された一部会員を対象にしたものであり、前述の(イ)に関連し、前回価格改定時（平成29年調査実施、30年度改定）と比較し素材価格の変化状況の把握を意図したものである。本稿では、作業人件費の人件費単価ならびに素材価格の変化について、結果を報告する。

（倫理面への配慮）

本研究では、個人を特定しうる情報を含むデータは使用しない。なお、本研究に、開示すべき利益相反(COI)に関する情報はない。

表1 調査概要

	調査時期	調査対象	調査事項	回収率
調査A 人件費（移動時間含む）・収支について	令和元年8月～令和2年1月	日本義肢協会・日本車いすシーティング協会全会員（382社）	<ul style="list-style-type: none"> 時間あたり作業人件費単価に関する項目 労働時間に占める移動時間の割合 収支 	返送率 71.7% 発送数 382 回収数 274
調査B 費用構成について	令和元年12月～令和2年1月	日本義肢協会・日本車いすシーティング協会から推薦を受けた42事業者（立地地域、従業員数規模が多様になるよう選出。）	<ul style="list-style-type: none"> 費用構成 素材、完成用部品のロス率等 	76.2% 発送数 42 回収数 32
調査C 素材価格について	令和元年12月～令和2年1月	日本義肢協会・日本車いすシーティング協会全会員（382社）	<ul style="list-style-type: none"> 製作に用いられる各種素材（130種類）の価格（平成26年度上半期、29年度上半期、31年度上半期の各時点の値） 	78.6% 発送数 42 回収数 33

C. 研究結果

調査の主要な結果は下記のとおりである。

調査票 A 作業人件費単価・収支等について

作業人件費の時間あたり単価

下記の手順により、事業者ごとの人件費単価を算出した。まず、雇用に要する人件費（通常支払われる給与、残業代、賞与、法定福利費の事業主負担分など）から雇用に要する年間人件費（a）を算出し、一方製造・営業にかかる従業員の月間労働時間数から年間労働時間（b）を算出する。最後に（a）を（b）で除することで、推定人件費単価を得ることができる。なお、労働時間および人件費のうち毎月支払われるものについては、令和元年9月1日ならびに同10月1日を含む給与算定月間の値（2ヶ月分）をそれ以外の人件費（賞与等）については平成30年10月1日を含む貴事業所の会計期間の値を回答してもらうこととした。

得られた事業所ごとの人件費単価から、全体の平均値を算出し、推定値を得た。ここで価格根拠を考えるうえで、義肢、装具、座位保持装置の種目毎の作業人件費単価の値が必要である。しかし、個々の製作者がある種目を専任的に担当するとは限らず、事業所によっては一人の製作者が複数の種目にまたがって担当することがある。そのため、種目別の作業人件費単価を直接得ることはできない。そこで、本調査では、作業人件費算出のための各種数値を、「義肢のみに携わる方」、「装具のみに携わる方」、「座位保持装置のみに携わる方」、「上記3種目のうち複数に携わる方」の4つの区分に分けて回答してもらい、得られた結果をもとに義肢、装具、座位保持装置の種目ごとの推定を行った。「上記3種目のうち複数に携わる方」の平均単価が全体の平均単価より高い分を、特定種目のみに携わる方の平均単価数値に按分し、個々の種目の作業人件費単価を求めた。

得られた数値およびその他参考数値は、下記の

とおりである（表2）。今回の調査結果は、表の上半分の列項目「令和元年度調査」の「e）令和元年度数値」に示される。

ここでは作業人件費単価の推計について2通りの方法を用いており、そのそれぞれの推定値を併記している。以下その方法について述べる。なお、説明上義肢の場合を取り上げて記載するが、装具、座位保持装置についても同様である。

・推定方法 A

想定：

義肢のみに携わる方と複数種目について作業される方（表2中では「上記3種目のうち複数に携わる方」）の間に、同じ義肢にかかる作業をしているときの生産性には平均的には違いがないと想定。

推計方法：

「義肢」の作業人件費単価
＝「義肢のみに携わる方」の作業人件費単価
×「全体」の作業人件費単価
÷（「義肢のみに携わる方」、「装具のみに携わる方」、「座位保持装置のみに携わる方」の各作業人件費単価の平均）

・推計方法 B

想定：

義肢のみに携わる方と複数種目について作業される方とでは、同じ義肢にかかる作業をしているときでも生産性は異なる。また、複数種目について作業される方はどの種目の作業をしているときでも発揮する生産性は等しい。以上のことを想定。

推計方法：

$$\begin{aligned} & \text{「義肢」の作業人件費単価} \\ = & \text{（「義肢のみに携わる方」の作業人件費単価} \\ & \times \alpha \\ & + \\ & \text{「上記3種目のうち複数に携わる方」の作業人件費単価} \\ & \times \beta) \\ & \div (\alpha + \beta) \end{aligned}$$

ただし、

$$\begin{aligned} \alpha &= \text{「義肢のみに携わる方」の労働時間} \\ \beta &= \text{「上記3種目のうち複数に携わる方」の労働時間} \\ & \times \text{義肢に充てられた労働時間の比率} \\ = & \text{「上記3種目のうち複数に携わる方」の労働時間} \\ & \times \alpha \\ & \div (\text{「義肢のみに携わる方」の労働時間と} \\ & \text{「装具のみに携わる方」の労働時間と} \\ & \text{「座位保持装置のみに携わる方」の労働時間の平均}) \end{aligned}$$

推計結果は下記のとおりである。

(経営者を含まない作業人件費単価数値について)

全体	2,046 円/時	
	推計方法 A	推計方法 B
義肢	2,696 円/時	2,336 円/時
装具	1,998 円/時	1,979 円/時
義肢に対する比率	74.1%	84.7%
座位保持装置	2,193 円/時	2,079 円/時
義肢に対する比率	81.4%	89.0%

いずれの推計においても種目別の作業人件費単価は、

義肢 > 座位保持装置 > 装具

の順に単価が高い結果となった。

なお、結果の比較対象として、前回調査（平成29年度）の結果を列項目「c)H29年度数値」に示す。さらに、前回の調査と今回の調査との間でズレがないか確認するため、今回の調査では前述の今回調査対象時点から2年遡った時点を対象とした調査を併せて行った。その結果は、列項目「令和元年度調査」の「d)H29年度数値」に示される。

「c)H29年度数値」と「d)H29年度数値」の結果数値を見比べると、ある程度乖離が見られる（「経営者を含まない作業人件費単価」の全体平均で見て、前者に対し後者は+3.8%高い値）。今回の調査結果を比較する基準をこれらのいずれにするかにより、単価の変化率の変化率にも幅が見られる結果となった。

なお、類似産業等との比較を行うため、毎月勤労統計から得られる人件費単価と今回調査結果を比較した（表2下部）¹。義肢・装具・座位保持装置の人件費単価は調査産業全体、製造業の平均値等と比べても低い水準にあることが確認された。

¹ 毎月勤労統計数値には法定福利費事業主負担分および退職手当などは含まれていないため、今回調査結果から同基準数値を推定した。具体的には、法定福利費事業主負担分、退職金相当分の給与等

に対する比率（平成29年6月平均15.3%）分を、人件費単価数値から割り引いて（1.1530で除算）推定値を得た。

表2 作業人件費の時間当たり単価の推定結果

	a)平成23 年度調査 *1	b)平成26 年度調査 *1	c)平成29 年度調査 *1	令和元年度調査							
				有効 回答 数	d)H29年 度数値	有効 回答 数*2	e)令和元 年度数値	有効 回答 数*2	c)→e)の 変化率	d)→e)の 変化率	
製作・営業にかかわる人の作業人件費単価(経営者を含まない)											
<直接的な結果> *2											
全体	1,901	1,865	1,900	216	1,971	171	2,046	180	+7.7%	+3.8%	
義肢のみに携わる方			2,214	34	2,440	33	2,486	34	+12.3%	+1.9%	
装具のみに携わる方			1,729	99	1,702	87	1,843	87	+6.6%	+8.3%	
座位保持装置のみに携わる方			1,841	61	2,004	50	2,023	49	+9.9%	+0.9%	
上記3種目のうち複数に携わる方			2,008	142	2,072	109	2,148	114	+7.0%	+3.7%	
<種目別単価の推定値>											
推定方式A *3											
義肢			2,352		2,646		2,696		+14.6%	+1.9%	
装具			1,836		1,846		1,998		+8.8%	+8.3%	
座位保持装置			1,956		2,173		2,193		+12.1%	+0.9%	
推定方式B *4											
義肢			-		2,264		2,336			+3.2%	
装具			-		1,879		1,979			+5.3%	
座位保持装置			-		2,037		2,079			+2.1%	
製作・営業にかかわる人の作業人件費単価(経営者を含む)											
<直接的な結果>											
全体			2,104	221	2,181	171	2,212	179	+5.1%	+1.4%	
義肢のみに携わる方			2,424	38	2,597	34	2,720	36	+12.2%	+4.7%	
装具のみに携わる方			1,788	99	1,797	89	1,872	88	+4.7%	+4.2%	
座位保持装置のみに携わる方			1,847	64	2,050	53	2,066	50	+11.9%	+0.8%	
上記3種目のうち複数に携わる方			2,307	152	2,397	113	2,413	118	+4.6%	+0.7%	
<種目別単価の推定値>											
推定方式A *3											
義肢			-		2,960		3,100			+4.7%	
装具			-		2,048		2,134			+4.2%	
座位保持装置			-		2,336		2,355			+0.8%	
推定方式B *4											
義肢			-		2,500		2,568			+2.7%	
装具			-		2,089		2,139			+2.4%	
座位保持装置			-		2,219		2,238			+0.8%	
<参考>											
調査結果(経営者を含まない)から、法定福利費事業主負担分、退職手当等を控除した値。											
※該当内訳有効回答から得られたこれらの金額の給与等に対する比(右記)に基づく推定値					比						
全体						16.7%	17.0%				
以下、種目別単価の推定値ベース						1,690	1,749			+3.5%	
義肢						2,092	2,125			+1.6%	
装具						1,459	1,575			+7.9%	
座位保持装置						1,718	1,729			+0.6%	
毎月勤労統計より											
※法定福利費事業主負担分、退職手当など含まない数値											
全産業						2,241	2,326			+3.8%	
うち											
同5~29人						1,885	1,945			+3.2%	
同30~99人						2,158	2,205			+2.2%	
同100~499人						2,468	2,581			+4.6%	
同500人以上						3,103	3,219			+3.7%	
製造業						2,366	2,447			+3.4%	
うち											
同5~29人						1,837	1,883			+2.5%	
同30~99人						1,971	2,024			+2.7%	
同100~499人						2,390	2,552			+6.8%	
同500人以上						3,220	3,275			+1.7%	

*1 出典、[5]、[6]、[7]。

*2 同一事業所が複数の種目等に回答している場合があるため、「義肢のみに携わる方」以下4つの行項目の有効回答数の合計は「全体」と一致しない。

*3 「<直接的な結果>」の各項目の調査結果から算出。「上記3種目のうち複数に携わる方」の平均単価が全体の平均単価より高い分を、特定種目のみに携わる方の平均単価数値に按分し、個々の種目の作業人件費単価を求めた。

*4 「<直接的な結果>」の各項目の調査結果ならびに表には示していない、各項目に該当する回答労働時間より算出。例えば「義肢」の場合、「義肢のみに携わる方」の作業人件費単価と「上記3種目のうち複数に携わる方」の作業人件費単価を該当労働時間の比率で加重平均をとったものである。詳細は本文を参照。

収支について（調査票 A 部分）

調査票 A では、収支についての設問を含んでいた。しかし、今回、営業費用に関する設問について製造原価部分のみを回答していると思われる回答が多くみられ、またそのような回答とそうでない回答の切り分けが十分にできなかった。ここでは、その結果を示さないこととする。なお、営業利益率については調査票 B でも別途調査を行っているため、当該調査の項でその数値を示すこととする。

調査票 B 費用構成について

回収 32

（うち有効回答が含まれるもの 31）

利益率について

直近の売上高営業利益率について、有効回答中最大のもの（と最小のもの）を除いた平均値は 3.4%であった。前回調査の全数調査で得られた数値（対象年度平成 28 年度）は 3.4%であり、同一の数値となった。

法人企業統計調査（財務省）ならびに企業活動基本調査（経済産業省）における、全産業平均、製造業平均を下記に示す[8][9]。

・法人企業統計調査

	売上高営業利益率	
	製造業	全産業
平成 28 年度	4.4%	4.0%
平成 29 年度	5.1%	4.4%
平成 30 年度	4.6%	4.4%

・企業活動基本調査

	売上高営業利益率
	製造業
平成 28 年度	4.7%
平成 29 年度	5.5%
平成 30 年度（速報値）	4.8%

平成 28 年度と 30 年度を比較すると、後者がかすかに上昇しているものの特に製造業については大きく変化しておらず、調査結果における前回調査結果との比較と同様の傾向であった。ただし、調査結果数値は、上記統計の全産業平均、製造業平均数値と比較すると低いといえる。

人件費、消費課税対象部分の比率について

義肢・装具・座位保持装置製作事業者の売上（あるいは販売物の価格）に対する総人件費の比率は、平均（有効回答中最大のもの（と最小のもの）を除いた平均値）は、37.0%であった。

売上から、人件費と営業利益を除いた部分の構成比率は 59.6%である。これはすなわち価格の構成要素のうち消費課税対象となる費用に該当する部分の比率とみなすことができる。この数値の前回調査結果は、52.4%であったが、これに比べると高く、また現行制度の想定値（=60%）とほぼ合致する結果となった²。

² 厚生労働省告示（補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準）において、義肢、装具、座位保持装置等については、規定の価格に 6%上乗せした金額（100 分の 106 に相当する額）が設定されている[1]。同告示の過去の改正版を見ると、「上乗せ」の比率は、いずれも消費

税率の 60%に設定されている。この「上乗せ」の比率の考え方は、作成や修理にあたって、全体価格に使用材料が占める部分（60%を想定）を考慮し、使用材料の購入にかかる消費税の影響分を算出した割合とされている[10]。

表3 費用構成について

営業費用の構成比率(単位: %)	有効回答数		最大値最小値を除いた平均	標準偏差	昭和53年度調査(義肢)	昭和54年度調査(装具)
	平均	回数				
材料費	16.9	23	16.5	10.6	-	-
a-1 素材費(正味使用分+ロス分)	16.2	23	14.6	15.7	-	-
a-2 完成用部品購入金額(正味使用分+ロス分)	1.7	23	1.6	1.5	-	-
a-3 小物材料費	1.1	23	1.0	1.6	-	-
a-4 材料管理費	17.2	23	17.1	9.7	-	-
b-1【義肢・装具・座位保持装置】基本工作法にかかる人件費	6.1	23	5.8	5.1	-	-
b-2【義肢・装具・座位保持装置】基本工作法以外の製作・修理正味作業にかかる人件費	4.4	23	3.2	7.1	-	-
b-3【義肢・装具・座位保持装置】その他製造作業に伴う人件費	0.9	23	0.8	1.2	-	-
b-4【義肢・装具・座位保持装置】以外の事業【義肢・装具・座位保持装置以外の製造関連	1.2	23	1.0	1.3	-	-
c-1 減価償却費	5.0	23	2.7	13.0	-	-
c-2 外注加工費	0.8	23	0.6	1.0	-	-
c-3 送料など(ただしa-4材料管理費算入分を除く)	0.7	23	0.6	0.9	-	-
c-4 衛生費	1.6	23	1.5	1.6	-	-
c-5 その他	23.0	23	22.7	15.1	-	-
d 販売費及び一般管理費(管理・販売経費)	3.2	23	3.0	5.1	-	*1
営業利益(上記費用項目項目が有効であった事業所のみ)						
(上記から算出)(単位: %)	19.0				23.2	23.8
作業余裕割り増し(= $\frac{b-3}{b-1} + \frac{b-2}{b-1}$)	32.2				74.8	38.5
製造間接費÷人件費 ※3種目以外も含めた平均(= $\frac{c-1}{c-5} \sim \frac{c-5}{c-5}$ の計)÷($\frac{b-1}{b-1} \sim \frac{b-4}{b-4}$ の計)	31.2				33.0	36.67
管理・販売経費÷製造原価 ※3種目以外も含めた平均(= $\frac{d}{a-1} \sim \frac{c-5}{c-5}$ の計)						
営業利益(当該項目回答が有効であった事業所すべて)	3.5	30	3.4	4.9	-	-
総人件費	38.1	30	37.0	18.1	-	-
消費税対象となる部分の構成比(売上高から上記2項目を除いたものの構成比)	58.4		59.6			

*1 昭和53、54年度調査においては、調査対象外である。ただし、価格算定式算出上10%の数値が想定された。

表3 費用構成について(つづき)

	有効 回答 数	平均	最大値最小 値を除いた 平均	標準偏差	昭和53年 度調査 (義肢)	昭和54年 度調査 (装具)
材料関連費用の比率(単位:%)						
義肢						
素材のロス÷素材正味必要分	18	26.9	24.9	21.8	5.0	-
小物材料費÷(素材正味必要分+素材ロス)	18	7.7	6.8	7.6	2.8	*2
素材等の管理費÷(素材正味必要分+素材ロス+小物材料)	18	3.4	2.9	4.2	5.0	*3
完成用部品のロス÷完成用部品正味必要分	18	4.8	4.2	5.8	2.4	-
(完成用部品正味必要分+同ロス)÷売上	18	49.6	50.2	22.6	-	-
完成用部品管理費÷(完成用部品正味必要分+同ロス)	18	4.1	3.4	5.1	5.0	*3
装具						
素材のロス÷素材正味必要分	18	29.3	27.7	20.8	-	23.2
小物材料費÷(素材正味必要分+素材ロス)	18	8.5	7.3	7.8	-	4.91 *2
素材等の管理費÷(素材正味必要分+素材ロス+小物材料)	18	3.7	3.2	4.2	-	4.34 *3
完成用部品のロス÷完成用部品正味必要分	18	6.8	5.4	8.6	-	2.15
(完成用部品正味必要分+同ロス)÷売上	18	18.2	16.7	13.2	-	-
完成用部品管理費÷(完成用部品正味必要分+同ロス)	18	3.9	3.2	5.0	-	4.34 *3
座位保持装置：構造フレームを製作する場合						
素材のロス÷素材正味必要分	19	21.8	18.9	22.2	-	-
小物材料費÷(素材正味必要分+素材ロス)	19	6.6	5.6	7.5	-	-
素材等の管理費÷(素材正味必要分+素材ロス+小物材料)	19	4.5	3.7	5.7	-	-
完成用部品のロス÷完成用部品正味必要分	19	4.3	3.7	5.8	-	-
(完成用部品正味必要分+同ロス)÷売上	19	26.2	24.0	27.1	-	-
完成用部品管理費÷(完成用部品正味必要分+同ロス)	19	4.0	3.3	4.4	-	-
座位保持装置：完成用部品による構造フレームを使用する場合						
素材のロス÷素材正味必要分	22	15.6	13.5	17.6	-	-
小物材料費÷(素材正味必要分+素材ロス)	22	5.5	4.8	6.3	-	-
素材等の管理費÷(素材正味必要分+素材ロス+小物材料)	22	3.2	2.9	3.4	-	-
完成用部品のロス÷完成用部品正味必要分	22	3.2	2.6	4.6	-	-
(完成用部品正味必要分+同ロス)÷売上	22	45.1	45.1	26.1	-	-
完成用部品管理費÷(完成用部品正味必要分+同ロス)	22	3.2	3.0	2.6	-	-
座位保持装置：車椅子・電動車椅子による構造フレームを使用する場合						
素材のロス÷素材正味必要分	21	14.6	12.2	17.2	-	-
小物材料費÷(素材正味必要分+素材ロス)	21	5.4	4.6	6.4	-	-
素材等の管理費÷(素材正味必要分+素材ロス+小物材料)	21	3.2	2.9	3.5	-	-
完成用部品のロス÷完成用部品正味必要分	21	3.5	2.8	4.9	-	-
(完成用部品正味必要分+同ロス)÷売上	21	34.0	32.8	26.9	-	-
完成用部品管理費÷(完成用部品正味必要分+同ロス)	21	3.8	3.3	4.2	-	-

*2 昭和53、54年度調査においては、小物材料費は「素材正味必要分+素材ロス+完成用部品正味必要分+完成用部品ロス」に対する比率として調査されている。

*3 昭和53、54年度調査では、素材・小物材料と完成用部品の管理費は分割されず、一つの数値として調査されている。

価格算定式の係数推定について

昭和 53、54 年度調査[3][4]の方法におおむねののっとり、価格算定式の係数推定を行った。

価格算定式

価格

= 製作加工費 + (広義) 素材費 + 完成用部品価格

= 係数 1

× 正味作業時間 × 作業人件費の時間当たり単価

+ 係数 2 × (狭義) 素材費

+ 係数 3 × 製作事業者の完成用部品購入費 (正味)

推定の元データは表 3 に示したものである。昭和 53、54 年度調査における推計方法と異なる点は下記のとおりである。

- ・小物材料費を、先行研究では、(狭義) 素材費と完成用部品購入費とそれらのロス分に対する比率として調査したのに対し、今回の調査では (狭義) 素材費とそのロス分のみに対する比率とした。
- ・先行研究では、素材・小物材料と完成用部品の管理費は分割されず、一つの数値として調査されていたのを、今回は素材費に係る部分と

完成用部品費に係る部分に分割して、調査を個なった。

推計の結果を表 4 に示す。義肢については、係数 1、3 において昭和 53 年度調査より小さくなったものの、係数 2 は大きくなり、全体として製作加工費や狭義の素材費に付随する費用の比率が昭和 53 年度に比べて増加したのか、減少したのかは一概には言えない。これに対し、装具については、各係数とも昭和 54 年度調査の結果より小さくなっており、こうした付随費用の比率が低下しているとの結果となった。ただし、実際の補装具費支給制度の運用では、各係数とも昭和の調査結果から調整されての運用を行っている可能性があり、制度想定での付随費用が全体として今回の調査結果と比較して大きいか小さいかについては、一概には言えない。

表 4 価格算定式の係数の推定結果

	係数1 作業人件費 の係数	係数2 素材費の係 数	係数3 完成用部品 の係数
義肢	2.06 (3.15)	1.80 (1.66)	1.41 (1.62)
装具	2.06 (2.58)	1.85 (2.03)	1.43 (1.68)
座位保持装置			
構造フレームを製作する場合	2.06	1.71	1.40
構造フレームを製作する場合	2.06	1.60	1.39
車椅子・電動車椅子による 構造フレームを使用する場合	2.06	1.58	1.39

※括弧内数値は、先行研究における昭和53、54年度調査による数値で、見込利益率として10%を加算したものである(義肢、装具のみ)[3][4]。

※括弧のない、今回の調査結果数値については、見込利益率の加算を行っていない値ベースのものを示している。実際には、この部分の想定と加算が必要と考えられる。

調査票 C 素材価格について

回収 33

(うち有効回答が含まれるもの 31)

前価格改定前調査時(29年度上半期)から直近(31年度上半期)にかけての素材単価変化率の平均値(単純平均)は+2.0%であった。種目毎の素材についての変化率の平均値は下記のとおりである。

義肢用(該当素材 93 種) +1.4%

装具用(同 115 種) +1.7%

座位保持装置用(同 85 種) +2.3%

※推定方法

1. 各素材について、それぞれの事業者の価格変化率(該當時点の価格について有効回答がある事業者のみ)を算出。
2. 各素材について、事業者のうち価格変化率が最大のものと最小のものを除いたうえで、事業者の間での平均価格変化率を算出(なお素材の回答事業者数が3未満の場合は、算入しない)。
3. 各素材の平均価格変化率を平均(単純平均)し、素材単価変化率を算出。
4. 各素材の平均価格変化率(「素材毎の価格変化率の事業所間平均」)を算出した後、全素材(130 種中、有効回答が3件以上あった120 種)の変化率の単純平均を算出する。

なお、前々回調査時点(平成26年度上半期)から直近(31年度上半期)にかけての素材単価変化率の平均値は、+4.6%であった。

素材毎の価格変化率の事業所間平均は以下の表のとおりである(表5)。平成29年度上半期からの価格の上昇率が比較的大きかった素材は、ウレタンチップ、ピラミッド等滑り止めシートなどであった。一方、フェルトなどは単価が下落していた。

この期間の物価の動きを国内企業物価指数で見ると、平成26年度上半期(6月)から29年度上半期にかけて、全体的な値動きを示す総平均が一度低下し、それが31年度上半期までにある程度回復する動きを見せている(表4)。

前回調査時は平成26年度から29年度にかけての国内企業物価指数総平均や原油価格の下落のなかで、一石膏関連素材ならびにポリビニルアルコール樹脂(PVA)で価格の上昇等の動きに合わせて、若干素材価格が上昇していた(+2.2%) [7]。国内企業物価指数のなかでも、石膏の含まれる類別にあたる窯業・土石製品や、金属製品などは時間の経過とともに上昇している [11]。

平成29年度から31年度にかけての物価の動きを見ると、国内企業物価指数のうち先に触れた窯業・土石製品や、金属製品の指数が引き続き上昇したほか、26年度以降下落していた石油・石炭製品や木材・木製品などの指数が上昇に転じた。結局、国内企業物価指数の類別指標の多くが29年度の水準から上昇している(総平均で+2.6%) [11]。

表5 素材単価の平均変化率

			素材価格の変化率		有効回答数			
			平成29年度 上半期 →平成31年 度上半期	平成26年度 上半期 →平成31年 度上半期	平成29年度 上半期 →平成31年 度上半期	平成26年度 上半期 →平成31年 度上半期		
該当素材数 93 115 85			全素材平均		+2.02%	+4.60%		
			うち義肢用素材のみ		+1.40%	+4.00%		
			素材用素材のみ		+1.69%	+4.11%		
			座位保持装置用素材のみ		+2.29%	+4.73%		
該当種目			素材・小物材料等名称		※有効回答 3 件以上の項目のみ 算入。			
義肢	装具	座位保持装置						
○	○	○	1 石膏(ギプス粉)(1袋25kg)	+0.13%	+0.01%	18	17	
○	○		2 プラスランE(1巻)	0.00%	+1.61%	11	12	
○	○	○	3 ギプス包帯 2列(1巻)	+3.44%	+6.59%	20	19	
○	○	○	4 ギプス包帯 3列(1巻)	+6.06%	+11.29%	16	15	
○	○	○	5 熱可塑性プラスチックキャスト	-	-	1	2	
○	○		6 アクリル樹脂硬性	0.00%	0.00%	10	8	
○	○		7 アクリル樹脂軟性	0.00%	+0.75%	11	9	
○	○		8 アクリル樹脂(軟性・硬性)混合	+0.49%	+1.60%	13	12	
○	○		9 アクリル樹脂用硬化剤	0.00%	0.00%	10	7	
○	○		10 熱硬化性樹脂 硬性	+4.77%	+16.44%	11	10	
○	○		11 熱硬化性樹脂 軟性	+4.24%	+19.07%	6	6	
○	○	○	12 発泡樹脂	+1.98%	+2.16%	14	13	
○	○	○	13 熱可塑性プラスチック材	+0.58%	+1.20%	8	7	
	○	○	14 ポリプロピレン	+4.82%	+13.14%	18	17	
	○		15 コ・ポリマー	0.00%	+2.98%	10	11	
	○	○	16 サブ・オルソレン	+2.54%	+4.74%	14	12	
	○		17 オルソレン	+1.63%	+4.03%	6	6	
	○		18 トレラッククリア	+1.40%	+2.05%	12	12	
○	○	○	19 アセトン・シンナー類	+1.94%	+2.88%	21	18	
○	○	○	20 接着剤	+2.90%	+8.99%	19	14	
○	○		21 PVA シート	-	-	2	1	
○	○		22 PVA 4"	+1.86%	+3.10%	7	7	
○	○		23 PVA 6"	+0.95%	+5.66%	10	9	
○	○		24 PVA 8"	+1.52%	+4.52%	12	12	
○	○		25 PVA 10"	+0.89%	+2.48%	10	9	
○	○		26 PVA 12"	+1.19%	+5.00%	8	7	
○	○		27 ナイロンストッキング 2"	0.00%	+2.78%	7	6	
○	○		28 ナイロンストッキング 3"	+0.03%	+1.43%	10	8	
○	○		29 ナイロンストッキング 4"	+1.14%	+4.16%	9	7	
○	○		30 ナイロンストッキング 10"	0.00%	+5.90%	7	6	
○			31 ストッキング	0.00%	0.00%	7	6	
○	○		32 Vマット(1m幅)	-	-	2	2	
○	○		33 テトロンフェルト(1m幅)	0.00%	+1.59%	11	9	

○	○		34 トレカクロス25mm	0.00%	0.00%	6	5
○	○		35 トレカクロス50mm	0.00%	+0.62%	8	6
○	○		36 カーボンストッキネット 3インチ	-	-	2	2
○	○		37 カーボンストッキネット 4インチ	0.00%	0.00%	5	4
○	○		38 カーボンストッキネット 5インチ	+2.31%	+6.00%	6	5
○	○		39 カーボンストッキネット 6インチ	+1.12%	+2.50%	9	8
○	○		40 カーボンストッキネット 8インチ	+2.25%	+3.21%	5	6
○	○		41 カーボンシート材	0.00%	0.00%	4	3
○	○		42 カーボン帯状のもの(2.5cm幅)	0.00%	0.00%	3	4
○	○		43 カーボン帯状のもの(5cm幅)	0.00%	0.00%	3	4
○	○		44 グラスファイバー	-	-	1	1
○	○	○	45 クローム革	+3.44%	+7.12%	15	14
○	○	○	46 なめし革	+3.00%	+3.00%	6	6
○	○	○	47 ヌメ革	+4.14%	+16.08%	12	11
○	○	○	48 茶利革	+0.31%	+8.75%	7	7
○	○	○	49 合成皮革(クラリーノ等)	+2.60%	+5.31%	12	12
○			50 木ブロック	0.00%	0.00%	3	3
○			51 桐材	+4.61%	+11.28%	6	6
○	○		52 アンクルブロック(ホウ材)	0.00%	-3.32%	7	6
○	○	○	53 軽合金(ナマコポー)	+3.17%	+4.84%	10	8
	○		54 半月材	+5.80%	+10.12%	12	12
○	○	○	55 ポリエチレン	+3.44%	+7.22%	19	15
○	○	○	56 黄スポンジ	0.00%	+12.99%	11	13
○	○	○	57 EVA等硬質スポンジ	+1.18%	+0.73%	13	12
○	○	○	58 ゴム系樹脂クッション素材	+5.72%	+5.32%	6	4
	○		59 ピラミッドシート等滑り止めシート	+11.12%	+7.24%	6	5
○	○		60 ゴム帯地(25mm幅)	+0.26%	0.00%	5	4
○	○	○	61 ダクロンテープ(25mm幅)	+3.54%	+5.70%	8	8
○	○		62 ビニール管(義手・腋下部用)	0.00%	0.00%	4	3
○	○	○	63 ベルト(バックル)	0.00%	0.00%	5	5
○	○	○	64 丸環	+2.50%	+2.50%	4	4
○	○		65 フェルト	-2.01%	+11.68%	16	15
○	○	○	66 帆布	+3.38%	+7.73%	11	11
	○	○	67 オペロン	+1.24%	+2.73%	9	7
	○	○	68 パイル地	+4.76%	+4.27%	14	9
○	○	○	69 布(上記以外のもの)	+1.93%	+2.27%	8	8
	○		70 スパンデックス	0.00%	0.00%	3	3
		○	71 ウレタンチップ #6000	+6.04%	+8.34%	8	6
		○	72 ウレタンチップ #7000	+5.14%	+8.51%	10	8
		○	73 ウレタンチップ #8000	+5.17%	+12.74%	8	5
		○	74 ウレタンチップ #10000	+26.34%	+27.72%	3	3
		○	75 ウレタンチップ #12000	+7.69%	+7.69%	3	3
		○	76 ウレタンチップ #15000	-	-	2	2
		○	77 ウレタンチップ #20000	-	-	2	2
	○	○	78 ウレタン 10mm厚	+5.41%	+7.63%	12	11
	○	○	79 低反発ウレタン 15mm厚	0.00%	+9.52%	4	3
	○	○	80 低反発ウレタン 20mm厚	+2.47%	+8.25%	7	5
	○	○	81 低反発ウレタン 30mm厚	+3.75%	+4.17%	5	3
	○	○	82 低反発ウレタン 40mm厚	+1.04%	+4.48%	5	5
	○	○	83 低反発ウレタン 50mm厚	+5.56%	+9.94%	3	3

	○	○	84 ムマック 10mm厚	+4.73%	+4.73%	8	5
	○	○	85 ムマック 15mm厚	-	-	1	1
		○	86 合板 90cm x 180cm 9mm厚	+1.94%	+6.18%	13	13
	○	○	87 ビニールレザー	+2.81%	+3.93%	15	13
○	○	○	88 マジックベルト 25mm幅	+2.04%	+11.77%	21	16
○	○	○	89 マジックベルト 30mm幅	+2.97%	+5.91%	10	7
○	○	○	90 マジックベルト 38mm幅	+1.33%	+15.74%	12	8
○	○	○	91 マジックベルト 40mm幅	-	-	1	1
○	○	○	92 マジックベルト 50mm幅	+0.85%	+7.75%	24	18
	○	○	93 Wラッセル 5mm厚以下	+0.63%	+3.13%	7	3
	○	○	94 Wラッセル 8mm厚	0.00%	0.00%	5	4
	○	○	95 Wラッセル10mm厚以上	0.00%	-	3	1
	○	○	96 エアータッチ(ダブル)	0.00%	0.00%	4	4
○	○	○	97 ナイロンベルト 25mm幅	+3.34%	+6.48%	15	11
○	○	○	98 ナイロンベルト 38mm幅	+0.82%	+1.05%	11	9
○	○	○	99 ナイロンベルト 50mm幅	+1.47%	+2.42%	14	12
○	○	○	100 ラミネート 5mm厚	-	-	2	2
		○	101 防水シート	0.00%	+4.06%	9	6
○	○	○	102 バックル 25mm幅用	+0.30%	+0.61%	13	13
○	○	○	103 バックル 38mm幅用	+0.57%	0.00%	10	8
○	○	○	104 バックル 50mm幅用	+0.35%	0.00%	14	11
○	○	○	105 アジャスター 25mm幅用	+0.72%	0.00%	16	11
○	○	○	106 アジャスター 38mm幅用	+0.96%	0.00%	13	10
○	○	○	107 アジャスター 50mm幅用	-1.68%	0.00%	13	10
○	○	○	108 Dカン 25mm幅用	+1.43%	0.00%	9	7
○	○	○	109 Dカン 38mm幅用	+1.67%	0.00%	7	5
○	○	○	110 Dカン 50mm幅用	+2.38%	+10.00%	5	3
○	○	○	111 角カン 25mm幅用	+3.48%	+3.40%	17	15
○	○	○	112 角カン 38mm幅用	+1.51%	+0.66%	11	10
○	○	○	113 角カン 50mm幅用	+0.61%	0.00%	17	14

表4 国内企業物価指数の推移

	平成26年 6月 (=100)	平成29年 6月	令和元年 6月
国内企業物価指数（2015年基準）から作成			
総平均	100.0	95.3	97.8
大類別/工業製品	100.0	95.5	97.6
類別/ 飲食料品	100.0	101.2	102.7
類別/ 繊維製品	100.0	100.6	103.0
類別/ 木材・木製品	100.0	99.6	101.4
類別/ パルプ・紙・同製品	100.0	99.8	108.4
類別/ 化学製品	100.0	87.8	87.2
類別/ 石油・石炭製品	100.0	69.9	80.0
類別/ プラスチック製品	100.0	95.1	96.8
類別/ 窯業・土石製品	100.0	100.3	105.4
類別/ 鉄鋼	100.0	98.8	105.3
類別/ 非鉄金属	100.0	96.7	96.6
類別/ 金属製品	100.0	102.3	107.3
類別/ はん用機器	100.0	100.7	103.1
類別/ 生産用機器	100.0	100.9	102.3
類別/ 業務用機器	100.0	101.4	101.2
類別/ 電子部品・デバイス	100.0	96.2	95.8
類別/ 電気機器	100.0	94.8	93.6
類別/ 情報通信機器	100.0	96.7	93.2
類別/ 輸送用機器	100.0	99.2	98.4
類別/ その他工業製品	100.0	100.3	101.6
大類別/農林水産物	100.0	104.6	106.1
類別/ 農林水産物	100.0	104.6	106.1
大類別/鉱産物	100.0	94.1	100.7
類別/ 鉱産物	100.0	94.1	100.7
大類別/電力・都市ガス・水道	100.0	87.3	97.2
類別/ 電力・都市ガス・水道	100.0	87.3	97.2
大類別/スクラップ類	100.0	83.8	84.1
類別/ スクラップ類	100.0	83.8	84.1
(参考)夏季電力料金調整後			
総平均	100.0	95.3	97.6
類別/ 電力・都市ガス・水道	100.0	87.3	93.9

D. 考察

(作業人件費の時間あたり単価)

作業人件費単価は上昇傾向にあることが確認された。これは、平成 30 年度の義肢等 3 種目の価格引き上げにより引き上げが可能になったというだけでなく、産業全体、製造業全体の人件費単価上昇の動きにも合致していると考えられる。

前回調査を行った平成 29 年度の作業人件費単価について、今回再度調査を行ったところ、前回結果より若干高い結果となった。回答における種目間の構成比など大きくは変わっておらず、なにがこれに影響したのかは改めて検討が必要である。

改めて、義肢、装具、座位保持装置の種目間で作業人件費の時間あたり単価に差があることが確認された。義肢に比べ、装具の作業人件費単価は 74.1%、座位保持装置 81.4%という結果であった。実際には事業所により、種目毎に作業担当者が別れている形態をとっている事業所と特に種目別の区分けのない形態である事業所とが混在しているものの、調査回答事業所全体でみればある程度技能の高い作業者が義肢製作に従事している傾向が示唆された。

(収支)

調査結果は前回調査時点（平成 28 年度）と同水準の 3.4%であった。他の企業統計における、全産業平均、製造業平均もほぼ同様（微増、もしくはほぼ変わらず）であった。

調査結果数値が、上記統計の全産業平均、製造業平均数値と比較すると低い点は、過去の調査と同様であり、この点をどう評価するかが課題と思われる。

(人件費、消費課税対象部分の比率について)

今回の調査結果による売上高に占める費用のうち消費課税対象部分の比率は 59.6%と約 60%の値となっており、制度の想定するほぼ同水準であっ

た。ただし、当該調査（調査票 B）が全数調査ではないこと、前回（平成 29 年度）調査では、52.4%と約 50%の結果であったことを考えれば、制度想定数値の妥当性を確認するために、一度大きな規模で調査を行うなどの確認を行う必要があるかもしれない。

(費用構成比率について)

義肢、装具については、作業人件費、素材費に付随する費用の比率にかかる状況が、昭和 53.54 年度調査当時とは変化してきていることがうかがえる結果が得られた。

今後、本研究でも正味作業時間、素材使用量に関する調査を実施する予定であるが、もし今後も当面現行の公定価格制の補装具費支給制度を前提にするならば、こうしたデータと合わせ考え、より現状に即した価格算定式とそのパラメータのセットを提示することが、事業者の適正採算に即した価格設定上望ましいと考えられる。

(素材価格)

調査結果からは、素材価格の上昇傾向が確認された。国内企業物価指数の総平均も同様の傾向を示しており、素材価格上昇の背景として前回調査以降の物価の上昇が影響していると考えられる。

E. 結果

製作事業者を対象に製作費用を把握する調査を行った。この作業を通じ、作業人件費の時間あたり単価、素材単価の変化についてはある程度状況把握を行えたと考えている。作業人件費の時間あたり単価は前回調査時に比べ、+3.8%ないし+7.7%程度上昇していた。売上高利益率は平均 3.4%という結果であり、一定水準を確保しているものの全産業平均、製造業平均数値と比較すると低かった。さらに、義肢、装具、座位保持装置の種目ごとの推定作業人件費単価を明らかにした。素材の平均価

格は前回調査時と比較し+2.0%程度の上昇が確認された。

義肢・装具・座位保持装置の3種目について包括的に価格根拠を把握するためには、今回調査実施できていない作業時間、素材費の絶対額の把握についても、把握する必要がある。その前提として、対象となる用具の仕様や製作方法について、関連するステークホルダーと共通の認識を前提に議論できるよう、こうした情報を整理する必要がある。こうした点を踏まえ、今後の研究を進めていきたいと考えている。

F. 健康危険情報

(なし)

G. 研究発表

(なし)

H. 知的財産権の出願・登録状況(予定を含む)

(なし)

I. 引用文献

[1] 厚生労働省. 補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準, 平成18年9月29日厚生労働省告示第528号, 第11次改正令和2年3月31日厚生労働省告示第157号,
<https://www.mhlw.go.jp/content/000618681.pdf>

[2] 厚生労働省. 補装具費支給事務取扱要領, 障企自発 0331 第1号 令和2年3月31日,
<https://www.mhlw.go.jp/content/000617334.pdf>

[3] 飯田卯之吉. 補装具の種目, 構造, 工作法等に関する体系的研究、厚生省厚生科学研究(特別研究事業)昭和53年度特別研究報告書, 所沢, 1979.

[4] 飯田卯之吉. 補装具の種目, 構造, 工作法等に関する体系的研究、厚生省厚生科学研究(特別研究事業)昭和54年度特別研究報告書, 所沢, 1980.

[5] 我澤賢之, 山崎伸也. 補装具費支給制度の価格に関する課題抽出. 厚生労働科学研究費補助金障害者対策総合研究事業(身体・知的等障害分野)「利用者のニーズに基づく補装具費支給制度の改善策に関する調査研究」分担研究報告書 平成23年度 総括・分担研究報告書, 所沢, 2012.

[6] 我澤賢之, 山崎伸也, 長瀬毅. 義肢・装具・座位保持装置製作費用調査, 厚生労働科学研究費補助金 障害者対策総合研究事業(障害者政策総合研究事業(身体・知的等障害分野))「補装具費の適切な支給実現のための制度・仕組みの提案に関する研究」分担研究報告書 平成26年度 総括・分担研究報告書, 所沢, 2015.

[7] 我澤賢之, 山崎伸也. 補装具価格根拠調査(1): 義肢・装具・座位保持装置, 厚生労働科学研究費補助金 障害者対策総合研究事業(障害者政策総合研究事業(身体・知的等障害分野))「補装具費支給制度における種目の構造と基準額設定のあり方に関する調査研究」分担研究報告書 平成29年度 総括・分担研究報告書, 所沢, 2018.

[8] 財務総合政策研究所. 法人企業統計調査,
<https://www.mof.go.jp/pri/reference/ssc/results/nenpou.htm>

[9] 経済産業省. 企業活動基本調査,
<https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kikatu/result-2.html>

[10] 檜本修. 補装具費支給判定基準マニュアル
— 支援者のための —,
http://www.rehab.go.jp/ri/kaihatsu/hosougukenkkyu/doc/hantei_manual_koukaiban.pdf

[11] 日本銀行. 企業物価指数,
https://www.boj.or.jp/statistics/pi/cgpi_release/

[https://www.stat-search.boj.or.jp/ssi/cgi-bin/famecgi2?cgi=\\$nme_a000&lstSelection=PR01](https://www.stat-search.boj.or.jp/ssi/cgi-bin/famecgi2?cgi=$nme_a000&lstSelection=PR01)

**義肢・装具・座位保持装置製作費用実態調査
調査票A：人件費・収支等について**

国立障害者リハビリテーションセンター
我澤 賢之
山崎 伸也

※本研究は、厚生労働行政推進調査事業費補助金 障害者対策総合研究事業「補装具費支給制度における種目の構造と基準額設定に関する調査研究」(研究代表者 山崎伸也)を受け行っております。

●事業所名・所在地・ご回答担当者様等について

貴事業所ならびにご回答いただく担当者様についてご記入下さい。

事業所の所在する都道府県名についてご記入下さい。	
ご回答事業者様事業所名	
担当者様ご氏名	
担当者様電話番号	
担当者様メールアドレス (メールご使用の場合)	

下記の補装具の取扱の有無について、条件に該当する項目に○、該当しない項目に×をお書き下さい。

義肢	障害者総合支援法による義肢の取扱のある事業所様	<input type="checkbox"/>
装具	障害者総合支援法による装具の取扱のある事業所様	<input type="checkbox"/>
座位保持装置	補装具費支給基準の座位保持装置の項目に基づく見積もりによる機器の製作件数(ただし、特例補装具としての座位保持装置の製作件数を含む)について、過去3年間のなかで年間20件以上製作された年が一度以上ある事業所様	<input type="checkbox"/>

※1つ以上に○がある場合 → 以下の設問にお答え下さい。

※すべて×である場合 → ご回答いただく箇所はここまでです。ご協力ありがとうございます。お手数ですが、同封の返信用封筒もしくはeメールにてご返送ください。

下記の団体に加入されている場合、○印をお書き下さい。

日本義肢協会

日本車椅子シーティング協会

●1-3【最近の特別給与】特別に支払われた給与(特別給与)について

記入対象期間 平成30年10月1日～平成30年12月31日
 例) 会計期間が1月1日～12月31日の事業所の場合 → 記入対象期間は平成30年10月1日～平成30年12月31日
 会計期間が4月1日～3月31日の事業所の場合 → 記入対象期間は平成30年4月1日～平成31年3月31日
 会計期間が10月1日～9月30日の事業所の場合 → 記入対象期間は平成30年10月1日～令和元年9月30日
 ※対象者、対象支給がない場合は該当欄を空欄にせず「0」をご記入ください。

●各種社会保険適用の有無
 下記の社会保険のなかで事業所で保険料を支払って
 いらっしゃるものに○印を、支払っていらっしゃらないもの
 に×印をご記入ください。
 健康保険(介護保険を含む)
 厚生年金保険
 労災保険
 雇用保険

1. 支給対象に該当する 経営者・従業員の数 ※該当する方的人数 単位:人	2. 支給された特別給与等金額 合計(=2a+2b) ※該当する方全員の支給額の合計値 単位:円	2a 特別に支払われた 給与(税引前)(註3)	2b 法定福利費の事業 給与(主負担分(註4))
		単位:円	単位:円
1. 所定内労働時間週20時間以上の方について			
【特定種目専従の方】義肢・装具、座位保持装置(車椅子・電動車椅子兼任を含む)のいずれか1種目に専従される方については1-1-1-3の欄にご記入ください。			
1-1. 義肢専従の方について			
義肢の製作・営業に従事する経営者(註1)			
義肢の製作・営業に従事する経営者ではない方			
1-2. 装具専従の方について			
装具の製作・営業に従事する経営者(註1)			
装具の製作・営業に従事する経営者ではない方			
1-3. 座位保持装置(車椅子・電動車椅子兼任を含む)(註2)			
座位保持装置の製作・営業に従事する経営者(註1)			
座位保持装置の製作・営業に従事する経営者ではない方			
【種数種目に従事される方】義肢・装具、座位保持装置のうち種数種目について扱っている方については1-4の欄にご記入ください。			
1-4. 上記以外で義肢・装具・座位保持装置を扱っている方について			
当該補装具の製作・営業に従事する経営者(註1)			
当該補装具の製作・営業に従事する経営者ではない方			
2. 所定内労働時間週20時間未満の方について			
【特定種目専従の方】義肢・装具、座位保持装置(車椅子・電動車椅子兼任を含む)のいずれか1種目に専従される方については2-1-2-3の欄にご記入ください。			
2-1. 義肢専従の方について			
義肢の製作・営業に従事する経営者(註1)			
義肢の製作・営業に従事する経営者ではない方			
2-2. 装具専従の方について			
装具の製作・営業に従事する経営者(註1)			
装具の製作・営業に従事する経営者ではない方			
2-3. 座位保持装置(車椅子・電動車椅子兼任を含む)(註2)			
座位保持装置の製作・営業に従事する経営者(註1)			
座位保持装置の製作・営業に従事する経営者ではない方			
【種数種目に従事される方】義肢・装具、座位保持装置のうち種数種目について扱っている方については2-4の欄にご記入ください。			
2-4. 上記以外で義肢・装具・座位保持装置を扱っている方について			
当該補装具の製作・営業に従事する経営者(註1)			
当該補装具の製作・営業に従事する経営者ではない方			

註1 経営・事務専従の方は含みません。
 註2 座位保持装置事業と単いす事業との間で、切り分けが困難な場合は、単いす事業を含めた数値をご記入ください。
 註3 特別に支払われた給与：労働協約、就業規則等によらず、一時的又は突発的事由に基づき労働者に支払われた給与又は労働協約、就業規則等によりあらかじめ支給条件、算定方法が定められている給与で以下に該当するもの。
 (1) 夏の賞与、期末手当等 (2) 支給事由の発生が不定期なもの
 (3) 3か月を超える期間で算定される手当等 (6か月分支払われる通勤手当等) (4) いわゆるペーサースアップの差額追給分
 註4 法定福利費の事業主負担分：健康保険料(介護保険料を含む)、厚生年金保険料(子ども子育て拠出金を含む)、労災保険料、雇用保険料の事業主負担分の金額をお書きください。

●H-3【比較対象時点の特別給与と特別に支払われた給与(特別給与)について】

記入対象期間 平成28年10月1日を含む事業所の会計期間
 例) 会計期間が1月1日～12月31日の事業所の場合 → 記入対象期間は平成28年1月1日～平成28年12月31日
 会計期間が4月1日～3月31日の事業所の場合 → 記入対象期間は平成28年4月1日～平成29年3月31日
 会計期間が10月1日～9月30日の事業所の場合 → 記入対象期間は平成28年10月1日～平成29年9月30日
 会計期間の開始月日 年 月 日

※対象者、対象支給がない場合は該当欄を空欄にせず「0」をご記入ください。

1. 支給対象に該当する 経営者・従業員の数 ※該当する方的人数 単位:人	2. 支給された特別給与等金額 合計(=2a+2b) 単位:円	2a 特別に支払われた 給与(税引前)(註3)	2b 法定福利費の事業 給付(主負担分)(註4)
		※該当する方全員の支給額の合計値 単位:円	
1. 所定内労働時間週20時間以上の方について			
〔特定種目専従の方〕義肢・装具・座位保持装置(車椅子・電動車椅子兼任を含む)のいずれか1種目に専従される方については1-1～1-3の欄にご記入ください。			
1-1. 義肢専従の方について			
義肢の製作・営業に従事する経営者(註1)			
義肢の製作・営業に従事する経営者ではない方			
1-2. 装具専従の方について			
装具の製作・営業に従事する経営者(註1)			
装具の製作・営業に従事する経営者ではない方			
1-3. 座位保持装置(車椅子・電動車椅子を含む)(註2)			
座位保持装置の製作・営業に従事する経営者(註1)			
座位保持装置の製作・営業に従事する経営者ではない方			
〔複数種目に従事される方〕義肢・装具・座位保持装置のうち複数種目について扱っている方については1-4の欄にご記入ください。			
1-4. 上記以外で義肢・装具・座位保持装置を扱っている方について			
当該種目の製作・営業に従事する経営者(註1)			
当該種目の製作・営業に従事する経営者ではない方			
当該種目の製作・営業に従事する経営者ではない方			
2. 所定内労働時間週20時間未満の方について			
〔特定種目専従の方〕義肢・装具・座位保持装置(車椅子・電動車椅子兼任を含む)のいずれか1種目に専従される方については2-1～2-3の欄にご記入ください。			
2-1. 義肢専従の方について			
義肢の製作・営業に従事する経営者(註1)			
義肢の製作・営業に従事する経営者ではない方			
2-2. 装具専従の方について			
装具の製作・営業に従事する経営者(註1)			
装具の製作・営業に従事する経営者ではない方			
2-3. 座位保持装置(車椅子・電動車椅子を含む)(註2)			
座位保持装置の製作・営業に従事する経営者(註1)			
座位保持装置の製作・営業に従事する経営者ではない方			
〔複数種目に従事される方〕義肢・装具・座位保持装置のうち複数種目について扱っている方については2-4の欄にご記入ください。			
2-4. 上記以外で義肢・装具・座位保持装置を扱っている方について			
当該種目の製作・営業に従事する経営者(註1)			
当該種目の製作・営業に従事する経営者ではない方			
当該種目の製作・営業に従事する経営者ではない方			

註1 経営・事務専従の方は含みません。

註2 座位保持装置事業と重なり、事業との間で、切り分けが困難な場合は、重なり事業を含めた数値をご記入ください。

註3 特別に支払われた給与：労働協約、就業規則等によらず、一時的又は突発的事由に基づき労働者に支払われた給与又は労働協約、就業規則等によりあらかじめ支給条件、算定方法が定められている給与で以下に該当するもの。

(1) 夏の賞与、期末手当等の一時金 (2) 支給事由の発生が不定期なもの
 (3) 3か月を超える期間で算定される手当等(6か月分支払われる通勤手当等)

(4) いわゆるペーサアップの差額追給分

註4 法定福利費の事業主負担分：健康保険料(介護保険料を含む)、厚生年金保険料(子ども・子育て拠出金を含む)、労災保険料、雇用保険料の事業主負担分の金額をお書きください。

● Ⅲ 収支について
 < 収益 >
 過去3年(3会計年度)にかかる収益(売上等)についてご記入ください。もし可能でしたら内訳についてもご記入ください。該当する収益等が生じなかった項目については、空欄にせず「0」千円、「0」件とご記入ください。

< 収益 > ※売上についての設問です(「利益」ではなく「収益(売上)」の設問である点、ご注意ください。)	平成29年10月1日を含む会計期間	平成28年10月1日を含む会計期間
1. 営業収益	平成30年10月1日を含む会計期間	平成29年10月1日を含む会計期間
[営業収益]: 事業での売上高の合計額(純売上高)をお書き下さい。	千円	千円
1. 営業収益(合計)	千円	千円
(内訳のうち、義肢・装具・座位保持装置の売り上げが分類可能な場合は、1-1をご記入ください。その他の売上がある場合、1-1の合計は上の「1. 営業収益(合計)」と一致しません)		
1-1 補装具関連福祉用具(註1・註2)		
義肢・装具・座位保持装置 製作・修理・販売	千円	千円
義肢	千円	千円
装具	千円	千円
座位保持装置	千円	千円
2. 営業外収益	千円	千円
[営業外収益]: 受取利息、受取配当金、補助金など、本業以外の経営活動による収入をご記入下さい。ただし、特別利益(通常の経営活動とは直接関わりのない、特別な要因で発生した臨時的・偶発的な利益。固定資産売却益、投資有価証券売却益、関係会社株式売却益など)は除きます。	千円	千円

註1 義肢・装具は補装具費支給制度によるものに限らず医療費等其他制度によるものなど同等品を含めてください。座位保持装置については、車椅子等との区別上、補装具費取り扱い上どの種目として扱われたかに基づきご記入ください。
 註2 「1-1」で、完成用部品の製造・輸入販売にかかる営業収益については、「義肢」、「装具」、「座位保持装置」の項ではなく「その他」に算入してください(完成用部品自体は福祉用具ではなく、その構成部品であるため)。

<費用>
過去3年(3会計年度)にかかる費用についてご記入ください。もし可能でしたら内訳についてもご記入ください。
該当する費用が生じなかった項目については、空欄にせず「0」千円とご記入ください。

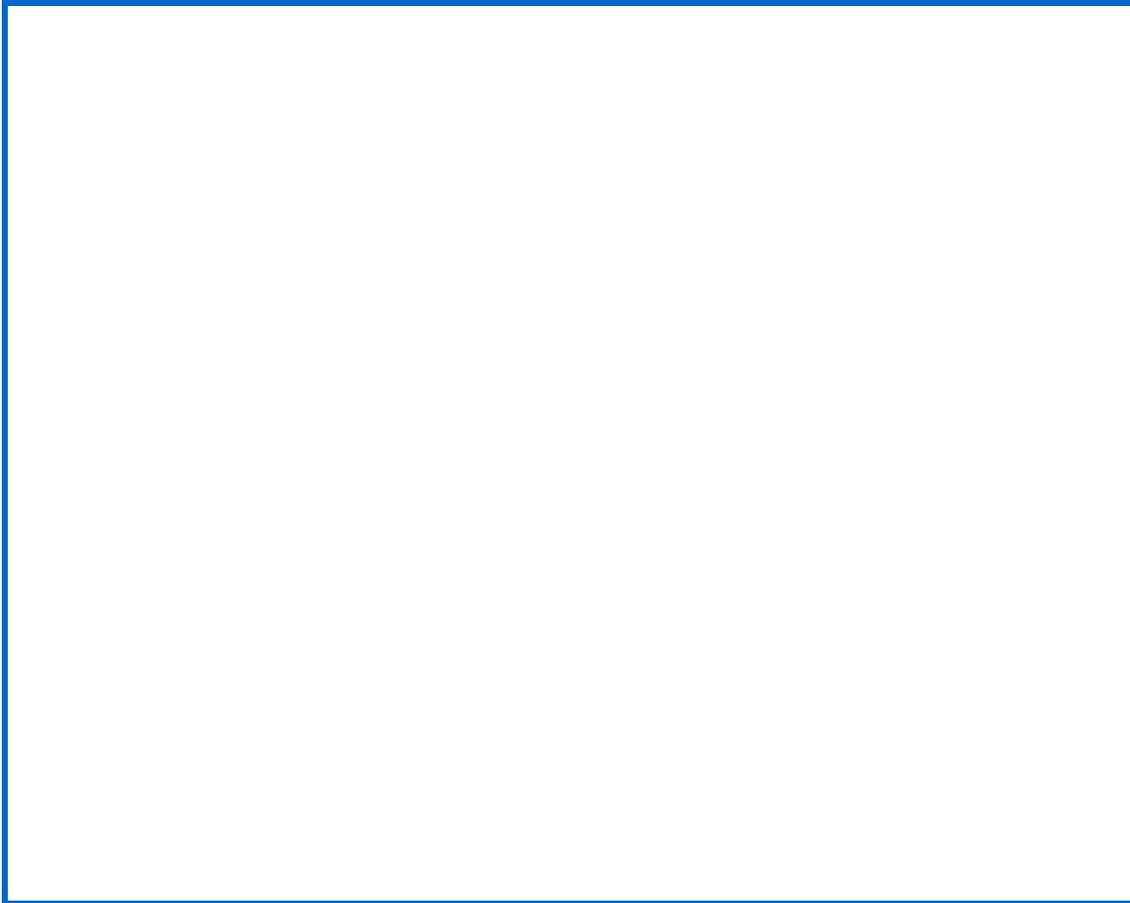
	平成30年10月1日を含む会計期間	平成29年10月1日を含む会計期間	平成28年10月1日を含む会計期間
<費用>			
1. 営業費用			
[営業費用]: 事業における人件費、材料費、光熱費、車両費、旅費、交通費、通信費、事務費、法定福利費、減価償却費など全費用の合計額をお書き下さい。			
1. 営業費用(合計)	千円	千円	千円
(内訳がわかる場合は内訳のうち下記についてお書きください。 ※その他の費用もありますので、1-1~1-3の合計は上の「1. 営業費用(合計)」と一致しません。)			
1-1. 人件費(法定福利費事業主負担分込み)	千円	千円	千円
1-2. 完成用部品購入費 ※補装具の自社内での製作・修理に用いる目的で購入したものを対象とします(例えば、他社への卸のための購入分は含めないでください)	千円	千円	千円
1-3. 補装具対象福祉用具製作にかかる外注費	千円	千円	千円
2. 営業外費用			
[営業外費用]: 借入金(ローン)や社債等の金融上の費用(支払利息等)、有価証券等の余資運用での損失など本業以外の経営活動で生じた費用をご記入下さい。ただし、特別損失(通常の経営活動とは直接関わりのない、特別な要因で発生した臨時的な損失。固定資産売却損、災害損失、火災損失など)を除きます。法人税の支払いも含まれません。			
2. 営業外費用合計	千円	千円	千円

● III-2 事業所の総床面積について
貴事業所の総床面積をお書きください。 [] 平方メートル

●IV その他

補装具の価格制度について、ご意見等ございましたらご記入下さい。

(本問は自由記入形式です。)



ご回答いただく設問はここまでです。ご協力どうもありがとうございました。

**義肢・装具・座位保持装置製作費用実態調査
調査票B：費用構成補足調査**

国立障害者リハビリテーションセンター研究所
我澤 賢之

※本研究は、厚生労働行政推進調査事業費補助金 障害者対策総合研究事業「補装具費支給制度における種目の構造と基準額設定に関する調査研究」(研究代表者 山崎伸也)を受け行っております。

●事業所名・所在地・ご回答担当者様等について

貴事業所ならびに担当者様についてご記入下さい。

事業所の所在する都道府県名についてご記入下さい。	
ご回答事業者様事業所名	
担当者様ご氏名	
担当者様電話番号	
担当者様メールアドレス (メールご使用の場合)	

下記の補装具の取扱の有無について、条件に該当する項目に○、該当しない項目に×をお書き下さい。

義肢	障害者総合支援法による義肢の取扱のある事業所様	<input type="checkbox"/>
装具	障害者総合支援法による装具の取扱のある事業所様	<input type="checkbox"/>
座位保持装置	補装具費支給基準の座位保持装置の項目に基づく見積もりによる機器の製作件数(ただし、特例補装具としての座位保持装置の製作件数を含む)について、過去3年間のなかで年間20件以上製作された年が一度以上ある事業所様	<input type="checkbox"/>

※1つ以上に○がある場合 → 以下の設問にお答え下さい。

※すべて×である場合 → ご回答いただく箇所はここまでです。ご協力ありがとうございます。お手数ですが、同封の返信用封筒もしくはeメールにてご返送ください。

下記の団体に加入されている場合、○印をお書き下さい。

日本義肢協会

日本車椅子シーティング協会

調査票B
費用構成に関する補足項目

1. 営業費用の構成比率：製造原価等

※営業費用各費目(利益を含む)の営業収益(売上)に対する比率をお書きください(単位：パーセント)。各比率の合計が100%となるようにしてください。

1-1 製造原価				
a 製造にかかるとる物品購入費等(事業所全体の平均をご記入ください。種目別の違いについては「3」でおたずねします。)				
a-1	素材費(正味使用分+ロス分)	完成用部品の購入金額(正味使用分に、加工中の微小部品の脱落損失、倉庫保管中の亀裂などによるロスを含めた分)	購入金額	%
a-2	完成用部品購入金額(正味使用分+ロス分)			%
a-3	小物材料費	個々の作業加工に対して使用量を決めた材料の費用(麻ひも、ほとめ、細いコムハンパ、スナップ、木ねじ、油脂、銅線、銅釘、各種接着剤、プラスチック線、プラスチック接着テープ、糸、釘、ビス、ナット、リーフ・ワッシャ等)		%
a-4	材料管理費	素材・完成用部品・小物材料の購入および保管に要する経費(素材・完成用部品・小物材料の購入金額自体(a-1~a-3)に相当)は含みません。それ以外の購入経費、ならびに管理経費を対象とします。)		%
b 製造にかかるとる人件費(労務費)(註1)				
職技・装具・座位保持装置の製造関連				
b-1	【職技・装具・座位保持装置】基本工法にかかるとる人件費	職技・装具・座位保持装置の製作・修理作業のうち基本工法相当作業にかかるとる人件費(賞与、退職金目的の積み立て、法定福利費を含む)※基本工法にかかるとる作業の正味作業時間のみを対象とします		%
b-2	【職技・装具・座位保持装置】基本工法以外の製作・修理正味作業にかかるとる人件費	職技・装具・座位保持装置における基本工法以外の製作・修理作業の正味作業等(例えば、利用者の希望するデザイン等対応の製作・修理作業等)にかかるとる人件費(賞与、退職金目的の積み立て、法定福利費を含む)※作業準備等の時間相当分の人件費については、ここに含めず「b-3」に含めてください		%
b-3	【職技・装具・座位保持装置】その他製造作業に伴う人件費	職技・装具・座位保持装置製作・修理作業にともなう、b-1、b-2以外の人件費(賞与、退職金目的の積み立て、法定福利費を含む)※作業準備、成取り、作業物の整理、清掃、工具機器の搬出入、工具機器の小修理、業務上生じる作業特有の手待ち時間、勤務時間内の生理的余裕時間(お手洗いや等)を対象とします		%
職技・装具・座位保持装置以外の製造関連				
b-4	【職技・装具・座位保持装置以外の事業】職技・装具・座位保持装置以外の製造関連	職技・装具・座位保持装置以外の事業における製作等作業に携わるとる人件費(賞与、退職金目的の積み立て、法定福利費を含む)		%
c 製造にかかるとる経費				
c-1	減価償却費	減価償却費のうち製造にかかるとる部分。製造にかかるとる機械・設備等の減価償却費など		%
c-2	外注加工費	加工にかかるとる外注費用		%
c-3	送料など(ただしa-4材料管理費算入分を除く)	売上諸掛、仕入諸掛、その他各種送料※ただし、材料(素材・小物材料・完成用部品)購入にともなう送料などは「a-4 材料管理費」に含むものとして、ここには含めないでください。		%
c-4	衛生費	クリーニング代、清掃代・メンテナンス代、清掃用具のレンタル代、産業廃棄物処理費用など		%
c-5	その他	水道光熱費、賃料、その他の外注費用、特許使用料法定福利費以外の保険料(所轄保険等)、衛生費以外での各種レンタル・リース費用など、その他の人件費・物品の購入費用・減価償却費以外の費用		%
1-2 販売費及び一般管理費(販管費)				
d 販売費及び一般管理費(販管費)				
1-3 営業利益				

2. 営業費用の構成比率：人件費

※人件費の営業収益(売上)に対する比率をお書きください(単位：パーセント)。

2-1	人件費の比率	総人件費		%
補装具の価格に占める、その製作等に要した人件費の計 ※基本工法ならびにそれ以外の製作作業・付随時間、販売費及び一般管理費に属する人件費等を含めた、すべての人件費の合計です。 ※賞与、退職金目的の積み立て、法定福利費を含みます				

註1 同一の方がこれら複数の職務等をおこなっている場合、該当する時間比率を踏まえて按分して下さい。

3. 総合支援法における義肢・装具・座位保持装置製作費用に関連する各種比率(製造にかかる物品購入費等種目別詳細)
 総合支援法における義肢・装具・座位保持装置製作における物品購入費等に関連する各種比率について、貴事業所における平均的な値をご記入ください。

2-1	義肢	装具	座位保持装置		
			完成用部品による構造フレームを使用する場合	完成用部品による構造フレームを使用する場合	車椅子・電動車椅子構造フレームを使用する場合
素材費 ・素材のロス率(補装具製作に使用する素材正味使用量(金額)に対する比率) 補装具製作に使用する 素材(個々の補装具に区分けできる材料。ただし完成用部品を除く) について、 正味必要量 に対し何パーセントをロス分として消費するか(素材の正味必要量に対する割増分)	%	%	%	%	%
・小物材料費(補装具製作に使用する 素材の購入費用(正味使用量+素材のロス分) に対する比率) 補装具の製作・修理に消費される材料のうち、 個々の要素加工に対して使用量を決めた材料使用量の購入金額 について、 素材購入金額(上記ロス分を含む)の何パーセント程度に相当するか (麻ひも、はとめ、細いゴムバンド、スナックブ、木ねじ、油脂、鉄釘、銅釘、各種接着剤、プラスチック銼、プラスチック接着テープ、糸、釘、ビス、ナット、リーフ・ワッシャー等)	%	%	%	%	%
・ 素材・小物材料の管理費(補装具製作に使用する素材(正味使用量+素材のロス分)および小物材料の購入金額の計に対する比率) 素材・小物材料の購入・管理に要する経費(材料自体の購入金額自体を含まない購入にともなう経費、および管理経費)。	%	%	%	%	%
2-2	完成用部品費				
・ 完成用部品のロス率(補装具製作に使用する完成用部品正味使用量相当金額に対する比率) 完成用部品の 正味使用分購入金額 に対し、 加工中の微小部品の脱落損失、倉庫保管中の亀裂などによるロス を補うための 修理・交換等に要する費用 として何パーセントの割増しを見込む必要があるか	%	%	%	%	%
・ 完成用部品購入金額の比率(総合支援法にかかる該当補装具の売上高合計に対する比率) それぞれの種目にかかる 完成用部品の購入費 が 該当補装具価格の何パーセント を占めるか(売上に占める、完成用部品購入費の割合)	%	%	%	%	%
・ 完成用部品の管理費(補装具製作に使用する完成用部品の購入金額(正味使用量+ロス分)に対する比率) 完成用部品の 購入・管理に要する経費 (完成用部品自体の購入金額自体を含まない購入にともなう経費、および管理経	%	%	%	%	%

義肢・装具・座位保持装置製作費用実態調査
調査票C：素材単価について

国立障害者リハビリテーションセンター研究所
山崎 伸也
我澤 賢之

※本研究は、厚生労働行政推進調査事業費補助金 障害者対策総合研究事業「補装具費支給制度における種目の構造と基準額設定に関する調査研究」(研究代表者 山崎伸也)を受け行っております。

●事業所名・所在地・ご回答担当者様等について

貴事業所ならびにご回答いただく担当者様についてご記入下さい。

事業所の所在する都道府県名についてご記入下さい。	
ご回答事業者様事業所名	
担当者様ご氏名	
担当者様電話番号	
担当者様メールアドレス	

下記の団体に加入されている場合、○印をお書き下さい。

日本義肢協会	<input type="checkbox"/>
日本車椅子シーティング協会	<input type="checkbox"/>

素材単価に関する調査

貴事業所での購入価格(単価)についてご記入ください。調査票に挙げた9つの時点のうち記入可能な凡ての時点についてご回答をお願いします。
 ※貴事業所での購入価格(単価)についてご記入ください。調査票に挙げた9つの時点のうち記入可能な凡ての時点についてご回答をお願いします。
 ※職機・装置・器具製作事業者の方、座位保持装置製作事業者の方、共通の調査票となっております。取り扱いはある素材についてのみご回答ください。
 (お取り扱いのない品についてはご回答いただく必要はありません。その場合該当欄を空欄にてお返してください。)
 ※価格の変化率に関心がありますので、各時点ともサイズ・仕様など同等のものの価格をご記入ください。
 ※単位については、回答が難しい場合適宜ご修正ください。その場合、修正したことがわかりやすいよう、単位欄のセルの背景を着色するなどしてください。
 ※価格については、「消費税別(税抜)価格」をお書きください。(もし税別の記入が困難なごさいましたら、表の備考欄にその旨をお書きください。)

該当種目	座位保持装置	素材・小物材料等名称	備考欄 サイズ・厚さ・仕様など特記すべき点がござい ましたら、ご記入ください。 ※価格記入欄が複数時点に渡っております。 サイズ・厚さ・仕様等条件を揃えていただき、 価格をご記入ください。	購入価格(単価・消費税別)				単位
				平成31年4月～ 令和元年9月の 期間中のい れかの時点 での購入価格(税 別)についてご 記入ください。	平成29年4月～ 9月の期間中の いれかの時点 での購入価格(税 別)についてご 記入ください。	平成26年4月～ 9月の期間中の いれかの時点 での購入価格(税 別)についてご 記入ください。	単位	
○	○	1 石膏(ギブス粉)(1袋25kg)		円/袋			円/袋	
○	○	2 プラスランE (1巻)		円/巻			円/巻	
○	○	3 キーブス包帯 2列(1巻)		円/巻			円/巻	
○	○	4 キーブス包帯 3列(1巻)		円/巻			円/巻	
○	○	5 熱可塑性プラスチックキャスト		円/kg			円/kg	
○	○	6 アクリル樹脂硬性		円/kg			円/kg	
○	○	7 アクリル樹脂軟性		円/kg			円/kg	
○	○	8 アクリル樹脂(軟性・硬性)混合		円/kg			円/kg	
○	○	9 アクリル樹脂用硬化剤		円/L			円/L	
○	○	10 熱硬化性樹脂 硬性		円/kg			円/kg	
○	○	11 熱硬化性樹脂 軟性		円/kg			円/kg	
○	○	12 発泡樹脂		円/kg			円/kg	
○	○	13 熱可塑性プラスチック材		円/kg			円/kg	
○	○	14 ポリプロピレン	PPシート、カラ-PPなど	円/m ²			円/m ²	
○	○	15 コ・ポリマー		円/m ²			円/m ²	
○	○	16 サブ・オルソレン		円/m ²			円/m ²	
○	○	17 オルソレン		円/m ²			円/m ²	
○	○	18 トレラッククリア		円/m ²			円/m ²	
○	○	19 アセトン・シンナー類		円/L			円/L	
○	○	20 接着剤		円/kg			円/kg	
○	○	※各時点でサイズ・仕様が同じもの		円/kg			円/kg	

義肢	装具	座位保持装置	素材・小物材料等名称	素材・小物材料等の別名称 製品名の例 その他補足説明など	備考欄 サイズ・厚さ・仕様など特記すべき点がございましたら、ご記入ください。 ※価格記入欄が複数時点に渡っております。 サイズ・厚さ・仕様等条件を揃えていただき、 価格をご記入ください。	平成31年4月～ 令和元年9月の 期間中のいずれ れかの時点で の購入価格(税 別)についてご 記入ください。	単位	平成29年4月～ 9月の期間中の いずれかの時 点での購入価 格(税別)につ いてご記入くだ さい。	単位	平成26年4月～ 9月の期間中の いずれかの時 点での購入価 格(税別)につ いてご記入くだ さい。	単位
○	○		21 PVA シート				円/m ²		円/m ²	円/m ²	
○	○		22 PVA 4"				円/枚		円/枚	円/枚	
○	○		23 PVA 6"				円/枚		円/枚	円/枚	
○	○		24 PVA 8"				円/枚		円/枚	円/枚	
○	○		25 PVA 10"				円/枚		円/枚	円/枚	
○	○		26 PVA 12"				円/枚		円/枚	円/枚	
○	○		27 ナイロンストッキングネット 2"				円/kg		円/kg	円/kg	
○	○		28 ナイロンストッキングネット 3"				円/kg		円/kg	円/kg	
○	○		29 ナイロンストッキングネット 4"				円/kg		円/kg	円/kg	
○	○		30 ナイロンストッキングネット 10"				円/kg		円/kg	円/kg	
○	○		31 ストッキング				円/kg		円/kg	円/kg	
○	○		32 Vマット(1m幅)				円/m		円/m	円/m	
○	○		33 テトロンフェルト(1m幅)				円/m		円/m	円/m	
○	○		34 トレカクロス25mm				円/m		円/m	円/m	
○	○		35 トレカクロス50mm				円/m		円/m	円/m	
○	○		36 カーボンストッキングネット 3インチ				円/m		円/m	円/m	
○	○		37 カーボンストッキングネット 4インチ				円/m		円/m	円/m	
○	○		38 カーボンストッキングネット 5インチ				円/m		円/m	円/m	
○	○		39 カーボンストッキングネット 6インチ				円/m		円/m	円/m	
○	○		40 カーボンストッキングネット 8インチ				円/m		円/m	円/m	
○	○		41 カーボンシート材				円/m ²		円/m ²	円/m ²	
○	○		42 カーボン帯状のもの(2.5cm幅)				円/m		円/m	円/m	
○	○		43 カーボン帯状のもの(5cm幅)				円/m		円/m	円/m	
○	○		44 グラスファイバー				円/m ²		円/m ²	円/m ²	
○	○	○	45 クローム革				円/ds		円/ds	円/ds	
○	○	○	46 なめし革				円/ds		円/ds	円/ds	
○	○	○	47 スメ革				円/ds		円/ds	円/ds	
○	○	○	48 茶利革				円/ds		円/ds	円/ds	
○	○	○	49 合成皮革(クラリーノ等)				円/ds		円/ds	円/ds	
○	○		50 木ブロック				円/個		円/個	円/個	
○	○		51 桐材				円/m		円/m	円/m	
○	○		52 アンクルブロック(ホウ材)				円/個		円/個	円/個	

義肢	装具	座位保持装置	素材・小物材料等名称	素材・小物材料等の別名称 製品名の例 その他補足説明など	備考欄 サイズ・厚さ・仕様など特記すべき点がございましたら、ご記入ください。 ※価格記入欄が複数時点に渡っております。 サイズ・厚さ・仕様等条件を揃えていただき、 価格をご記入ください。	平成31年4月～ 令和元年9月の 期間中のいずれ れかの時点で の購入価格(税 別)についてご 記入ください。	単位	平成29年4月～ 9月の期間中の いずれかの時 点での購入価 格(税別)につ いてご記入くだ さい。	単位	平成26年4月～ 9月の期間中の いずれかの時 点での購入価 格(税別)につ いてご記入くだ さい。	単位
○	○	○	53 軽合金(ナマコボー)				円/本		円/本		
	○		54 半月材				円/本		円/本		
	○	○	55 ポリエチレン	PEライト			円/枚		円/枚		
	○	○	56 黄スポンジ				円/枚		円/枚		
	○	○	57 EVA等硬質スポンジ				円/枚		円/枚		
	○	○	58 ゴム系樹脂クッション素材				円/枚		円/枚		
		○	59 ピラミッドシート等滑り止めシート				円/枚		円/枚		
	○	○	60 ゴム帯地(25mm幅)				円/m		円/m		
	○	○	61 ダクロンテープ(25mm幅)				円/m		円/m		
	○	○	62 ビニール管(義手・腋下部用)				円/m		円/m		
	○	○	63 ベルト(バックル)				円/個		円/個		
	○	○	64 丸環				円/個		円/個		
	○	○	65 フェルト				円/m		円/m		
	○	○	66 帆布				円/m		円/m		
	○	○	67 オペロン				円/m		円/m		
	○	○	68 バイル地				円/m		円/m		
○	○	○	69 布(上記以外のもの) ※各時点でサイズ・仕様が同じも のの価格をご記入ください。				円/m		円/m		
	○		70 スパンデックス				円/m		円/m		
		○	71 ウレタンチップ #6000	CH402、柔らかチップ			円/m		円/m		
		○	72 ウレタンチップ #7000	CH403			円/m		円/m		
		○	73 ウレタンチップ #8000	CH404			円/m		円/m		
		○	74 ウレタンチップ #10000	CH406			円/m		円/m		
		○	75 ウレタンチップ #12000	CH408			円/m		円/m		
		○	76 ウレタンチップ #15000	CH411			円/m		円/m		
		○	77 ウレタンチップ #20000	CH416			円/m		円/m		
	○	○	78 ウレタン 10mm厚				円/m		円/m		
	○	○	79 低反発ウレタン 15mm厚				円/m		円/m		
	○	○	80 低反発ウレタン 20mm厚				円/m		円/m		
	○	○	81 低反発ウレタン 30mm厚				円/m		円/m		
	○	○	82 低反発ウレタン 40mm厚				円/m		円/m		
	○	○	83 低反発ウレタン 50mm厚				円/m		円/m		

義肢	装具	座位保持装置	素材・小物材料等名称	素材・小物材料等の別名称 製品名の例 その他補足説明など	備考欄 サイズ・厚さ・仕様など特記すべき点がございましたら、ご記入ください。 ※価格記入欄が複数時点に渡っております。 サイズ・厚さ・仕様等条件を揃えていただき、 価格をご記入ください。	平成31年4月～ 令和元年9月の 期間中のいずれ れかの時点で の購入価格(税 別)についてご 記入ください。	単位	平成29年4月～ 9月の期間中の いずれかの時 点での購入価 格(税別)につ いてご記入くだ さい。	単位	平成26年4月～ 9月の期間中の いずれかの時 点での購入価 格(税別)につ いてご記入くだ さい。	単位
	○	○	84 ムマック 10mm厚				円/m		円/m		円/m
	○	○	85 ムマック 15mm厚				円/m		円/m		円/m
		○	86 合板 90cm x 180cm 9mm厚				円/枚		円/枚		円/枚
		○	87 ビニールレザー				円/m		円/m		円/m
	○	○	88 マジックベルト 25mm幅				円/m		円/m		円/m
	○	○	89 マジックベルト 30mm幅				円/m		円/m		円/m
	○	○	90 マジックベルト 38mm幅				円/m		円/m		円/m
	○	○	91 マジックベルト 40mm幅				円/m		円/m		円/m
	○	○	92 マジックベルト 50mm幅				円/m		円/m		円/m
		○	93 Wラッセル 5mm厚以下	フュージョンなど。表皮用途など。			円/m		円/m		円/m
	○	○	94 Wラッセル 8mm厚	フュージョンなど。クッション素材用途など。			円/m		円/m		円/m
	○	○	95 Wラッセル10mm厚以上	フュージョンなど。クッション素材用途など。			円/m		円/m		円/m
		○	96 エアータッチ(ダブル)				円/m		円/m		円/m
	○	○	97 ナイロンベルト 25mm幅				円/m		円/m		円/m
	○	○	98 ナイロンベルト 38mm幅				円/m		円/m		円/m
	○	○	99 ナイロンベルト 50mm幅				円/m		円/m		円/m
	○	○	100 ラミネート 5mm厚				円/m		円/m		円/m
		○	101 防水シート				円/m		円/m		円/m
	○	○	102 バックル 25mm幅用				円/個		円/個		円/個
	○	○	103 バックル 38mm幅用				円/個		円/個		円/個
	○	○	104 バックル 50mm幅用				円/個		円/個		円/個
	○	○	105 アジャスター 25mm幅用				円/個		円/個		円/個
	○	○	106 アジャスター 38mm幅用				円/個		円/個		円/個
	○	○	107 アジャスター 50mm幅用				円/個		円/個		円/個
	○	○	108 Dカン 25mm幅用				円/個		円/個		円/個
	○	○	109 Dカン 38mm幅用				円/個		円/個		円/個
	○	○	110 Dカン 50mm幅用				円/個		円/個		円/個
	○	○	111 角カン 25mm幅用				円/個		円/個		円/個
	○	○	112 角カン 38mm幅用				円/個		円/個		円/個
	○	○	113 角カン 50mm幅用				円/個		円/個		円/個
		○	114 インプレッションフォーム				円/個		円/個		円/個
		○	115 フットプリント用紙				円/枚		円/枚		円/枚

義肢	装具	座位保持装置	素材・小物材料等名称	素材・小物材料等の別名称 製品名の例 その他補足説明など	備考欄 サイズ・厚さ・仕様など特記すべき点がございましたら、ご記入ください。 ※価格記入欄が複数時点に渡っており、 <u>サイズ・厚さ・仕様等条件を揃えていただき、価格をご記入ください。</u>	平成31年4月～令和元年9月の期間中のいずれかの時点での購入価格(税別)についてご記入ください。	単位	平成29年4月～9月の期間中のいずれかの時点での購入価格(税別)についてご記入ください。	単位	平成26年4月～9月の期間中のいずれかの時点での購入価格(税別)についてご記入ください。	単位
		○	ステンレスパイプ ※各時点でサイズ・仕様が同じものの価格をご記入ください。				円/()		円/()		円/()
		○	アルミパイプ ※各時点でサイズ・仕様が同じものの価格をご記入ください。				円/()		円/()		円/()
		○	鉄パイプ ※各時点でサイズ・仕様が同じものの価格をご記入ください。				円/()		円/()		円/()
		○	木材 ※各時点でサイズ・仕様が同じものの価格をご記入ください。				円/()		円/()		円/()
		○	塗料 ※各時点でサイズ・仕様が同じものの価格をご記入ください。				円/()		円/()		円/()
		○	ミン糸 ※各時点でサイズ・仕様が同じものの価格をご記入ください。				円/()		円/()		円/()
		○	麻糸 ※各時点でサイズ・仕様が同じものの価格をご記入ください。				円/()		円/()		円/()
		○	スピンドル紐(ダブメン紐) ※各時点でサイズ・仕様が同じものの価格をご記入ください。				円/()		円/()		円/()
		○	ボルト ※各時点でサイズ・仕様が同じものの価格をご記入ください。				円/()		円/()		円/()
		○	ナット ※各時点でサイズ・仕様が同じものの価格をご記入ください。				円/()		円/()		円/()
		○	ワッシャー ※各時点でサイズ・仕様が同じものの価格をご記入ください。				円/()		円/()		円/()
		○	スプリングワッシャー ※各時点でサイズ・仕様が同じものの価格をご記入ください。				円/()		円/()		円/()
		○	鉄線 ※各時点でサイズ・仕様が同じものの価格をご記入ください。				円/()		円/()		円/()
		○	129 カーピングマシン用コーン				円/()		円/()		円/()
		○	130 ドリルの刃				円/本		円/本		円/本

ご回答いただく期間はここまでです。ご協力どうもありがとうございました。

厚生労働行政推進調査事業費補助金（障害者政策総合研究事業）

分担研究報告書

補装具価格根拠調査：その他の種目

研究分担者 我澤 賢之（国立障害者リハビリテーションセンター研究所）

山崎 伸也（国立障害者リハビリテーションセンター）

研究要旨 障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度の基準補装具について、そのうちの義肢・装具・座位保持装置以外の種目、すなわち車椅子、電動車椅子、補聴器、盲人安全つえ、義眼、眼鏡、座位保持椅子、頭部保持具、起立保持具、排便補助具、歩行器、歩行補助つえ、重度障害者用意思伝達装置（以下、「その他」）の各種目では、基本的に本体1つあたりの価格が設定され、併せて各種付属品・加算項目・修理項目の価格が設定される価格体系となっている。本研究では、補装具費支給制度基準補装具における価格水準検討の際参考となる基礎データを提供することを目的に、供給費用の大きさならびに採算状況を明らかにするための調査を、供給関係事業者（製作・輸入・販売事業者）を対象として行った。

本研究の調査では、主として各供給事業者の採算性を反映した価格を把握するため、厚生労働省告示に記載された文章に基づき、基準補装具と同等と思われる仕様の用具の補装具制度外での販売価格に特に注視し、その価格を調べた。併せて種目により製作・輸入事業者の卸価格等を調べた。

調査の結果、義眼等いくつかの種目において補装具の基準価格と制度外での販売価格の間に乖離があることが確認された。しかし、一方で、種目によっては今回調査で得られた回答対象機種が、基準補装具としては、基準の補装具の想定する仕様が必ずしも明確ではなかったり、現状と合っていないことが示唆された。今後価格根拠把握を行う際は、その前提として補装具関連機器の機能・仕様をわかりやすく整理し、「基準」として満たすべき必要・十分な機能をより明確にすることが必要であることが、確認された。

A. 研究目的

障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度の基準補装具について、そのうちの車椅子、電動車椅子、補聴器、盲人安全つえ（現、視覚障害者安全つえ）、義眼、眼鏡、座位保持椅子、頭部保持具、起立保持具、排便補助具、歩行器、歩行補助つえ、重度障害者用意思伝達装置（以下、「その他」）の各種目では、基本的に本体（基本構造）1つあたりの価格が設定され、併せて各種付属品・加算項目・修理項目の価格が設定される価格体系となっている[1]。本研究では、補装具費支給制度基準補装具における価格水準検討の際参考となる基礎データを提供することを目的に、供給費用の大きさならびに採算状況を明らかにするための調査を、供給関係事業者（製作・輸入・販売事業者）を対象として行う。

B. 研究方法

本研究の調査では、（1）各供給事業者の採算性を反映した価格を把握するため、厚生労働省告示に記載された文章に基づき、基準補装具と同等と思われる仕様の用具の補装具制度外での販売価格に特に注視し、その価格を調べた。併せて種目により製作・輸入事業者の卸価格を調べた。調査時期は2020年2月～3月に盲人安全つえ（調査当時）、義眼を、その他の種目については2020年12月～2021年1月に実施した。ただし、重度障害者意思伝達装置のうち製造事業者を対象とした部分については、研究班内で別途実施（2019年）されたものの結果を参照した。

（2）また、各事業所の売上に占める補装具関係売上の比率、収支面についても調べた（非営利団体が多と思われる盲人補助つえ供給事業者を除く）。

本研究の調査で使用した調査票を、本分担研究報告書末尾に示す。

(倫理面への配慮)

本研究では、個人を特定しうる情報を含むデータは使用しない。なお、本研究に、開示すべき利益相反 (COI) に関する情報はない。

C. 研究結果および考察、結果

調査結果、考察、結果については下記のとおりである。

1 車椅子について

発送数 27

回収数 26 うち取り扱いが無いとの回答 1、なんらかの有効回答が含まれていたもの 24

(有効部分のみの実質回収率 $24 \div (27-1) = 92.3\%$)

価格についての回収数 26

(うちなんらかの有効回答が含まれていたもの 24。製造・輸入事業者 15、利用者向け販売事業者 14。双方に含まれるもの 5)

収支についての回収数 22

1-1. 結果

●補装具費制度外での利用者向け実销售价格について

補装具費制度外での利用者向け実销售价格についての有効回答事業者数は 8 であった。回答の集計結果を表 1-1 に示す。1 つの事業者が各種別について複数の機種を挙げ回答している場合があるため、各種別の回答数が有効回答事業者数の 8 を超えていることがある。

表 1-1 では基準の補装具と同じ型番のものを補装具費制度によらず供給する場合の销售价格の調査結果について、補装具としての销售价格との差を示す形で記載した。これは、個別の車椅子は各種付属品を含んでいるため、補装具費制度によらず供給する場合の销售价格そのものを示してもあまり意味がないためである。本稿では、調査で得た補装具費制度によらず供給する場合の销售价格から付属品価格（補装具費支給基準額等を参考に評価）を差し引いたものを推定本体価格とし、差額を計算している。なお、調査結果にかかる差額の計算にあたっては、補装具費支給事務取扱指針に記載された乗率（100 分の 106）を調査結果価格から割り引いたうえで算出した。

表 1 - 1 補装具費制度外での利用者向け実販売価格の基準額

種別	基準の補装具と同じ型番のものを補装具費制度によらず供給する場合の価格と補装具としての実売価格の差額							
	回答数			基準額	平均値		最低値	
	合計	オーダーメイド、又はモジュラータイプ扱いと想定される機種	レディメイド扱いと想定される機種	オーダーメイド、又はモジュラータイプ扱いと想定される場合の基準額（レディ名では75%）	オーダーメイド、又はモジュラータイプ扱いと想定される機種	レディメイド扱いと想定される機種	オーダーメイド、又はモジュラータイプ扱いと想定される機種	レディメイド扱いと想定される機種
普通型	13	7	6	100,000	+9,855	+14,580	0	0
リクライニング式普通型	9	3	6	120,000	+33,774	+21,627	0	0
ティルト式普通型	7	3	4	148,000	0	+27,561	0	+4,075
リクライニング・ティルト式普通型	5	1	4	173,000	0	+41,665	0	+34,906
手動リフト式普通型	2	-	2	232,000	-	+50,670	-	+45,283
前方大車輪型	3	-	3	100,000	-	+25,006	-	+7,642
リクライニング式前方大車輪型	2	-	2	120,000	-	+33,689	-	+28,302
片手駆動型	5	-	5	117,000	-	+27,855	-	+8,472
リクライニング式片手駆動型	2	-	2	133,600	-	+49,160	-	+43,774
レバー駆動型	5	-	5	160,500	-	+61,716	-	+54,245
手押し型 A (大車輪のあるもの)	11	4	7	82,700	+16,117	+22,916	0	0
手押し型 B (小車輪だけのもの)	4	1	3	81,000	0	+37,849	0	+10,321
リクライニング式手押し型	10	4	6	114,000	+21,642	+25,143	0	0
ティルト式手押し型	9	6	3	128,000	0	+48,031	0	+16,340
リクライニング・ティルト式手押し型	16	12	4	153,000	+11,575	+49,071	0	+32,849

※本調査における「オーダーメイド、又はモジュラータイプ扱いと想定される機種」、「レディメイド扱いと想定される機種」の扱いについて

実際の補装具費の判定における、オーダーメイド、レディメイドの判断基準は、自治体等によりさまざまであるが、それでは機種ごとにいずれのタイプであるかの判断がつかない。本調査では便宜上「フットサポートの高さ調節を除く各サポートのうち1箇所以上について調整（座奥行やバックサポート高やアームサポート高など）可能なものが含まれる」ものを「オーダーメイド、又はモジュラータイプ扱いと想定される機種」、そうでない機種を「レディメイド扱いと想定される機種」として扱った。

片手駆動型とレバー駆動型の2種別は、下記の条件を満たした。

- ・回答数が、有効回答事業者数の半数（4）以上であること。
- ・「オーダーメイド、又はモジュラータイプ扱いと想定される機種」において、調査結果最低額が基準額以下ではないこと。
- ・「レディメイド扱いと想定される機種」において、調査結果最低額が基準額以下ではないこと。

これはつまり、一定の回答数を得つつ、かつ現況補装具費制度外での販売価格についての回答のすべてで、補装具としての実販売価格を上回っていたということであり、価格引き上げの必要性が示唆されたと考えられた。また表には示していないものの、これらの種別の回答の中には、仕入単価の比率が補装具の基準額の中で高い比率をもつものもあった。しかしながら、下記の点から具体的な価格設定については、下記の点でさらに詳細な情報と検討を要すると考えられる。

- ・両種別とも、該当種別の機種の中には、本体と価格上分割できない機能として多様なものが含まれており、補装具制度外での販売価格から該当機能分の価格（修理基準価格で評価）を差し引くと、実質的な本体価格が基準額を下回る事例が含まれていた。この点、さらに詳細な検討が必要。
- ・これらの種別では「オーダーメイド、又はモジュラータイプ扱いと想定される機種」は含まれず、「レディメイド扱いと想定される機種」のみの回答であった。しかしながら、実際の補装具費の判定・支給決定の判断上、これらの区分を分ける判断基準が自治体等によりまちまちと考えられる。これを「レディメイド」と断定して設定価格案を決めるには、この区分の基準についての明確化が必要である。

特に後者の「レディメイド」の関する点については、表1-1を見ると他の種別においてもレディメイドで補装具費制度外での販売価格と補装具としての実販売価格との間に差が出ていることが確認でき、今後の検討課題であると考えられる。レディメイドと判断する具体的な基準、レディメイドの場合「75%」という数値の妥当性等が検討項目として想定される。

●修理項目について

表1-2のとおり、回答の最低値（100分の106で除したあとの値）が基準額を上回る項目はなかった。ただし、表1-3で示すとおり卸価格・仕入単価（有効回答事業者のべ16社）については、100分の106で除算した額の平均値でみて基準額を超えているものについては、平均的に原価割れを起こしていると考えられる。該当値が基準額の2倍を超えるものは仕様の同質性を確信できないことから除去したうえで、のべで有効回答事業者の半数以上の事業者（8社以上）の回答を得られ、かつ卸単価または仕入単価（100分の106で除算した額）が基準額を上回る項目については価格引き上げ項目の候補とした。

表1-2 修理項目：利用者向け販売価格

	項目	基準額	告示に記載されている価格 (基準額)	利用者向け販売			
				回答数	補装具費制度によらない場合の 販売単価(単位:円)		
					平均値	最低値	最高値
1	クッション交換	4,090	6	5,578	3,774	-316	9,198
2	クッション(ポリエステル繊維、ウレタンフォーム等の多層構造のもの及び立体編物構造のもの)	10,000	6	10,192	9,434	-566	11,060
3	クッション(ゲルとウレタンフォームの組合せのもの)交換	19,080	5	20,699	18,000	-1,080	24,906
4	クッション(バルブを開閉するだけで空気量を調整するもの)交換	30,000	6	29,528	28,302	-1,698	31,132
5	クッション(特殊な空気室構造のもの)交換	45,000	5	47,075	42,453	-2,547	50,849
6	フローテーションパッド交換	30,000	3	30,189	28,302	-1,698	31,132
7	フローテーションパッド交換(三重構造とした場合)	31,300	3	31,226	29,528	-1,772	33,019
8	背クッション交換	10,000	6	10,544	9,434	-566	12,264
9	特殊形状クッション(骨盤・大腿部サポート)交換	25,750	7	26,608	14,282	-11,468	36,321
10	クッションカバー(防水加工を施したもの)交換	7,460	6	7,712	7,038	-422	8,821
11	クッション滑り止め部品交換	1,920	6	1,832	1,451	-469	2,075
12	バックサポート交換	8,860	5	9,078	8,358	-502	11,321
13	延長バックサポート交換	10,190	5	10,847	9,613	-577	11,792
14	枕(オーダー)交換	10,330	6	10,552	9,745	-585	11,321
15	枕(レディメイド)交換	5,830	5	5,340	4,209	-1,621	5,830
16	バックサポートパイプ交換	3,830	5	5,460	3,613	-217	7,547
17	バックサポートパイプ取付部品交換	3,700	5	4,400	3,491	-209	5,660
18	張り調整式バックサポート交換	15,090	6	16,831	14,151	-939	21,226
19	高さ調整式バックサポート交換	12,080	6	14,854	11,321	-759	28,302
20	背折れ機構部品交換	7,180	6	7,289	6,604	-576	9,434
21	背座間角度調整部品交換	8,100	6	10,846	7,642	-458	14,804
22	アームサポート(肘当て部分)交換	4,620	7	5,017	4,340	-280	6,368
23	アームサポート(フレーム)交換	4,600	5	6,278	4,340	-260	11,321
24	高さ角度調整式アームサポート交換	9,010	5	12,559	8,500	-510	25,472
25	高さ調整式アームサポート(段階調整式)交換	3,310	5	6,871	3,123	-187	19,811
26	角度調整式アームサポート交換	7,050	3	10,079	6,604	-446	16,981
27	跳ね上げ式アームサポート交換	6,060	5	7,355	5,717	-343	11,321
28	脱着式アームサポート交換	6,200	5	7,429	5,849	-351	11,321
29	アームサポート拡幅部品交換	3,610	5	16,686	1,887	-1,723	70,755
30	アームサポート延長部品交換	3,610	5	4,516	1,887	-1,723	9,906
31	レッグサポート交換	2,700	6	3,820	2,547	-153	5,660
32	脱着式レッグサポート交換	5,780	5	8,162	5,453	-327	17,689
33	拳上式レッグサポート(パッド形状)交換	7,450	6	8,326	7,028	-422	13,019
34	開閉拳上式レッグサポート(パッド形状)交換	10,290	7	11,451	9,708	-582	15,675
35	開閉・脱着式レッグサポート交換	6,790	7	8,757	6,406	-384	14,858
36	フットサポート交換	3,780	7	5,230	3,566	-214	13,425
37	フットサポート交換への前後調整構造の追加	4,160	4	4,615	3,774	-386	6,604
38	フットサポート交換への角度調整構造の追加	1,500	4	3,252	1,415	-85	7,264
39	フットサポート交換への左右調整構造の追加	1,500	4	3,087	1,415	-85	6,604
40	ヘッドサポートベース(マルチタイプ)交換	27,080	6	26,653	20,610	-6,470	33,019
41	座布交換	8,750	5	8,825	8,255	-495	9,434
42	座張り調整部品交換	10,000	5	10,925	9,434	-566	14,434
43	座奥行き調整(スライド式)部品交換	16,970	3	20,427	16,009	-961	28,302
44	座板交換	6,800	5	6,662	6,415	-385	7,075
45	座席昇降ハンドルユニット交換	15,800	1	14,906	14,906	-894	14,906
46	座席昇降チェーン交換	8,400	1	7,925	7,925	-475	7,925
47	座席昇降メカユニット交換	22,100	1	20,849	20,849	-1,251	20,849
48	フレーム(サイドベース)交換	10,700	4	17,581	10,094	-606	35,377
49	フレーム(サイド拡張)交換	8,500	3	16,513	8,019	-481	33,019

(つづき) 表1-2 修理項目：利用者向け販売価格

	項目	基準額	回答数	利用者向け販売			
				補装具費制度によらない場合の 販売単価(単位:円)			
				平均値	最低値	基準額との差	最高値
50	フレーム(サイド拡張)取付得品交換	3,200	3	3,645	3,019	-181	4,717
51	フレーム(折りたたみ)交換	22,180	5	30,130	20,925	-1,255	41,509
52	ブレーキ交換	9,100	7	11,814	8,491	-609	29,594
53	キャリパーブレーキ交換	8,000	6	10,523	7,547	-453	18,396
54	フットブレーキ(介助者用)交換	7,970	7	8,177	6,894	-1,076	9,906
55	延長用ブレーキアーム交換	1,630	5	1,564	1,415	-215	1,698
56	リフレクタ(反射器-夜光材)交換	430	3	530	406	-24	755
57	リフレクタ(反射器-夜光反射板)交換	670	2	693	632	-38	755
58	ハンドリム交換	5,240	5	5,678	4,943	-297	7,075
59	滑り止めハンドリム交換	8,740	4	8,963	8,245	-495	9,434
60	ノブ付きハンドリム交換	4,470	3	6,040	4,217	-253	9,434
61	ノブ付きハンドリム交換(購入後に後付する場合)	8,820	3	8,858	8,321	-499	9,434
62	キャスト(大)交換	8,000	7	7,346	3,817	-4,183	8,491
63	キャスト(小)交換	5,800	6	6,226	5,472	-328	7,075
64	屋外用キャスト(エア一式等)交換	7,500	7	7,662	6,560	-940	9,906
65	リーム交換	5,500	4	7,724	5,189	-311	10,613
66	車軸位置調整部品交換	16,120	5	19,473	15,208	-912	28,302
67	大車輪脱着ハブ交換	5,000	4	7,146	4,717	-283	12,736
68	サイドガード交換	6,820	5	7,651	6,434	-386	11,321
69	タイヤ交換	4,270	6	5,047	1,698	-2,572	11,321
70	ノーパンクタイヤ交換	4,190	6	7,320	3,953	-237	11,321
71	ノーパンクタイヤ交換(購入後に後付けする場合)	5,930	4	9,721	5,594	-336	15,094
72	チューブ交換	2,450	7	2,191	1,001	-1,449	2,453
73	シートベルト交換	4,300	6	4,090	3,353	-947	4,528
74	テーブル交換	10,900	5	12,756	10,283	-617	17,126
75	スポークカバー交換	4,100	6	5,423	3,868	-232	8,632
76	塗装	17,900	4	24,027	16,887	-1,013	33,019
77	ハブ取付部品交換	6,100	3	6,321	5,660	-440	7,547
78	キャスト取付部品交換	7,000	5	6,777	6,604	-396	7,075
79	ハブ用スプリング交換	16,000	2	16,981	15,094	-906	18,868
80	ステッキホルダー(杖たて)交換	3,000	5	3,223	2,830	-170	3,679
81	泥よけ交換	6,050	7	6,349	4,702	-1,348	9,198
82	転倒防止装置交換	3,750	5	4,127	3,538	-212	5,802
83	転倒防止装置(キャスト付き折りたたみ式)交換	8,670	6	10,790	8,179	-491	17,997
84	携帯用会話補助装置搭載台交換	30,000	3	30,818	28,302	-1,698	33,019
85	酸素ボンベ固定装置交換	13,000	5	14,770	12,264	-736	21,226
86	人工呼吸器搭載台交換	25,000	6	30,225	23,585	-1,415	37,736
87	栄養パック取り付け用ガートル架交換	10,190	4	11,083	9,613	-577	14,151
88	点滴ポール交換	10,430	5	11,492	9,840	-590	14,151
89	シリンダー用レバー交換	2,500	4	2,765	1,626	-874	4,717
90	メカロック交換	10,000	7	10,308	5,225	-4,775	14,151
91	ティルト用ガスダンパー交換	15,000	5	15,057	14,151	-849	16,981
92	ワイヤー交換	1,800	7	2,243	218	-1,582	4,717
93	ガスダンパー交換	15,000	6	16,085	14,151	-849	21,226
94	幅止め交換	4,290	5	5,205	4,047	-243	6,368
95	幅止め交換(購入後に後付けする場合)	5,040	3	14,271	4,755	-285	33,019
96	高さ調整式手押しハンドル交換	7,840	5	8,142	7,396	-444	9,434
97	車載時固定用フック交換	3,000	5	3,989	2,322	-678	8,491
98	日よけ(雨よけ)部品交換(※日よけ・雨よけ双方の機能を併せ持つもの)	12,000	5	12,589	11,321	-679	14,151
99	6輪構造部品交換	34,720	1	32,755	32,755	-1,965	32,755
100	成長対応型部品交換	56,020	1	52,849	52,849	-3,171	52,849
101	痰吸引器搭載台交換	25,000	6	30,697	23,585	-1,415	37,736

表1-3 修理項目：卸単価・仕入単価

	項目	基準額	回 答 数	卸単価また は仕入れ 単価を100 分の106で 除した額 (単位:円)
		告示に記載されて いる価格 (基準額)		平均値
1	クッション交換	4,090	10	3,788
2	クッション(ポリエステル繊維、ウレタンフォーム等の多層構造のもの及び立体編物構造のもの)	10,000	12	8,009
3	クッション(ゲルとウレタンフォームの組合せのもの)交換	19,080	5	14,132
4	クッション(バルブを開閉するだけで空気を調整するもの)交換	30,000	7	23,245
5	クッション(特殊な空気室構造のもの)交換	45,000	10	37,027
6	フローテーションパッド交換	30,000	3	19,371
7	フローテーションパッド交換(三重構造とした場合)	31,300	2	19,623
8	背クッション交換	10,000	8	8,514
9	特殊形状クッション(骨盤・大腿部サポート)交換	25,750	8	17,735
10	クッションカバー(防水加工を施したもの)交換	7,460	7	6,097
11	クッション滑り止め部品交換	1,920	8	1,255
12	バックサポート交換	8,860	9	7,058
13	延長バックサポート交換	10,190	6	9,958
14	枕(オーダー)交換	10,330	11	7,590
15	枕(レディメイド)交換	5,830	8	3,352
16	バックサポートパイプ交換	3,830	7	6,792
17	バックサポートパイプ取付部品交換	3,700	6	3,468
18	張り調整式バックサポート交換	15,090	9	12,167
19	高さ調整式バックサポート交換	12,080	9	9,268
20	背折れ機構部品交換	7,180	10	5,080
21	背座間角度調整部品交換	8,100	8	6,929
22	アームサポート(肘当て部分)交換	4,620	12	3,427
23	アームサポート(フレーム)交換	4,600	7	4,542
24	高さ角度調整式アームサポート交換	9,010	6	9,701
25	高さ調整式アームサポート(段階調整式)交換	3,310	6	5,533
26	角度調整式アームサポート交換	7,050	5	7,311
27	跳ね上げ式アームサポート交換	6,060	8	5,267
28	脱着式アームサポート交換	6,200	6	6,572
29	アームサポート拡幅部品交換	3,610	6	3,443
30	アームサポート延長部品交換	3,610	6	3,601
31	レッグサポート交換	2,700	8	2,466
32	脱着式レッグサポート交換	5,780	7	6,206
33	挙上式レッグサポート(パッド形状)交換	7,450	8	7,810
34	開閉挙上式レッグサポート(パッド形状)交換	10,290	9	9,714
35	開閉・脱着式レッグサポート交換	6,790	10	6,849
36	フットサポート交換	3,780	9	3,003
37	フットサポート交換への前後調整構造の追加	4,160	7	3,922
38	フットサポート交換への角度調整構造の追加	1,500	7	3,201
39	フットサポート交換への左右調整構造の追加	1,500	5	2,528
40	ヘッドサポートベース(マルチタイプ)交換	27,080	9	17,741
41	座布交換	8,750	8	5,908
42	座張り調整部品交換	10,000	7	7,695
43	座奥行き調整(スライド式)部品交換	16,970	4	11,509
44	座板交換	6,800	5	4,189
45	座席昇降ハンドルユニット交換	15,800	0	-
46	座席昇降チェーン交換	8,400	0	-
47	座席昇降メカユニット交換	22,100	0	-
48	フレーム(サイドベース)交換	10,700	0	-
49	フレーム(サイド拡張)交換	8,500	0	-

(つづき) 表1-3 修理項目：卸単価・仕入単価

	項目	基準額	回 答 数	卸単価また は仕入れ 単価を100 分の106で 除した額 (単位:円)
		告示に記載されて いる価格 (基準額)		平均値
50	フレーム(サイド拡張)取付得品交換	3,200	1	2,830
51	フレーム(折りたたみ)交換	22,180	4	24,953
52	ブレーキ交換	9,100	11	6,509
53	キャリパーブレーキ交換	8,000	11	7,428
54	フットブレーキ(介助者用)交換	7,970	12	5,993
55	延長用ブレーキアーム交換	1,630	9	1,282
56	リフレクタ(反射器-夜光材)交換	430	2	330
57	リフレクタ(反射器-夜光反射板)交換	670	1	377
58	ハンドリム交換	5,240	8	4,634
59	滑り止めハンドリム交換	8,740	9	6,999
60	ノブ付きハンドリム交換	4,470	5	5,953
61	ノブ付きハンドリム交換(購入後に後付する場合)	8,820	5	6,670
62	キャスター(大)交換	8,000	10	4,236
63	キャスター(小)交換	5,800	11	3,865
64	屋外用キャスター(エア式等)交換	7,500	14	5,279
65	リーム交換	5,500	4	5,099
66	車軸位置調整部品交換	16,120	5	12,825
67	大車輪脱着ハブ交換	5,000	6	4,450
68	サイドガード交換	6,820	7	5,121
69	タイヤ交換	4,270	11	2,741
70	ノーパンクタイヤ交換	4,190	8	4,098
71	ノーパンクタイヤ交換(購入後に後付けする場合)	5,930	7	6,274
72	チューブ交換	2,450	13	1,237
73	シートベルト交換	4,300	10	3,312
74	テーブル交換	10,900	10	8,140
75	スポークカバー交換	4,100	10	3,688
76	塗装	17,900	3	19,182
77	ハブ取付部品交換	6,100	3	5,283
78	キャスター取付部品交換	7,000	5	5,493
79	ハブ用スプリング交換	16,000	2	11,792
80	ステッキホルダー(杖たて)交換	3,000	8	2,366
81	泥よけ交換	6,050	10	5,189
82	転倒防止装置交換	3,750	10	3,526
83	転倒防止装置(キャスター付き折りたたみ式)交換	8,670	11	7,984
84	携帯用会話補助装置搭載台交換	30,000	3	22,013
85	酸素ボンベ固定装置交換	13,000	9	8,162
86	人工呼吸器搭載台交換	25,000	10	19,476
87	栄養パック取り付け用ガートル架交換	10,190	8	6,938
88	点滴ボール交換	10,430	12	8,808
89	シリンダー用レバー交換	2,500	7	1,546
90	メカロック交換	10,000	13	4,741
91	ティルト用ガスダンパー交換	15,000	11	7,555
92	ワイヤー交換	1,800	12	846
93	ガスダンパー交換	15,000	10	7,697
94	幅止め交換	4,290	8	3,361
95	幅止め交換(購入後に後付けする場合)	5,040	7	5,806
96	高さ調整式手押しハンドル交換	7,840	6	6,792
97	車載時固定用フック交換	3,000	6	3,035
98	日よけ(雨よけ)部品交換(※日よけ・雨よけ双方の機能を併せ持つもの)	12,000	7	12,428
99	6輪構造部品交換	34,720	1	16,981
100	成長対応型部品交換	56,020	0	-
101	痰吸引器搭載台交換	25,000	6	20,417

●補装具費制度における車椅子の取扱についての意見記入欄

- ・車椅子の制度には採寸の項目がありません。車椅子を注文する場合は、体の寸法をはかるだけでなく、車椅子本体の例えば、幅や長さ、アームレストの高さ、押手の高さや角度など寸法を気に掛けなければならない部位が座位保持装置より多く手間がかかります。採寸の項目を是非追加していただきたい。また、修理に関しては、チューブ交換だけ、など動くだけマイナスになります。補装具の制度全部にいえるのですが、修理した場合の金額が実状とあわないのです。例えば、修理する場合、「修理」だけでひとつ項目を必ずとれるような制度を望みます。補装具の制度全般について。例えば座位保持椅子の見積の価格体系は「基本価格」「製作要素価格」「完成用部品価格」という構成になっています。つまり、現場でのフィッティングの時間、往復の時間は含まれていません。フィッティングする場合はリハビリの時間を使い、セラピストの元で仕事をしているわけですが、病院側にはその時間分の報酬がありますが、我々業者には報酬がないということになっています。ひとつひとつの項目に我々のフィッティングの報酬を加えて設定するというのは無理があるのではないかと考えます。例えばベルトの作り替えを依頼された場合、現場に行き、寸法はかったり、工房で縫製をし、はずしたり取り付けるのに対して 1650 円 X2 だけの金額です。車椅子の修理でも、チューブ交換だけだと 2450 円。その項目に加算するというより、現場でのフィッティングに対する報酬という制度になるとかなり救われると思います。
- ・ノーパンクタイヤ交換の価格が、市場価格より安く差額が発生する。
- ・インサート型のノーパンクチューブ（標準タイヤ＋ノーパンクインナーチューブ）の公費修理見積りの場合、タイヤとインナーチューブを交換する場合は、タイヤ交換＋ノーパンクタイヤ交換＋後付け加算としたい。ノーパンクタイヤ交換と後付け加算のみでは差額が発生する。
- ・「レッグサポート交換」2700 円では、レッグサポートベルトの交換のコストが合わない。シートベルトと同等は必要。
- ・キャスター（大）（小）について、7 インチ以上を（大）という考え方が過去の通達ででていたが、市場で主に使われているのは圧倒的に 5 インチ・6 インチキャスターである。（小）の価格では安い。
- ・「杖たて」3000 円では安い。業者が負担したり、差額が必要となるケースが多い。
- ・「ハンドリム交換」「滑り止めハンドリム交換」の価格が安い。
- ・「手押し型」の公費価格が「普通型」より 17300 円安いですが、市場価格は手押し型も普通型も変わらない。手押し型の場合は差額をいただくケースが非常に多い。
- ・フレーム折れ溶接のコストを明確に出してほしい
- ・フレーム折れ等、メーカー送りにて修理の場合、往復で、約 ¥ 8,000 の送料が発生し、販売店もしくは利用者様の負担となっている為、輸送料の項目を追加、もしくは、フレーム交換関係の項目の価格の見直しをして欲しい。近年特に送料の高騰が目立ちます。

- ・車椅子オーダーメイドの場合、バックサポート交換、座布交換の価格が安い。オーダーの場合、加算項目として追加して頂きたい。
- ・背張り調整式の修理について、張り調整式ベルトとアウターシートの両方を交換する場合、張り調整式バックサポート 15080 円では金額が安すぎる。特にバックサポート面積の大きいリクライニングタイプになると公費が安すぎて差額となる。
- ・キャリパーブレーキ交換の価格が安く、部品価格が公費価格を上回っている。
- ・屋外用キャスターの価格設定について、キャスター大よりも材料費が高いのに公費の価格が安い。
- ・車椅子については固定フレームのコストアップが吸収できず、苦しい状況です
- ・最近の補装具の車いすについては非常に制作が難しいオーダーが増えており設計にも仮合わせにも時間がかかるケースがある。また、強度を求められることや制作の都合上固定フレームになることも多々ある。このような難しいケースにおいても補装具の価格表上では加算される要素はなく、制作側の工程と経費が増加する一方である。制作における強度上または、設計上における固定フレームについては各車いすの種別ごとに固定フレーム加算が必要ではないかと思われる。
- ・モジュール車いすがレディメイド扱いとなるケースが多く断念する場合がありますと聞いております。
- ・義肢、装具、座位保持には基本的に身体寸法を測るにあたり基本価格が設定されていますが、車椅子には基本格が設定されていません。採寸や仕様決定、デモ等に多くの時間をさくのですがその分のコストがとれていません。
- ・タイヤ・キャスターやブレーキ等左右要するものの価格をはっきりと1台に2個（左右）としていただきたいです。
- ・製品の多様化に制度の枠組みが追従しにくくなっているのではないかと思います。
- ・送料について：現在送料を別途で代理店へ請求をしております。送料も項目に追加頂けると幸いです。
- ・出張費について：現在出張費や点検費は頂いておりませんが、点検やオーバーホールといった要望が毎日あります。これにつきましても、出張費であれば【距離ごと】に項目を分ける、点検であれば点検部位によって項目を加算できる。といった対応をして頂けると幸いです。
- ・弊社では、自社販売地域においても輸入品を取り扱うこと自体が稀ですが、輸入品の場合、車いすも電動車椅子も新規作成、納品後の修理いずれにおいても制度基準額を超えることも少なくないため、予め自費差額が発生することをご説明しています。

下記は他種目（座位保持装置、電動車椅子）の内容かと思われる。

- ・座位保持装置オーダーがほとんどで既製品があまりありません。座位保持の構造フレームを多く全体に8掛けぐらいです。
- ・電動車椅子に6輪構造の項目を追加希望。日本の狭い家屋では非常に小回り性は重要。特にティルト・リクライニング車は後方への安定性が必要なため全長が長くなり4輪では小回りがきかない。***機種名***。***機種名***、海外製品など機種も増えてきている。
- ・リチウムイオンバッテリーを普通型にも認めてほしい。現在の制度では簡易型に限るとなっているが、***機種名***や***機種名***など普通型にリチウムイオンバッテリーが使われている製品が増えてきている。
- ・電動車椅子の給付要綱の中に歩行ができないとあるが、近距離歩行のみ可能だが、長距離移動が困難な方が給付対象外となっている。自走もそれほど移動できるわけでもないレベルの方にも対象となるよう要綱を見直して欲しい。
- ・電動車椅子の修理において、故障箇所の特定に時間が掛かる。点検料の項目を追加して頂きたい。（簡易電動の場合、メーカーに修理依頼を行うと、修理代金とは別に、受入れ検査料として¥7,800が請求され、販売店もしくは、利用者様の負担となっている）また、車椅子同様、送料も販売店もしくは利用者様の負担となっている為、輸送料の項目を追加して欲しい。
- ・電動車椅子の製品で良くある構造にもかかわらず修理項目に無い。追加希望→「脱着式アームサポート」「脱着式レッグサポート」「挙上式レッグサポート」「開閉挙上式ヘッドサポート」
- ・簡易型電動車椅子は普通型に準ずるとなっており、ハンドリムがついていない電動ユニットは対象外で特例補装具扱いとなっている。折りたたみ可能なティルトリクライニング型はハンドリムがついた大車輪タイプの***機種名***ユニットなどは取付や安全上取付できないことが多く、小車輪のジョイユニットしか販売できないことが多い。項目を追加してほしい。

1-2. 特記すべき考慮点

●購入基準

- ・今後の課題として、レディメイドをどう考えるかを検討する必要がある。レディメイドと判断する具体的な基準、レディメイドの場合「75%」という数値の妥当性等が検討項目として想定される。
- ・その他、折り畳み式と固定フレームの間の価格差、今後座位保持装置等の種目整理との関係から採寸についてどう扱うのかなど今後の検討課題として考えられる。

●修理基準

- ・「挙上式レッグサポート（パッド形状）交換」、「開閉・脱着式レッグサポート交換」の両項目について、卸単価・仕入単価の調査結果平均値が、基準額を上回っていることは考慮する必要がある。

2 電動車椅子について

発送数 31

回収数 24 うち取り扱いが無いとの回答3、なんらかの有効回答が含まれていたもの20

(有効部分のみの実質回収率 $20 \div (30-3) = 74.1\%$)

価格についての調査票回収数21

(うちなんらかの有効回答が含まれていたもの20、製造・輸入事業者9、利用者向け販売事業者13、双方に含まれるもの2)

収支についての調査回収数16 そのうち有効回答13

2-1. 結果

●補装具費制度外での利用者向け実販売価格について

補装具費制度外での利用者向け実販売価格についての有効回答事業者数は5であった。回答の集計結果を表2-1に示す。1つの事業者が各種別について複数の機種を挙げ回答している場合があるため、各種別の回答数が有効回答事業者数の5を超えていることがある。

表2-1 補装具費制度外での利用者向け実販売価格と基準額の差

種別	基準額	基準の補装具と同じ型番のものを補装具費制度によらず供給する場合の価格と補装具としての実売価格の差額 (100分の106で除算したもの)					
		有効回答全数			基準の補装具としての実販売価格の本体のみの基準額に対する比が250%以下のもののみ		
		回答数 ※1	平均値 (単位:円)	最低値 (単位:円)	回答数 ※1	平均値 (単位:円)	最低値 (単位:円)
普通型(4.5km/h)	314,000	2	+49,358	+9,887	2	+49,358	+9,887
普通型(6.0km/h)	329,000	6	+27,748	0	5	+24,121	0
簡易型 A 切替式	157,500	10	+33,505	-22,830	3	+46,617	+21,926
簡易型 B アシスト式	212,500	4	+22,366	0	4	+22,366	0
電動リクライニング式 普通型	440,000	3	+18,868	+4,448	3	+18,868	+4,448
電動リフト式 普通型	701,400	3	+37,068	+23,658	3	+37,068	+23,658
電動ティルト式 普通型	580,000	3	+19,544	+2,565	3	+19,544	+2,565
電動リクライニング・ティルト式 普通型	982,000	3	+49,179	+34,075	3	+49,179	+34,075

なお、ここで種別「リクライニング式 普通型」については有効回答が得られなかったため、記載していない。

ここでは、下記の条件に合致するものを価格変更(引き上げ)を特に検討する対象としようとした。まず、下記の条件である。

- ・回答数が、有効回答事業者数の半数以上(3以上)であること。
- ・基準の補装具と同じ型番のものを補装具費制度によらず供給する場合の価格と、補装具としての実売価格の差額(以下、「制度外販売時差額」)が正の値であること。

これは、車椅子での検討のときの条件に準じるものである。

この条件によれば、表 2-1 の列項目「有効回答全般」で回答数が 3 件以上かつ「最低値」が正の値である、「電動リクライニング式 普通型」、「電動リフト式 普通型」、「電動ティルト式 普通型」、「電動リクライニング・ティルト式 普通型」が対象となる。

しかしながら、電動車椅子の場合、上記「制度外販売時差額」の値について、基準の補装具としての実販売価格（本体から価格的に切り離せない各種修理項目などの加算分込みの値）が本体部分の基準額にくらべ比較的大きい場合は「制度外販売時差額」が 0 など小さめの値を取り、一方本体部分の基準額にくらべ比較的小さい場合は正の値を取ることが多い傾向が見られた（図 2-1）。

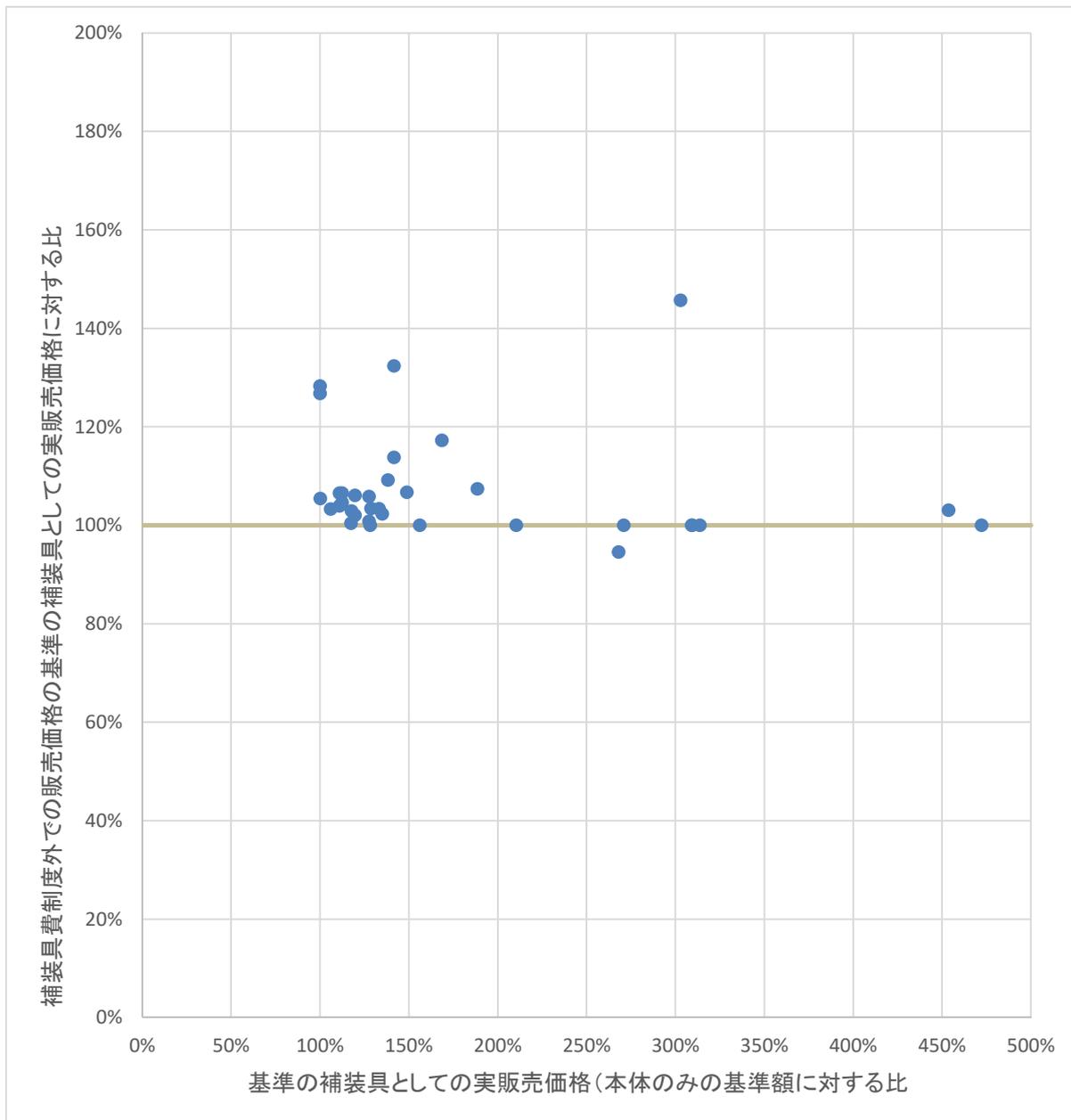


図 2-1 電動車椅子の場合、基準の補装具としての実販売価格が本体のみの基準額を大きく上回らない場合「制度外販売時差額」は大きい傾向がある。

図 2-1 の横軸は、基準の補装具としての実販売価格が本体のみの基準額に対する比である。横軸の値が 100% のとき、基準の補装具としての実販売価格は、本体のみの基準額と同額である。右方向に行けば行くほど、各種修理項目の加算などが付されるのか、基準の補装具としての実販売価格は本体のみの基準額に対してより高い価格水準にあることになる。一方、図の縦軸は補装具費制度外での販売価格の基準の補装具としての

実売価格に対する比である。縦軸の値が100%の水準のところには水平線が引いてある。この水平線より上側は、補装具費制度外での販売価格が基準の補装具としての実売価格より高い、つまり「制度外販売差額」が正の値であることを意味する。水平線上であれば、「制度外販売差額」はゼロである。このグラフを見ると、横軸の100~150%のあたりで「水平線」上側で点が密集している。さらに横軸140~210%にかけていくつかの点が右下がりになっている。横軸210%のぐらいから右側では、ほぼ水平線近辺に点が並んでいる（1つ横軸の300%ほどのところで、外れ値のように縦軸140%余に位置する点がある）。

この図の意味するところは、機器構成上補装具費支給基準上の本体のみの基準額に近い構成の場合、補装具費制度外では補装具としての価格より高く売られる度合いが強いのが、種々の加算が付くなどにより基準額の倍以上の価格のものについては補装具としての価格とほぼ同額で売られることが多い傾向にあるということだ。可能性として、様々な加算がなく補装具費の基準でいうところの本体のみの構成、あるいはそれに近い構成の場合、補装具としての価格で販売するのでは採算が厳しいことが推察される。逆に種々の加算により補装具としての価格が本体の基準額の倍を超えるぐらいの額になると、本体の基準額の厳しさが解消する、もしくは薄まっていると想像される。

なお、参考までに、例えば車椅子のオーダーメイドによる製品及びモジュラー方式による製品について同様のグラフを示すと、図2-2のようになる。

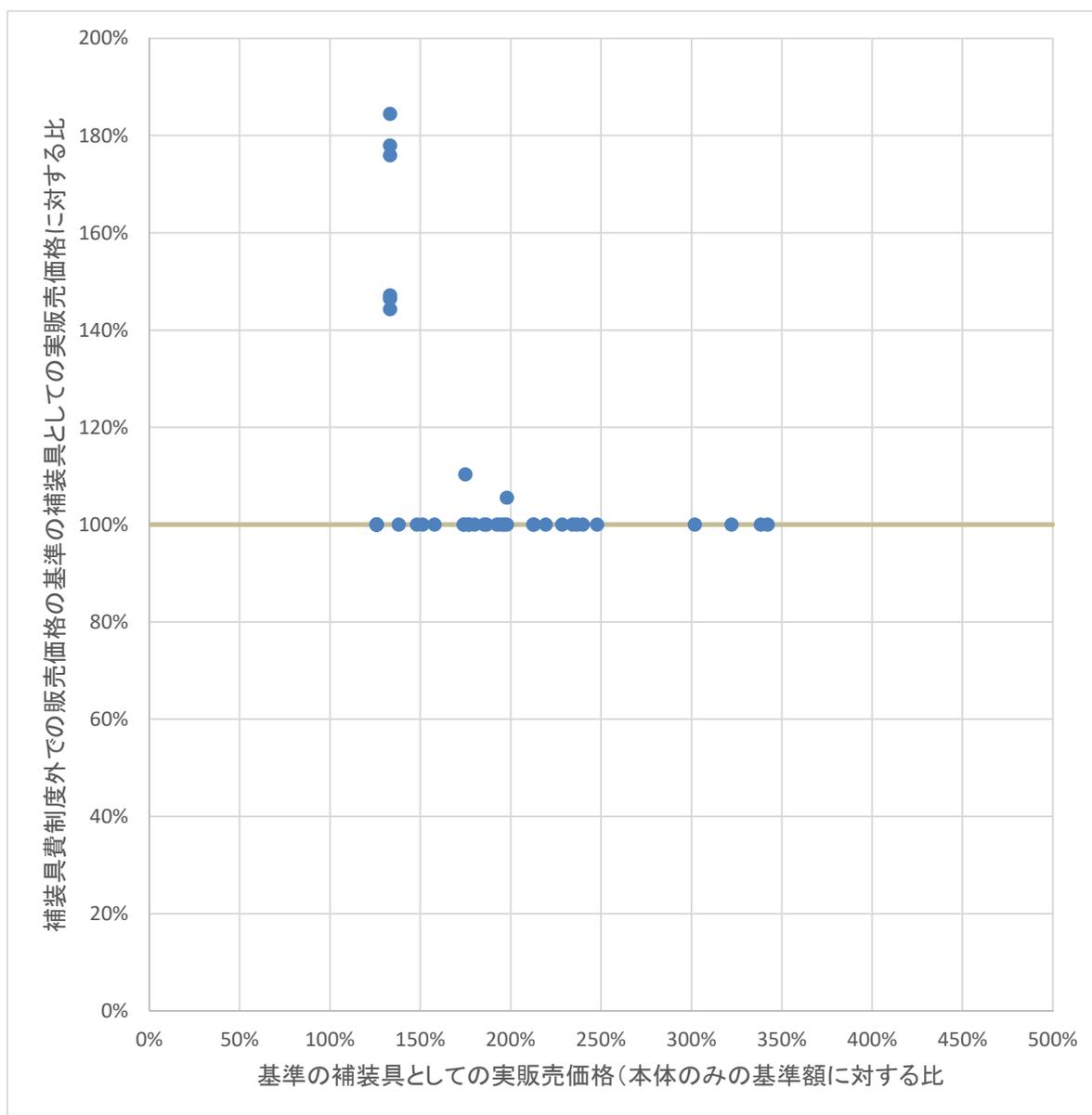


図2-2 図2-1の車椅子（オーダーメイド・モジュラー方式）の場合

図2-2でも、横軸の値が小さいとき縦軸の値が高い場合もみられるが、しかし図2-1と異なり、横軸が200%未満でも水平線上に点が並ぶ様相を見せている。このことを反映し、オーダーメイド・モジュラー方式の車椅子については、種別ごとの「制度外販売差額」の最低値としてゼロが多く並んでいた。

以上のことを考慮し、表2-1では「基準の補装具としての実販売価格の本体のみの基準額に対する比が250%以下のもののみ」に限定する条件を追加して、「制度外販売時差額」の平均値・最低値を算出した場合の数値を併記した。この数値に基づくなら、前述の項目に加え、「簡易型 A切替式」もまた価格変更を検討することが考えられる。なお、ここでは「簡易型 Bアシスト式」については、調査結果から積極的に価格引き上げを支持する結果は得られなかった。

●修理項目について

修理項目について、補装具費制度によらない場合の販売価格の回答事業者数は3社と少なかった。さらに表2-2のとおり、回答の最低値（100分の106で除したあとの値）が基準額を上回る項目はなかった。ただし、表2-3で示すとおり卸価格・仕入単価（有効回答事業者のべ14社）については、100分の106で除算した額の平均値でみて基準額を超えているものについては、平均的に原価割れを起こしていると考えられる。該当値が基準額の2倍を超えるものは仕様の同質性を確信できないことから除去したうえで、のべで有効回答事業者の半数以上の事業者（8社以上）の回答を得られ、かつ卸単価または仕入単価（100分の106で除算した額）が基準額を上回る項目については価格引き上げを検討することが考えられる。

なお、表2-2の国項目の最高値を確認したところ、基準額より小さいケースはあったものの、100分の106で除算する前の値で基準額を下回った項目はなかった。したがって、積極的な価格の引き下げの必要性はないと考えられる。

表2-2 修理項目：利用者向け販売価格

	項目	基準額	利用者向け販売価格					
			告示に記載されている価格 (基準額)	回数	補装具費制度によらない場合の販売単価 (単位:円)			
					平均値	最低値	基準額との差	最高値
1	コントローラー交換	84,300	3	83,383	79,528	-4,772	86,321	
2	コントローラー部品交換	9,500	3	9,440	8,962	-538	9,858	
3	電動リフトコントローラー交換	40,600	2	40,189	38,302	-2,298	42,075	
4	電動リフトコントローラー部品交換	10,200	2	10,142	9,623	-577	10,660	
5	電動ティルトコントローラー交換	94,500	2	94,104	89,151	-5,349	99,057	
6	電動ティルトコントローラー部品交換	10,200	2	10,236	9,623	-577	10,849	
7	操作制御部交換	24,300	2	23,962	22,925	-1,375	25,000	
8	操作制御部部品交換	5,800	3	5,738	5,472	-328	5,943	
9	電動リフト操作制御部交換	30,500	2	30,212	28,774	-1,726	31,651	
10	電動リフト操作制御部部品交換	5,100	2	5,000	4,811	-289	5,189	
11	電動ティルト制御部交換	30,500	2	30,189	28,774	-1,726	31,604	
12	電動ティルト制御部部品交換	5,100	2	5,047	4,811	-289	5,283	
13	電動リフト自動停止制御部交換	15,200	2	15,000	14,340	-860	15,660	
14	電動リフト自動停止制御部部品交換	5,100	2	5,047	4,811	-289	5,283	
15	電動ティルト自動停止部品交換	15,200	2	14,953	14,340	-860	15,566	
16	電動ティルト自動停止制御部部品交換	5,100	2	5,047	4,811	-289	5,283	
17	ハーネス及びリレー交換	9,000	2	8,915	8,491	-509	9,340	
18	ハーネス及びリレー部品交換	3,400	3	3,382	3,208	-192	3,538	
19	電動リフトハーネス交換	15,200	2	15,000	14,340	-860	15,660	
20	電動ティルトハーネス交換	15,200	2	15,000	14,340	-860	15,660	
21	モーター交換	28,500	2	28,302	26,887	-1,613	29,717	
22	モーター部品交換	7,200	2	7,170	6,792	-408	7,547	
23	電動リクライニングモーター交換	17,000	2	16,887	16,038	-962	17,736	
24	電動リフトモーター交換	60,900	2	61,274	57,453	-3,447	65,094	
25	電動リフトモーター部品交換	8,100	2	8,066	7,642	-458	8,491	
26	電動ティルトモーター交換	17,000	2	17,925	16,038	-962	19,811	
27	電動ティルトモーター部品交換	8,100	2	8,632	7,642	-458	9,623	
28	ギヤボックス交換	45,100	2	44,953	42,547	-2,553	47,358	
29	ギヤボックス部品交換	9,700	2	9,764	9,151	-549	10,377	
30	電動リクライニング装置交換	53,300	2	54,151	50,283	-3,017	58,019	
31	電動リクライニング装置部品交換	22,200	2	23,915	20,943	-1,257	26,887	
32	電動ティルト装置交換	53,300	2	53,443	50,283	-3,017	56,604	
33	電動ティルト装置部品交換	22,200	2	23,915	20,943	-1,257	26,887	
34	電動又は電磁式ブレーキ(簡易型用を除く)交換	17,400	2	17,170	16,415	-985	17,925	
35	電動又は電磁式ブレーキ(簡易型用に限る)交換	12,500	2	12,382	11,792	-708	12,972	
36	手動ブレーキ交換	12,200	2	12,075	11,509	-691	12,642	
37	手動ブレーキ部品交換	7,200	2	7,146	6,792	-408	7,500	
38	クラッチ交換	8,600	3	8,558	8,113	-487	8,962	
39	フレーム交換	38,300	2	37,877	36,132	-2,168	39,623	
40	フレーム部品交換	8,900	2	8,821	8,396	-504	9,245	
41	シートフレーム交換	15,100	2	15,142	14,245	-855	16,038	
42	シートフレーム部品交換	6,400	2	6,344	6,038	-362	6,651	
43	電動リフトシートフレーム交換	81,200	2	79,811	76,604	-4,596	83,019	
44	電動リフトメインフレーム交換	101,500	2	102,123	95,755	-5,745	108,491	
45	電動ティルトシートフレーム交換	81,200	2	79,811	76,604	-4,596	83,019	
46	バックサポートパイプ交換	8,800	2	8,915	8,302	-498	9,528	
47	延長バックサポート交換	9,300	2	10,283	8,774	-526	11,792	
48	枕(オーダー)交換	10,330	2	10,297	9,745	-585	10,849	
49	枕(レディメイド)交換	5,165	1	4,873	4,873	-292	4,873	
50	張り調整式バックサポート交換	15,080	2	16,547	14,226	-854	18,868	
51	ヘッドサポートベース(マルチタイプ)交換	16,950	2	22,052	15,991	-959	28,113	
52	高さ調整式アームサポート交換	3,310	2	3,259	3,123	-187	3,396	
53	跳ね上げ式アームサポート交換	4,680	2	5,274	4,415	-265	6,132	
54	アームサポート拡幅部品交換	3,610	2	3,590	3,406	-204	3,774	
55	アームサポート延長部品交換	3,610	2	3,590	3,406	-204	3,774	

(つづき) 表 2-2 修理項目：利用者向け販売価格

	項目	基準額	回答数	利用者向け販売価格			
				補装具費制度によらない場合の販売単価 (単位:円)			
				告示に記載されている価格 (基準額)	平均値	最低値	最高値
56	アームサポートパイプ交換	4,150	2				
57	アームサポートクッション交換	3,450	2	3,986	3,255	-195	4,717
58	サイドガード交換	5,000	2	5,896	4,717	-283	7,075
59	バックサポート交換	6,900	2	8,915	6,509	-391	11,321
60	シート交換	7,500	2	8,255	7,075	-425	9,434
61	フットサポート交換	11,500	2	11,557	10,849	-651	12,264
62	フットサポート交換(前後調整の構造を有する場合)の差額	1,500	2	4,009	1,415	-85	6,604
63	フットサポート交換(角度調整の構造を有する場合)の差額	1,500	2	4,340	1,415	-85	7,264
64	フットサポート交換(左右調整の構造を有する場合)の差額	1,500	2	4,009	1,415	-85	6,604
65	フットサポート部品交換	5,200	2	5,283	4,906	-294	5,660
66	開閉・着脱式レッグサポート交換	6,790	2	6,599	6,406	-384	6,792
67	キャスター交換	9,600	2	9,245	9,057	-543	9,434
68	キャスター部品交換	3,900	2	3,962	3,679	-221	4,245
69	フロントホイール交換	4,300	2	11,226	4,057	-243	18,396
70	リヤ-ホイール交換	5,200	2	6,934	4,906	-294	8,962
71	タイヤ交換	8,100	2	8,208	7,642	-458	8,774
72	ノーパンクタイヤ(前輪)交換	5,000	2	4,953	4,717	-283	5,189
73	ノーパンクタイヤ(前輪)交換(購入後後付けの場合)	17,400	2	17,236	16,415	-985	18,057
74	ノーパンクタイヤ(後輪)交換	5,000	2	9,434	4,717	-283	14,151
75	ノーパンクタイヤ(後輪)交換(購入後後付けの場合)	18,300	2	18,127	17,264	-1,036	18,991
76	リヤシャフト交換	6,700	2	6,698	6,321	-379	7,075
77	電動リフトシャフト交換	50,800	2	53,585	47,925	-2,875	59,245
78	電動テイルトシャフト交換	58,000	2	61,415	54,717	-3,283	68,113
79	電動リフトチェーン交換	50,800	1	47,925	47,925	-2,875	47,925
80	電動リフトチェーンアジャスター交換	25,400	1	23,962	23,962	-1,438	23,962
81	簡易型電動装置交換	157,500	2	155,425	148,585	-8,915	162,264
82	簡易型電動装置交換(アシスト式)	212,500	2	209,670	200,472	-12,028	218,868
83	簡易型電動装置交換(ACサーボモーター式)	177,500	2	175,613	167,453	-10,047	183,774
84	簡易型電動装置交換(アシスト式+ACサーボモーター式)	232,500	2	231,368	219,340	-13,160	243,396
85	簡易型ホイール交換	27,700	2	27,453	26,132	-1,568	28,774
86	簡易型ホイール交換(アシスト式)	33,700	2	33,443	31,792	-1,908	35,094
87	簡易型ホイール部品交換	3,930	3	4,118	3,708	-222	4,717
88	簡易型右側駆動装置部品交換	114,850	2	114,552	108,349	-6,501	120,755
89	簡易型右側駆動装置部品交換(アシスト式)	136,750	2	135,731	129,009	-7,741	142,453
90	簡易型右側駆動装置部品交換(ACサーボモーター式)	124,850	2	123,986	117,783	-7,067	130,189
91	簡易型右側駆動装置部品交換(アシスト式+ACサーボモーター式)	146,750	2	147,052	138,443	-8,307	155,660
92	簡易型左側駆動装置部品交換	84,850	2	84,458	80,047	-4,803	88,868
93	簡易型左側駆動装置部品交換(アシスト式)	124,750	2	123,939	117,689	-7,061	130,189
94	簡易型左側駆動装置部品交換(ACサーボモーター式)	94,850	2	94,363	89,481	-5,369	99,245
95	簡易型右側駆動装置部品交換(アシスト式+ACサーボモーター式)	134,750	2	133,939	127,123	-7,627	140,755
96	簡易型駆動装置部品交換	23,400	2	23,160	22,075	-1,325	24,245
97	バッテリー交換	25,800	2	27,264	24,340	-1,460	30,189
98	バッテリー交換(密閉型)	28,800	3	31,235	27,170	-1,630	37,736
99	バッテリー(マイコン内蔵型ニッカド電池)交換	31,000	1	29,245	29,245	-1,755	29,245
100	バッテリー(マイコン内蔵型ニッケル水素電池)交換	54,000	3	53,660	50,943	-3,057	56,038
101	バッテリー(リチウムイオン電池)交換	124,400	3	123,039	117,358	-7,042	127,358
102	バッテリー部品交換	2,300	2	2,264	2,170	-130	2,358
103	内蔵充電器交換	47,600	2	47,264	44,906	-2,694	49,623
104	外部充電器交換	20,000	2	19,811	18,868	-1,132	20,755
105	外部充電器交換(簡易型)	25,000	3	25,362	23,585	-1,415	27,500
106	充電器部品交換	11,800	3	12,109	11,132	-668	13,396
107	オイル又はグリス交換	2,700	2	3,632	2,547	-153	4,717
108	ステッキホルダー(杖たて)交換	3,000	2	4,528	2,830	-170	6,226
109	転倒防止装置交換	3,750	2	3,656	3,538	-212	3,774
110	転倒防止装置(キャスター付き折りたたみ式)交換	7,740	2	7,986	7,302	-438	8,670

(つづき) 表 2-2 修理項目：利用者向け販売価格

	項目	基準額	利用者向け販売価格				
			告示に記載されている価格 (基準額)	回数	補装具費制度によらない場合の販売単価 (単位:円)		
					平均値	最低値	最高値
					基準額との差		
111	クライマーセット(段差乗り越え補助装置)交換	18,000	2	18,349	16,981	-1,019	19,717
112	フロントサブホイール(溝・脱輪防止装置)交換	11,200	2	12,358	10,566	-634	14,151
113	携帯用会話補助装置搭載台交換	30,000	2	29,717	28,302	-1,698	31,132
114	酸素ボンベ固定装置交換	13,000	2	12,736	12,264	-736	13,208
115	人工呼吸器搭載台交換	25,000	2	35,377	23,585	-1,415	47,170
116	栄養バック取り付け用ガートル架交換	9,000	2	9,434	8,491	-509	10,377
117	点滴ポール交換	9,000	2	9,434	8,491	-509	10,377
118	背座間角度調整部品交換	8,100	2	10,189	7,642	-458	12,736
119	座奥行き調整(スライド式)部品交換	12,080	2	27,802	11,396	-684	44,208
120	電動スイングチンコントロール式交換	213,000	2	230,189	200,943	-12,057	259,434
	(以下(上記の)パーツ)						
121	パワースイングチンアーム交換	68,250	2	69,552	64,387	-3,863	74,717
122	チン操作ボックス交換	15,250	2	27,948	14,387	-863	41,509
123	セレクター交換	88,000	2	87,170	83,019	-4,981	91,321
124	液晶モニター交換	52,000	2	51,509	49,057	-2,943	53,962
125	頭部スイッチ・取付金具交換	20,000	2	19,811	18,868	-1,132	20,755
126	手動スイングチンコントロール式交換	35,000	2	45,283	33,019	-1,981	57,547
	(以下(上記の)パーツ)						
127	手動スイングチンアーム交換	19,750	2	20,212	18,632	-1,118	21,792
128	チン操作ボックス交換	15,250	2	27,948	14,387	-863	41,509
129	手動スイングアーム交換	10,000	3	11,195	9,434	-566	14,151
130	多様なカントローラ(非常停止スイッチボックス)交換	20,000	2	32,420	18,868	-1,132	45,972
131	多様なカントローラ(非常停止スイッチボックス)交換(購入後後付けの場合)	48,000	2	48,844	45,283	-2,717	52,406
132	多様なカントローラ(4方向スイッチボックス)交換	30,000	2	29,976	28,302	-1,698	31,651
133	多様なカントローラ(4方向スイッチボード)交換	30,000	2	29,976	28,302	-1,698	31,651
134	多様なカントローラ(8方向スイッチボックス)交換	50,000	2	50,047	47,170	-2,830	52,925
135	多様なカントローラ(8方向スイッチボード)交換	50,000	2	50,047	47,170	-2,830	52,925
136	多様なカントローラ(小型ジョイスティックボックス)交換	40,000	2	40,142	37,736	-2,264	42,547
137	多様なカントローラ(フォースセンサ)交換	88,000	2	98,113	83,019	-4,981	113,208
138	多様なカントローラ(足用ボックス)交換	40,000	2	40,142	37,736	-2,264	42,547
139	簡易1入カー式交換	90,000	2	90,189	84,906	-5,094	95,472
140	延長式スイッチ交換	1,000	2	991	943	-57	1,038
141	レバーノブ各種形状(小ノブ、球ノブ、こけレノブ)交換	3,350	2	3,915	3,160	-190	4,670
142	レバーノブ各種形状(小ノブ、球ノブ、こけレノブ)交換(購入後後付けの場合)	5,000	2	4,953	4,717	-283	5,189
143	レバーノブ各種形状(Uノブ、十字ノブ、ペンの部、太長ノブ、T字ノブ、極小ノブ)交換	3,860	2	4,934	3,642	-218	6,226
144	レバーノブ各種形状(Uノブ、十字ノブ、ペンの部、太長ノブ、T字ノブ、極小ノブ)交換(購入後後付けの場合)	6,840	3	6,789	6,453	-387	7,075
145	感度調整式ジョイスティック交換	10,000	2	10,377	9,434	-566	11,321
146	感度調整式ジョイスティック交換(購入後後付けの場合)	15,000	1	14,151	14,151	-849	14,151
147	ジョイスティックのバネ圧変更部品交換	7,500	2	8,255	7,075	-425	9,434
148	ジョイスティックのバネ圧変更部品交換(購入後変更の場合)	8,000	3	8,956	7,547	-453	11,321
149	前輪パワーステアリング部品交換	51,000	2	50,519	48,113	-2,887	52,925
150	車載時固定用フック交換	3,000	2	3,396	2,830	-170	3,962
151	日よけ(雨よけ)部品交換	6,000	2	9,198	5,660	-340	12,736
152	リフレクタ(反射器-夜光材)交換	430	1	406	406	-24	406
153	リフレクタ(反射器-夜光反射材)交換	670	1	632	632	-38	632
154	シートベルト交換	4,300	2	4,292	4,057	-243	4,528
155	テーブル交換	10,900	2	10,802	10,283	-617	11,321
156	成長対応型部品交換	56,020	2	62,066	52,849	-3,171	71,283
157	手動リクライニング装置交換	35,000	2	42,453	33,019	-1,981	51,887
158	痰吸引器搭載台交換	25,000	2	35,377	23,585	-1,415	47,170

表2-3 修理項目：卸単価・仕入単価

	項目	基準額	回答数	卸単価または仕入単価を100分の106で除した額(単位:円)
		告示に記載されている価格(基準額)		平均値
1	コントローラー交換	84,300	10	62,744
2	コントローラー部品交換	9,500	5	6,660
3	電動リフトコントローラー交換	40,600	4	29,129
4	電動リフトコントローラー部品交換	10,200	4	7,342
5	電動ティルトコントローラー交換	94,500	4	76,219
6	電動ティルトコントローラー部品交換	10,200	4	7,330
7	操作制御部交換	24,300	6	17,605
8	操作制御部部品交換	5,800	5	4,235
9	電動リフト操作制御部交換	30,500	5	22,864
10	電動リフト操作制御部部品交換	5,100	4	3,647
11	電動ティルト制御部交換	30,500	4	21,871
12	電動ティルト制御部部品交換	5,100	4	3,664
13	電動リフト自動停止制御部交換	15,200	4	10,905
14	電動リフト自動停止制御部部品交換	5,100	4	3,664
15	電動ティルト自動停止部品交換	15,200	4	10,905
16	電動ティルト自動停止制御部部品交換	5,100	4	3,664
17	ハーネス及びリレー交換	9,000	8	6,221
18	ハーネス及びリレー部品交換	3,400	5	2,476
19	電動リフトハーネス交換	15,200	5	11,403
20	電動ティルトハーネス交換	15,200	4	10,905
21	モーター交換	28,500	8	23,962
22	モーター部品交換	7,200	4	4,894
23	電動リクライニングモーター交換	17,000	4	22,220
24	電動リフトモーター交換	60,900	4	44,176
25	電動リフトモーター部品交換	8,100	4	5,847
26	電動ティルトモーター交換	17,000	4	22,598
27	電動ティルトモーター部品交換	8,100	4	6,007
28	ギヤボックス交換	45,100	7	34,971
29	ギヤボックス部品交換	9,700	4	6,617
30	電動リクライニング装置交換	53,300	4	41,790
31	電動リクライニング装置部品交換	22,200	4	15,904
32	電動ティルト装置交換	53,300	4	41,554
33	電動ティルト装置部品交換	22,200	4	15,904
34	電動又は電磁式ブレーキ(簡易型用を除く)交換	17,400	5	12,157
35	電動又は電磁式ブレーキ(簡易型用に限る)交換	12,500	5	9,080
36	手動ブレーキ交換	12,200	5	5,548
37	手動ブレーキ部品交換	7,200	3	5,076
38	クラッチ交換	8,600	4	5,892
39	フレーム交換	38,300	8	23,037
40	フレーム部品交換	8,900	6	6,439
41	シートフレーム交換	15,100	7	9,370
42	シートフレーム部品交換	6,400	5	4,500
43	電動リフトシートフレーム交換	81,200	4	58,257
44	電動リフトメインフレーム交換	101,500	4	72,998
45	電動ティルトシートフレーム交換	81,200	4	58,257
46	バックサポートパイプ交換	8,800	5	6,415
47	延長バックサポート交換	9,300	5	8,498
48	枕(オーダー)交換	10,330	4	7,247
49	枕(レディメイド)交換	5,165	4	3,812
50	張り調整式バックサポート交換	15,080	5	12,406
51	ヘッドサポートベース(マルチタイプ)交換	16,950	5	15,554
52	高さ調整式アームサポート交換	3,310	5	3,106
53	跳ね上げ式アームサポート交換	4,680	7	6,274
54	アームサポート拡幅部品交換	3,610	5	3,352
55	アームサポート延長部品交換	3,610	5	4,164

(つづき) 表 2-3 修理項目：卸単価・仕入単価

	項目	基準額	回 答 数	卸単価また は仕入単価 を100分の 106で除し た額 (単位:円)
		告示に記 載されて いる価格 (基準額)		平均値
56	アームサポートパイプ交換	4,150	5	3,170
57	アームサポートクッション交換	3,450	6	2,463
58	サイドガード交換	5,000	5	3,587
59	バックサポート交換	6,900	5	5,032
60	シート交換	7,500	7	9,287
61	フットサポート交換	11,500	5	12,176
62	フットサポート交換(前後調整の構造を有する場合)の差額	1,500	3	1,828
63	フットサポート交換(角度調整の構造を有する場合)の差額	1,500	3	1,938
64	フットサポート交換(左右調整の構造を有する場合)の差額	1,500	3	1,828
65	フットサポート部品交換	5,200	5	3,890
66	開閉・着脱式レッグサポート交換	6,790	4	5,099
67	キャスト交換	9,600	7	6,941
68	キャスト部品交換	3,900	5	2,931
69	フロントホイール交換	4,300	5	5,006
70	リアホイール交換	5,200	5	4,324
71	タイヤ交換	8,100	7	4,837
72	ノーパンクタイヤ(前輪)交換	5,000	7	3,645
73	ノーパンクタイヤ(前輪)交換(購入後後付けの場合)	17,400	5	13,308
74	ノーパンクタイヤ(後輪)交換	5,000	7	4,865
75	ノーパンクタイヤ(後輪)交換(購入後後付けの場合)	18,300	6	15,412
76	リヤシャフト交換	6,700	4	4,512
77	電動リフトシャフト交換	50,800	4	37,579
78	電動ティルトシャフト交換	58,000	4	42,886
79	電動リフトチェーン交換	50,800	2	36,950
80	電動リフトチェーンアジャスター交換	25,400	2	18,475
81	簡易型電動装置交換	157,500	5	119,825
82	簡易型電動装置交換(アシスト式)	212,500	3	142,901
83	簡易型電動装置交換(ACサーボモーター式)	177,500	4	127,763
84	簡易型電動装置交換(アシスト式+ACサーボモーター式)	232,500	3	157,316
85	簡易型ホイール交換	27,700	6	20,398
86	簡易型ホイール交換(アシスト式)	33,700	3	22,703
87	簡易型ホイール部品交換	3,930	5	2,901
88	簡易型右側駆動装置部品交換	114,850	5	84,159
89	簡易型右側駆動装置部品交換(アシスト式)	136,750	3	92,199
90	簡易型右側駆動装置部品交換(ACサーボモーター式)	124,850	4	90,140
91	簡易型右側駆動装置部品交換(アシスト式+ACサーボモーター式)	146,750	3	99,564
92	簡易型左側駆動装置部品交換	84,850	5	62,450
93	簡易型左側駆動装置部品交換(アシスト式)	124,750	3	84,242
94	簡易型左側駆動装置部品交換(ACサーボモーター式)	94,850	4	68,899
95	簡易型右側駆動装置部品交換(アシスト式+ACサーボモーター式)	134,750	3	90,978
96	簡易型駆動装置部品交換	23,400	4	16,307
97	バッテリー交換	25,800	5	18,582
98	バッテリー交換(密閉型)	28,800	12	22,980
99	バッテリー(マイコン内蔵型ニッカド電池)交換	31,000	2	21,086
100	バッテリー(マイコン内蔵型ニッケル水素電池)交換	54,000	9	40,665
101	バッテリー(リチウムイオン電池)交換	124,400	6	82,765
102	バッテリー部品交換	2,300	4	1,662
103	内蔵充電器交換	47,600	6	35,374
104	外部充電器交換	20,000	3	14,415
105	外部充電器交換(簡易型)	25,000	7	18,504
106	充電器部品交換	11,800	3	8,414
107	オイル又はグリス交換	2,700	5	1,567
108	ステッキホルダー(杖たて)交換	3,000	7	3,054
109	転倒防止装置交換	3,750	6	3,023
110	転倒防止装置(キャスト付き折りたたみ式)交換	7,740	5	5,219

(つづき) 表 2-3 修理項目：卸単価・仕入単価

	項目	基準額	回 答 数	卸単価また は仕入単価 を100分の 106で除し た額 (単位:円)
		告示に記載されて いる価格 (基準額)		平均値
111	クライマーセット(段差乗り越え補助装置)交換	18,000	4	13,716
112	フロントサブホイール(溝・脱輪防止装置)交換	11,200	3	8,576
113	携帯用会話補助装置搭載台交換	30,000	3	22,409
114	酸素ボンベ固定装置交換	13,000	4	9,822
115	人工呼吸器搭載台交換	25,000	6	25,338
116	栄養バック取り付け用ガートル架交換	9,000	3	7,289
117	点滴ボール交換	9,000	4	7,000
118	背座間角度調整部品交換	8,100	2	6,609
119	座奥行き調整(スライド式)部品交換	12,080	2	20,303
120	電動スイングチンコントロール一式交換	213,000	5	170,122
	(以下(上記の)パーツ)		0	-
121	パワースイングチンアーム交換	68,250	4	50,198
122	チン操作ボックス交換	15,250	4	20,640
123	セレクター交換	88,000	4	63,136
124	液晶モニター交換	52,000	6	30,644
125	頭部スイッチ・取付金具交換	20,000	4	15,481
126	手動スイングチンコントロール一式交換	35,000	5	31,277
	(以下(上記の)パーツ)		0	-
127	手動スイングチンアーム交換	19,750	5	15,557
128	チン操作ボックス交換	15,250	5	19,248
129	手動スイングアーム交換	10,000	5	8,117
130	多様な力コントローラ(非常停止スイッチボックス)交換	20,000	5	18,819
131	多様な力コントローラ(非常停止スイッチボックス)交換(購入後後付けの場合)	48,000	5	34,984
132	多様な力コントローラ(4方向スイッチボックス)交換	30,000	4	22,420
133	多様な力コントローラ(4方向スイッチボード)交換	30,000	4	22,420
134	多様な力コントローラ(8方向スイッチボックス)交換	50,000	4	37,429
135	多様な力コントローラ(8方向スイッチボード)交換	50,000	4	37,429
136	多様な力コントローラ(小型ジョイスティックボックス)交換	40,000	5	30,808
137	多様な力コントローラ(フォースセンサ)交換	88,000	3	74,118
138	多様な力コントローラ(足用ボックス)交換	40,000	4	30,019
139	簡易1人カー式交換	90,000	4	71,788
140	延長式スイッチ交換	1,000	3	736
141	レバーノブ各種形状(小ノブ、球ノブ、こけしノブ)交換	3,350	6	1,876
142	レバーノブ各種形状(小ノブ、球ノブ、こけしノブ)交換(購入後後付けの場合)	5,000	5	4,068
143	レバーノブ各種形状(Uノブ、十字ノブ、ペンの部、太長ノブ、T字ノブ、極小ノブ)交換	3,860	5	3,701
144	レバーノブ各種形状(Uノブ、十字ノブ、ペンの部、太長ノブ、T字ノブ、極小ノブ)交換(購入後後付けの場合)	6,840	5	4,627
145	感度調整式ジョイスティック交換	10,000	2	7,274
146	感度調整式ジョイスティック交換(購入後後付けの場合)	15,000	1	10,500
147	ジョイスティックのバネ圧変更部品交換	7,500	2	5,455
148	ジョイスティックのバネ圧変更部品交換(購入後変更の場合)	8,000	2	6,574
149	前輪パワーステアリング部品交換	51,000	3	40,265
150	車載時固定用フック交換	3,000	3	2,775
151	日よけ(雨よけ)部品交換	6,000	4	8,692
152	リフレクタ(反射器-夜光材)交換	430	2	339
153	リフレクタ(反射器-夜光反射材)交換	670	5	355
154	シートベルト交換	4,300	7	3,098
155	テーブル交換	10,900	7	7,721
156	成長対応型部品交換	56,020	2	45,871
157	手動リクライニング装置交換	35,000	4	29,050
158	痰吸引器搭載台交換	25,000	4	19,469

簡易型関連について

なお、表2-2、表2-3で見た価格変更の必要性とは別に、表2-1でふれたように仮に本体価格の「簡易型 A切替式」の価格を変更するならば、これと関係の深い簡易型関連の項目(表2-2、表2-3の番号81~96)をどうするかを基準の整合性上検討する必要がある。これらの項目のうち81 簡易型電動装置交換は、本体価格の当該項目に直結するものである。また88 簡易型右側駆動装置部品交換など、簡易型電動装置交換と項目上の設定額の関連が深いことが想定される。ここでは仮に本体の「簡易型 A切替式」で価格を調査回答の最低値水準まで引き上げた場合(現行157,000円→179,400円(+21,900円))を想定し、いくつかの項目を「簡易型 A切替式」の価格と整合的になるよう比例的に引き上げる調整案を提示する。一方で、「簡易型 Bアシスト式」については金額を据え置きとするならば、それにかかる加算額を引き下げる必要がある。そのための調整案を示す(表2-4)。

表2-4 簡易式関連修理項目についての価格調整案

項目	修理基準本体				アシスト式加算額			
	現行基準	変更価格案	現行基準との差額	同左差率	現行基準	変更価格案※加算後の額を据え置き	現行基準との差額	
81 簡易型電動装置交換	157,500	179,400	+21,900	+13.9%	55,000	33,100	-21,900	
85 簡易型ホイール交換	27,700	31,600	+3,900	+13.9%	6,000	2,100	-3,900	
87 簡易型ホイール部品交換	3,930	4,430	+500	+13.9%	-	-	-	
88 簡易型右側駆動装置交換	114,850	130,850	+16,000	+13.9%	21,900	5,900	-16,000	
92 簡易型左側駆動装置交換	84,850	96,650	+11,800	+13.9%	39,900	28,100	-11,800	
96 簡易型駆動装置部品交換	23,400	26,700	+3,300	+13.9%	-	-	-	

※ACサーボモーター関連の項目(83、84、90、91、94、95)については、加算額を据え置きとするため、記載を省いた(加算後の金額トータルは、表内の項目の価格変更の影響を受ける)。

●車椅子と電動車椅子の同一名称が付された修理項目の同一性について

車椅子と電動車椅子に共通する名称の修理項目について、現状そのいくつかでは種目間で異なる価格が設定されている。今回の調査では、それらの項目が種目間で同一なのか否かを問う設問を設けた。その結果を表2-5に示す。

表2-5 車椅子と電動車椅子の同一名称が付された修理項目の同一性

連番	修理項目名	回答数	同一との回答の比率
1	バックサポート交換	21	47.6%
2	延長バックサポート交換	21	38.1%
3	バックサポートパイプ交換	21	23.8%
4	張り調整式バックサポート交換	21	52.4%
5	跳ね上げ式アームサポート交換	21	33.3%
6	フットサポート交換	21	38.1%
7	フットサポート交換 / 前後調整の構造を有する場合	19	36.8%
8	ヘッドサポートベース(マルチタイプ)交換	21	47.6%
9	座奥行き調整(スライド式)部品交換	19	36.8%
10	サイドガード交換	20	45.0%
11	タイヤ交換	21	19.0%
12	転倒防止装置(キャスター付き折りたたみ式)交換	21	38.1%
13	栄養パック取り付け用ガードル架交換	18	88.9%
14	点滴ポール交換	18	88.9%
15	日よけ(雨よけ)部品交換	18	72.2%
16	痰吸引器搭載台交換	19	47.4%

結果として、すべての回答事業者がみな同一だとした項目はなかった。しかしながら、栄養パック取り付けゲート架交換、点滴ポール交換で 88.9%が同一との回答であったなど、同一性を認める人が多いであろう項目もいくつか見られた。この点、今後の検討が必要である。

●営業収益（売上）に占める電動車椅子の比率と収支

営業収益（売上）に占める電動車椅子の比率（回答数 13 件）については、平均値で 27.3%であった。一部で比率が 100%とする事業所もあり、その採算が収支に大きく影響することが推察された。

売上高営業利益率の平均は 3.0%、同経常利益率の平均は 3.3%であった（回答 12 件）

●補装具費制度における電動車椅子の取扱についての意見記入欄

【価格について】

- ・製品のアイテム（種類）がそんなに多くないなかで 外国製を希望すると今の基準額では全然足りなくて利用者様からたくさんの負担をお願いする必要があるのでは特例補装具などの利用をもう少し扱いやすいのよりにしていただけるといい
- ・メーカーに送って修理する場合、送料がかなりの金額になる（片道 1~2 万） その場合修理項目の金額だけではマイナスになるので、修理項目でその費用を別枠にあるとよい
- ・簡易電動が制度と釣り合っていないのでかなり金額的に厳しい。
- ・電動車椅子は高額な割に利益率が低く、社内の資金繰りに悪影響を与える種目です
- ・その他、パーツの価格が、車椅子からの物なので、金額が合わない物がある。電動車椅子専用のパーツ価格へ。
- ・弊社で修理しているものはクッションの交換・カバーの張替え・ベルトの交換が多く、去年は本体を仕入れて納品はありませんでした。
- ・昨今の問題として販売店の担当者の高齢化があります。理由として、補装具の納品には手間と時間が掛かっています。また、覚えることも多く、給料も低い現状にあり、若い人材が定着しない現状にあります。今後もこの状況が進むと補装具の販売店が減少し利用者が困ることが予想されます。（サービスを受けたくても受けれない。）補装具の制度自体が揺らぎ始める。その為、補装具業者の賃金が上がる方策、業界に定着していく方策を検討していく必要を感じております。
- ・自治体によって給付方法に異なりがあります。例として、ある自治体では電動リクライニング・ティルト式普通型が認められていないなど。サービスを必要としている利用者がいても地域独自のルールが邪魔をし、必要なサービスが受けれていないケースがあります。
- ・新車製作の際、利用者都合により手直しが入るケースがあります。この負担は、販社であったりメーカーに

負担が生じています。

- ・ 電動車いす本体

物価が上昇しており、資材費も高騰しているが補装具にある電動車いす本体価格が変わっていないため見直しをお願いしたいと思います。特に普通型、電動リクライニング普通型が見合っていないため見直しを希望します。

- ・ 修理基準について

- ・ 座位変換電動車いす修理基準項目あるものとなないものがあるため項目の整理が必要と感じます。

- ・ リチウムイオン電池

現在、補装具項目に「簡易型に限る」と言った文言が記載されておりますが、普通型の電動車いすにもリチウムイオン電池搭載の製品がございます。(当社と***社名***の2社) その為、「簡易型に限る」の文言を外していただきたい。現在は、当社含めた2社のバッテリー価格は6万円~7万円と設定されておりますが、今後、普通型へのリチウムイオン電池化(容量が大きいも)が搭載される方向になっていくと思いますので、容量が大きいリチウムイオン電池の項目を追加など検討をお願いしたいと思います。

- ・ 6輪構造について

手動・電動車いすのどちらも6輪構造の製品がありますが、6輪構造部品交換の項目が、手動車いすにはあり電動にはありません。電動車いす修理基準項目への追加をお願いします。

6輪構造では、サスペンションやタイヤ、構造などで4輪より部品点数が多くなります。手動車いすに比べ電動車いすは、資材費が高くなりますので、加味した価格設定をお願いしたいと思います。

【制度の枠組みについて】

- ・ 電動車いすについては基本価格がメーカーから出荷される標準の状態での価格決定している。オーダーメイドにて一部変更は可能ではあるが、変更してしまうと安全性が担保できない部位があると思われる。製造上の考え方として使用条件に必要と思われる部品を後日取付、もしくは変更可能な構造にすることにより、一つのフレームにてより多くの方が使える仕様となる。よって、補装具価格の積み上げ方式という計算方法では過剰装備と考えられてしまう点も出てきてしまう。しかし、それは、多くのベースフレームを作らずに生産性を向上させ、最終的にはユーザーへ少しでも安価に安全な電動車いすを提供することが出来ると考えられる。

- ・ 簡易型については部品のほとんどが車椅子と同じです。電動車椅子の制度に当てはめることに無理があると思います。

- ・ また、弊社のお客様は重度の障がいの方がほとんどなので、改造や特殊仕様があり、今回の仕入れ価格についても、要求されている本体のみの価格についてはメーカーからの提示が無いため、単純な集計にはそぐわないと思います。

いろいろな調査がありますが、ほとんどの場合、既成品をメインに取り扱いしている業者を想定されてい

るかと思えます。

制度自体が重度障害の方を想定しきれていないと感じております。

- ・弊社の場合、車椅子、電動車椅子に座位保持装置のモールドの座面、背もたれを合わせることが多々あります。市町村によって、車椅子、電動車椅子の制度のみで対応するところ、両方の制度を使うところなど対応がまちまちです。このあたりが統一されるとありがたいです。
- ・早期制度として、中輪駆動型の新設を普通型へ。
(当社でも、中輪駆動車が半分ほどになっています。費用は制度内でも、中輪という事だけで特例扱いになり、小児でも判定となってしまいます。)
- ・現行の補装具の種目や価格は、20年前***社名***さんと***社名***さんの普通型が殆どであった時代のものでベースになっており、少し項目を増やしているだけのようには思われます。しかし現在ではHCRでも沢山のメーカーが参入してきており、各メーカーも独自の方式を採用し、多機能型も多種利用されております。例えば、リフトの機構のついたものも欧米だけでなく台湾、中国の製品もあり、方式も①アクチュエーターでダイレクトに昇降 ②チェーンで引き上げる、③パンタグラフを使って行う、④アクチュエーターとワイヤーの利用 等々。それを一つの機種で採用している部品の価格が公費になっているので、他社の機構の車椅子の修理の時に、あてはまる項目がなかったり、金額が整合性がとれなかったりしている。
- ・修理項目に於いては、この一部の交換には記載されていない他の部品を組み合わせなければならないようなものもあり、記載すると誤解を与えてしまうと思ひ、恐縮ですが記載できませんでした。パーツ一つひとつに価格を付けて行くことは既に無理があるのではないのでしょうか。ここから厚労省が判断して頂く資料とするなら、私は反対します。大変難しい事かと思ひますが、部分だけでなく抜本的な仕組みの取組みが必要なのではないかと思ひます。

【出張費等について】

- ・電動車いすを使用している方は店頭への来店が難しいため、販売店は出張にて修理等の対応をされています。しかしながら出張費については項目の設定がないため、実費での対応を余儀なくされているというご意見を頂いております。また、***機種名***の電動車いすは専用調整ソフトを用いて使用者に合わせた走行パラメータに調整し、安全で快適に走行することができるのですが、こちらの調整についても修理項目に設定がなく、無償で対応している現状があります。
- ・補装具項目に出張費の項目がありません。昨今では新規の打ち合わせでも何度も在宅や施設に訪問するケースが出てきています。行政も販売店に様々な補装具を試すよう指示があり、1件のケースで何度も出張するケースもございます。そのような場合のために出張費の項目を追加してはと思ひます。また電動車いすを数台乗り比べるケースが多くなっています。運送費等も販売店、メーカー側で負担しており、その点も販売店、メーカーの経営を圧迫しています。
- ・制度価格と仕入れ価格（販売と修理）の差がほとんど無く、利益がありません。特に修理出張は大幅赤字で数千円の利益の為に高速道路料金や車両経費、人件費などで数万円の赤字になります。

【その他】

- ・昨今、借り受け制度が運用され出したが電動車いすは該当していない。その為、電動車いすも借り受けの項目に入れるなどを検討したほうがよいのではと感じます。借り受け制度による課題もあることも理解しております。
- ・価格変更を目的とするなら、国リハさんがアンケートではなく、業者に直接面接とか、ユーザーさんの声を聴くとか、電話調査でも良いかも知れませんが、実態の声を吸い上げることができるような機会をつくることを提案します。

2-2. 特記すべき考慮点

●購入基準

- ・「簡易型 A切替式」、「電動リクライニング式 普通型」、「電動リフト式 普通型」、「電動ティルト式 普通型」、「電動リクライニング・ティルト式 普通型」については、得られた制度外販売価格の最低値が基準額を上回っており、価格の引き上げ検討が考えられる（表2-1）。

●修理基準

- ・下記の項目については、販売事業者が最低限原価割れをさせないという点を考慮するならば、価格の引き上げを考慮する必要がある（表2-3）。

「跳ね上げ式アームサポート交換」

「シート交換」

「ステッキホルダー（杖たて）交換」

「人工呼吸器搭載台交換」

- ・もし本体において「簡易型 A切替式」の価格引き上げを行い、かつ「簡易型 Bアシスト式」を据え置きするのなら、

「簡易型電動装置交換」

「簡易型ホイール交換」

「簡易型ホイール部品交換」

「簡易型右側駆動装置交換」

「簡易型左側駆動装置交換」

「簡易型駆動装置部品交換」

において同率の価格引き上げを提案する。併せて、これらの引き上げ額を相殺するような、アシスト式の場合の加算の減額をおこなうなど価格整合性上の調整を行う必要がある（表2-4）。

- ・なお、車椅子で宿題として残していた「栄養パック取り付け用ガートル架交換」、「点滴ポール交換」については、車椅子・電動車椅子ともども据え置きとする。

3 補聴器について

発送数 39 回収数 20 うち何らかの有効回答があったもの 19 (有効回答分のみの回収率 48.7%)

※1 件については補聴器型番の記入はあったものの価格等の記載がなく、また自由記述の記載もなく、有効回答が含まれていなかった。

価格等について回収数 19 (うち何らかの有効回答があったもの 18。製造輸入事業者 5、販売店 13)

収支について回収数 18

補聴器については補装具としての価格と使用上類似すると思われる製品の実勢価格との間に乖離があるかどうかを確認する必要があると考えた。そこで補装具としての補聴器ならびに一般流通品(総合支援法の補装具費制度によらず販売されている補聴器)で補装具補聴器の仕様に準じるものについて型番・価格等を回答してもらった。

なお、一般流通品の対象機種については補装具としての基本構造(種別)の規定に準じる補装具のうち下記の条件に合致するものとした。

製造・輸入事業者の場合:

障害者総合支援法で基準として規定される仕様に準じる補聴器のうち、自社製造取扱のある全種別について、種別毎に該当製造機種のうち最も安価なもの 1 機種を対象。

製造輸入を伴わない国内仕入製品の販売事業者の場合:

障害者総合支援法で規定される仕様に準じる補聴器のうち、利用者向け販売取扱のある全種別について、種別毎に該当機種メーカーの最も安価な機種を対象都市、補装具制度によらず市場価格で流通しているものを対象。(例えば、ある種別において、A 社、B 社、C 社の機種について補装具制度外での取扱がある場合、A 社の該当機種のうち利用者向け販売価格が最も安価である機種、B 社の該当機種のうち最も安価な機種、C 社の該当機種のうち最も安価な機種について記入)

3-1. 結果

●補装具費制度外での利用者向け実販売価格について

2 件以上の回答があった種別についてのみ、結果を示す(有効回答のあった事業所数 9 社)。1 社が 1 つの種別について複数の機種を回答しているケースがあるため、各種別の回答数は 9 を上回る場合がある。

表 3-1 補装具費制度によらない利用者向け販売価格（本表）

種別	基準額 (単位：円)	回答 ※基準額との比較のため 100 分の 106 で 除算した値を示す (単位：円)					
		回 答 数	平均値	最低値	2 番目 に低い 値	25 パー セン タイ ル	最高値
高度難聴用ポケット型	34,200	8	44,009	41,509	41,698	42,264	56,604
高度難聴用耳掛け型	43,900	18	108,983	40,943	64,151	86,792	169,811
重度難聴用ポケット型	55,800	7	62,749	50,566	56,604	57,547	75,472
重度難聴用耳掛け型	67,300	13	123,977	62,642	83,019	111,321	207,547
耳あな型（レディメイド）	87,000	3	68,553	66,038	66,038	66,038	73,585
耳あな型（オーダーメイド）	137,000	12	149,489	111,321	113,208	141,038	169,811

※骨導式ポケット型、骨導式眼鏡型については、回答が各 1 件であった。

- ・高度難聴用ポケット型、高度難聴用耳掛け型、重度難聴用ポケット型、重度難聴用耳掛け型については、回答中 2 番目に低い値が基準額を上回った。特に、高度難聴用ポケット型については、最低値を含むすべての回答で基準額を上回った。
- ・耳あな型（オーダーメイド）については、回答の 25 パーセントが基準額を上回った。
- ・一方、耳あな型（レディメイド）については、最高値を含めすべての回答が基準額を下回った。ただし、回答数が 3 件と少なかった。
- ・高度難聴用耳掛け型、重度難聴用耳掛け型では、回答の高低の幅が大きかった。

なお、本調査で回答のあったいくつかの機種は、別調査で基準の補装具用補聴器仕様に準じることが確認されている。

表 3-2 補装具費制度によらない利用者向け販売価格

（別表：別調査で基準の補装具用補聴器仕様に準じることが確認された機種）

種別	基準額 (単位：円)	(参考) 別調査にて補装具基準に準じる仕様であることを 確認した機種のみ集計 ※基準額との比較のため 100 分の 106 で 除算した値を示す (単位：円)				
		回 答 数	平均値	最低値	最高値	該当機種
高度難聴用ポケット型	34,200	-	-	-	-	
高度難聴用耳掛け型	43,900	4	117,453	84,906	141,509	Ally 2-76DW、 Intus 3P、 Naida B30-SP、 Naida V30-P
重度難聴用ポケット型	55,800	-	-	-	-	
重度難聴用耳掛け型	67,300	4	126,415	111,321	141,509	リオン HB-G7PL、 Naida B30-UP
耳あな型（レディメイド）	87,000	-	-	-	-	
耳あな型（オーダーメイド）	137,000	-	-	-	-	

高度難聴用耳掛け型、重度難聴用耳掛け型では該当機種が回答の中に含まれており、それらの平均価格や最低値は基準額×100分の106を上回った。

●卸価格の状況

2 件以上の回答があった種別についてのみ、結果を示す。

表 3-3 卸価格の状況（本体）

	補装具用補聴器				補装具補聴器の仕様に準じる一般流通品 (補装具費制度外での販売品)			
	回 答 数	平均値	最低値	最高値	回 答 数	平均値	最低値	最高値
高度難聴用ポケット型	3	15,554	14,073	17,200	3	20,363	13,589	27,000
高度難聴用耳掛け型	6	21,154	19,304	22,747	4	27,173	18,163	45,000
重度難聴用ポケット型	3	23,055	20,456	25,110	3	26,675	20,326	36,000
重度難聴用耳掛け型	9	32,076	24,471	36,237	7	35,972	24,938	53,100
耳あな型（オーダーメイド）	2	67,625	61,650	73,600	3	63,339	33,116	90,300

※耳あな型（レディメイド）については、回答が補装具用補聴器、補装具補聴器の仕様に準じる一般流通品それぞれ各 1 件であった。骨導式ポケット型、骨導式眼鏡型については、回答が得られなかった。

- ・高度難聴用、重度難聴用については、同種別での比較において補装具用補聴器の卸価格平均値のほうが補装具用補聴器の仕様に準じる一般流通品のそれより、安価であった。
- ・補装具用補聴器の卸価格が補装具価格（基準額に×100 分の 106 をしたもの）は平均 44.1%（該当 24 件）であった。一方、補装具補聴器の仕様に準じる一般流通品について、利用者に直接販売しているケースで利用者への販売価格が記載されている事例の当該価格に対する卸価格の比率は 47.8%（同 11 件）、希望小売価格を設定している場合当該価格に対する卸価格の比率は 41.0%（同 16 件）であった。

●デジタル式補聴器について、専門的な知識・技能を有する者による調整費用について

補装具用補聴器の利用者向け販売に関連し、デジタル式補聴器について、専門的な知識・技能を有する者による調整費用の記載を求めた。当該部分有効回答を行ったのは 13 社であったが、そのうち 11 社は基準額の 2,000 円もしくは型番により 0 円の回答をしていた。2 社については一部または全部の型番の機種について基準額の 2,000 円を超える回答をしていた。

●修理項目について

修理項目に関する、補装具費制度によらない場合の利用者向け販売価格は表 3-4 のとおりである（有効回答 13 件）。なお、基準額と比較可能にするため調査結果数値は 100 分の 106 で除算した値を示している。また、クリーム色でマーキングしている箇所は、

I 群

- ・平均値、2 番目に低い値、25 パーセントイルのそれぞれについて、該当数値が基準額を上回り、かつ有効回答の過半数（7 件）以上の回答数がある項目¹

II 群

- ・75 パーセントイルが、基準額比-5.7% (=100÷106-1) を超えて低く、かつ有効回答の過半数（7 件）以上の回答数がある項目²

である。I 群は価格引き上げの II 群は価格引き下げの検討候補である。

¹ 最低値が基準額を超え、かつ回答数が 7 件以上ある項目は、なかった。

² ここで基準額との差率が-5.7%以内のケースを除去するのは、事業所によっては補装具費制度によらない場合の販売価格を基準額そのもの（100 分の 106 を掛けない値）に合わせている場合が見受けられるためである。

表3-4 修理項目の利用者向け販売価格について

項目	基準額 (参考)補 装具修理 項目価格 (単価・ 円)	利用者向け販売(製作・輸入事業者の直売を含む)										最高値					
		平均値		最低値		2番目に低い値		25パーセント以下		75パーセント以上							
		補装具費 支給制度 に よ ら な い 場 合 の 販 売 価 格 (単価・ 円)	販売価格 と基準額 との差額	同左差率	補装具費 支給制度 に よ ら な い 場 合 の 販 売 価 格 (単価・ 円)	販売価格 と基準額 との差額	同左差率	補装具費 支給制度 に よ ら な い 場 合 の 販 売 価 格 (単価・ 円)	販売価格 と基準額 との差額	同左差率	補装具費 支給制度 に よ ら な い 場 合 の 販 売 価 格 (単価・ 円)		販売価格 と基準額 との差額	同左差率			
1 耳あな型シールド交換(レディメイド)	6,300	7,484	+1,184	+18.8%	5,943	-357	-5.7%	5,943	-357	-5.7%	6,344	+44	+0.7%	7,547	+1,247	+19.8%	10,377
2 耳あな型シールド交換(オーダーメイド)	26,400	26,357	-43	-0.2%	23,585	-2,815	-10.7%	23,585	-2,815	-10.7%	23,585	-2,815	-10.7%	28,302	+1,902	+7.2%	33,019
3 耳あな型スイッチ交換	3,150	6,934	+3,784	+120.1%	2,972	-178	-5.7%	2,972	-178	-5.7%	4,281	+1,131	+35.9%	8,019	+4,869	+154.6%	15,094
4 耳あな型テレホンコイル交換(レディメイド)	8,400	7,673	-727	-8.7%	7,547	-853	-10.2%	7,547	-853	-10.2%	7,547	-853	-10.2%	7,736	-664	-7.9%	7,925
5 耳あな型テレホンコイル交換(オーダーメイド)	12,700	8,892	-3,808	-30.0%	4,717	-7,983	-62.8%	9,434	-3,266	-25.7%	8,255	-4,445	-35.0%	10,071	-2,629	-20.7%	11,981
6 耳あな型極板交換	1,050	4,568	+3,518	+335.0%	943	-107	-10.2%	991	-59	-5.7%	1,686	+636	+60.6%	7,311	+6,261	+596.3%	7,547
7 耳あな型極板交換(面極板ユニット交換)	-	9,434	-	-	9,434	-	-	9,434	-	-	9,434	-	-	9,434	-	-	9,434
8 耳あな型ポリウム交換(レディメイド)	8,400	8,377	-23	-0.3%	7,547	-853	-10.2%	7,547	-853	-10.2%	7,547	-853	-10.2%	7,925	-475	-5.7%	11,321
9 耳あな型ポリウム交換(オーダーメイド)	11,600	9,987	-1,613	-13.9%	6,132	-5,468	-47.1%	9,434	-2,166	-18.7%	9,434	-2,166	-18.7%	10,189	-1,411	-12.2%	15,094
10 耳あな型マイクロホン交換(レディメイド)	13,500	12,358	-1,142	-8.5%	11,321	-2,179	-16.1%	11,321	-2,179	-16.1%	11,321	-2,179	-16.1%	12,736	-764	-5.7%	15,094
11 耳あな型マイクロホン交換(オーダーメイド)	15,900	15,849	-51	-0.3%	11,792	-4,108	-25.8%	14,151	-1,749	-11.0%	14,151	-1,749	-11.0%	17,453	+1,553	+9.8%	21,698
12 耳あな型レシーバー交換(レディメイド)	14,200	12,767	-1,433	-10.1%	11,321	-2,879	-20.3%	11,321	-2,879	-20.3%	11,321	-2,879	-20.3%	13,962	+238	+1.7%	15,094
13 耳あな型レシーバー交換(オーダーメイド)	20,000	16,745	-3,255	-16.3%	14,151	-5,849	-29.2%	14,151	-5,849	-29.2%	14,151	-5,849	-29.2%	18,868	-1,132	-5.7%	19,811
14 耳あな型抵抗交換(レディメイド)	2,100	6,156	+4,056	+193.1%	1,981	-119	-5.7%	7,547	+5,447	+259.4%	6,156	+4,056	+193.1%	7,547	+5,447	+259.4%	7,547
15 耳あな型抵抗交換(オーダーメイド)	8,900	9,175	+275	+3.1%	8,396	-504	-5.7%	9,434	+534	+6.0%	9,175	+275	+3.1%	9,434	+534	+6.0%	9,434
16 耳あな型コンデンサ交換(レディメイド)	2,100	6,156	+4,056	+193.1%	1,981	-119	-5.7%	7,547	+5,447	+259.4%	6,156	+4,056	+193.1%	7,547	+5,447	+259.4%	7,547
17 耳あな型コンデンサ交換(オーダーメイド)	8,900	4,175	-4,725	-53.3%	8,396	-504	-5.7%	9,434	+534	+6.0%	9,175	+275	+3.1%	9,434	+534	+6.0%	9,434
18 耳あな型電池ホルダー交換(レディメイド)	1,050	3,783	+2,733	+260.3%	991	-59	-5.7%	3,774	+2,724	+259.4%	3,774	+2,724	+259.4%	3,774	+2,724	+259.4%	6,604
19 耳あな型電池ホルダー交換(オーダーメイド)	1,550	3,133	+1,583	+102.2%	943	-607	-39.1%	1,415	-135	-8.7%	1,439	-111	-7.2%	3,774	+2,224	+143.5%	6,792
20 耳あな型トリマー交換(レディメイド)	6,300	5,721	+1,021	+16.2%	5,943	-357	-5.7%	7,547	+1,247	+19.8%	7,547	+1,247	+19.8%	7,547	+1,247	+19.8%	8,019
21 耳あな型トリマー交換(オーダーメイド)	9,500	9,717	+217	+2.3%	8,962	-538	-5.7%	9,434	-66	-0.7%	9,434	-66	-0.7%	9,434	-66	-0.7%	11,321
22 耳あな型サスペンション交換	890	5,602	+4,712	+529.4%	840	-50	-5.7%	3,774	+2,884	+324.0%	3,774	+2,884	+324.0%	7,547	+6,657	+748.0%	9,434
23 耳あな型アンプ組立交換(レディメイド-アナログ)	31,700	27,264	-4,436	-14.0%	18,868	-12,832	-40.5%	29,906	-1,794	-5.7%	24,387	-7,313	-23.1%	31,462	-238	-0.7%	33,019
24 耳あな型アンプ組立交換(レディメイド-デジタル)	31,700	29,646	-2,054	-6.5%	22,642	-9,058	-28.6%	29,906	-1,794	-5.7%	28,090	-3,610	-11.4%	33,019	+1,319	+4.2%	33,019
25 耳あな型アンプ組立交換(オーダーメイド-アナログ)	42,200	34,953	-7,247	-17.2%	33,019	-9,181	-21.8%	33,019	-9,181	-21.8%	33,019	-9,181	-21.8%	35,425	-6,775	-16.1%	39,811
26 耳あな型アンプ組立交換(オーダーメイド-デジタル)	42,200	44,569	+2,369	+5.6%	39,811	-2,389	-5.7%	42,453	+253	+0.6%	42,925	+725	+1.7%	47,170	+4,970	+11.8%	47,170
27 耳あな型ダンパー交換(オーダーメイド)	-	2,252	-	-	519	-	-	943	-	-	837	-	-	3,774	-	-	3,774
28 耳あな型マイクチューブ交換(オーダーメイド)	-	9,434	-	-	9,434	-	-	9,434	-	-	9,434	-	-	9,434	-	-	9,434
29 耳あな型イヤホンチューブ交換(オーダーメイド)	-	9,434	-	-	9,434	-	-	9,434	-	-	9,434	-	-	9,434	-	-	9,434
30 耳あな型フェースプレート交換(オーダーメイド)	-	10,792	-	-	9,434	-	-	9,434	-	-	9,434	-	-	9,434	-	-	16,226
31 耳あな型取り出しワイヤー交換(オーダーメイド)	-	3,090	-	-	1,038	-	-	3,774	-	-	3,090	-	-	3,774	-	-	3,774
32 耳あな型耳垢防止チップホルダー交換(オーダーメイド)	-	3,597	-	-	94	-	-	3,774	-	-	2,854	-	-	4,517	-	-	6,745
33 耳あな型ケーブル組立交換	3,750	5,964	+2,214	+59.0%	3,538	-212	-5.7%	3,774	+24	+0.6%	4,009	+259	+6.9%	7,547	+3,797	+101.3%	10,377
34 耳あな型スイッチ交換	4,500	6,309	+1,809	+40.2%	3,302	-1,198	-26.6%	4,245	-255	-5.7%	4,245	+99	+2.2%	7,547	+3,047	+67.7%	9,434
35 耳あな型テレホンコイル交換	2,550	6,813	+4,263	+167.2%	2,406	-144	-5.7%	2,830	+280	+11.0%	3,774	+1,224	+48.0%	7,547	+4,997	+196.0%	15,094
36 耳あな型極板交換	1,470	5,050	+3,580	+243.5%	943	-527	-35.8%	1,387	-83	-5.7%	1,637	+167	+11.3%	7,547	+6,077	+413.4%	8,491
37 耳あな型極板交換(面極板ユニット交換)	-	5,660	-	-	1,887	-	-	7,547	-	-	4,717	-	-	7,547	-	-	7,547
38 耳あな型ポリウム交換	6,450	8,012	+1,562	+24.2%	6,085	-365	-5.7%	6,132	-318	-4.9%	6,132	-318	-4.9%	7,547	+1,097	+17.0%	15,094
39 耳あな型マイクロホン交換	11,810	12,772	+962	+8.1%	11,142	-668	-5.7%	11,321	-489	-4.1%	11,321	-489	-4.1%	12,382	+572	+4.8%	19,811
40 耳あな型レシーバー交換	12,120	13,575	+1,455	+12.0%	11,321	-799	-6.6%	11,321	-799	-6.6%	11,321	-799	-6.6%	14,387	+2,267	+18.7%	19,811

(つづき) 表 3-4 修理項目の利用者向け販売価格について

項目	利用者向け販売(製作・輸入事業者の直売を含む)												最高値						
	基準額			平均値			最低値			2番目に低い値				25パーセント以下			25パーセント以上		
	答	回	教	補装具費 支給制度 に よ ら な い 場 合 の 販 売 価 格 (単 価 ・ 円)	同左差率	補装具費 支給制度 に よ ら な い 場 合 の 販 売 価 格 (単 価 ・ 円)	同左差率	補装具費 支給制度 に よ ら な い 場 合 の 販 売 価 格 (単 価 ・ 円)	同左差率	補装具費 支給制度 に よ ら な い 場 合 の 販 売 価 格 (単 価 ・ 円)	同左差率	補装具費 支給制度 に よ ら な い 場 合 の 販 売 価 格 (単 価 ・ 円)		同左差率	補装具費 支給制度 に よ ら な い 場 合 の 販 売 価 格 (単 価 ・ 円)	同左差率	補装具費 支給制度 に よ ら な い 場 合 の 販 売 価 格 (単 価 ・ 円)	同左差率	補装具費 支給制度 に よ ら な い 場 合 の 販 売 価 格 (単 価 ・ 円)
41	耳かけ型トリアー交換	1,900	7	5,714	+3,814	+200.8%	1,792	-108	-5.7%	2,830	+930	+49.0%	3,302	+1,402	+73.8%	7,547	+5,647	+297.2%	8,982
42	耳かけ型フック交換	620	8	2,221	+1,601	+258.1%	585	-35	-5.7%	613	-7	-1.1%	620	+0	+0.0%	3,774	+3,154	+508.6%	6,604
43	耳かけ型フック交換	-	2	1,887	-	-	943	-	-	2,830	-	-	1,415	-	-	2,358	-	-	2,830
44	耳かけ型電池ホルダー交換	1,000	6	2,406	+1,406	+140.6%	943	-57	-5.7%	943	-57	-5.7%	1,014	+14	+1.4%	3,774	+2,774	+277.4%	3,774
45	耳かけ型耳栓組立交換	600	6	2,439	+1,839	+306.4%	198	-402	-67.0%	377	-223	-37.1%	425	-175	-29.2%	3,774	+3,174	+528.9%	5,943
46	耳かけ型サスペンション交換	640	5	5,215	+4,575	+714.9%	604	-36	-5.7%	3,774	+3,134	+489.6%	3,774	+3,134	+489.6%	7,547	+6,907	+1079.2%	7,547
47	耳かけ型アンブ組立交換(アナログ)	29,880	4	30,868	+988	+3.3%	28,189	-1,691	-5.7%	29,245	-635	-2.1%	29,881	-899	-3.0%	33,019	+3,139	+10.5%	33,019
48	耳かけ型アンブ組立交換(デジタル)	29,880	7	39,539	+9,659	+32.3%	28,189	-1,691	-5.7%	33,019	+3,139	+10.5%	35,377	+6,497	+18.4%	45,991	+16,111	+53.9%	47,170
49	耳かけ型外部入力端子交換	-	4	6,368	-	-	2,830	-	-	7,547	-	-	6,368	-	-	7,547	-	-	7,547
50	耳かけ型外部入力端子カバー交換	-	3	5,031	-	-	3,774	-	-	3,774	-	-	3,774	-	-	5,660	-	-	7,547
51	重度難聴用ボケット型スイッチ交換	3,150	7	5,708	+2,558	+81.2%	2,830	-320	-10.2%	2,972	-178	-5.7%	3,137	-13	-0.4%	7,547	+4,397	+139.6%	8,208
52	重度難聴用ボケット型テレホンコイル交換	1,350	6	5,715	+4,365	+323.4%	1,274	-76	-5.7%	2,830	+1,480	+109.6%	4,009	+2,659	+197.0%	7,547	+6,197	+459.0%	7,547
53	重度難聴用ボケット型マイクロホン交換	8,300	7	8,531	+231	+2.8%	7,547	-753	-9.1%	7,547	-753	-9.1%	7,547	-753	-9.1%	9,434	+1,134	+13.7%	10,377
54	重度難聴用ボケット型アンブ組立交換	-	6	22,013	-	-	18,868	-	-	18,868	-	-	18,868	-	-	23,349	-	-	29,245
55	重度難聴用イヤホン交換	5,490	7	4,945	-545	-9.9%	3,632	-1,858	-33.8%	3,632	-1,858	-33.8%	3,703	-1,787	-32.6%	5,420	-70	-1.3%	8,491
56	重度難聴用耳かけ型レシーバー交換	15,000	8	14,269	-731	-4.9%	11,321	-3,679	-24.5%	11,321	-3,679	-24.5%	11,321	-3,679	-24.5%	15,566	+566	+3.8%	19,811
57	重度難聴用耳かけ型フック交換	-	2	4,245	-	-	943	-	-	7,547	-	-	2,594	-	-	5,896	-	-	7,547
58	重度難聴用コード交換	1,800	6	2,346	+546	+30.4%	943	-857	-47.6%	965	-835	-46.4%	983	-817	-45.4%	2,547	+747	+41.5%	6,604
59	重度難聴用耳かけ型アンブ組立交換(アナログ)	40,400	4	33,349	-7,051	-17.5%	29,245	-11,155	-27.6%	33,019	-7,381	-18.3%	32,075	-825	-2.6%	34,292	-6,108	-15.1%	38,113
60	重度難聴用耳かけ型アンブ組立交換(デジタル)	40,400	7	42,978	+2,578	+6.4%	37,736	-2,664	-6.6%	38,113	-2,287	-5.7%	38,396	-2,004	-5.0%	47,170	+6,770	+16.8%	47,170
61	眼鏡型ケース組立交換	9,400	3	15,377	+5,977	+63.6%	7,547	-1,853	-19.7%	8,868	-532	-5.7%	8,208	-1,192	-12.7%	19,292	+9,892	+105.2%	29,717
62	眼鏡型スイッチ交換	3,450	3	7,217	+3,767	+109.2%	3,255	-195	-5.7%	7,547	+4,097	+118.8%	5,401	+1,951	+56.5%	9,198	+5,748	+166.6%	10,849
63	眼鏡型テレホンコイル交換	3,300	3	7,013	+3,713	+112.5%	3,113	-187	-5.7%	7,547	+4,247	+128.7%	5,330	+2,030	+61.5%	8,962	+5,662	+171.6%	10,377
64	眼鏡型極板交換	1,400	3	5,472	+4,072	+290.8%	1,321	-79	-5.7%	7,547	+6,147	+439.1%	4,434	+3,034	+216.7%	7,547	+6,147	+439.1%	7,547
65	眼鏡型極板交換(面極板ユニット交換)	-	1	11,321	-	-	11,321	-	-	-	-	-	11,321	-	-	11,321	-	-	11,321
66	眼鏡型ボリューム交換	4,580	3	8,358	+3,778	+82.5%	4,321	-259	-5.7%	9,434	+4,854	+106.0%	6,877	+2,297	+50.2%	10,377	+5,797	+126.6%	11,321
67	眼鏡型マイクロホン交換	13,900	3	16,321	+2,421	+17.4%	11,321	-2,579	-18.6%	13,113	-787	-5.7%	12,217	-1,683	-12.1%	18,821	+4,921	+35.4%	24,528
68	眼鏡型骨導子交換	16,400	3	18,679	+2,279	+13.9%	11,321	-5,079	-31.0%	15,472	-928	-5.7%	13,396	-3,004	-18.3%	22,358	+5,958	+36.3%	29,245
69	眼鏡型アンブ組立交換	23,100	2	49,104	+26,004	+112.6%	21,792	-1,308	-5.7%	76,415	+53,315	+230.8%	35,448	+12,348	+35.5%	62,759	+39,659	+171.7%	76,415
70	眼鏡型アンブ組立交換(送信用)	35,200	1	33,208	-1,992	-5.7%	33,208	-1,992	-5.7%	-	-	-	33,208	-1,992	-5.7%	33,208	-1,992	-5.7%	33,208
71	眼鏡型アンブ組立交換(受信用)	54,700	1	51,604	-3,096	-5.7%	51,604	-3,096	-5.7%	-	-	-	51,604	-3,096	-5.7%	51,604	-3,096	-5.7%	51,604
72	眼鏡型ブランク(空つる)交換	4,350	3	7,657	+3,307	+76.0%	4,104	-246	-4.6%	6,604	+2,254	+51.8%	5,354	+1,004	+23.1%	9,434	+5,084	+116.9%	12,264
73	眼鏡型ケーブル(補助つる)交換	3,100	3	4,748	+1,648	+53.2%	2,925	-175	-5.7%	3,774	+674	+21.7%	3,349	+249	+8.0%	5,660	+2,560	+82.6%	7,547
74	眼鏡型フロント(前枠)交換	9,500	3	13,679	+4,179	+44.0%	8,962	-538	-5.7%	13,208	+3,708	+39.0%	11,085	+1,585	+16.7%	16,038	+6,538	+68.8%	18,888
75	眼鏡型平面レンズ交換	3,600	1	3,396	-204	-5.7%	3,396	-204	-5.7%	-	-	-	3,396	-204	-5.7%	3,396	-204	-5.7%	3,396
76	ボケット型ケース組立交換	5,400	5	8,189	+2,789	+51.6%	5,094	-306	-6.0%	7,547	+2,147	+39.8%	7,547	+2,147	+39.8%	7,547	+2,147	+39.8%	13,208
77	ボケット型クリップ交換	1,200	6	2,469	+1,269	+105.7%	943	-257	-21.4%	943	-257	-21.4%	991	-209	-21.1%	2,830	+1,630	+135.8%	6,132
78	ボケット型スイッチ交換	3,500	5	6,830	+3,330	+95.1%	3,302	-198	-5.7%	7,547	+4,047	+115.6%	7,547	+4,047	+115.6%	7,547	+4,047	+115.6%	8,208
79	ボケット型テレホンコイル交換	1,350	5	6,292	+4,942	+366.1%	1,274	-76	-5.7%	7,547	+6,197	+459.0%	7,547	+6,197	+459.0%	7,547	+6,197	+459.0%	7,547
80	ボケット型極板交換	1,350	5	6,028	+4,678	+346.5%	1,274	-76	-5.7%	6,226	+4,876	+381.2%	6,226	+4,876	+381.2%	7,547	+6,197	+459.0%	7,547

(つづき) 表 3-4 修理項目の利用者向け販売価格について

基準額 (参考)補 装具修理 項目価格 (単価・ 円)	利用者向け販売(製作・輸入事業者の直売を含む)												最高値			
	平均値			最低値			2番目に低い値			25パーセント値				25パーセント値 同左差率		
	補装具費 支給制度 によらな い場合の 販売価格 (単価・ 円)	同左差率	販売価格 と基準額 との差額	補装具費 支給制度 によらな い場合の 販売価格 (単価・ 円)	同左差率	販売価格 と基準額 との差額	補装具費 支給制度 によらな い場合の 販売価格 (単価・ 円)	同左差率	販売価格 と基準額 との差額	補装具費 支給制度 によらな い場合の 販売価格 (単価・ 円)	同左差率	販売価格 と基準額 との差額				
81 ポケット型リユーム交換	4,580	+2,036	+44.5%	4,321	-259	-5.7%	4,717	+137	+3.0%	5,425	+845	+18.4%	7,547	+2,967	+64.8%	8,019
82 ポケット型マイクホン交換	5,400	+1,801	+33.4%	5,094	-306	-5.7%	5,094	-306	-5.7%	5,708	+308	+5.7%	7,547	+2,147	+39.8%	10,377
83 ポケット型アンブ組立交換	-	20,597	-	18,868	-	-	18,868	-	-	18,868	-	-	22,406	-	-	24,528
84 骨導式ポケット型レシーバー交換	10,500	9,906	-5.7%	9,906	-594	-5.7%	9,906	-594	-5.7%	9,906	-594	-5.7%	9,906	-594	-5.7%	9,906
85 骨導式ポケット型ヘッドバンド交換	3,150	2,972	-5.7%	2,972	-178	-5.7%	2,972	-178	-5.7%	2,972	-178	-5.7%	2,972	-178	-5.7%	2,972
86 タンバー入り肩かけ型フック交換	960	2,302	+139.8%	643	-317	-33.0%	906	-54	-5.7%	915	-45	-4.7%	3,066	+2,106	+219.4%	6,604
87 FM型受信機交換	80,000	75,472	-5.7%	75,472	-4,528	-5.7%	75,472	-4,528	-5.7%	75,472	-4,528	-5.7%	75,472	-4,528	-5.7%	75,472
88 FM型操作用基板交換	6,000	5,660	-5.7%	5,660	-340	-5.7%	-	-	-	5,660	-340	-5.7%	5,660	-340	-5.7%	5,660
89 FM型用ワイヤレスマイク交換(充電池を含む。)	98,000	92,453	-5.7%	92,453	-5,547	-5.7%	92,453	-5,547	-5.7%	92,453	-5,547	-5.7%	92,453	-5,547	-5.7%	92,453
90 FM型トリマー基板交換	6,000	5,660	-5.7%	5,660	-340	-5.7%	-	-	-	5,660	-340	-5.7%	5,660	-340	-5.7%	5,660
91 FM型アンブ組立交換(受信用)	48,000	45,283	-5.7%	45,283	-2,717	-5.7%	-	-	-	45,283	-2,717	-5.7%	45,283	-2,717	-5.7%	45,283
92 FM型受信回路組立交換	46,000	35,849	-10.151	28,302	-17,698	-38.5%	43,396	-2,604	-5.7%	32,075	-13,925	-30.3%	39,623	-6,377	-13.9%	43,396
93 FM型アンテナ交換	5,000	4,717	-283	4,717	-283	-5.7%	-	-	-	4,717	-283	-5.7%	4,717	-283	-5.7%	4,717
94 FM型水晶振動子交換	6,000	5,660	-340	5,660	-340	-5.7%	-	-	-	5,660	-340	-5.7%	5,660	-340	-5.7%	5,660
95 FM型用ワイヤレスマイク発振回路組立交換	27,000	25,472	-1,528	25,472	-1,528	-5.7%	-	-	-	25,472	-1,528	-5.7%	25,472	-1,528	-5.7%	25,472
96 FM型用ワイヤレスマイクID基板組立交換	14,000	13,208	-792	13,208	-792	-5.7%	-	-	-	13,208	-792	-5.7%	13,208	-792	-5.7%	13,208
97 FM型受信機ケース(端子)交換	5,000	2,075	+41.5%	4,717	-283	-5.7%	9,434	+4,434	+88.7%	5,896	+896	+17.9%	8,255	+3,255	+65.1%	9,434
98 FM型受信機スイッチ交換	4,000	3,774	-226	3,774	-226	-5.7%	-	-	-	3,774	-226	-5.7%	3,774	-226	-5.7%	3,774
99 FM型用ワイヤレスマイクアンテナ交換	10,000	10,377	+377	60,377	-3,623	-5.7%	11,321	+1,321	+13.2%	9,906	-94	-0.9%	10,849	+849	+8.5%	11,321
100 FM型用ワイヤレスマイク基板交換	64,000	60,377	-3,623	60,377	-3,623	-5.7%	-	-	-	60,377	-3,623	-5.7%	60,377	-3,623	-5.7%	60,377
101 FM型用ワイヤレスマイクケース交換	8,000	8,491	+491	7,547	-453	-5.7%	9,434	+1,434	+17.9%	8,019	+19	+0.2%	8,962	+962	+12.0%	9,434
102 FM型用ワイヤレスマイク充電池交換	5,000	4,717	-283	4,717	-283	-5.7%	4,717	-283	-5.7%	4,717	-283	-5.7%	4,717	-283	-5.7%	4,717
103 FM型用ワイヤレスマイク充電用ACアダプタ交換	3,500	3,302	-198	3,302	-198	-5.7%	3,302	-198	-5.7%	3,302	-198	-5.7%	3,302	-198	-5.7%	3,302
104 FM型用ワイヤレスマイク外部入力コード交換	2,000	1,887	-113	1,887	-113	-5.7%	-	-	-	1,887	-113	-5.7%	1,887	-113	-5.7%	1,887
105 イヤホン交換	9,000	8,625	-375	8,491	-509	-5.7%	8,491	-509	-5.7%	8,491	-509	-5.7%	8,491	-509	-5.7%	8,491
106 コンセント交換	830	4,165	+3,335	783	-47	-5.7%	7,547	+6,717	+809.3%	2,474	+1,644	+198.1%	5,856	+5,026	+605.6%	7,547
107 IC回路交換	4,550	2,920	+1,370	4,292	-258	-5.7%	7,547	+2,997	+65.9%	5,106	+556	+12.2%	6,733	+2,183	+48.0%	7,547
108 イヤホン交換	3,170	3,874	+704	2,387	-783	-24.7%	2,387	-783	-24.7%	2,387	-783	-24.7%	2,387	-783	-24.7%	2,387
109 コード交換	680	2,199	+1,519	623	-57	-8.4%	642	-38	-5.7%	642	-38	-5.7%	642	-38	-5.7%	642
110 トランススター又はダイオード交換	2,050	2,471	+421	1,934	-116	-5.7%	7,547	+5,497	+268.2%	3,337	+1,287	+62.8%	6,144	+4,094	+199.7%	7,547
111 抵抗交換	2,050	2,471	+421	1,934	-116	-5.7%	7,547	+5,497	+268.2%	3,337	+1,287	+62.8%	6,144	+4,094	+199.7%	7,547
112 コンデンサ交換	2,050	2,471	+421	1,934	-116	-5.7%	7,547	+5,497	+268.2%	3,337	+1,287	+62.8%	6,144	+4,094	+199.7%	7,547
113 トランス交換	1,900	2,471	+571	1,792	-108	-5.7%	7,547	+5,647	+297.2%	3,281	+1,331	+70.1%	6,108	+4,208	+221.5%	7,547
114 オーディオチューン交換	5,000	4,991	-9	4,717	-283	-5.7%	4,717	-283	-5.7%	4,717	-283	-5.7%	4,717	-283	-5.7%	4,717
115 プログラムメモリー切替スイッチ交換	-	7,311	-	4,717	-	-	7,547	-	-	6,840	-	-	8,019	-	-	9,434
116 プログラムメモリー接続端子交換	-	6,604	-	4,717	-	-	7,547	-	-	6,132	-	-	7,547	-	-	9,434
117 プログラムメモリ接続端子カバー交換	-	3,774	-	3,774	-	-	3,774	-	-	3,774	-	-	3,774	-	-	3,774

なお、修理項目にかかる卸価格の傾向として、下記が見られた。

- ・補装具費制度による場合の修理項目の卸価格の基準額×100分の106に対する比率は、平均62.3%であり、購入基準の項目における数値（平均44.1%）より高かった。
- ・修理項目についても、購入における高度難聴用、重度難聴用と同様に、補装具費制度による場合の卸価格平均値のほうが補装具費制度によらない場合のそれより、安価であった。

●収支等について

- ・売上高営業利益率は平均3.2%（有効回答11件）、同経常利益率は4.8%（同10件）であった。
- ・業収益（売上）に占める補装具（製造・修理）等売上の割合の回答によれば、補聴器以外の補装具種目を扱っている事業者はなかった。
- ・利用者向け販売に占める補装具の比率は金額ベースで22.6%であった（有効回答13件）。

●補装具費制度における補聴器の取扱についての意見記入欄

【価格について】

- ・北海道は移動距離が大変長い地域です。補聴器使用者の自宅にお伺いをする場合も多いです（2割程度）。この場合、社用車で移動には普通に片道でも数時間かかることも多いです（エリアにより移動距離は数十キロ以上）。このような対応を何度もしなければならぬ場合も多いです。行政から遠方の補聴器使用者の自宅での支給判定の立ち合いを依頼されることもあります。このため、移動時間の人件費、移動に係る経費（ガソリン代等）等を考えますと、現在の価格では大変厳しい状況となります。移動がない状況でも過去の補聴器と比べて、デジタル補聴器の場合は以前のトリマー式のアナログ補聴器に比べて調整時間も長くなります。大事な診療情報提供書への報告書記載にも時間がかかります。このような状況をご理解いただければ幸いです。
- ・補聴器の給付、修理お渡し時には全て補聴器の調整が必要となります。調整費2000の加算が必要です。また、最近の補聴器は自社では修理ができないケースが多く、メーカー依頼が多くなってきております。送料、自宅訪問料などの加算が必要となります。補聴器基準価格内での作業には限界があります。再交付までに多くのケースで無償対応を行わなければならない調整、測定が年間3回から4回は発生することが一般的であります。補聴器は随時調整、補聴器のメンテナンスが必要な補装具ですのでご理解賜りますようお願い致します。
- ・補聴器においてですが、自己負担による、購入（性能・形状など）が、自由になれば良いと思います。現状は、基本指定器種が対象となりますが、お客様が補装具制度の指定器種か、市販品か選べれば良いと思いますが、販売店によっては、補装具制度が割引と考えられ、高額な補聴器販売へととなりかねないところもあり、難しいところと考えます。
- ・一般販売しているデジタル補聴器の性能と比較しても、障害者総合支援法の補聴器は劣る事はないが、購入基準額が低く一般の希望販売価格差との差が大きい。
- ・補聴器の価格について抜本的に見直す必要があるのではないかと。現行制度の価格は身体障害者福祉法発足時に構成部品の価格を積み上げたような形で設定されたものの上に積み上げて来たようなもので、今日の補

聴器の実態にあっていないと思われる。

- ・補聴器の出力によって価格が異なる構成になっているが、耳かけ型では RIC タイプになってきて同一の器種でイヤホン交換により軽度から重度まで対応可能となるなど、現行の製品に合わせた価格設定がなされるべきである。またハードよりもソフト（調整技術）の提供が装用効果を左右することを勘案すべきである。
- ・修理についても多くのメーカーが、交換部品に依らず一律料金での対応を行っている現状に合わせるべきと思われる（技術料、工賃中心の価格）
- ・制度利用の場合、以前と異なりカウンセリングから効果評価まですべて販売店で行うこととなって来て居り、医療からの紹介の場合より作業量が多くなる傾向がある。
- ・補装具としての補聴器の取り扱いにおいては現状の基準価格での供給では製造業者（メーカー）の採算が取れない状況となっている。高度難聴用耳かけ型に関しては使用している DSP の高性能化により部品価格が高騰している。ほぼ同じ部品構成である重度難聴用補聴器と部品価格に差が無くなっており利益確保が困難な状況である。高度難聴用ポケット型に関してはアナログ補聴器からデジタル補聴器に変わったことによる構成部品価格の上昇で利益確保が困難な状況となっている。このままではメーカーの経営事情によっては、基準価格での供給が維持できない恐れがあり、結果として基準価格で入手できる補聴器が市場から無くなる可能性がある。修理基準に関しても修理基準項目及び修理基準金額が現状と合っていない。修理基準項目はアナログ時代のまま構成となっており現在の修理項目と合っていない、金額に関しても同様である。修理基準項目にない部品の交換はメーカー負担となることが多い。補装具としての補聴器価格、修理基準項目及び価格の改定を望みます。
- ・補装具費制度における補聴器と、一般に販売している補聴器の差がほぼなくなっており、調整の範囲も手間も同じくらい（場合によってはそれ以上）かかるのが現状です。何十年も変わらない価格について見直して頂きたいと強く願います。

【その他】

- ・総合支援法機種では自費でも支援法価格で販売しています。差額購入は大分整理されたようですが、基本構造、デザイン、素材など語意の解釈は理解できません。適合連絡シートの扱いは現場では全く理解されていないこともあり、業者にしわ寄せが及んでいる。
- ・現在 70 dBからの障がい認定を 60 dBからにしてほしい。4 級の障がいには重度対応の補聴器が望ましい。
- ・補装具制度の補聴器を修理する場合、修理申請をして見積が出た段階からの修理しかできず、補聴器の修理が完了してお客様の手元に戻るまで、非常に時間がかかる。その間、お客様は補聴器が無いため不便なことが多い。修理申請と同時に修理が行えるように改善して欲しい。
- ・手帳申請から始める場合も同様で、申請してからお客様の手元に補聴器が届くまで時間がかかりすぎる。もっと短縮できるよう改善が必要ではないか。

- ・現在基準価格表に掲載されている FM 送受信機についても現状殆ど使用されていないものを残しておくのは如何かと思われる。
- ・補聴器の機種選びについて、総合支援法で決められた補聴器の機種しか選択できないが、もっと自由に選択できるような仕組みにして欲しい。

3-2. 特記すべき考慮点

●本体価格について

高度難聴用ポケット型等において補装具としての基準額補装具費制度によらない場合の販売価格の間に乖離が確認された。こうした価格の問題については、本調査自由記述等で指摘されており、考慮する必要があると思われる。高度難聴用耳掛け型、重度難聴用耳掛け型など回答の高低の幅が大きい種別があることを考慮し、ここでは回答の中で比較的安価なものに着目し、価格変更が考えられる。

なお、耳あな型（レディメイド）については、すべての回答が基準額を下回ったものの、回答数が3件と少ないことを考慮し、価格の引き下げを行うには根拠が必ずしも十分でなかった。

仮に価格変更を行うとすれば、例えば、下記の3案が考えられる（表3-1参照）。

- ・A案： 調査結果の最低値が基準額を上回った種別について、基準額を最低値の水準まで引き上げる（対象種別、高度難聴用ポケット型）。
- ・B案： 調査結果の2番目に低い回答が基準額を上回った種別について、基準額を2番目に低い回答の水準まで引き上げる（対象種別、高度難聴用ポケット型、高度難聴用耳掛け型、重度難聴用ポケット型、重度難聴用耳掛け）。
- ・C案： 調査結果の25パーセントが基準額を上回った種別について、基準額を25パーセントの水準まで引き上げる（対象種別、高度難聴用ポケット型、高度難聴用耳掛け型、重度難聴用ポケット型、重度難聴用耳掛け、耳あな型（オーダーメイド））。
- ・D案： 調査結果の平均値が基準額を上回った種別について、基準額を平均値水準まで引き上げる（対象種別、高度難聴用ポケット型、高度難聴用耳掛け型、重度難聴用ポケット型、重度難聴用耳掛け、耳あな型（オーダーメイド））。

●修理価格について

修理項目についても、いくつかの項目で価格の変更が考えられる。ここでは、仮にいくつかの案を示してみた。価格の引き上げについては、下記が考えられる（表3-4参照。表のクリーム色にマーキングしている箇所に注意）。

- ・A'案： 調査結果の最低値が基準額を上回った項目について、基準額を最低値の水準まで引き上げる（対象項目なし）。
- ・B'案： 調査結果の2番目に低い回答が基準額を上回った項目について、基準額を2番目に低い回答の水準まで引き上げる（対象項目5項目）
 - 耳あな型アンプ組立交換（オーダーメイド-デジタル） ※
 - 耳かけ型ケース組立交換
 - 耳かけ型テレホンコイル交換

耳かけ型トリマー交換

耳かけ型アンプ組立交換(デジタル)。

※現状、耳あな型アンプ組立交換(オーダーメイド)はデジタルとアナログとに項目が分かれていない。仮にここを引き上げるなら、

- デジタルとアナログに項目を分け、デジタルのみ引き上げるか
- デジタルとアナログに項目を分けず、耳あな型アンプ組立交換(オーダーメイド)を引き上げるかである。ただし、後者は耳あな型アンプ組立交換(オーダーメイド-アナログ)の75パーセントが基準額より低い(該当回答数4件)ことから、妥当ではないかもしれない。この点を考慮すれば、
- デジタルとアナログに項目を分けず、耳あな型アンプ組立交換(オーダーメイド)価格を据え置きとすることも、考えられる。

・C'案： 調査結果の25パーセントが基準額を上回った項目について、基準額を25パーセントの水準まで引き上げる(対象項目8項目)

耳あな型スイッチ交換

耳あな型アンプ組立交換(オーダーメイド-デジタル) ※B'案の「※」参照。

耳かけ型ケース組立交換

耳かけ型スイッチ交換

耳かけ型テレホンコイル交換

耳かけ型極板交換

耳かけ型トリマー交換

耳かけ型アンプ組立交換(デジタル)。

・D'案： 調査結果の平均値が基準額を上回った種別について、基準額を平均値水準まで引き上げる。

一方、価格の引き下げについては、下記が考えられる。

・調査結果の75パーセントが基準額より差率-5.7%を超えて低い項目について、75パーセントの水準まで引き下げる(対象項目、耳あな型ボリューム交換(オーダーメイド))。

この引き下げ案は、回答の25パーセントをもとにした上述の引き上げC'案と対をなすものである。引き上げ案のA'案(修理項目の引き上げなし)、B'案とは対称的でないかもしれない。A'案、B'案と対称となる引き下げ案を考えた場合、該当する項目は出てこない。すなわち、耳あな型ボリューム交換(オーダーメイド)の項目について、回答の最高値は表3-4に示すとおり基準額を上回っており、また2番目に高い回答は基準額より-5.7%低い値にあたり、ともに価格引き下げ対象に当たらない。

4 視覚障害者安全つえについて

※調査時点では「盲人安全つえ」

発送数4 回収数2 (いずれも販売事業者) (2020年2月実施)

4-1. 結果

●実販売価格について(有効回答2)

<購入>

表4-1 回答から得られた本体相当価格推定値について

	回答数	公定価	補装具制度によらない販売価	補装具と	個数ベー
--	-----	-----	---------------	------	------

		格	格		しての販 売数（平 成 30 年 度） 計 750	スでの販 売全体に 占める補 装具の比 率 加重平均 ※左の欄の 数値で重み づけ
			単純平均 （標準偏差）	加重平均 ※右の欄の数 値で重みづけ		
普通用 主体：繊維複合材料	4	3,550 円	3,553 円 (641 円)	3,387 円	76	60%
携帯用 主体：繊維複合材料	4	4,400 円	3,445 円 (740 円)	3,534 円	423	86%
携帯用 主体：軽金属	5	3,550 円	3,604 円 (789 円)	3,469 円	93	50%
身体支持併用 主体：軽金属	5	3,800 円	4,384 円 (1,153 円)	4,008 円	158	43%

※回答数については、同一区分に複数品目を回答があった場合があるため、有効回答数（2）を超える数が記載されている。

※実売価格に関する実際の回答は告示備考欄に示された加算（夜光材付 410 円増し、など）を含んだ数値になっている。ここでは、各種加算要素の告示価格ぶんを差し引くことによって、本体のみの推定価格を算出し、これを補装具制度によらない販売価格」欄に示した。

- ・補装具制度によらない販売価格は、おおむね公定価格と似た水準であった。ただし、「携帯用 主体：繊維複合材料」については、公定価格との差が単純平均ベースで-955 円、加重平均ベースで-866 円と、その絶対値が販売価格の標準偏差（740 円）を上回る水準で価格差があった（販売価格のほうが、公定価格より低い）。

<修理>

- ・既存の修理項目については、補装具の制度によらない場合の販売価格として公定価格と異なる数値の回答があった。しかしながら、該当設問の回答事業者は 1 社のみであり、またその補装具制度による販売数は 1 件のみであった。
- ・平成 27 年度改定に向けて実施された本省実施調査に含まれていた参考項目についても制度によらない場合の販売価格、補装具制度による販売数などを問うた。

表 4-2 修理項目について

	回答数	補装具制度によらない販売価格		補装具として の販売数 （平成 30 年 度）
		単純平均	加重平均 ※右の欄の数 値で重みづけ	
石突き交換	1	3,300 円	3,300 円	2 ※販売価格 未回答の事 業所の数値 を含める

				と、133
シャフト交換（折り畳み式の1パーツ）	2	1,670円	3,387円	16
中ゴム交換	2	550円	3,534円	4

●補装具費制度における盲人安全つえの取扱についてのご意見記入欄（有効回答1）

【加算・修理項目について】

- ・給付基準額の加算対象であるベルやフラッシュライトは、実際にはあまり利用されていない。ベルやフラッシュライトを付属させることにより給付限度額全体をあげてくれる自治体もあるが、付属品の加算額は付属品の価格にだけ適用という自治体もある。
希望が多く、価格も高くなっているパームチップやローラーチップなどの特殊チップ（石突き）を加算の根拠にしてほしい。
通常のチップでは引っかかりが多く歩きにくいいため、白杖を持つのをやめてしまう人もおり、特殊チップは白杖利用に関して重要な付属品となっている。
- ・修理項目には「マグネット付き石突き交換」のみしかなく、それ以外の修理には対応できないという自治体が多い。実際にマグネット付き石突きは流通しておらず実情にそぐわない。修理費の項目を増やすなどしてほしい。

【予備について】

- ・補装具は予備を支給しないとされているが、白杖は通常に使用していても破損してしまう可能性が高く、破損してしまうと当事者はたちまち移動が困難になる。安全な移動のためにも、白杖については予備の支給をしてもらいたい。

【耐用年数について】

- ・耐用年数に満たない時期に故障した場合には、修理費申請も再申請もできない自治体が多い。実際には人に踏まれたり自転車に巻き込まれたりして使用不能になることが多いため、その場合の対応を柔軟にしているだけのような仕組みが必要。

【価格について】

- ・盲人安全つえ（白杖）本体の価格が値上がりしているのに、給付の基準額が長く据え置かれているので、超過の負担が発生するケースが多くなっている。給付基準額を引き上げてほしい。
- ・本体（購入）にかかる設問においては差額自己負担となるつえ（136件）も含めている。標準の石突きが付いた状態で基準額内であっても、石突きを路面に合わせて選択した場合には超過する状況となる。上（编者注：「加算・修理項目について」の1つ目の意見）に記載したような石突きへの加算を認めていただきたい。

4-2. 特記すべき考慮点

●本体価格・修理項目について

結論としては、今回の調査結果からは、本体については価格変更の必要性を支持する十分な根拠は得られなかった。修理項目については「石突き交換」が考えられるが、判断が難しい。

本体の価格変更の必要性については、「補装具費制度における盲人安全つえの取扱についてのご意見記入欄」の「価格について」で示されるような「本体の価格が値上がりしているのに、給付の基準額が長く据え置かれて

いる」、「差額自己負担となる」などの意見が見られた。しかしながら、制度外販売価格の調査結果からは公定価格との乖離を確認できなかった。唯一ある程度乖離が見られた「携帯用 主体：繊維複合材料」については、むしろ制度外販売価格のほうが安価という結果であった。今回回収率が50%ということからも、積極的に本体の価格変更を支持するだけの十分な根拠は得られなかったと判断される。

ただし、修理項目のうち参考項目「石突きの交換」については判断が難しい。販売価格の回答数自体は1社からしかなく少数であった。しかしながら、「補装具費制度における盲人安全つえの取扱いについてのご意見記入欄」の「加算・修理項目について」、「価格について」の意見のように、石突きの選択肢を広げることが必要とする見方がある。「石突きの交換」について、補装具としての盲人安全つえのなかで販売された件数は回答2社の合計で133件であるが、これはこれら2社による補装具としての本体購入件数（750件）の17.7%に相当しており、比率の大きさ自体は無視できない水準と考えられる。仮にこれを修理項目に加えるとすれば、候補値として調査結果で得られたのは3,300円である。ただしこの数値は1社からしか得られていない。

今回もし石突き交換を導入しないのであれば、今後この点に着目したより詳細な調査等が有用だと考えられる。

●価格以外の部分について

【耐用年数について】

- ・耐用年数の趣旨を、あらためて自治体に周知することが必要と思われる。耐用年数については、告示に示されているとおり本来あくまで「通常の装用状態において、当該補装具が修理不能となるまでの予想年数を示したもの」である。補装具費支給事務ガイドブック（平成30年度告示改正対応版）の再支給の項（p.38）や耐用年数（p.39）などに示されるように、その年数未満での修理が絶対不可能ということを示すものではなく、当該補装具の状態を踏まえ必要性を判断して修理・再支給の手続きが許容されることになっている。しかしながら、耐用年数に満たない時期に故障した場合には、修理費申請も再申請もできない自治体が見られるようである。

【予備について】

- ・予備・スペアにかかる補装具費支給は、現行制度では認められていない。予備の必要性についても今後検討するのであれば、視覚障害者安全つえについては、普通用・携帯用の併給が必要に応じ認められていることとも併せて、破損の頻度等より詳細な情報を集める必要がある。

5 義眼について

発送数 4 回収数 3 (2020年2月実施)

5-1. 結果

●収支等について (有効回答 3)

・利益率など

各指標の単純平均を示す。

- ・対売上高営業利益率 9.9%
- ・対売上高経常利益率 10.5%
- ・販売費及び一般管理費 62.7%

利益率については、平均ベースでは一定の利益を確保できているようにもうかがえた。ただし、一部回答では営業利益・経常利益で、ゼロもしくはマイナスの値を回答する事業者も見られた。

・営業収益(売上)に占める総合支援法における補装具(製造・修理)の売上の割合

平均で利用者への補装具の直販が 50.8%と約半分であった。ただしここでも回答にばらつきが見られ、売上のすべてが補装具費支給を受けての義眼とする事業者も見られた。

なお、有効回答 3 社とも、卸販売や義眼以外の補装具種目の売り上げはなかった。

●実販売価格について (有効回答 2)

表 5-1 実販売価格について

	回答数	公定価格	補装具としての 実売価格 (単純平均)	補装具制度に よらない販売 価格 (単純平均)
レディメイド	1	17,000 円	17,000 円	17,000 円
オーダーメイド	旧特殊義眼タイプ	82,500 円	84,975 円	131,000 円
	旧コンタクト義眼タイプ	82,500 円	87,450 円	120,000 円

- ・レディメイドについては、回答した事業者(1社)も販売数は0件としていた。
- ・主材料については、レディメイドのラインナップに並んでいるもの、オーダーメイドで販売数があったもの、ともに「プラスチック」のみ回答があり、「ガラス」については回答がなかった。
- ・補装具としての実売価格の平均値が公定価格の 82,500 円を上回っている背景は不明。義眼は付属品などがない種目であり、本来正確に 82,500 円になるはずである。なお、平成 30 年度福祉行政報告例より、基準の補装具として(身体障害者・児、難病の合計)のオーダーメイドの義眼の1件当たり購入金額は 90,298 円であり、やはり 82,500 円を上回っている。

※ちなみにこの傾向は、レディメイドについても福祉行政報告例において認められる(公定価格 17,000 円に対し、福祉行政報告例における基準の補装具として(身体障害者・児、難病の合計)の1件当たり購入金額 89,506 円)。

●補装具費制度における義眼の取扱についてのご意見記入欄 (有効回答 2)

項目 1: 補装具のなかの義眼の仕様等(種類の規定、価格、耐用年数など)について、ご意見等ございましたら、ご記入ください。

【種類について】

- ・義眼の種類の規定について、オーダーメイド義眼とレディメイド義眼の2種類のどちらかで作製する上で、医師に記載していただく際に、義眼の種目についてオーダーメイド義眼なのか、コンタクト義眼なのかで認識が異なり、書類の訂正などに時間を費やす場合があります。弊社ではコンタクト義眼もオーダーメイド義眼も同額ということもあり、敢えて種目を増やす必要があるのかと思います。眼科医師も、義眼についてそこまで詳しく認識している方が少ないのと、書類に訂正がある場合、またその病院までご本人に足を運んでもらい、書き直してもらおう手間などを考えると、オーダーメイド義眼もしくはレディメイド義眼のどちらかで記入していただく方が間違いが少ないのではないかと感じております。
- ・以前は、個別に合わせて作る義眼を普通義眼と誤解されたことによる手続きの不備のため、利用者にご不便をかけることが時折ございました。2017年調査時にその旨お伝えし、名称の変更を希望しましたが、後にわかりやすく変更していただいたおかげで、現在ではそのようなケースもほぼ無くなりました。あらためてお礼申し上げます。

【耐用年数について】

- ・耐用年数について、義眼の場合「耐用年数が2年」と記載されていますが、多くの方の認識として「義眼は2年以上保たない、使えなくなる」といった認識をされている方がいます。その原因としては、「耐用」という言葉に問題があると考えます。義足が義手については「耐用」という言葉に違和感はありません。しかし、義眼の場合、定期的なメンテナンスやお手入れをしていただければ、半永久的に使えるものです。作り変えが必要になるタイミングとしては、義眼の入るスペースのサイズの変化が主で、その他に扱っている間に落として欠けたなどの破損や紛失によって作り変えることとなります。「耐用」という言葉よりも、「手続き・申請が可能な経過年数」、つまり以前手続きを行ってから2年経過すれば、再度新たな義眼製作の支給申請を行うことができるというような意味合いになる記載をしていただければ、より分かりやすいのではないかと思います。
- ・現在の耐用年数の2年は、使用実態に合った妥当な年数と考えますので、これを維持していただくよう希望します。

【価格について】

- ・価格については、2017年調査時に基準金額の増額を要望し、お認めいただきましたこと、まずお礼を申し上げます。ただし、増税に伴う材料費や固定費の上昇もあり、現在の基準金額でも補装具制度を利用される患者様からの利益確保は困難で、安定的な事業の継続のため、心苦しい限りではございますが、制度によらない利用者にその穴埋めをお願いしているというのが現状でございます。誠に厚かましいお願いではございますが、実売価格に見合った基準金額の増額を要望します。

項目2：その他ご意見等ございましたら、ご記入ください。

- ・利用者からの要望として、申請の簡略化を希望します。利用者の多くは高齢で、目も不自由なため、「毎回同じ手続きなのだから、もう少し簡単にならないか」との要望をよく聞きます。何度も利用されている方には、見積書のみで可とするといった簡略化はできないのでしょうか。
補装具費支給券、並びに委任状について、利用者が記入する欄（氏名、住所）を打ち込み済みにしていただけないでしょうか。義眼の利用者の中には全盲もしくはそれに近い方や、高齢で手先が不自由な方も少なくなく、お付き添いがいないため代筆をお願いすることもできず、その場で記入していただくことが極めて困難な場合がございます。一部の地域では、打ち込み済みになっているケースもあり、ぜひご検討のほどお願いいたします。

5-2. 特記すべき考慮点

●価格について

結論としては、今回の調査結果からは、価格変更が必要だという結論を十分に導き出せなかった。

価格変更の必要性が調査結果から示唆された面はあった。制度外販売価格の調査結果は、制度の公定価格との間に乖離が生じ、二重価格の状況が生じていることが明らかとなった。その背景として、「補装具制度における義眼の取扱についてのご意見記入欄」項目1の「価格について」の項にあるように、現在の基準金額では補装具制度を利用される患者からの利益確保は困難で、安定的な事業の継続のため制度によらない利用者によるその穴埋めをお願いしている、といった状況が示唆された。

仮に、今回価格について、現行価格と補装具費支給制度外での販売価格との間に乖離があった「オーダーメイド」について価格変更を前提とした場合の案を示すならば、下記のとおりである。

変更案 82,500円 → 106,362円

<前提>

- ・調査結果数値のうち、基礎とするのは複数回答があった「オーダーメイド（旧特殊義眼タイプ）」の平均値、131,000円とする。
- ・しかし、この数値（131,000円）をそのまま価格変更案数値とするのは問題がある。なぜなら、この数値は補装具費支給制度により、より低い公定価格で販売した部分（調査結果から平均で売上の50.8%）で生じた損失分が転嫁されている可能性が考えられるからである。実際の適正な価格は、制度外販売価格の調査結果数値131,000円と補装具としての公定価格82,500円の間にありと考えられる。
- ・仮に寡占的な価格のつり上げがなく、義眼製造・販売の限界費用と一致するところに義眼の平均価格（補装具としての販売価格と制度外販売価格の平均）が設定されているとすれば、それが適正な価格水準といえる。該当数値を算出すると106,362円となる。

$$\begin{aligned} & \text{補装具としての販売価格} \times \text{補装具としての販売が占める比率} \\ & + \text{補装具外での販売価格} \times \text{補装具外での販売が占める比率} \\ & = 82,500 \text{円} \times 50.8\% + 131,000 \text{円} \times (1-50.8\%) \\ & = \underline{106,362 \text{円}} \end{aligned}$$

※「補装具としての販売価格」では、調査結果の実売価格でなく、公定価格を使用。公定価格との乖離している根拠が不明のため。

ただし、下記の理由から、価格引き上げを行うにはさらに検討を要すると考えられる。

- ・回収数が少ないこと。そもそも製作している事業所数が限られていると思われ、発送数（4）自体が少ないが、価格の部分だけでいえば、有効回答数が2、有効回答率50%と必ずしも高いとは言えない。
- ・現オーダーメイドの部分の制度外販売価格の前回調査結果は単純平均110,000円であったのが、今回131,000円と上昇（+19.1%）した。「補装具制度における義眼の取扱についてのご意見記入欄」項目1の「価格について」の項であるように、増税に伴う材料費や固定費の上昇といった要因も多少考えられなくないものの、下記の観点からこの制度外販売価格上昇の合理性を十分説明できない。
 - ・消費増税分だけでは上昇分を説明できない。
 - ・そもそも、前回補装具としての価格を引き上げたことにより、そちらで生じていた損失は少なくとも軽減したはずである。この点から考えれば、制度外販売価格への損失分転嫁はより小さく抑えられるはずながら、今回の調査結果は却って価格が上昇している。

今後、補装具としての販売と、補装具費支給制度外での販売それぞれの状況を踏まえた収益構造のより詳細な検討が必要と考えられる。

●価格以外の部分について

【種類について】

・平成 30 年度に改正された義眼内の種類、レディメイド（平成 30 年度に旧「普通義眼」をレディメイドとした）、オーダーメイド（同じく「特殊義眼」と「コンタクト義眼」を合わせてオーダーメイドとした）の種別を改めて地方自治体・関連医療機関に周知する必要があるのではないかと。調査結果では、この種類の名称の改正により、「個別に合わせて作る義眼を普通義眼と誤解された」状況が解消したという指摘がある一方で、福祉行政報告例におけるレディメイドの平均販売価格は、オーダーメイドの公定価格に近い数値であり、自治体の窓口ではいまだにレディメイドとオーダーメイドが混同されて事務処理されている可能性が考えられる。また、調査結果（「補装具制度における義眼の取扱についてのご意見記入欄」項目 1 の「種類について」）からは、一部の医師が種類（レディメイド、オーダーメイドの 2 種類）について必ずしも認識できていない状況も示唆される。

【手続きについて】

・「補装具費制度における義眼の取扱についてのご意見記入欄」の項目 2 にあるように、補装具費支給申請事務手続きに関する簡略化にかかる意見があった。そのなかで、直接的には本省ではなく自治体の職掌範囲内と思われる事柄ながら、一部自治体では「補装具費支給券、並びに委任状について、利用者が記入する欄（氏名、住所）を打ち込み済み」であるとの情報があった。こうした、視覚障害等の点で申請者の負担を軽減するのに有用と思われる事例情報を自治体間で共有できないか。

6 眼鏡について

発送数 7 回収数 3（回収率 42.9%）

価格等について回収数 3、収支について回収数 1

※収支については回収数が 1 件しかなく平均値等の算出もできないため、割愛。

1. 結果

●利用者向け実販売価格について（本体） 有効回答 2 件

有効回答が 2 件あったものについてのみ下記に示す。

表 6-1 本体価格について

矯正	度数	消費課税	補装具価格 告示価格に対し、 ・消費税課税品については ×100 分の 110 ・消費税非課税品については ×100 分の 106 した金額 (単位：円)	回答数	回答より 令和 2 年度における利用者向け販売価格 平均値	
					基準の補装具として の実販売価格・ 単価 (単位：円)	同じ仕様のもので 補装具費制度によ らず利用者に供給 する場合の販売価 格・単価 (単位：円)
矯	6 D 未満	課	19,360	2	18,915	17,459

正 眼 鏡	6 D以上 1 0 D未満	税	22,220	2	24,476	24,646
	1 0 D以上 2 0 D未満		26,400	2	30,763	31,763
遮 光 眼 鏡	前掛け式	非 課 税	22,790	2	25,725	26,125
	掛けめがね式		31,800	2	23,339	24,017
	矯正機能付き 6 D未満		31,800	2	32,042	32,817
	矯正機能付き 6 D以上 1 0 D未満		31,800	2	43,895	52,250
	矯正機能付き 1 0 D以 上 2 0 D未満		31,800	2	48,400	38,500

・矯正眼鏡の 6D 未満、遮光眼鏡の掛けめがね式において回答の平均値が基準より安価であった。有効回答数が 2 件あった他の項目については、回答の平均値は基準より高価であった。

●製造業者の想定している利用者向け標準価格について（本体） 有効回答 1 件

この設問については有効回答が 1 件であったため、具体的な数値を挙げず、特記すべき傾向のみ記載する。

- ・矯正眼鏡レンズ、遮光眼鏡レンズとも、矯正機能で対応する矯正度数区分（D の数値の区分）が高いほど価格が高くなる。
- ・遮光眼鏡レンズについて、矯正機能がないもの 6 D 未満の矯正機能付きのものは同価格。

●利用者向け実販売価格について（修理） 有効回答3件

有効回答が2件以上あったものについてのみ下記に示す。

表6-2 修理価格について

	消費 課税	補装具価格 告示価格に対し、 ・消費税課税品に については ×100分の110 ・消費税非課税品 については ×100分の106 した金額 (単位：円)	回答より 令和2年度における利用者向け販売価格 基準の補装具としての実販売価格・単価 (単位：円)				
			回 答 数	平均値	最高値	最低値	
枠交換	回答上 課税扱い	8,800	3	13,145	20,000	9,534	
ズ 矯 交 換 正 用 レ ン ズ	課税	6D未満	5,610	3	7,333	12,100	4,400
		6D以上 10D未満	7,095	3	12,366	20,900	7,947
		10D以上	9,240	3	16,140	25,850	8,250
		遮光用レンズ交換	11,766	3	8,967	14,300	6,000
レ ン ズ 交 換 遮 光 矯 正 用	非課税	6D未満	11,766	3	6,757	8,171	5,500
		6D以上 10D未満	11,766	3	14,422	16,500	12,467
		10D以上	11,766	3	16,586	22,000	13,457
		遮光用レンズ交換	11,766	3	8,967	14,300	6,000

	消費 課税	補装具価格 告示価格に対し、 ・消費税課税品に については ×100分の110 ・消費税非課税品 については ×100分の106 した金額 (単位：円)	回答より 令和2年度における利用者向け販売価格 基準の補装具と同じ仕様のものを補装具費制度 によらず利用者に供給する場合の販売価格・単価 (単位：円)				
			回 答 数	平均値	最高値	最低値	
枠交換	回答上 課税扱い	8,800	3	15,207	22,000	9,900	
ズ 矯 交 換 正 用 レ ン ズ	課税	6D未満	5,610	3	8,387	12,100	5,500
		6D以上 10D未満	7,095	3	12,787	20,900	8,250
		10D以上	9,240	3	15,767	25,850	8,250
		遮光用レンズ交換	11,766	2	10,450	14,300	6,600
レ ン ズ 交 換 遮 光 矯 正 用	非課税	6D未満	11,766	3	6,367	7,000	5,500
		6D以上 10D未満	11,766	3	14,267	16,500	12,000
		10D以上	11,766	2	18,150	22,000	14,300
		遮光用レンズ交換	11,766	2	10,450	14,300	6,600

・枠交換については、基準の補装具としての実販売価格の最低値が9,534円（税抜8,667円）、補装具費制度によらず利用者に供給する場合の販売価格で9,900円（同9,000円）であった。

- ・矯正用レンズ交換、遮光矯正レンズ交換とも、いずれの回答においても、6D 未満の回答は、6D 以上 10D 未満ならびに 10D 以上より安価であった。また 6D 以上 10D 未満の回答は、いずれも 10D 以上と同額もしくはより安価であった。
- ・矯正用レンズ交換については、6D 未満、10D 以上の 2 区分において、現行基準より安い回答低い回答の双方があった。
- ・現行基準下では、遮光用レンズ交換、遮光矯正用レンズ交換は同金額（100 分の 106 倍の調整がされた金額ベースで 11,766 円）である。これに対し、回答における遮光用レンズ交換単価、遮光矯正用レンズ交換単価の関係はさまざまであった。すなわち、遮光用レンズ交換単価の回答は、遮光矯正用レンズ交換の 6D 未満より安価とするもの、同 6D 未満と同額とするもの、同 6D 以上 10D 未満ならびに 10D 以上と同額とするものがあった。

●補装具における眼鏡の取扱についての意見記入欄（有効回答 2）

【遮光眼鏡の矯正度数区分】

- ・遮光眼鏡の矯正度数付の度数区分の基準価格がすべて同一価格を区分ごとに基準価格を見直ししてほしい。
- ・遮光眼鏡においては屈折度数に関わらず金額が一定であるが、強度、最強度あたりになると主に厚みの問題から高屈折力レンズを希望される利用者が多く、また金額も高額となり利用者負担が増える傾向があり、屈折異常度に応じた段階的な金額設定が望ましいと考える。逆に、矯正眼鏡の 6D 未満と遮光眼鏡の掛眼鏡式（度なし）に関しては実勢価格の方が安価で、給付額を引き下げても良いのではないかと考える。

【視野障害について】

- ・現行の制度では視野障害のみでの視覚障害認定の場合は視力障害と異なり矯正が認められない状況です。たとえ視野障害であっても裸眼視力 0.1 の方や乱視のある方は矯正なしでは生活に困難は生じています。以前のように視野障害であっても矯正により QOL 向上が見込めるのであれば矯正を認めていただきたいです。

【その他】

- ・補装具申請時に眼科医による意見書など文書作成に係る費用が障害者の負担増になっていることがある
- ・矯正眼鏡において、世間では 40 歳以上の年代では累進屈折力レンズに代表されるいわゆる遠近両用メガネが一般的となってきており、補装具の給付規定に明記されることを望む。

6-2. 特記すべき考慮点

●価格について

結論としては、今回の調査結果からは、価格変更に必要な十分な根拠を得られなかった。ただし、今後、遮光眼鏡の矯正機能の有無や矯正度数区分に応じた価格設定をどうすべきか検討する必要がある。

・枠交換について

修理項目の当該項目の回答はばらつきが大きかったものの、いずれの回答も基準金額を上回った。現行基準は告示価格ベースで 8,000 円に対し、回答最低値は補装具費の制度での販売価格で 8,667 円（税抜換算）、制度によらない販売で 9,000 円（同）であった。なお、枠交換については、自由記述欄での特記等は特になかった。

ただし、上記の結果数値を考慮し、基準価格を引き上げるには、下記の点で問題が考えられる。枠交換の価格を引き上げるとなれば、矯正眼鏡、遮光眼鏡（前掛式を除く）、弱視眼鏡（掛けめがね式）など枠を用いているものにかかる購入基準も引き上げなければ整合性が取れない。しかしながら、今回の調査結果では、矯正眼鏡の 6D

未満、遮光眼鏡の掛けめがね式において回答の平均値が基準より安価であり、枠部分の価格引き上げを相殺するだけ、レンズ部分（それぞれ修理基準の、矯正用レンズ 6D 未満、遮光用レンズ交換に対応）の価格を現行基準より引き下げなければ価格のつじつまが合わない。これらのレンズ交換の価格については、今回の調査結果では基準より高い回答と低い回答に割れており、今まで得られている情報だけでは価格引き下げを支持しがたい。以上のことを考えると、枠交換の価格引き上げを行い、これと併せて枠を含む眼鏡の購入の価格引き上げを行うと、価格の整合性が取れなくなる可能性があると言える。

・遮光眼鏡・遮光矯正レンズ交換の度数区分に応じた価格の設定について

今後、遮光眼鏡・遮光矯正レンズ交換の度数区分に応じた価格設定について検討する必要があると考えられる。ただし、今回の結果では具体的な価格案を形成するのに十分な根拠数値を得るに至らなかった。

今回の調査では、遮光眼鏡・遮光矯正レンズ交換の双方に共通し、全回答（購入基準の遮光眼鏡の利用者向け標準価格もしくは実販売価格、修理基準の遮光矯正レンズ交換）で共通して、6D 未満の回答は、6D 以上 10D 未満ならびに 10D 以上より安価であり、また 6D 以上 10D 未満の回答は、10D 以上と同額もしくはより安価であった。さらに、遮光矯正レンズ交換では、6D 未満で全回答とも現行基準額より安価であり、6D 以上 10D 未満ならびに 10D 以上では高価であった。さらに、自由記述欄でも、遮光眼鏡の基準額を矯正度数区分に応じて変えることの要望がふれられており、供給関係者に課題として認識されていることが示唆された。

以上を鑑みると、遮光眼鏡においても矯正度数区分に応じて販売価格が変わることは確認できており、矯正眼鏡と同様に矯正度数区分に応じた価格を離れた設定を検討することは自然と思われる。ただし、それを行うには矯正機能のない遮光眼鏡との価格バランスを考慮する必要があるもののその点十分な根拠を得られなかった。具体的には、今回の調査結果では、修理基準における、遮光用レンズ交換単価、遮光矯正用レンズ交換単価の関係が回答によりまちまちであった。仮に、遮光眼鏡・遮光矯正眼鏡レンズ交換の価格を矯正度数区分に応じて変えるとして、果たして遮光用レンズ交換の価格を遮光矯正眼鏡レンズ交換の各種矯正度数区分のものとの関係において、どの水準に設定すればよいのかを現状では決めがたい。このことは引いては、遮光眼鏡掛けめがね式の価格設定にも支障をきたすこととなる。

今後、こうした点について状況を解明して、適切な価格設定について検討する必要があることが課題として明らかになった。

●価格以外について

・視野障害のみでの視覚障害認定の人の状況や矯正眼鏡における遠近両用メガネの状況などについて、指摘があった。

7 座位保持椅子等（座位保持椅子、頭部保持具、起立保持具、排便補助具）について

発送数 27

回収数 23 うち取り扱いが無いとの回答 7、なんらかの有効回答が含まれていたもの 16

（有効部分のみの実質回収率 $16 \div (27-7) = 80.0\%$ ）

価格についての調査票回収数 16

（うちなんらかの有効回答が含まれていたもの 15、製造・輸入事業者 8、利用者向け販売事業者 12、双方に含まれるもの 5）

収支についての調査回収数 14 そのうち有効回答 14

7-1. 座位保持椅子等調査と基準額の検討方法について

- 本調査の結果から、少なくとも回答の対象となった個々の補装具において、下記の状況が明らかとなった。
- ・補装具費制度外での販売がある場合、その販売価格と基準の補装具としての実販売価格が等しい事例がほとんどであること。
 - ・座位保持椅子、起立保持具について、基準額と大きく乖離した価格のものが「基準の補装具」として販売されている事例が非常に多いこと、また同じ構成と考えられるもの間で価格のばらつきが大きいこと
 - ・座位保持椅子の価格のばらつきが大きいことから、これと組み合わせての構成が前提となる頭部保持具の価格の推定が困難であること。
 - ・排便補助具については、そもそもの基準での購入件数が少ない（平成30年度福祉行政報告例によれば、同年度計21件）こともあってか、回答件数が1件であった。

以上のことから、他の種目で用いてきたような、補装具費支給制度外の実販売価格に基づく価格検討が困難であることが明らかになった。

本レポートでは上に挙げた状況について説明するとともに、代替的な価格検討方法として、頭部保持具、起立保持具、排便補助具については、平成30年度福祉行政報告例における基準の補装具の購入事例（身体障害児、難病の合計）から購入1件あたりの金額を算出し、これを参考として検討を行う。頭部保持具、起立保持具、排便補助具の3種目は、本体の価格設定が1パターンのみであり、他に加算項目や修理項目の設定もないため、福祉行政報告例から算出される購入1件あたり金額と基準額とを比較することが可能である。

7-2. 調査の結果

座位保持椅子（これと組み合わせて構成された頭部保持具等を含む）、起立保持具について基準の補装具としての実販売価格の回答状況を表7-1に示す（当該部分回答事業者数10。なお、個々の事業者が複数の機種について回答している場合があり、種別ごとの回答数は10を超える場合がある）。

表7-1 基準の補装具としての実販売価格（基準額、補装具費制度外での販売価格との比較）

種別	基準の補装具としての実販売価格				補装具費制度外での販売価格			備考	
	回答数	当該価格の基準額との比率			回答数				
		基準の補装具としての実販売価格が基準額を上回った件数	平均値	最低値	基準の補装具としての実販売価格との比較 同額	基準の補装具としての実販売額より高い額			
全体	22	16	173%	94%	15	14	1		
座位保持椅子	頭部保持具あり	17	12	149%	94%	12	12	0	
	うち、車載用のもの	13	8	127%	94%	11	11	0	
	うち、車載用でないもの	4	4	218%	210%	1	1	0	
	頭部保持具なし	5	4	255%	94%	3	2	1	
	うち、車載用のもの	3	2	122%	94%	1	0	1	
	うち、車載用でないもの	2	2	454%	449%	2	2	0	※1

起立保持具	10	10	933%	520%	8	8	0
-------	----	----	------	------	---	---	---

※1 排便補助具と組み合わせての構成事例を含む（希少事例と思われるが、この構成で間違いなことを回答者に確認済み）。

ここで、他の種目と比較して特徴的だったのは、下記の点である。

- ・基準の補装具としての実販売価格が、基準額を上回っていた事例が多かったこと（座位保持椅子で回答 22 件中該当 16 件、実販売額の基準額比平均 173%、起立保持具で回答 10 件中全件該当、同平均 520%）。座位保持椅子については、特に車載用でないものでさらに基準額を上回る度合いが強かった。
- ・補装具費制度外での販売価格が、基準の補装具としての実販売価格と同額であるケースが多い。座位保持椅子については、補装具費制度外での販売価格にかかる回答事例 15 件中 14 件、起立保持具については回答事例 10 件のすべてにおいてそうであった。これは、補装具費制度外での販売価格が補装具としての実販売価格と乖離していることの多かった他の種目と比較し特徴的であった。

基準の補装具としての実販売価格が、基準と乖離していることは卸単価・仕入単価からも示唆された。卸単価（回答 14 件）、仕入単価（回答 25 件）の基準額との比率の平均値は、それぞれ 784%、227%であった（なお、基準の補装具としての実販売価格との比率は、それぞれ、79.7%、66.8%とそこまで異常に高くはない）。

後述の自由記述での回答で差額自己負担に関する記載も見られるが、基準の補装具としての実販売価格が基準額を上回っているということは、そもそも、その仕様が、制度で基準として想定されたものと同等でないことも考えられる。また補装具費制度外の実販売価格の回答のほとんどは、基準の補装具としての実販売価格と同額であった。今回の一連のレポートでは、基準の補装具と同様の仕様のものの補装具費制度外販売価格が補装具の実販売価格と乖離している点に着目してきたが、座位保持椅子等の種目についてはそのような価格状況にないことが、調査の結果明らかになった。

これは、基準の示す用具の仕様が必ずしも明らかでないか、当初基準額設定時に想定したものと現状基準の補装具として補装具費の支給対象となっているものの実情と合っていない可能性を、数値面から示唆するものである。

●営業収益（売上）に占める座位保持椅子等の比率、収支について

営業収益（売上）に占める座位保持椅子等の比率（回答数 14 件）については、平均値で

座位保持椅子 9.3%

頭部保持具 0.2%

起立保持具 2.0%

排便補助具 0.7%

であった。多くの事業所ではその比率は小さかったものの、一部で座位保持椅子の比率が 50%以上であり、その採算が収支に大きく影響することが推察された。

売上高営業利益率の平均は 3.1%、同経常利益率の平均は 3.5%であった（回答 13 件）

●補装具費支給制度での歩行器の取扱についての意見記入欄

【価格について】

- ・弊社では補装具で主に車載用の座位保持椅子が販売されているが、扱っている製品および取り扱いのない

製品のほとんどの定価が、補装具の基準価格に、不足しているため ご利用者から不足分（差額）お願いしているので、価格の構成を他の種目から適応させてもらえるようにできるなどの対応可能にさせていただければ、もう少し利用者の負担が軽減されると思う。

- ・市場価格と支給額との乖離が激しく、差額が支払えずに制度利用できない実態がある。市場価格に見合う支給額を検討していただきたい。
- ・起立保持具について、ほぼ特例補装具の扱いとなり、地域によっては特例補装具だから認められないケースもある。市場実勢価格に見合う支給額を検討していただきたい。
- ・頭部保護帽の上限額をアップしてほしい。オーダーメイドになると金額が合わない。差額をもらっているがやむなしである。
- ・児童用のカーシートですが、頭部支持まで必要とする方には市場のカーシートの価格とあっていないため、差額が発生している。
- ・座位保持椅子は全て車載用（カーシート）の販売ですべて他社より仕入れ。全平均粗利率 21%。実質赤字品目です。
- ・起立保持具は***台販売、すべて基準外交付のため記載してませんが、約 36 万の売価に対して粗利 6 万円。仮合わせ等を含めると実質赤字です。尚、現行の制度は木材を基準としており、弊社では製作したことがありません。
- ・座位保持椅子、起立保持具、排便補助具は、当社の取り扱っている品目（オーダーフレーム含む）に関して制度の予算形態を合わない部分が多々ある為、特例枠の活用がメインとなっている。
- ・起立保持具は、特例以外はありえない。価格の見直しをしてほしい。
- ・座位保持椅子も仕入高騰の為、必ず差額を頂いています。
通常は良いのですが、生活保護の方からも徴収する必要があります。
- ・座位保持装置、車いすなどと比較して座位保持椅子、起立保持具は実態とかい離れた単価設定となっているが、長年改善されないままです。要望は多いのに事業者としては積極的に取り扱う品目にならず、他品目との抱き合わせで扱えるのが現状です。障害のある子供たちにとっては生活を充実し、成長発達を促し重度化を招かないためにも基本的には品目すべて必要だと思います。まず実態に合った単価に改善されることが必要と思います。
- ・現在の起立保持具の価格は 50 年前の製品をベースに考えられた価格であり、進歩した現在の起立保持具とは価格面で大きなギャップがある。起立保持具の有効性は判定医により充分認識されており、例えばある自治体では特例補装具として毎月数件処方されている。ただし、この特例の意味は、現制度では流通している起立保持具と価格面で乖離し過ぎているため特例扱いにしている、というのが実情である。また、他の自治体からも、どのような項目で支給すればよいか、といった質問が度々ある。これらの製品には座位

保持機能のオプションも多いことから、現在の座位保持装置の付属品基準額を加算できるようにすることが望まれる。

- ・座位保持椅子を車載用として申請する場合、給付額よりも製品価格が高額なため、ほとんどのケースが差額の手出しになってしまう。

【種目・基準の体系について】

- ・すべての品目の価格設定や内容が古いままで、今の時代に適合していない。
- ・「起立保持具」→「立位保持装置」として種目化してもらえることが希望です。
- ・「座位保持椅子」は価格を車載用の価格を基準額とし、頭部保持具と排便保持具、「入浴用」を加えてひとつの種目としてはいかがでしょうか？
- ・修理基準が必要です。
- ・修理項目を追加してほしい。修理の要否が福祉によりバラツキが大きい。
- ・「臥位保持具」を新設して頂きたいです。
- ・排泄の自立も人にとって大事な要素だが、それに対応（利用）できる品目や価格、体系が足りていない。
- ・カーシートを座位保持椅子と別の制度としてほしい。
カーシートは同じものを販売しても市町村ごとに計上できる見積金額（見積項目）が違う。
起立保持具については制度内で購入できる商品はほぼありません。弊社での販売のすべては特例補装具です。実情にあった金額に変更しないと制度として機能しないと思います。
- ・座位保持椅子の車載用加算については、重度障害児への適合と安全の確保のためには、座位保持装置に準じた価格や体系が必要。同様に、起立保持具についても座位保持装置に準じた価格や体系が必要。
- ・腹臥位装置の項目追加をお願いします。
- ・頭部保持具は、基本単独ではなく、座位保持椅子とセットなので、座位保持椅子の中に組み込んでほしい。

【その他】

- ・起立保持具は、申請の際、「特例補装具」か「座位保持装置」で申請しています。

7-3. 福祉行政報告例から推定される1件あたり金額の検討

上述のとおり、調査結果からは、補装具費支給制度外での販売価格に着目して価格設定をすることが、座位保持椅子等については現状のままでは困難であることが示唆された。

ここで、基準において種目内単一の価格設定がされている。頭部保持具。起立保持具。排便補助具について、平成30年度福祉行政例から算出される基準の補装具購入1件あたりの金額を参照したい。

表7-2 平成30年度購入1件あたり金額

	基準額 (円)	購入決定件数 (a)	購入金額総額 (b) (千円)	購入1件あたり金額 ※100分の106で 除算したもの (=b×1000÷a ÷(106÷100)) (円)
頭部保持具	7,100	459	4,188	8,608 (121%)
起立保持具	27,400	262	60,843	219,080 (800%)
排便補助具	10,000	21	703	31,581 (316%)

右端の「購入1件あたり金額」が算出された数値である。福祉行政報告例における購入金額総額を購入決定件数で割り、さらに基準額と比較可能になるよう100分の106で除算して算出している。また括弧内の数字は、基準額に対する比率を示している。

頭部保持具については、基準の補装具としての額が基準額比121%と高いものの極端に大きな乖離ではない。仮にこの水準まで基準額を引き上げれば、ある程度実態に対応できると考えられる。これに対し、起立保持具と排便補助具については、それぞれ基準額比800%、316%と基準額と実際の支給額との間に大きな乖離があることを示している。起立保持具については、表7-1に示した基準の補装具としての実販売価格の基準額比の平均値(933%)と比較的近い数値であり、同様の傾向を示したといえる。起立保持具と排便補助具については、仮にこの水準に価格を引き上げたとすれば価格格的なつじつまは合うかもしれないものの、しかしそもそもここまで価格が基準と乖離するという事は、基準での用具の仕様の想定が現状と合っていない、あるいは明確でない可能性がある。まずはその点を検討する必要があると考えられる。

7-4. 特記すべき考慮点

- ・頭部保持具の基準額を7,100円から8,610円(あるいは8,608円を端数処理した数値)に引き上げることが考えられる。
- ・令和6年度以降の改正に向け、これらの種目の基準で想定するものの仕様を、現況や利用者が得られる効果の必要性等を踏まえ検討し、今後明らかにしていく必要がある。

8 歩行器について

発送数 15

回収数 12 うち取り扱いが無いとの回答1、なんらかの有効回答が含まれていたもの11

(有効部分のみの実質回収率 $11 \div (15-1) = 78.6\%$)

価格についての調査票回収数 12

(うちなんらかの有効回答が含まれていたもの11、製造・輸入事業者9、利用者向け販売事業者6、双方に含まれるもの4)

8-1. 結果

●本体価格について

当該部分にかかる回答事業者数は5社であった。補装具費制度外での販売価格について2件以上の回答を得た種別についての結果を示す。

表8-1 補装具費制度外での販売価格と基準額：本体

種別	基準額 (単位： 円)	回答数		利用者向け販売価格	
		a) 基準の補装具としての実販売価格の回答が基準額の3倍未満の水準のもの	b) 基準の補装具としての実販売価格の回答が基準額の3倍以上の水準のもの	a) における回答 補装具費制度外での販売価格	
				平均値	最低値
802a 四輪型（腰掛つき）（胸郭支持具若しくは骨盤支持具つき）	39,600	0	2	-	-
803a 四輪型（腰掛なし）（胸郭支持具若しくは骨盤支持具つき）	100,600	1	1	基準額に近く、かつ基準額を超えない価格	
803b 四輪型（腰掛なし）（後方支持型）	60,600	2	0	60,064	59,528

本調査は、基準の補装具の価格に焦点を当てており、補装具費制度外での販売価格を問う設問でも対象は基準の補装具と同じ仕様のものとしている。しかしながら、併せて記入を求めた基準の補装具としての実販売価格の項で、基準額の3倍以上の回答が見られた（該当3件）。そこで、これを除いた集計を行ったところ、表8-1が示すとおり、2件以上有効回答があった種別においては基準額を上回る回答はなかった。

なお、卸単価（回答事業者数9。回答24件）・仕入単価（回答事業者数4。回答6件）の基準額に対する比率は、それぞれ230.0%、69.9%であった。ここで前者が極めて高い理由は基準額より高い販売価格を想定していると思われる機種を対象としたと思われる回答が多かったためである。なお、卸単価の利用者向け標準小売価格に対する比率は66.4%、仕入価格の基準の補装具としての実販売価格に対する比率は72.5%であり、大きな原価割れは確認されなかった。

●修理価格について

修理項目については、補装具費制度外での利用者向け販売価格の回答が2件以上見られた項目がなかった。一方、卸単価・仕入単価についても合わせてのべ5社回答記載があったなかで半数以上（3件以上）回答が得られたのは、「キャスター（大）交換」、「キャスター（小）交換」、「腰掛交換」の3項目であった。これらの項目の回答の平均値はいずれも基準額を下回っており、明確な原価割れは確認されなかった。

●営業収益（売上）に占める比率、収支について

営業収益（売上）に占める歩行器の比率については、回答中（有効回答6）最高値が6%であり、その次が3.6%と、それほど高い水準ではなかった。

なお該当事業者の歩行器以外を含めた事業全体の売上高営業利益率ならびに経常利益率の平均値はそれぞれ、4.4%、5.0%であった（それぞれ有効回答5）。

●補装具費支給制度での歩行器の取扱についての意見記入欄

【価格について】

- ・基準価格が実態と合わないので、流通する適正価格に引き上げていただきたい。
- ・現在の歩行器の価格は50年前の製品をベースに考えられた価格であり、進歩した現在の歩行器とは価格面で大きなギャップがある。歩行器の有効性は判定医により充分認識されており、例えばある自治体では特例補装具として毎月数件処方されている。ただし、この特例の意味は、現制度では流通している歩行器と価格面で乖離し過ぎているため特例扱いにしている、というのが実情である。また、他の自治体からも、どのような項目で支給すればよいか、といった質問が度々ある。これらの製品には座位保持機能のオプションも多いことから、現在の座位保持装置の付属品基準額を加算できるようにすることが望まれる。
- ・様々なタイプの歩行器が市場に存在する中で、基準化されているタイプが少ない。また、金額も乖離している。完成用部品のような枠組みがあってもよいのではないかと思う。
- ・製品化した歩行器「***機種名***」を製造、卸販売しておりますが、小児用で障害像も中度から重度な方が中心であるため姿勢保持機能や各部の角度可変機構が欠かせません。よって、歩行器の基準額で収めることが難しく、それ相当の価格となっております。自社の営業エリアでも販売しておりますが、やはり基準額を越えますので、意思が必要性を認められたら特例申請となります。***前出とは別の機種名***や形式の変わっていないトラディショナルな歩行器などを除き、他社様の製品、輸入品も含め、実勢価格と基準額との乖離を感じています。制度の見直しや調査をご検討いただければと存じます。

【その他】

- ・歩行器は、特例補装具で申請することも多い。

8-2. 特記すべき考慮点

●価格変更について

- ・本体・修理項目とも価格は積極的に価格変更を行う根拠は得られなかった。

●基準の内容について

- ・今後の課題として、基準の想定するものの仕様を再検討する必要があるのかもしれない。高額な機種などをすべて基準内に収める必要は必ずしもないものの、基準の想定仕様外なのか明確ではなく基準額の妥当性を考える際の制約となっている面がある。本調査の回答でも、「基準の補装具」としての設問に補装具としての実販売価格、補装具制度外での販売価格とも基準額を大きく上回る（基準額の3倍以上の水準）回答がいくつか見られた。これに関連して、自由記述欄に見られるように、基準の内容が現状に合っていないとの指摘も見られた。

9 歩行補助つえについて

発送数 14

回収数 10 うち取り扱いが無いとの回答3、なんらかの有効回答が含まれていたもの6

(有効部分のみの実質回収率 $6 \div (14-3) = 54.5\%$)

価格についての調査票回収数7

(うちなんらかの有効回答が含まれていたもの5、製造・輸入事業者2、利用者向け販売事業者4、双方に含まれるもの1)

収支についての調査回収数7 そのうち有効回答6

9-1. 結果

●本体について

本体の販売価格については、4事業者から回答があった。各種別について、補装具費制度外での販売価格の回答が2件以上あったものについて、表9-1に平均値・最低値等を示す。

表9-1 補装具費制度外での利用者向け販売価格と基準額

種別	基準額	回答数	利用者向け販売					備考
			補装具費制度外での販売価格 回答を100分の106で除算 (単位:円)		修正提案価格			
			平均値	最低値	(単位:円)	現行基準との差額 (単位:円)	同左 差率	
松葉づえ(木製) B伸縮型	3,300	2	3,491	3,113				
松葉づえ(軽金属製) B伸縮型	4,500	3	5,148	4,500				
ロフストランド・クラッチ	8,000	3	8,733	8,679	8,680	+680	+8.5%	基準の補装具としての販売価格についての回答でも、9,200円(100分の106で除算して8,679円)との回答が複数事業者よりあり。うち1件は制度外販売価格の回答数3件とは別のもの。
多点杖	6,600	2	6,368	6,132				
プラットホーム杖	24,000	2	22,642	22,642				

ロフストランド・クラッチ

補装具費制度外での販売価格の最低値が基準額を超えているものとしては、ロフストランド・クラッチがあった。これは当該項目の回答数が3件あったほか、別回答の基準の補装具としての実販売価格でも基準額を超える数値(補装具費制度外での販売価格の最低値と同額)が記載されていた。また補装具費制度外での販売価格・基準の補装具としての実販売価格を通じて、現行基準額以上の回答があった対象機種は複数製品(2つのメーカーの計2製品)にわたっていた。当該回答の絶対数は必ずしも多くないものの、本設問回答事業者4社のうち3社までが、

このロフストランド・クラッチの補装具費制度外の販売価格もしくは基準の補装具としての実販売価格の少なくとも1つについて基準額を超える価格を回答していた。また残る1社はロフストランド・クラッチについて制度外での販売は行っておらず、基準の補装具としては基準額で販売しているとの回答をしていたものの、後述の自由記述欄においてロフストランド・クラッチの価格が市場価格に合っていないことを回答していた。つまり、当該設問の回答事業者の4社すべてから当該項目の基準額と市場価格の乖離を示す何らかの回答を得たことになる。以上の結果から、当該基準を8,000円から8,680円(補装具費制度外の販売価格の最低値を端数処理した値)に引き上げ検討の必要性があると考えられる。

カナディアン・クラッチ

カナディアン・クラッチについては、回答数が1件と極めて少なかったため表9-1には含めていない。しかしながら、カナディアン・クラッチは、上述のロフストランド・クラッチとともに現行基準で8,000円と同額が設定されている。

カナディアン・クラッチがロフストランド・クラッチと比較してもものとしての類似性が高いとみなせる場合、カナディアン・クラッチの基準額をロフストランド・クラッチと同額に設定することが妥当と考えられる。それは、下記の理由による。

本調査におけるカナディアン・クラッチの補装具費制度外の販売価格の回答は1件だけだったものの、その数値は表9-1におけるロフストランド・クラッチにおける同価格の最低値(8,679円)とほぼ同額であった(ともに回答値を100分の106で除算した後の値。カナディアン・クラッチの数値のほうがわずかに高いものの、ほぼ同額)。以上のことから、カナディアン・クラッチの調査結果は件数が少ないものの、その回答値は基準額をロフストランド・クラッチと同水準まで引き上げることと整合的と言える。

その他

なお、表9-1のいずれの種別についても補装具費制度外の販売価格の回答値(100分の106で除算しない値)について基準額以上の値が1つ以上含まれていることから、価格の引き下げはおこなわない。

なお、回答による卸単価(回答事業者数2)、仕入単価(同4社)が基準額に占める割合は、それぞれ61.8%、57.1%であった。

●修理項目について

修理項目のうち「脇当交換」については補装具費制度外での販売価格の回答が2件、卸単価・仕入単価に関する回答が計2件あった。卸単価・仕入単価のうち1件は基準額を超える数値ではあったが、価格の引き上げ材料となるような回答はそれ1件のみであったことと、回答数が少ないことを考慮し、価格は据え置きとする。

●収支について

営業収益(売上)に占める該当事業の比率が小さく、事業者全体の収支に大きな影響は与えないと考えられる(製造・輸入事業者で最大1.2%、利用者向け販売事業者で最大0.1%)。

●補装具費支給制度での歩行補助つえの取扱についての意見記入欄

【価格について】

- ・ロフストランドクラッチの価格が市場価格にあっていない。(公費基準が安い)

【その他】

- ・セブクラッチが必要な利用者様に対して品物の種類があまりなくて金額も高いので セブクラッチの項目があるといいと思います。
- ・歩行器 4 輪型で前輪を自在車輪と限定しないで欲しい。安価で使える商品の枠が広がる。
- ・歩行器の種類が増えどこまでが歩行器でどこからが歩行車やシルバーカーがわかりにくくなってきており非課税の歩行器も少なくなっているのももう少し対象を広げてほしい。

9-2. 提案

●本体価格について

- ・ロフストランド・クラッチの基準額を、8,000 円から 8,680 円（補装具費制度外の販売価格の最低値を端数処理した値）に引き上げることが考えられる（表 9-1）。ただし、提案の根拠となった回答事業者数は 4 社とその絶対数は必ずしも多くはない。
- ・なおカナディアン・クラッチがロフストランド・クラッチと比較してもものとしての類似性が高いとみなせる場合、カナディアン・クラッチの基準額をロフストランド・クラッチと同額に設定することが考えられる。

●修理価格について

- ・価格を変更する積極的な根拠は得られなかった。

10 重度障害者用意思伝達装置について

販売事業者向け調査 発送数 38 返送数 21 うち有効回答 3

(実質的な回収率 15.0%)

=有効回答数 ÷ (発送数 - 該当種目の取扱がないことを確認できた数)

= 3 ÷ (38 - (21 - 3))

※前回までの方法を踏襲し、日本車椅子シーティング協会会員中 38 社に発送、21 社から返送。うち 3 社について当該種目の取扱ありとの回答であった。

(別途、井村保氏が実施したもの)

製造事業者向け調査 発送数 11 返送・有効回答数 11

※重度障害者用意思伝達装置 15 機種（うち基準相当 14 機種）のメーカー 11 社を対象に令和元年に実施。

10-1. 結果

●本体の販売価格について（販売事業者向け調査より。有効回答者数 2、回答数 3）

- ・2 機種について計 3 件の回答を得た。

該当機種はいずれも、「文字等操作入力方式。ソフトウェアが組み込まれた専用機器であること。(通信機能が付加されたもの)」に相当。

仕入原価率は 74~76%

うち 1 機種については、補装具費支給制度外での販売実績があった。その際の販売価格は基準の補装具としての販売価格と等しかった。

表 10-1 利用者向け販売価格

種別	基準額	回答数	仕入単価 (単位：円)	基準の補装具としての実販売価格 100 分の 106 で除した値 (単位：円)	同じ型番のものを補装具費制度によらず供給する場合の販売価格 100 分の 106 で除した値 (単位：円)
			平均値	平均値・最低値	実数
文字等走査入力方式ソフトウェアが組み込まれた専用機器であること。(通信機能が付加されたもの)	機種 A	450,000	358,333	450,000	450,000 ※この部分回答 1 件
	機種 B	450,000			450,000

販売店調査の結果の部分では、本体の基準額変更については、基準の補装具の実販売価格に比べ、制度外での販売価格が上回るということはなく（制度外での供給での販売価格の回答は 1 件のみながら）、積極的にその必要性等を支持する材料は確認されなかった。

●本体の原価について（製造事業者向け調査より。有効回答数 5）

・回答結果から推定される原価販売価格比（※）は、自社開発ソフトウェアが含まれるか否かにより傾向が異なっていた。

※ここで原価としては、下記を合算した数値である。

- ・筐体仕入原価（OS 取得費用を含む）
- ・各種本体付属品仕入原価
- ・機能部分（意思伝達ソフトウェア）入手費用
- ・組み上げ・確認に要する作業費相当額（工賃）

なお、販売前・販売時・販売後の関連対応費用については、利用者請求をしない場合を含め算入していない。

以下「原価販売価格比」という言葉を用いるが、これは上で述べた原価を「利用者向け販売価格」で除算したものである。通常製造事業者についてのこの種の評価を行う場合、原価率として、卸価格に対する原価の比率を指すと思われる。しかしながら、本調査で原価と卸価格の両方の回答のあった機種が 4 機種にとどまったため、便宜上このように取り扱う。

表 10-2 原価販売価格比について（1）：原価にかかる回答状況

機種の価格帯	回答機種数 (a)	うち原価回答数 (b)	うち原価が利用者向け販売価格の 8 割以上のものの数 (c)	a に占める c の比率	備考

450,000 円	8	3	2	25%	<p>原価にかかる回答のあった 3 機種全体での原価販売価格比の平均は 93.2%である。つまり 3 機種の原価の平均値は利用者向け販売価格を超えてはいない。</p> <p>ただし、原価が利用者向け販売価格の 8 割を超えた 2 件の原価販売価格比は平均 108.8%と極めて高く、うち 1 件は 100%を大きく超えていた（原価が販売価格を超えていた）。またこの 2 機種については卸価格の回答があり、ともに原価は卸価格を超えていた。</p> <p>上記 2 件は自社開発機能部分（ソフト）の原価比率が極めて高かった（当該部分を除いた原価販売価格比は 2 機種平均 32.2%）。</p> <p>他に 2 件原価の一部だけの回答あり。</p>
198,000 円	2	0	0	0%	
150,000 円以下	4	2	2	50%	<p>原価が利用者向け価格の 8 割を超えた 2 件とも基準の最安項目における基準額 143,000 円未満の価格設定。</p> <p>2 機種のうち 1 件は原価が販売価格を超えていた。またこの 2 機種については卸価格の回答があり、ともに原価は卸価格を超えていた。</p>
計	14	5	4	50%	

自社開発ソフトウェアが含まれるもの（4 機種）については、原価販売価格比は 88%～122%。このうち、自社開発ソフトウェアの入手費用の意思伝達装置価格に対する構成比が、3 機種について 7 割以上と大きな比率を占めていた。

一方、自社開発ソフトウェアが含まれないもの（1 機種）については、原価販売価格比は上記より低めであった。

なお、これらのうち筐体として PC を使用するものの該当部分価格は、30,000～98,500 円であった。

・原価にかかる回答があったものについて、原価販売価格比が高い機種があり、中には原価が販売価格を超えたり（2 機種）、卸価格を超えている（4 機種）ものがあつた。原価が高いものについては、そのハードウェアの費用のような限界費用（製品 1 台供給を増加させるごとに追加的に生じる費用）というより、自社開発ソフトウェアの費用のような固定費的側面が強いものが高い割合を占めていた。なお、使用 PC の費用等についてはほどほどのものが使用されていると思われる。

表 10-3 原価販売価格比について（2）：全体的な原価販売価格比の状況

	回答のあった機種数	原価販売価格比推定値の 平均値	備考
原価販売価格比 （組み上げ・確認に要する 作業費等含む）	5	95.5%	
機能部分（ソフト）を除いた 原価の販売価格比	4	44.4%	※ソフトウェア単体のものは除いた。

自社開発ソフトウェアの費用をどう評価するかという面はあるが、個別の採算性についてはさらなる情報収集とそれを踏まえた価格妥当性の検討が必要である。

製造業者向け調査の部分からも、本体の基準額変更について考えると、下記の理由からその必要を十分に認めることは難しく、またその変更案を支持する根拠数値は認められなかった。以下、表 10-2 に基づいて述べ

る。

- ・回答を得られた機種の中なかで、原価に関する回答率が低く、基準額変更の積極的な材料とするには必ずしも十分とは言えなかった。

45万円クラス（該当8機種）

一部で原価的に厳しいと思われる機種は確認されたものの、原価にかかる回答率が低かった。

原価にかかる回答を得られたのは3機種のみ。原価販売価格比の平均は93.2%である。つまり3機種の原価の平均値は利用者向け販売価格を超えてはいない。3機種のうち原価的に厳しい（仮の基準として原価販売価格比8割以上）のは2機種。この2機種については原価が卸単価を超えており、製造事業者の採算は厳しいと考えられる。しかしながら、原価の回答(3)の中なかでは過半数の採算が厳しいとはいえ、回答の絶対数は2であり、さらに同クラス(8機種)の25%しか該当を確認できない。

198,000円クラス（該当2機種）

原価に関する回答なし。

15万円以下クラス（該当4機種）

2機種で原価販売価格比が高く(8割以上)、またともに原価が卸価格を超えていた。しかしながら、それらについては基準額で定められた価格上限より低く価格設定(10万円未満)がされており、基準が引き上げられなくても製造事業者がもし妥当と判断するなら自己判断で値上げすることは可能と思われる。

- ・上述の45万円クラスで原価的に厳しいと思われる2機種について、原価の大きな部分を自社開発機能部分(ソフト)が占めている。仮に数が出た場合、供給時に必要な追加費用はある程度限られる、もしくは下がっていくことが考えられる。ソフトの部分の原価販売価格比に占める大きさと合わせて考慮すると、仮にこうした原価を基に基準額案を考えるにしても今後の状況で原価が変わることが推測され、もう少し精査が必要。

●修理価格について（販売事業者向け調査より。有効回答者数3）

- ・補装具としての販売価格については2社より回答があった。

※回答事業者数が少なく、かつ必ずしも自明的でない数値を含むため、集計表は付さず提案に直結する状況のみ下記で述べる。

A社は16項目中10項目に記入があり、うち5項目は基準額での回答、他の5項目は基準額の69~90%の数値での回答であった。B社は6項目について基準額での回答であった。

- ・補装具費制度外での販売価格については、B社は発売実績なしとしており、残る2社で価格の記載があった。A社は10項目について基準額×100分の106の数値に対し、81~134%の数値での回答で、いずれの項目についても補装具としての販売価格より高い数値であった。C社は「制度価格に基づいた金額を頂くこととしています。」として、全16項目について補装具費の基準額との同額の回答であった。
- ・仕入単価については、A社、B社より回答があり、補装具としての販売価格に対する比率としてそれぞれの社内での平均が75~81%であった（各修理項目の仕入単価の補装具としての販売価格に対する比率をそれぞれの社内での平均値を算出）。ただし、「圧電素子式入力装置（スイッチ）交換」（基準額38,000円。100分の106を掛けた値で40,280円）については、B社で仕入単価が補装具としての販売価格を上回っていた。同社からは「空気圧式入力装置（スイッチ）交換」については回答がなかったものの、これら両項目とも事実上共通する1製品しか存在しないということであり、「空気圧式入力装置（スイッチ）交換」についても同じ状況だと言える。ただし、これら項目についてA社では、仕入単価は補装具としての販売価格を超えていない。
- ・A社での回答では補装具費制度外での販売価格が基準額より高かったり安かったりしたものの、他方C社では補装具費制度外でも基準額での販売をしており、これだけでは価格変更を積極的に提起するには当たらない。

・ただし、「圧電素子式入力装置（スイッチ）交換」、「空気圧式入力装置（スイッチ）交換」については、価格変更を検討する必要性がある。これは下記の理由による。

- 両項目に該当する製品が事実上単一製品であり、その販売価格が 40,000 円（本体価格）である（これに対し、対応する基準額は 38,000 円）。
- 該当項目について補装具費制度外での販売価格の回答は C 社で基準額 38,000 円だったものの、A 社では 44,000 円の回答であった（金額から、おそらく消費課税時の金額か。仮にそう仮定すると本体価格ベースで 40,000 円）。
- B 社において、同項目の補装具としての仕入単価が基準額に 100 分の 106 を掛けた額は 40,280 円を上回っていた（ただし A 社ではそうではない）。

基準額の候補としては 40,000 円が考えられる。

●販売関連対応・メンテナンス対応について（製造事業者向け調査より。回答数 14（基準補装具用製品部分））

製造事業者として、販売前および販売時対応、販売後対応（アフターフォロー）を行っているか、その際利用者に費用の請求をおこなうかなどを問うた。作業内容としては、下記を想定している。

販売前および販売時対応

- ・事前デモ
- ・判定立ち合い
- ・訪問設置
- ・初期設定変更
- ・その他

販売後対応（アフターフォロー）

- ・設定変更
- ・故障確認・修理（オンサイト）
- ・故障確認・修理（センドバック）
- ・その他

その結果、下記のことがわかった。

表 10-4 販売関連対応・メンテナンス対応について
（該当する機種の数）

		なんらかの対応あり			対応なし	販売事業者により異なる	不明
		原則無償	有償	有償・無償不明			
販売前および販売時対応	製造事業者	4	3	2	4	1	0
	販売事業者	3	1	2	2	5	1
販売後対応（アフターフォロー）	製造事業者	5	5	1	2	1	0
	販売事業者	2	2	1	3	5	1

- ・基準補装具用の重度障害者用意思伝達装置 14 機種のうち、9 機種で製造事業者が販売前および販売時対応、販売後対応（アフターフォロー）のうち少なくともいずれかについて対応をする。別の 1 機種については、販売店との調整により対応する場合がある。
- ・製造事業者による販売前および販売時対応のうち「その他」を除く事項について、少なくとも 3 機種で利用者が費用負担を求められることがある（0~80,000 円）。
- ・製造事業者による販売後対応（アフターフォロー）のうち「その他」を除く事項について、少なくとも 5 機種で利用者が費用負担を求められることがある（3,000~80,000 円、あるいは実費）。
- ・なお、販売店の対応については、つぎのようであった。販売前および販売時対応については、6 機種で基本的

に対応（うち1機種で利用者に請求あり）、5機種で販売事業者によっては対応。販売後対応（アフターフォロー）については、5機種で基本的に対応（うち2機種で利用者に請求あり）、5機種で販売事業者によっては対応。

●販売店の取扱事業のうち重度障害者用意思伝達装置の占める割合（販売店向け調査より。回答数3）

- ・営業収益（売上）に占める重度障害者用意思伝達装置の占める割合は、0~3%と各社とも低い水準であった。

●補装具費制度における重度障害者用意思伝達装置の取扱についての意見記入欄（販売店向け調査より。回答数3）

【販売店の取り扱い状況について】

・意思伝達装置について当県では弊社しか提供する事業者が存在しなくなっていました。初期の段階では何社か取り扱いがあったが徐々に撤退していきました。理由として考えられることは、① 手間がかかる割には利益が少ない。② 故障した際の対応がとても大変である。（日常的に意思伝達装置に依存しているので、故障した時の影響が大きく支援者が困り果てる）③ 意思伝達装置以外の設定も求められるケースがある。（意思伝達装置に付属する環境制御装置の設定（テレビのリモコン等））④ 意思伝達装置はパーソナルコンピューターであり、支援者にある程度パソコンの知識がなければ、何か異常があると直ぐに会社に連絡があり対応せざるを得ない。（アフターサービスについて有償と無償が非常にあいまいになりがちである。）などがあげられる

・利用者様より希望があれば取り扱いを致しますが、近年弊社では取り扱っていないため仕入れ価格等金額がわからないため未入力にさせていただきました。

【販売店の採算について】

・身体の状態の変化にすぐに対応できるように交付の段階で2種類のスイッチを同時に認めてもらえるようになると利用者様にとってすごくいいと思う（現状認められるのは1種類で、状態の変化によりスイッチを交換する場合、新たにDrの意見書が必要になるので許可がでてお渡しするまでに時間がかかる）

10-2. 特記すべき考慮点

●現行の基準の項目について

- ・購入基準については価格を変更する積極的な根拠は十分には得られなかった。
- ・修理基準については、「圧電素子式入力装置（スイッチ）交換」、「空気圧式入力装置（スイッチ）交換」について現行基準額38,000円を40,000円とすることが検討対象として考えられた（100分の106を掛けたあとの数値で42,400円、単体として扱われるなど消費課税時44,000円）。

●販売関連対応・メンテナンスについて

- ・製造事業者・販売事業者により販売前および販売時対応、販売後対応（アフターフォロー）がおこなわれている機種があり、その費用は事業者が負担する場合、利用者が負担する場合が入り混じっていると考えられる。自由記述回答の件数が少ないため明確なことは言えないものの、こうした対応が事業者の負担になっている可能性があり、またそれが販売事業者の減少に関連している可能性が考えられる。将来的には、こうしたサービ

スの費用を制度のなかでどう扱うのか検討することも必要かもしれない。

F. 健康危険情報

(なし)

G. 研究発表

(なし)

H. 知的財産権の出願・登録状況(予定を含む)

(なし)

補装具製作・販売費用実態調査
調査票E：収支について

国立障害者リハビリテーションセンター研究所
我澤 賢之、山崎伸也

※本研究は、厚生労働行政推進調査事業費補助金 障害者対策総合研究事業「補装具費支給制度における種目の構造と基準額設定に関する調査研究」(研究代表者 山崎伸也)を受け行っております。

●事業所名・所在地・ご回答担当者様等について

貴事業所ならびにご回答いただく担当者様についてご記入下さい。

事業所の所在する都道府県名についてご記入下さい。	
ご回答事業者様事業所名	
担当者様ご氏名	
担当者様電話番号	
担当者様メールアドレス (メールご使用の場合)	

事業所の収支と総売上における補装具売上の比率について、おうかがいします。
 ※補装具価格の設定水準がどの程度収支等に影響を及ぼしているかの分析に使用します。
 ※記入いただくことが可能な項目のみ、ご回答ください。

●1. 収支について

収支：令和2年11月1日時点での直前の会計年度についてご記入ください。

費用		収益	
営業費用	<input type="text"/> 千円	営業収益	<input type="text"/> 千円
(うち販売費及び一般管理費 <input type="text"/> 千円)			
営業外費用	<input type="text"/> 千円	営業外収益	<input type="text"/> 千円
経常費用	- 千円	経常収益	- 千円
営業利益	- 千円		
営業外利益	- 千円		
経常利益	- 千円		

売上高比	
営業費用	- %
販売費及び一般管理	- %
営業利益	- %
営業外利益	- %
経常利益	- %

●2. 営業収益(売上)に占める補装具(製造・修理)等売上の割合

	(販売店への卸販売 が占める比率)	(利用者への販売が占める比率)	
		a 補装具費制度による販売	b 補装具費制度外での販売(自費、他制度など)
視覚障害者安全つえ	<input type="text"/> %	<input type="text"/> %	<input type="text"/> %
義眼	<input type="text"/> %	<input type="text"/> %	<input type="text"/> %
眼鏡	<input type="text"/> %	<input type="text"/> %	<input type="text"/> %
補聴器	<input type="text"/> %	<input type="text"/> %	<input type="text"/> %
車椅子	<input type="text"/> %	<input type="text"/> %	<input type="text"/> %
電動車椅子	<input type="text"/> %	<input type="text"/> %	<input type="text"/> %
座位保持椅子	<input type="text"/> %	<input type="text"/> %	<input type="text"/> %
起立保持具	<input type="text"/> %	<input type="text"/> %	<input type="text"/> %
頭部保持具	<input type="text"/> %	<input type="text"/> %	<input type="text"/> %
排便補助具	<input type="text"/> %	<input type="text"/> %	<input type="text"/> %
歩行器	<input type="text"/> %	<input type="text"/> %	<input type="text"/> %
歩行補助つえ	<input type="text"/> %	<input type="text"/> %	<input type="text"/> %
重度障害者用意思伝達装置	<input type="text"/> %	<input type="text"/> %	<input type="text"/> %
営業収益全体に占める割合 小計	- %	- %	- %
営業収益全体に占める割合 合計	- %		

補装具製作・販売費用実態調査
調査票 F O 1 : 車椅子について

国立障害者リハビリテーションセンター
我澤 賢之、山崎伸也

※本研究は、厚生労働行政推進調査事業費補助金 障害者対策総合研究事業「補装具費支給制度における種目の構造と基準額設定に関する調査研究」（研究代表者 山崎伸也）を受け行っております。

●事業所名・所在地・ご回答担当者様等について

貴事業所ならびに担当者様についてご記入下さい。

事業所の所在する都道府県名についてご記入下さい。	
ご回答事業者様事業所名	
担当者様ご氏名	
担当者様電話番号	
担当者様メールアドレス	

補装具としての車椅子の取扱の有無について、
下記のうち該当する項目に○、該当しない項目に×をお書きください。

製作または輸入の取扱がある。

販売の取扱がある。

修理の取扱がある。

※1つ以上に○がある場合 → 以下の設問にお答え下さい。

※すべて×である場合 → ご回答いただく箇所はここまでです。ご協力ありがとうございます。
お手数ですが、eメールにてご返送ください。

宛先: pri-hosougu@rehab.go.jp

本調査票ですが、下記のように構成されております。

シートの名称	説明
シート ご回答者様について	ご回答者様の情報についてご記入をお願いします。
シート 調査票の構成	このシートです(ご記入は不要です)
シート 1-1 自社製造 障害者総合支援法における基準の補装具として規定される仕様の車椅子(自社製造製品)の価格等について	障害者総合支援法による 補装具の車椅子(購入項目) を製造されている場合、 ご回答をお願いします。 ・各行毎に一つの機種となっています。該当機種毎に種別(補装具としての車椅子の種別)、本体に付随する構造、本体のみの構成(基本構造・本体に付随する構造のみ)での卸価格等を記入してください
シート 1-2 輸入 障害者総合支援法における基準の補装具として規定される仕様の車椅子(輸入製品)の価格等について	障害者総合支援法による 補装具の車椅子(購入項目) を輸入されている場合、 ご回答をお願いします。 ・各行毎に一つの機種となっています。該当機種毎に種別(補装具としての車椅子の種別)、本体に付随する構造、本体のみの構成(基本構造・本体に付随する構造のみ)での卸価格等を記入してください
シート 1-3 利用者向け販売 障害者総合支援法における基準の補装具として規定される仕様の車椅子の利用者向け販売について	障害者総合支援法による 補装具の車椅子(購入項目) の利用者向け販売をされている場合、 ご回答をお願いします。 自社製造・輸入をされている事業所で利用者向け販売も行っている事業所は こちらもご回答ください。 ・各行毎に一つの機種となっています。該当機種毎に種別(補装具としての車椅子の種別)、本体に付随する構造、本体のみの構成(基本構造・本体に付随する構造のみ)での各種価格等を記入してください
シート 1-4 修理	障害者総合支援法による 補装具の車椅子の修理基準項目 にかかる 製作・修理・販売の取扱のある場合、ご回答をお願いします。 ・該当項目の各種価格等を記入してください。
シート 1-5 修理項目の整合性	車椅子と電動車椅子の両種目の修理基準で同じ名前のもが含まれている項目等について、その内容が同一かどうか等を記入してください。
シート 1-6 その他	補装具における車椅子の取扱について、ご意見等ございましたらご記入ください(本設問は自由記入形式となっております)。
シート 種別番号(車椅子)	補装具費支給制度による車椅子の分類をコード化した一覧表です。設問1-1~1-3で「種別」欄をご記入の際、ご参照ください。(このシート自体ご記入不要です)
シート 基本構造以外	「車椅子」基本構造以外の構造及び部品一覧をコード化した一覧表です。設問1-1~1-3で「基本構造以外の構造」欄をご記入の際、ご参照ください。(このシート自体はご記入不要です)

貴事業所において総合支援法による補装具用車椅子の修理項目に係る製造・輸入・販売のいずれかを取り扱っておられましたら、ご回答をお願いします。

1-4 車椅子修理基準調査票

項目	製造・輸入事業者		利用者向け販売事業者			
	卸単価 (円)	仕入単価 (円)	(参考)補装具修理 項目単価(円) 告示に記載されて いる価格 (基準額)	告示記載 の100分 の106の 価格	基準の補 装具とし ての実販 売価格・ 単価(円)	補装具費 制度によ らない場 合の販売 単価(円)
1			4,090	4,335		
2			10,000	10,600		
3			19,080	20,225		
4			30,000	31,800		
5			45,000	47,700		
6			30,000	31,800		
7			31,300	33,178		
8			10,000	10,600		
9			25,750	27,295		
10			7,460	7,908		
11			1,920	2,035		
12			8,860	9,392		
13			10,190	10,801		
14			10,330	10,950		
15			5,830	6,180		
16			3,830	4,060		
17			3,700	3,922		
18			15,090	15,995		
19			12,080	12,805		
20			7,180	7,611		
21			8,100	8,586		
22			4,620	4,897		
23			4,600	4,876		
24			9,010	9,551		
25			3,310	3,509		
26			7,050	7,473		
27			6,060	6,424		
28			6,200	6,572		
29			3,610	3,827		
30			3,610	3,827		
31			2,700	2,862		
32			5,780	6,127		
33			7,450	7,897		
34			10,290	10,907		
35			6,790	7,197		
36			3,780	4,007		
37			4,160	4,410		
38			1,500	1,590		
39			1,500	1,590		
40			27,080	28,705		
41			8,750	9,275		
42			10,000	10,600		
43			16,970	17,988		
44			6,800	7,208		
45			15,800	16,748		
46			8,400	8,904		
47			22,100	23,426		
48			10,700	11,342		
49			8,500	9,010		
50			3,200	3,392		
51			22,180	23,511		
52			9,100	9,646		
53			8,000	8,480		
54			7,970	8,448		
55			1,630	1,728		
56			430	456		
57			670	710		
58			5,240	5,554		
59			8,740	9,264		
60			4,470	4,738		
61			8,820	9,349		
62			8,000	8,480		
63			5,800	6,148		
64			7,500	7,950		
65			5,500	5,830		
66			16,120	17,087		
67			5,000	5,300		
68			6,820	7,229		
69			4,270	4,526		
70			4,190	4,441		
71			5,930	6,286		
72			2,450	2,597		
73			4,300	4,558		
74			10,900	11,554		
75			4,100	4,346		
76			17,900	18,974		
77			6,100	6,466		
78			7,000	7,420		
79			16,000	16,960		
80			3,000	3,180		
81			6,050	6,413		
82			3,750	3,975		
83			8,670	9,190		
84			30,000	31,800		
85			13,000	13,780		
86			25,000	26,500		
87			10,190	10,801		
88			10,430	11,056		
89			2,500	2,650		
90			10,000	10,600		
91			15,000	15,900		
92			1,800	1,908		
93			15,000	15,900		
94			4,290	4,547		
95			5,040	5,342		
96			7,840	8,310		
97			3,000	3,180		
98			12,000	12,720		
99			34,720	36,803		
100			56,020	59,381		
101			25,000	26,500		

1-5 車椅子と電動車椅子の修理項目の整合性

車椅子と電動車椅子の修理項目のうち、同一名称が付されているものなどで同一物と思われるものに関連してご回答ください。

※一部の事業所様には本調査票と併せて「調査票F02:電動車椅子について」をお送りしております。この1-5の設問と同じ設問がそちらの調査票にもございます(シート「2-5 修理項目の整合性」)。全く同内容の設問となりますので、そちらをご記入いただけます場合、こちらの1-5については記入不要です。

該当物が両種目間で同一と考えられる項目には「○」、異なると考えられるものには「×」をプルダウンメニューから選択してください。

連番	修理項目名	同一か否か
1	バックサポート交換	
2	延長バックサポート交換	
3	バックサポートパイプ交換	
4	張り調整式バックサポート交換	
5	跳ね上げ式アームサポート交換	
6	フットサポート交換	
7	フットサポート交換 / 前後調整の構造を有する場合	
8	ヘッドサポートベース(マルチタイプ)交換	
9	座奥行き調整(スライド式)部品交換	
10	サイドガード交換	
11	タイヤ交換	
12	転倒防止装置(キャスター付き折りたたみ式)交換	
13	栄養パック取り付け用ガードル架交換	
14	点滴ポール交換	
15	日よけ(雨よけ)部品交換	
16	痰吸引器搭載台交換	

その他、両種目間で同一と思われる項目等ございましたら、ご記入ください。

1-6 補装具制度における車椅子の取扱いについてのご意見記入欄

補装具における車椅子の取扱いについて、ご意見等ございましたらご記入ください。

お忙しいなか調査回答にご協力いただきまして、ありがとうございました。

種別番号について

種別番号	種目	名称	基本構造	基準額 (オーダーメイド又はモジュラータイプ) (円)	基準額 (レディーメイド) (円)
101	車椅子	普通型	折りたたみ式で大車輪が後方にあるもの。 JIS T 9201-1998 又は JIS T 9201-2006 による。	100,000	75,000
102	車椅子	リクライニング式普通型	背もたれの角度を変えることができるもの。その他は普通型と同じ。	120,000	90,000
103	車椅子	ティルト式普通型	座席と背もたれが一定の角度を維持した状態で角度を変えることができるもの。	148,000	111,000
104	車椅子	リクライニング・ティルト式普通型	背もたれの角度を変えることができ、座席と背もたれが一定の角度を維持した状態で角度を変えることができるもの。	173,000	129,750
105	車椅子	手動リフト式普通型	座席の高さを変えることができるもの。その他は普通型と同じ。	232,000	174,000
106	車椅子	前方大車輪型	折りたたみ式で前方に大車輪のあるもの。	100,000	75,000
107	車椅子	リクライニング式前方大車輪型	背もたれの角度を変えることができるもの。その他は前方大車輪型と同じ。	120,000	90,000
108	車椅子	片手駆動型	折りたたみ式で片側にハンドリムを二重に装着して、片麻痺患者が使用できるもの。	117,000	87,750
109	車椅子	リクライニング式片手駆動型	背もたれの角度を変えることができるもの。その他は片手駆動型と同じ。	133,600	100,200
110	車椅子	レバー駆動型	レバー1本で駆動操舵ができ、片麻痺患者が使用できるもの。	160,500	120,375
111	車椅子	手押し型 A (大車輪のあるもの)	原則として介助者が押して駆動するもの。(折りたたみ式、非折りたたみ式) A 大車輪のあるもの	82,700	62,025
112	車椅子	手押し型 B (小車輪だけのもの)	原則として介助者が押して駆動するもの。(折りたたみ式、非折りたたみ式) B 小車輪だけのもの	81,000	60,750
113	車椅子	リクライニング式手押し型	背もたれの角度を変えることができるもの。その他は手押し型Aと同じ。	114,000	85,500
114	車椅子	ティルト式手押し型	座席と背もたれが一定の角度を維持した状態で角度を変えることができるもの。その他は手押し型Aと同じ。	128,000	96,000
115	車椅子	リクライニング・ティルト式手押し型	背もたれの角度を変えることができ、座席と背もたれが一定の角度を維持した状態で角度を変えることができるもの。その他は手押し型Aと同じ。	153,000	114,750

「車椅子」基本構造以外の構造及び部品一覧

部位等	該当する修理項目	番号
背もたれ	背クッション交換	A1
	張り調整式バックサポート交換	A2
	高さ調整式バックサポート交換	A3
	背折れ機構部品交換	A4
	背座間角度調整部品交換	A5
座面	座張り調整部品交換	B1
	座奥行き調整(スライド式)部品交換	B2
	座板交換	B3
	座席昇降ハンドルユニット交換	B4
	座席昇降チェーン交換	B5
	座席昇降メカユニット交換	B6
頭部	枕(オーター)交換	C1
	枕(レディメイド)交換	C2
	ヘッドサポートベース(マルチタイプ)交換	C3
足部	レッグサポート交換	D1
	脱着式レッグサポート交換	D2
	挙上式レッグサポート(パッド形状)交換	D3
	開閉挙上式レッグサポート(パッド形状)交換	D4
	開閉・脱着式レッグサポート交換	D5
	フットサポート交換への前後調整構造の追加	D6
	フットサポート交換への角度調整構造の追加	D7
	フットサポート交換への左右調整構造の追加	D8
アームレスト	高さ角度調整式アームサポート交換	E1
	高さ調整式アームサポート(段階調整式)交換	E2
	角度調整式アームサポート交換	E3
	跳ね上げ式アームサポート交換	E4
	脱着式アームサポート交換	E5
車輪・キャスター	滑り止めハンドリム交換	F1
	ノブ付きハンドリム交換	F2
	屋外用キャスター(エア一式等)交換	F3
	車軸位置調整部品交換	F4
	大車輪脱着ハブ交換	F5
	ノーパンクタイヤ交換	F6
	スポークカバー交換	F7
	泥よけ交換	F8
	6輪構造部品交換	F9
その他	キャリパーブレーキ交換	G1
	フットブレーキ(介助者用)交換	G2
	リフレクタ(反射器-夜光材)交換	G3
	リフレクタ(反射器-夜光反射板)交換	G4
	シートベルト交換	G5
	テーブル交換	G6
	ステッキホルダー(杖たて)交換	G7
	転倒防止装置交換	G8
	転倒防止装置(キャスター付き折りたたみ式)交換	G9
	携帯用会話補助装置搭載台交換	G10
	酸素ボンベ固定装置交換	G11
	人工呼吸器搭載台交換	G12
	栄養パック取り付け用ガードル架交換	G13
	点滴ポール交換	G14
	ティルト用ガスダンパー交換	G15
	ガスダンパー交換	G16
	幅止め交換	G17
	高さ調整式手押しハンドル交換	G18
	車載時固定用フック交換	G19
	日よけ(雨よけ)部品交換(※日よけ・雨よけ双方の機能を併せ持つもの)	G20
	痰吸引器搭載台交換	G21

**補装具製作・販売費用実態調査
調査票 F02：電動車椅子について**

国立障害者リハビリテーションセンター
我澤 賢之、山崎伸也

※本研究は、厚生労働行政推進調査事業費補助金 障害者対策総合研究事業「補装具費支給制度における種目の構造と基準額設定に関する調査研究」（研究代表者 山崎伸也）を受け行っております。

●事業所名・所在地・ご回答担当者様等について

貴事業所ならびに担当者様についてご記入下さい。

事業所の所在する都道府県名についてご記入下さい。	
ご回答事業者様事業所名	
担当者様ご氏名	
担当者様電話番号	
担当者様メールアドレス	

補装具としての電動車椅子の取扱の有無について、
下記のうち該当する項目に○、該当しない項目に×をお書きください。

製作または輸入の取扱がある。

販売の取扱がある。

修理の取扱がある。

※1つ以上に○がある場合 → 以下の設問にお答え下さい。

※すべて×である場合 → ご回答いただく箇所はここまでです。ご協力ありがとうございます。
お手数ですが、eメールにてご返送ください。

宛先: pri-hosougu@rehab.go.jp

本調査票ですが、下記のように構成されております。

シートの名称	説明
シート ご回答者様について	ご回答者様の情報についてご記入をお願いします。
シート 調査票の構成	このシートです(ご記入は不要です)
シート 2-1 自社製造 障害者総合支援法における基準の補装具として規定される仕様の電動車椅子(自社製造製品)の価格等について	障害者総合支援法による補装具の電動車椅子(購入項目)を製造されている場合、ご回答をお願いします。 ・各行毎に一つの機種となっています。該当機種毎に種別(補装具としての電動車椅子の種別)、品名・型式、本体に付随する構造、本体のみの構成(基本構造・本体に付随する構造のみ)での卸価格等を記入してください
シート 2-2 輸入 障害者総合支援法における基準の補装具として規定される仕様の電動車椅子(輸入製品)の価格等について	障害者総合支援法による補装具の電動車椅子(購入項目)を輸入されている場合、ご回答をお願いします。 ・各行毎に一つの機種となっています。該当機種毎に種別(補装具としての電動車椅子の種別)、品名・型式、本体に付随する構造、本体のみの構成(基本構造・本体に付随する構造のみ)での卸価格等を記入してください
シート 2-3 利用者向け販売 障害者総合支援法における基準の補装具として規定される仕様の電動車椅子の利用者向け販売について	障害者総合支援法による補装具の 電動車椅子(購入項目)の利用者向け販売をされている場合、ご回答をお願いします。 自社製造・輸入をされている事業所で利用者向け販売も行っている事業所はこちらもご回答ください。 ・該当項目の価格等を記入してください。
シート 2-4 修理	障害者総合支援法による補装具の 電動車椅子の修理基準項目にかかる製作・修理・販売の取扱のある場合、ご回答をお願いします。 ・該当項目の価各種格等を記入してください。
シート 2-5 修理項目の整合性	車椅子と電動車椅子の両種目の修理基準で同じ名前のものが含まれている項目等について、その内容が同一かどうか等を記入してください。
シート 2-6 その他	補装具における電動車椅子の取扱について、ご意見等ございましたらご記入ください(本設問は自由記入形式となっております)。
シート 種別番号(電動車椅子)	補装具費支給制度による電動車椅子の分類をコード化した一覧表です。設問2-1~2-3で「種別」欄をご記入の際、ご参照ください。(このシート自体ご記入不要です)
シート 基本構造以外	「電動車椅子」基本構造以外の構造及び部品一覧をコード化した一覧表です。設問2-1~2-3で「基本構造以外の構造」欄をご記入の際、ご参照ください。(このシート自体はご記入不要です)

貴事業所において給食支援法による補装具用電動車椅子の修理項目に係る製造・輸入・販売のいずれかを取り扱っておられましたら、ご回答をお願いします。

2-4. 修理

項目	製造・輸入 事業者	利用者向け販売事業者	
		卸単価 (円)	仕入単価 (円)
1 コントローラー交換		84,300	89,358
2 コントローラー部品交換		9,500	10,070
3 電動リフトコントローラー交換		40,600	43,036
4 電動リフトコントローラー部品交換		10,200	10,812
5 電動リフトコントローラー交換		94,500	100,170
6 電動リフトコントローラー部品交換		10,200	10,812
7 操作制御部交換		24,300	25,758
8 操作制御部部品交換		5,800	6,148
9 電動リフト操作制御部交換		30,500	32,330
10 電動リフト操作制御部部品交換		5,100	5,406
11 電動リフト制御部交換		30,500	32,330
12 電動リフト制御部部品交換		5,100	5,406
13 電動リフト自動停止制御部交換		15,200	16,112
14 電動リフト自動停止制御部部品交換		5,100	5,406
15 電動リフト自動停止部品交換		15,200	16,112
16 電動リフト自動停止制御部部品交換		5,100	5,406
17 ハーネス及びリリー交換		9,000	9,540
18 ハーネス及びリリー部品交換		3,400	3,604
19 電動リフトハーネス交換		15,200	16,112
20 電動リフトハーネス部品交換		15,200	16,112
21 モーター交換		28,500	30,210
22 モーター部品交換		7,200	7,632
23 電動リフトモーター交換		17,000	18,020
24 電動リフトモーター部品交換		60,900	64,554
25 電動リフトモーター部品交換		9,100	9,586
26 電動リフトモーター部品交換		17,000	18,020
27 電動リフトモーター部品交換		8,100	8,586
28 ギヤボックス交換		45,100	47,806
29 ギヤボックス部品交換		9,700	10,282
30 電動リフトモーター部品交換		53,300	56,498
31 電動リフトモーター部品交換		22,200	23,532
32 電動リフトモーター部品交換		53,300	56,498
33 電動リフトモーター部品交換		22,200	23,532
34 電動又は電磁式ブレーキ(簡易型用を除く)交換		17,400	18,444
35 電動又は電磁式ブレーキ(簡易型用に限る)交換		12,500	13,250
36 手動ブレーキ交換		12,200	12,932
37 電動ブレーキ部品交換		7,200	7,632
38 クラッチ交換		8,600	9,116
39 フレーム交換		38,300	40,598
40 フレーム部品交換		8,900	9,434
41 シートフレーム交換		15,100	16,016
42 シートフレーム部品交換		6,400	6,784
43 電動リフトシートフレーム交換		81,200	86,072
44 電動リフトメインフレーム交換		101,500	107,590
45 電動リフトメインフレーム部品交換		81,200	86,072
46 バックサポートバンプ交換		8,800	9,328
47 延長バックサポート交換		9,300	9,858
48 棒(ブレード)交換		10,330	10,950
49 棒(ブレード)部品交換		5,165	5,475
50 折り畳み式バックサポート交換		15,080	15,885
51 ヘッドサポートベース(マルチタイプ)交換		16,950	17,967
52 折り畳み式ヘッドサポート交換		3,310	3,506
53 紐ねじり式ヘッドサポート交換		4,680	4,961
54 アームサポート幅調節部品交換		3,610	3,827
55 アームサポート延長部品交換		3,610	3,827
56 アームサポートクッション交換		4,150	4,366
57 アームサポートクッション交換		3,450	3,657
58 サイドガード交換		5,000	5,300
59 バックサポート交換		6,900	7,314
60 フットサポート交換		7,500	7,850
61 フットサポート交換		11,500	12,190
62 フットサポート交換(前後調整の構造を有する場合)の差額		1,500	1,590
63 フットサポート交換(再度調整の構造を有する場合)の差額		1,500	1,590
64 フットサポート交換(再度調整の構造を有する場合)の差額		1,500	1,590
65 フットサポート部品交換		5,200	5,512
66 開閉・着脱式レッグサポート交換		6,790	7,197
67 キヤスタ交換		9,600	10,176
68 キヤスタ部品交換		3,800	4,134
69 フロントホイール交換		4,300	4,558
70 リヤホイール交換		5,200	5,512
71 タイヤ交換		8,100	8,586
72 ノーバンクタイヤ(前輪)交換		5,000	5,300
73 ノーバンクタイヤ(前輪)交換(購入後後付けの場合)		17,400	18,444
74 ノーバンクタイヤ(後輪)交換		5,000	5,300
75 ノーバンクタイヤ(後輪)交換(購入後後付けの場合)		19,300	19,998
76 リヤシャフト交換		6,700	7,102
77 電動リフトシャフト交換		50,800	53,848
78 電動リフトシャフト交換		58,000	61,480
79 電動リフトシャフト交換		50,800	53,848
80 電動リフトチェーンアジャスター交換		25,400	26,924
81 簡易型電動装置交換		157,500	166,950
82 簡易型電動装置交換(アシスト式)		212,500	225,750
83 簡易型電動装置交換(ACサーボモーター式)		177,500	188,150
84 簡易型電動装置交換(アシスト式+ACサーボモーター式)		232,500	246,450
85 簡易型ホイール交換		27,700	29,362
86 簡易型ホイール交換(アシスト式)		33,700	35,722
87 簡易型ホイール部品交換		3,930	4,166
88 簡易型右側駆動装置部品交換		114,850	121,741
89 簡易型右側駆動装置部品交換(アシスト式)		136,750	144,955
90 簡易型右側駆動装置部品交換(ACサーボモーター式)		124,850	132,341
91 簡易型右側駆動装置部品交換(アシスト式+ACサーボモーター)		146,750	155,535
92 簡易型左側駆動装置部品交換		84,850	89,941
93 簡易型左側駆動装置部品交換(アシスト式)		124,750	132,235
94 簡易型左側駆動装置部品交換(ACサーボモーター式)		94,850	100,541
95 簡易型左側駆動装置部品交換(アシスト式+ACサーボモーター)		134,750	142,835
96 簡易型駆動装置部品交換		23,400	24,604
97 バッテリー交換		25,800	27,348
98 バッテリー交換(密閉型)		29,900	30,526
99 バッテリー(マイコン内蔵型ニッケル水素電池)交換		31,000	32,860
100 バッテリー(マイコン内蔵型ニッケル水素電池)交換		54,000	57,240
101 バッテリー(リチウムイオン電池)交換		124,400	131,884
102 バッテリー部品交換		2,300	2,438
103 内蔵充電器交換		47,600	50,458
104 外部充電器交換		20,000	21,200
105 外部充電器交換(簡易型)		25,000	26,500
106 充電器部品交換		11,800	12,508
107 オイル又はグリス交換		2,700	2,862
108 ステッキホルダー(杖たて)交換		3,000	3,180
109 転倒防止装置交換		3,750	3,975
110 転倒防止装置(キヤスタ付き折りたたみ式)交換		7,740	8,204
111 クライマーセット(段差乗り越え補助装置)交換		18,000	19,080
112 フロントサブホイール(滑・脱輪防止装置)交換		11,200	11,872
113 換気扇交換		30,000	31,800
114 換気扇部品交換		13,000	13,780
115 人工呼吸器搭載台交換		25,000	26,500
116 安着バック墊り付け用カートル交換		9,000	9,540
117 点滅モール交換		9,000	9,540
118 音響関係部品交換		8,100	8,586
119 座席調整機構(スライド式)部品交換		12,080	12,805
120 電動スイングチェンコントロール式交換		213,000	225,780
(以下上記の「パーツ」)			
121 ハウジングチェンアーム交換		68,250	72,345
122 チェン操作ボックス交換		15,250	16,165
123 セレクター交換		88,000	93,280
124 遊星モーター交換		52,000	55,120
125 調節スイッチ・取付金具交換		20,000	21,200
126 電動スイングチェンコントロール式交換		35,000	37,100
(以下上記の「パーツ」)			
127 電動スイングチェンアーム交換		19,750	20,835
128 チェン操作ボックス交換		15,250	16,165
129 電動スイングアーム交換		10,000	10,600
130 多様なコントロール(非常停止スイッチボックス)交換		20,000	21,200
131 多様なコントロール(非常停止スイッチボックス)交換(購入後後付けの場合)		48,000	50,880
132 多様なコントロール(4方向スイッチボックス)交換		30,000	31,800
133 多様なコントロール(4方向スイッチボックス)交換		30,000	31,800
134 多様なコントロール(8方向スイッチボックス)交換		50,000	53,000
135 多様なコントロール(8方向スイッチボード)交換		50,000	53,000
136 多様なコントロール(小型ジョイスティックボックス)交換		40,000	42,400
137 多様なコントロール(ジョイスティック)交換		88,000	93,280
138 多様なコントロール(足用ボックス)交換		40,000	42,400
139 簡易1人方式交換		90,000	95,400
140 延長式スイッチ交換		1,000	1,060
141 レバー(各種形状(小ノブ、球ノブ、こけしレバ)交換		3,350	3,551
142 レバー(各種形状(小ノブ、球ノブ、こけしレバ)交換(購入後後付けの場合)		5,000	5,300
143 レバー(各種形状(小ノブ、十字ノブ、ペンの部、太長ノブ、T字ノブ、棒ノブ)交換		3,860	4,092
144 レバー(各種形状(小ノブ、十字ノブ、ペンの部、太長ノブ、T字ノブ、棒ノブ)交換(購入後後付けの場合)		6,840	7,250
145 高度調整式ジョイスティック交換		10,000	10,600
146 高度調整式ジョイスティック交換(購入後後付けの場合)		15,000	15,900
147 ジョイスティックのバネ変更部品交換		7,500	7,950
148 ジョイスティックのバネ変更部品交換(購入後後付けの場合)		8,000	8,480
149 新種バッテリー交換		51,000	54,060
150 車載時固定用フック交換		3,000	3,180
151 日よけ(雨よけ)部品交換		6,000	6,360
152 フリフタ(反射鏡・遮光材)交換		430	456
153 フリフタ(反射鏡・遮光材)交換		670	710
154 シートベルト交換		4,300	4,558
155 チェーン交換		10,800	11,554
156 成長対応部品交換		56,020	59,381
157 電動リフトモーター部品交換		35,000	37,100
158 吸引器搭載台交換		25,000	26,500

2-5 車椅子と電動車椅子の修理項目の整合性

車椅子と電動車椅子の修理項目のうち、同一名称が付されているものなどで同一物と思われるものに関連してご回答ください。

該当物が両種目間で同一と考えられる項目には「○」、異なると考えられるものには「×」をプルダウンメニューから選択してください。

連番	修理項目名	同一か否か
1	バックサポート交換	
2	延長バックサポート交換	
3	バックサポートパイプ交換	
4	張り調整式バックサポート交換	
5	跳ね上げ式アームサポート交換	
6	フットサポート交換	
7	フットサポート交換 / 前後調整の構造を有する場合	
8	ヘッドサポートベース(マルチタイプ)交換	
9	座奥行き調整(スライド式)部品交換	
10	サイドガード交換	
11	タイヤ交換	
12	転倒防止装置(キャスター付き折りたたみ式)交換	
13	栄養パック取り付け用ガートル架交換	
14	点滴ポール交換	
15	日よけ(雨よけ)部品交換	
16	痰吸引器搭載台交換	

その他、両種目間で同一と思われる項目等ございましたら、ご記入ください。

2-6 補装具制度における電動車椅子の取扱いについてのご意見記入欄

補装具における電動車椅子の取扱いについて、ご意見等ございましたらご記入ください。

お忙しいなか調査回答にご協力いただきまして、ありがとうございました。

種別番号について

種別番号	種目	名称	基本構造	基準額 (円)
201a	電動 車椅子	普通型(4.5km/h) ジョイスティック型	JIS T 9203-1999 又は JIS T 9203-1999 による。	314,000
201b	電動 車椅子	普通型(4.5km/h) ハンドル型	JIS T 9203-1999 又は JIS T 9203-1999 による。	314,000
202a	電動 車椅子	普通型(6.0km/h) ジョイスティック型	JIS T 9203-1999 又は JIS T 9203-1999 による。	329,000
202b	電動 車椅子	普通型(6.0km/h) ハンドル型	JIS T 9203-1999 又は JIS T 9203-1999 による。	329,000
203	電動 車椅子	簡易型 A 切替式	車椅子に電動駆動装置や制御装置を取り付けた簡便なもの(電動力走行・手動力走行を切り替え可能なもの)。 その他は車椅子の普通型に準じる(車椅子普通型:原則として折りたたみ式で大車輪が後方にあるもの。JIS T 9201-1998 又は JIS T 9201-2006によ	157,500
204	電動 車椅子	簡易型 B アシスト式	車椅子に電動駆動装置や制御装置を取り付けた簡便なもの(電動力走行・手動力走行を切り替え可能なもの)。 その他は車椅子の普通型に準じる(車椅子普通型:原則として折りたたみ式で大車輪が後方にあるもの。JIS T 9201-1998 又は JIS T 9201-2006によ	212,500
205	電動 車椅子	リクライニング式 普通型	背もたれの角度を変えることができるもの。その他は普通型と同じ。	343,500
206	電動 車椅子	電動リクライニン グ式普通型	電気で背もたれの角度を変えることができるもの。その他は普通型と同じ。	440,000
207	電動 車椅子	電動リフト式普通 型	電気で座席の高さを変えることができるもの。その他は普通型と同じ。	701,400
208	電動 車椅子	電動ティルト式 普通型	電気で座席と背もたれが一定の角度を維持した状態で角度を変えることができるもの。その他は普通型と同じ	580,000
209	電動 車椅子	電動リクライニン グ・ティルト式普通 型	電気で背もたれの角度を変えることができ、電気で座席と背もたれが一定の角度を維持した状態で角度を変えることができるもの。	982,000

「電動車椅子」基本構造以外の構造及び部品一覧

部位等	該当する項目	番号
電動車いす特有	外部充電器	Z1
	外部充電器(簡易型)	Z2
	電動スイングチンコントロール式	Z3
	パワースイングチンアーム	Z4
	チン操作ボックス	Z5
	(以下(上記の)パーツ)	
	セレクター	Z6
	液晶モニター	Z7
	頭部スイッチ・取付金具	Z8
	手動スイングチンコントロール式	Z9
	手動スイングチンアーム	Z10
	チン操作ボックス	Z11
	(以下(上記の)パーツ)	
	手動スイングアーム	Z12
	多様なカントローラ(非常停止スイッチボックス)	Z13
	多様なカントローラ(4方向スイッチボックス)	Z14
	多様なカントローラ(4方向スイッチボード)	Z15
	多様なカントローラ(8方向スイッチボックス)	Z16
	多様なカントローラ(8方向スイッチボード)	Z17
	多様なカントローラ(小型ジョイスティックボックス)	Z18
	多様なカントローラ(フォースセンサ)	Z19
	多様なカントローラ(足用ボックス)	Z20
	簡易1入カー式	Z21
	延長式スイッチ	Z22
	レバーノブ各種形状(小ノブ、球ノブ、こけしノブ)	Z23
	レバーノブ各種形状(Uノブ、十字ノブ、ペンの部、太長ノブ、T字ノブ、極小ノブ)	Z24
	感度調整式ジョイスティック	Z25
	ジョイスティックのパネ圧変更部品	Z26
無段階速度調整	Z27	
ACサーボモーター	Z28	
背もたれ	延長バックサポート	EA1
	張り調整式バックサポート	EA2
	背座間角度調整部品	EA3
	高さ調整式バックサポート	EA4
	背折れ機構部品	EA5
	背クッション	EA6
座面	座奥行き調整(スライド式)部品	EB1
	座席昇降ハンドルユニット	EB2
	座席昇降チェーン	EB3
	座席昇降メカユニット	EB4
	座張り調整部品	EB5
頭部	枕(オーダー)	EC1
	枕(レディメイド)	EC2
	ヘッドサポートベース(マルチタイプ)	EC3
足部	フットサポート(前後調整の構造を有する場合)の差額	ED1
	フットサポート(角度調整の構造を有する場合)の差額	ED2
	フットサポート(左右調整の構造を有する場合)の差額	ED3
	開閉・着脱式レッグサポート	ED4
	レッグサポート	ED5
	脱着式レッグサポート	ED6
	拳上式レッグサポート(パッド形状)	ED7
	開閉拳上式レッグサポート(パッド形状)	ED8
アームレスト	高さ調整式アームサポート	EE1
	跳ね上げ式アームサポート	EE2
	高さ調整式アームサポート(段階調整式)	EE3
	角度調整式アームサポート	EE4
	脱着式アームサポート	EE5
車輪・キャスター	ノーパンクタイヤ(前輪)	EF1
	ノーパンクタイヤ(後輪)	EF2
	クライマーセット(段差乗り越え補助装置)	EF3
	フロントサブホイール(溝・脱輪防止装置)	EF4
その他	ステッキホルダー(杖たて)	EG1
	転倒防止装置	EG2
	転倒防止装置(キャスター付き折りたたみ式)	EG3
	携帯用会話補助装置搭載台	EG4
	酸素ボンベ固定装置	EG5
	人工呼吸器搭載台	EG6
	栄養バック取り付け用ガートル架	EG7
	点滴ポール	EG8
	車載時固定用フック	EG9
	日よけ(雨よけ)部品	EG10
	リフレクタ(反射器-夜光材)	EG11
	リフレクタ(反射器-夜光反射材)	EG12
	シートベルト	EG13
	テーブル	EG14
	手動リクライニング装置	EG15
	痰吸引器搭載台	EG16

補装具製作・販売費用実態調査
調査票F03：補聴器調査票について

国立障害者リハビリテーションセンター研究所
我澤 賢之、山崎伸也

※本研究は、厚生労働行政推進調査事業費補助金 障害者対策総合研究事業「補装具費支給制度における種目の構造と基準額設定に関する調査研究」(研究代表者 山崎伸也)を受け行っております。

●事業所名・所在地・ご回答担当者様等について

貴事業所ならびに担当者様についてご記入下さい。

事業所の所在する都道府県名についてご記入下さい。	
ご回答事業者様事業所名	
担当者様ご氏名	
担当者様電話番号	
担当者様メールアドレス	

補装具としての補聴器の取扱の有無について、
下記のうち該当する項目に○、該当しない項目に×をお書きください。

販売の取扱がある。

修理の取扱がある。

※1つ以上に○がある場合 → 以下の設問にお答え下さい。

※すべて×である場合 → ご回答いただく箇所はここまでです。ご協力ありがとうございます。

お手数ですが、すべて×の場合もeメールにてご返送くださいますようお願いいたします。

本調査票ですが、下記のように構成されております。

シートの名称	説明
シート ご回答者様について	ご回答者様の情報についてご記入をお願いします。
シート 調査票の構成	このシートです(ご記入は不要です)
シート 3-1 自社製造 障害者総合支援法における補装具として規定される仕様の車椅子(自社製造製品)の価格について	障害者総合支援法による 補装具の補聴器(購入項目) を製造されている場合、 ご回答をお願いします。 <ul style="list-style-type: none"> ・各行毎に一つの機種に対応するようになっております。 ・3-1aでは、補装具用として販売されるものを対象としています。該当機種毎に種別(補装具としての補聴器の種別)、型番、価格、補装具等を記入してください。 ・3-1bでは、補装具用のものと同等仕様のもので対象としています。該当機種毎に種別(仕様が相当する補装具としての補聴器の種別)、型番、価格等を記入してください
シート 3-2 輸入 障害者総合支援法における補装具として規定される仕様の車椅子(輸入製品)の価格について	障害者総合支援法による 補装具の補聴器(購入項目) を輸入されている場合、 ご回答をお願いします。 <ul style="list-style-type: none"> ・各行毎に一つの機種に対応するようになっております。 ・3-2aでは、補装具用として販売されるものを対象としています。該当機種毎に種別(補装具としての補聴器の種別)、型番、価格等を記入してください。 ・3-2bでは、補装具用のものと同等仕様のもので対象としています。該当機種毎に種別(仕様が相当する補装具としての補聴器の種別)、型番、価格等を記入してください
シート 3-3 国内仕入製品の販売 補聴器の製造・輸入を行わず、利用者向け販売における価格について	障害者総合支援法による 補装具の補聴器(購入項目) の国内仕入を行い販売されている場合(自社製造・輸入を行っている事業所は含まない)、 ご回答をお願いします。 <ul style="list-style-type: none"> ・各行毎に一つの機種に対応するようになっております。 ・3-3aでは、補装具用として販売されるものを対象としています。該当機種毎に種別(補装具としての補聴器の種別)、型番、価格等を記入してください。 ・3-3bでは、補装具用のものと同等仕様のもので対象としています。該当機種毎に種別(仕様が相当する補聴器の種別)、型番、価格等を記入してください
シート 3-4 修理	障害者総合支援法による 補装具の補聴器の修理基準項目 にかかる 製作・修理・販売の取扱のある場合 、 ご回答をお願いします。 <ul style="list-style-type: none"> ・該当項目の価格等を記入してください。
シート 3-5 その他	補装具における補聴器等の取扱について、ご意見等ございましたらご記入ください(本設問は自由記入形式となっております)。
シート 種別番号(補聴器)	補装具費支給制度による車椅子の分類をコード化した一覧表です。設問3-1~3-3で「種別」欄をご記入の際、ご参照ください。(このシート自体ご記入不要です)
シート 資料1	「販売時における補聴器フィッティング」 (特定非営利活動法人 日本補聴器技能者協会により策定されたもの) (出典: http://www.npo-jhita.org/common/pdf/fitting.pdf) (このシート自体ご記入不要です)

このページの設問は、国内から仕入れた補聴器の販売（製造・輸入を取り扱わず、販売のみを行っている事業者を含む）が対象です。

3-3. 障害者総合支援法で規定される仕様の補聴器の価格について

3-3a 補装具用として販売される補聴器の販売について

※差額自己負担となる補聴器は含めないでください。

(1)	(2)	(3)	
種別	型番	利用者向け販売価格	
※ブルダウンメニューからお選びください。種別の一覧は、「参考表」からもご覧いただけます。		令和2年度における補装具単価(円) ※種別を選択すると、自動的に表示されます。	うち、デジタル式補聴器について、専門的な知識・技能を有する者による調整費用(円) ※事前のコンサルティングから出荷後90日までのフィッティング作業を対象とします。対象作業は「資料1」をご参照ください。
		-	
		-	
		-	
		-	
		-	
		-	
		-	
		-	
		-	
		-	
		-	
		-	
		-	
		-	
		-	

3-3b 【一般流通品】補装具補聴器の仕様に準じる一般流通品（補装具費制度外での販売品）につ

障害者総合支援法で規定される仕様に準じる補聴器のうち、利用者向け販売取扱のある全種別について、種別毎に該当機種メーカーの最も安価な機種を対象都市、補装具制度によらず市場価格で流通しているものの価格等についてお書きください。

(例えば、種別301において、A社、B社、C社の機種について補装具制度外での取扱がある場合、A社の該当機種のうち利用者向け販売価格が最も安価である機種、B社の該当機種のうち最も安価な機種、C社の該当機種のうち最も安価な機種について記入してください(種別301のなかで都合3機種)。種別302以降も同様にご記入ください。)

(1)	(2)	(3)	
種別	型番	利用者向け販売価格	
※ブルダウンメニューからお選びください。種別の一覧は、「参考表」からもご覧いただけます。		令和2年度における利用者への販売単価(円) ※型番毎の価格の平均的な値をご記入ください。平均価格の算出が困難な場合は、直近の価格をご記入ください。	うち、デジタル式補聴器について、専門的な知識・技能を有する者による調整費用(円) ※事前のコンサルティングから出荷後90日までのフィッティング作業を対象とします。対象作業は「資料1」をご参照ください。

3-4 修理基準

- 1) 補装具費支給制度による補聴器製造・販売について補聴器製造・輸入事業者は、令和元年度における修理・交換実費用ならびに卸価格(販売店への販売単価)と利用者向けの販売価格についてお書きください。
- 2) 販売事業者(製造・輸入がなく、国内からの仕入による利用者向け販売)は、令和元年度における制度によらない場合の販売価格を記入ください。
- 3) 価格について、**該当期間の平均価格**をお書きください。ただし、**平均価格の算出が困難な場合は直近の価格**をお書きください。

項目	製造・輸入事業者				販売事業者	
	修理・交換実費用(原価)(円)	(販売店を経由して販売している場合)		(利用者へ直接販売している場合)		
		補装具費支給制度による修理・交換の場合の卸価格(単価・円)	補装具費支給制度による修理・交換の場合の卸価格(単価・円)	(参考)補装具修理項目価格(単価・円)	(参考)補装具修理項目価格(単価・円)	補装具費支給制度による場合の販売価格(単価・円)
1) 耳あな型シェル交換(レディメイド)			6,300		6,300	
2) 耳あな型シェル交換(オーダーメイド)			26,400		26,400	
3) 耳あな型スイッチ交換			3,150		3,150	
4) 耳あな型テレホンコイル交換(レディメイド)			8,400		8,400	
5) 耳あな型テレホンコイル交換(オーダーメイド)			12,700		12,700	
6) 耳あな型極板交換			1,050		1,050	
7) 耳あな型極板交換(両極板ユニット交換)			—		—	
8) 耳あな型ボリューム交換(レディメイド)			8,400		8,400	
9) 耳あな型ボリューム交換(オーダーメイド)			11,600		11,600	
10) 耳あな型マイクロホン交換(レディメイド)			13,500		13,500	
11) 耳あな型マイクロホン交換(オーダーメイド)			15,900		15,900	
12) 耳あな型レシーバー交換(レディメイド)			14,200		14,200	
13) 耳あな型レシーバー交換(オーダーメイド)			20,000		20,000	
14) 耳あな型抵抗交換(レディメイド)			2,100		2,100	
15) 耳あな型抵抗交換(オーダーメイド)			8,900		8,900	
16) 耳あな型コンデンサ交換(レディメイド)			2,100		2,100	
17) 耳あな型コンデンサ交換(オーダーメイド)			8,900		8,900	
18) 耳あな型電池ホルダー交換(レディメイド)			1,050		1,050	
19) 耳あな型電池ホルダー交換(オーダーメイド)			1,550		1,550	
20) 耳あな型リマール交換(レディメイド)			6,300		6,300	
21) 耳あな型リマール交換(オーダーメイド)			9,500		9,500	
22) 耳あな型サスペンション交換			890		890	
23) 耳あな型アンプ組立交換(レディメイド・アナログ)			3,700		3,700	
24) 耳あな型アンプ組立交換(レディメイド・デジタル)			31,700		31,700	
25) 耳あな型アンプ組立交換(オーダーメイド・アナログ)			42,200		42,200	
26) 耳あな型アンプ組立交換(オーダーメイド・デジタル)			42,200		42,200	
27) 耳あな型ダンパー交換(オーダーメイド)			—		—	
28) 耳あな型イヤホンケーブル交換(オーダーメイド)			—		—	
29) 耳あな型イヤホンケーブル交換(オーダーメイド)			—		—	
30) 耳あな型フェースプレート交換(オーダーメイド)			—		—	
31) 耳あな型取り出しワイヤー交換(オーダーメイド)			—		—	
32) 耳あな型耳垢防止チップホルダー交換(オーダーメイド)			—		—	
33) 耳かけ型ケース組立交換			3,750		3,750	
34) 耳かけ型スイッチ交換			4,500		4,500	
35) 耳かけ型テレホンコイル交換			2,550		2,550	
36) 耳かけ型極板交換			1,470		1,470	
37) 耳かけ型極板交換(両極板ユニット交換)			—		—	
38) 耳かけ型ボリューム交換			6,450		6,450	
39) 耳かけ型マイクロホン交換			11,810		11,810	
40) 耳かけ型レシーバー交換			12,120		12,120	
41) 耳かけ型リマール交換			1,900		1,900	
42) 耳かけ型フック交換			620		620	
43) 耳かけ型フックコネクション交換			—		—	
44) 耳かけ型電池ホルダー交換			1,000		1,000	
45) 耳かけ型耳栓組立交換			600		600	
46) 耳かけ型サスペンション交換			640		640	
47) 耳かけ型アンプ組立交換(アナログ)			29,880		29,880	
48) 耳かけ型アンプ組立交換(デジタル)			29,880		29,880	
49) 耳かけ型外部入力端子交換			—		—	
50) 耳かけ型外部入力端子カバー交換			—		—	
51) 単度聴聴用ポケット型スイッチ交換			3,150		3,150	
52) 単度聴聴用ポケット型テレホンコイル交換			1,350		1,350	
53) 単度聴聴用ポケット型マイクロホン交換			8,300		8,300	
54) 単度聴聴用ポケット型アンプ組立交換			—		—	
55) 単度聴聴用イヤホン交換			5,490		5,490	
56) 単度聴聴用耳かけ型レシーバー交換			15,000		15,000	
57) 単度聴聴用耳かけ型フックコネクション交換			—		—	
58) 単度聴聴用コード交換			1,800		1,800	
59) 単度聴聴用耳かけ型アンプ組立交換(アナログ)			40,400		40,400	
60) 単度聴聴用耳かけ型アンプ組立交換(デジタル)			40,400		40,400	
61) 聴聴型ケース組立交換			9,400		9,400	
62) 聴聴型スイッチ交換			3,450		3,450	
63) 聴聴型テレホンコイル交換			3,300		3,300	
64) 聴聴型極板交換			1,400		1,400	
65) 聴聴型極板交換(両極板ユニット交換)			—		—	
66) 聴聴型ボリューム交換			4,580		4,580	
67) 聴聴型マイクロホン交換			13,900		13,900	
68) 聴聴型レシーバー交換			18,400		18,400	
69) 聴聴型アンプ組立交換			23,100		23,100	
70) 聴聴型アンプ組立交換(送信用)			35,200		35,200	
71) 聴聴型アンプ組立交換(受信用)			54,700		54,700	
72) 聴聴型フック(受つ)交換			4,350		4,350	
73) 聴聴型フック(挿入)交換			3,100		3,100	
74) 聴聴型フロント(前栓)交換			9,500		9,500	
75) 聴聴型平面レンズ交換			3,600		3,600	
76) ポケット型ケース組立交換			5,400		5,400	
77) ポケット型クリップ交換			1,200		1,200	
78) ポケット型スイッチ交換			3,500		3,500	
79) ポケット型テレホンコイル交換			1,350		1,350	
80) ポケット型極板交換			1,350		1,350	
81) ポケット型ボリューム交換			4,580		4,580	
82) ポケット型マイクロホン交換			5,400		5,400	
83) ポケット型アンプ組立交換			5,000		5,000	
84) 音導式ポケット型レシーバー交換			10,500		10,500	
85) 音導式ポケット型ヘッドバンド交換			3,150		3,150	
86) ダンパー入り耳かけ型フック交換			960		960	
87) FM型受信機交換			80,000		80,000	
88) FM型操作基盤交換			6,000		6,000	
89) FM型用ワイヤレスマイク交換(充電電池を含む)			98,000		98,000	
90) FM型リマール基盤交換			6,000		6,000	
91) FM型アンプ組立交換(受信用)			48,000		48,000	
92) FM型受信回路組立交換			46,000		46,000	
93) FM型アンプ交換			5,000		5,000	
94) FM型水晶振動子交換			6,000		6,000	
95) FM型用ワイヤレスマイク発振回路組立交換			27,000		27,000	
96) FM型用ワイヤレスマイクD基板組立交換			14,000		14,000	
97) FM型受信機ケース(筐体)交換			5,000		5,000	
98) FM型受信機スイッチ交換			4,000		4,000	
99) FM型用ワイヤレスマイクアンテナ交換			10,000		10,000	
100) FM型用ワイヤレスマイク基盤交換			64,000		64,000	
101) FM型用ワイヤレスマイクケース交換			8,000		8,000	
102) FM型用ワイヤレスマイク充電電池交換			5,000		5,000	
103) FM型用ワイヤレスマイク充電用ICデータ交換			3,500		3,500	
104) FM型用ワイヤレスマイク外部入力コード交換			2,000		2,000	
105) イヤモード交換			9,000		9,000	
106) コンセント交換			830		830	
107) IC回路交換			4,550		4,550	
108) イヤホン交換			3,170		3,170	
109) コード交換			680		680	
110) トランジスタ又はダイオード交換			2,050		2,050	
111) 抵抗交換			2,050		2,050	
112) コンデンサ交換			2,050		2,050	
113) トランス交換			1,900		1,900	
114) オーディオシュー交換			5,000		5,000	
115) プログラムメモリー切替スイッチ交換			—		—	
116) プログラミングコード接続端子交換			—		—	
117) プログラミングコード接続端子カバー交換			—		—	

3-5 補装具制度における補聴器の取扱についてのご意見記入欄

補装具における補聴器の取扱について、ご意見等ございましたらご記入ください。

お忙しいなか調査回答にご協力いただきまして、ありがとうございました。

参考表

種別番号について

種別番号	種目	名称	基本構造	基準額 (円)
301	補聴器	高度難聴用ポケット型	JIS C 5512-2000 による。 90デシベル最大出力音圧のピーク値の表示値が140デシベル未満のものであること。 90デシベル最大出力音圧のピーク値が125デシベル以上に及ぶ場合は出力制限装置を付けること。	34,200
302	補聴器	高度難聴用耳掛け型		43,900
303	補聴器	重度難聴用ポケット型	90デシベル最大出力音圧のピーク値の表示値が140デシベル以上のもの。その他は高度難聴用ポケット型及び高度難聴用耳掛け型に準ずる。	55,800
304	補聴器	重度難聴用耳掛け型		67,300
305	補聴器	耳あな型(レディメイド)	高度難聴用ポケット型及び高度難聴用耳掛け型に準ずる。ただし、オーダーメイドの出力制限装置は内蔵型を含むこと。	87,000
306	補聴器	耳あな型(オーダーメイド)		137,000
307	補聴器	骨導式ポケット型	IEC Pub118-9(1985)による90デシベル最大フォースレベルの表示値が110デシベル以上のもの。	70,100
308	補聴器	骨導式眼鏡型		120,000

(資料1)

(出典: <http://www.npo-jhita.org/common/pdf/fitting.pdf>)

販売時における補聴器フィッティング

補聴器は、これを使用する人に生活の質の改善を提供する機器でなければならない。そのために求められる補聴器のフィッティングとは、補聴器を使用する人の聞こえに合わせる作業を総称するものである。これらを以下に例示する。

- ◆ 事前のコンサルティング
 - ・補聴器を使用したい動機、場面などを聞いて目標を設定
- ◆ 補聴器を合わせるための聞こえの測定
 - ・音の聞こえの測定
 - ・ことばの聞き取りの測定
- ◆ 補聴器選択
 - ・聞こえの測定結果、お客様の主な訴えや希望、耳の状況、身体的状況などにより複数の補聴器から選択
 - ・補聴器関連機器の選択
 - ・耳の観察に基づき、耳せん等の選択
- ◆ 補聴器の調整
 - ・処方計算式の仮選択と調整
(補聴器から出力する音の大きさを考える上で、いろいろな方式より選択し調整する)
 - ・補聴器の設定
(テレビを見るとき、電話を聞くととき等、状況に応じるプログラム設定)
- ◆ 補聴器の効果測定
 - ・補聴器を装用した状態での聞こえの測定(ことばの聞き取りなどの評価)
- ◆ 補聴器特性の測定
 - ・補聴器を装用した状態での聞こえの測定(ことばの聞き取りなどの評価)
- ◆ 補聴器の装用のケア
 - ・お客様・ご家族への長期のケア
 - ・補聴器の管理や使用に関するトレーニング
 - ・リハビリに関するアドバイスやコンサルティング

平成22年12月10日

特定非営利活動法人 日本補聴器技能者協会

**補装具製作・販売費用実態調査
調査票F04：盲人安全つえ調査票について**

国立障害者リハビリテーションセンター研究所
我澤 賢之

※本研究は、厚生労働行政推進調査事業費補助金 障害者対策総合研究事業「補装具費支給制度における種目の構造と基準額設定に関する調査研究」（研究代表者 山崎伸也）を受け行っております。

●事業所名・所在地・ご回答担当者様等について

貴事業所ならびに担当者様についてご記入下さい。

事業所の所在する都道府県名についてご記入下さい。	
ご回答事業者様事業所名	
担当者様ご氏名	
担当者様電話番号	
担当者様メールアドレス	

補装具としての盲人安全つえの取扱の有無について、
下記のうち該当する項目に○、該当しない項目に×をお書きください。

製作または輸入の取扱がある。

販売の取扱がある。

修理の取扱がある。

※1つ以上に○がある場合 → 以下の設問にお答え下さい。

※すべて×である場合 → ご回答いただく箇所はここまでです。ご協力ありがとうございます。
お手数ですが、すべて×の場合もeメールにてご返送くださいますようお願いいたします。

本調査票ですが、下記のように構成されております。

シートの名称	説明
シート ご回答者様について	ご回答者様の情報についてご記入をお願いします。
シート 調査票の構成	このシートです(ご記入は不要です)
シート 4-1 自社製造 障害者総合支援法における補装具として規定される仕様の盲人安全つえ(自社製造製品)の価格および出荷数について	障害者総合支援法による補装具の盲人安全つえ(購入項目)を製造されている場合、このシートの設問のご回答をお願いします。 ・各行毎に一つの品に対応するようになっています。 ・品毎に該当する種別(補装具としての盲人安全つえの種別)、品名・型番、基本構造以外の構造(本体に標準装備されている加算項目にかかる構造)、価格、出荷数、原価等を記入してください。
シート 4-2 輸入 障害者総合支援法における補装具として規定される仕様の盲人安全つえ(輸入製品)の価格および出荷数について	障害者総合支援法による補装具の盲人安全つえ(購入項目)を輸入されている場合、このシートの設問のご回答をお願いします。 ・各行毎に一つの品に対応するようになっています。 ・品毎に該当する種別(補装具としての盲人安全つえの種別)、品名・型番、基本構造以外の構造(本体に標準装備されている加算項目にかかる構造)、価格、出荷数、原価等を記入してください。
シート 4-3 販売 盲人安全つえの利用者向け販売	障害者総合支援法による補装具の盲人安全つえ(購入項目)の利用者向け販売をされている場合、ご回答をお願いします。自社製造・輸入を行っている事業所で、利用者向け販売も行っている事業所はこちらもご回答ください。 ・各行毎に一つの品に対応するようになっています。 ・品毎に該当する種別(補装具としての盲人安全つえの種別)、品名・型番、基本構造以外の構造(本体に標準装備されている加算項目にかかる構造)、価格、補装具としての販売数等を記入してください。
シート 4-4 修理	障害者総合支援法による補装具の盲人安全つえの修理基準項目にかかる製作・修理・販売の取扱のある場合、ご回答をお願いします。 ・該当項目の価格、補装具としての販売数を記入してください。
シート 4-5 その他	補装具における盲人安全つえ等の取扱について、ご意見等ございましたらご記入ください(本設問は自由記入形式となっております)。
シート 種別番号(盲人安全つえ)	補装具費支給制度による盲人安全つえの分類をコード化した一覧表です。設問4-1~4-3で「種別」欄をご記入の際、ご参照ください。(このシート自体ご記入不要です) ※一部、現行基準にない、参考調査用の種別を含んでいます。

4-4 修理基準

1)補装具費支給制度による補聴器製造・販売について補聴器製造・輸入事業者は、令和元年度における修理・交換実費用ならびに卸価格(販売店への販売単価)と平成30年度における販売店および利用者への販売数を記入ください(該当する事例がない場合は台数に「0」をご記入ください)。

2)販売のみを行っている事業者(利用者向け販売)は、令和元年度における仕入れ単価および平成30年度における販売数を記入ください。

項目	製造・輸入事業者						販売事業者				
	(販売店を経由して販売している場合)			(利用者に直接販売している場合)			(国内事業者から仕入による場合)				
	修理・交換実費用(原価)単価(円)	補装具制度による修理・交換の場合の卸単価(円)	制度によらない場合の卸単価(円)	補装具制度による販売店向け販売数(個)	(参考)補装具修理項目単価(円)	制度によらない場合の販売単価(円)	補装具制度による利用者向け販売数(個)	仕入単価(円)	(参考)補装具修理項目単価(円)	制度によらない場合の販売単価(円)	補装具制度による利用者向け販売数(個)
1 マグネット付き石突交換					760				760		
(以下、参考調査)		※以下の項目については、該当する修理を開いた場合のみご記入ください。個数については可能であればご記入ください。									
2 石突き交換					-				-		
3 シャフト交換(折りたたみ式の1パーツ)					-				-		
4 中ゴム交換					-				-		
5 外装塗り替え					-				-		
6 夜間視認装備塗装交換(杖全体に対するもの)					-				-		
7 グリップ交換					-				-		

4-5 補装具制度における盲人安全つえの取扱いについてのご意見記入欄

補装具における盲人安全つえの取扱いについて、ご意見等ございましたらご記入ください。

--

お忙しいなか調査回答にご協力いただきまして、ありがとうございました。

種別番号について

種別番号	種目	名称	基本構造	基準額 (円)
401	盲人安全つえ	普通用	主体—繊維複合材料 石突—耐摩耗性合成樹脂または高力アルミニウム合金 外装—白色または黄色の塗装もしくは加工に加え、夜間用視認装備（全体の塗装・貼付を含む）を施したものの 形状—直式 グリップ—ゴム製	3,550
402	盲人安全つえ	普通用	主体—木材 その他は上と同じ。	1,650
403	盲人安全つえ	普通用	主体—軽金属 その他は上と同じ。	2,200
403-a	盲人安全つえ	普通用	主体—アルミ（参考調査） その他は上と同じ。	-
403-b	盲人安全つえ	普通用	主体—ジェラルミン（参考調査） その他は上と同じ。	-
404	盲人安全つえ	携帯用	主体—繊維複合材料 石突および外装—普通用と同じ。 形状—折たたみ式若しくはスライド式	4,400
405	盲人安全つえ	携帯用	主体—木材 その他は上と同じ。	3,700
406	盲人安全つえ	携帯用	主体—軽金属 その他は上と同じ。	3,550
406-a	盲人安全つえ	携帯用	主体—アルミ（参考調査） その他は上と同じ。	-
406-b	盲人安全つえ	携帯用	主体—ジェラルミン（参考調査） その他は上と同じ。	-
407	盲人安全つえ	身体支持併用	主体—軽金属 形状—直式又は折たたみ式若しくはスライド式	3,800
407-a	盲人安全つえ	身体支持併用	主体—アルミ（参考調査） その他は上と同じ。	-
407-b	盲人安全つえ	身体支持併用	主体—ジェラルミン（参考調査） その他は上と同じ。	-

補装具製作・販売費用実態調査
調査票 F 0 5 : 義眼について

国立障害者リハビリテーションセンター研究所
我澤 賢之

※本研究は、厚生労働行政推進調査事業費補助金 障害者対策総合研究事業「補装具費支給制度における種目の構造と基準額設定に関する調査研究」（研究代表者 山崎伸也）を受け行っております。

●事業所名・所在地・ご回答担当者様等について

貴事業所ならびに担当者様についてご記入下さい。

事業所の所在する都道府県名についてご記入下さい。	
ご回答事業者様事業所名	
担当者様ご氏名	
担当者様電話番号	
担当者様メールアドレス	

補装具としての義眼の取扱の有無について、
下記のうち該当する項目に○、該当しない項目に×をお書きください。

補装具としての義眼製作・販売の取扱がある。

※○である場合 → 以下の設問にお答え下さい。

※×である場合 → ご回答いただく箇所はここまでです。ご協力ありがとうございます。
お手数ですが、eメールにてご返送ください。

本調査票ですが、下記のように構成されております。

シートの名称	説明
シート ご回答者様について	ご回答者様の情報についてご記入をお願いします。
シート 調査票の構成	このシートです(ご記入は不要です)
シート 5-1 製造・販売 障害者総合支援法における補装具 として規定される仕様の義眼(自社 製造製品)の価格および補装具とし ての出荷数について	障害者総合支援法による補装具の義眼(購入項目)を製造されている場合、ご回答をお願いします。 ・各行毎に一つの機種となっています。該当機種毎に種別(補装具としての義眼の種別)、品名・型式、本体に付随する構造、本体のみの構成(基本構造・本体に付随する構造のみ)での卸価格、補装具としての出荷数を記入してください
シート 5-2 その他	補装具における義眼の取扱について、ご意見等ございましたらご記入ください(本設問は自由記入形式となっております)。
シート 種別番号(義眼)	補装具費支給制度による義眼の分類をコード化した一覧表です。 設問5-1で「種別」欄をご記入の際、ご参照ください。(このシート自体ご記入不要です)

5. 義眼調査票

5-1. 障害者総合支援法で規定される仕様の義眼（自社製造製品）の価格および補装具としての製作・販売量について

(1) 種別	(2) 品名・シリーズ 名等	(3) 販売価格		(4) 補装具としての販売数	(5) 製造原価
		補装具としての価格	補装具制度によらない 場合の価格		
※ひとつの種別につき、複数の品名・シリーズ名等があり、かつ同一種別内で補装具としての実売価格もしくは「補装具制度によらない場合」の実売価格が異なる場合、下方の種別が空白になっている行について、プルダウンメニューから種別を選んでご記入下さい。種別の一覧は、シート「種別番号」からもご覧いただけます。	※品名・シリーズ名等がありま す場合、ご記入 をお願いします。	令和元年度における 補装具としての実売 価格(単価・円)	令和元年度における実 売価格(全額自己負担 の場合や、医療保険支 給を受けて差額自己負 担で購入される場合な ど) (単価・円)	平成30年度に おける、障害 者総合支援法 における補装 具としての販 売個数(単位: 個)	令和元年度におけ る製造原価につい て (記入可能な場 合、回答をお願い します。補装具設 定価格のもとでの 採算性について分 析するのに使用い
501レディメイド 主材料プラスチック		¥17,000		個数でみた補 装具の比率 平成30年度に おける、総販売 個数に占める 補装具として販 売した戸数の比 率(単位:パー セント)	
502レディメイド 主材料ガラス		¥17,000			
503オーダーメイド 半球型 主材料プラスチック		¥82,500			
504オーダーメイド 半球型 主材料ガラス		¥82,500			
504オーダーメイド 半球型 主材料ガラス		¥82,500			
		-			
		-			
		-			
		-			
		-			
		-			
		-			

5-2 補装具制度における義眼の取扱についてのご意見記入欄

補装具のなかの義眼の仕様等（種類の規定、価格、耐用年数など）について、ご意見等ございましたら、ご記入ください。

その他ご意見等ございましたら、ご記入ください。

お忙しいなか調査回答にご協力いただきまして、ありがとうございました。

種別番号について

種別番号	種目	名称	基本構造	基準額 (円)
501	義眼	レディメイド 主材料プラスチック	主材料—プラスチックまたはガラス 既製品	17,000
502	義眼	レディメイド 主材料ガラス		17,000
503	義眼	オーダーメイド 半球型 主材料プラ スチック	オーダーメイド半球型（旧「特殊義 眼」） 主材料—上と同じ。 特殊加工を施したもの。	82,500
504	義眼	オーダーメイド 半球型 主材料ガラ ス		82,500
505	義眼	オーダーメイド かぶせ型 主材料プ ラスチック	オーダーメイドかぶせ型（旧「コンタク ト義眼」） 主材料—プラスチック	82,500

補装具製作・販売費用実態調査
調査票 F06：眼鏡調査票について

国立障害者リハビリテーションセンター
我澤 賢之、山崎伸也

※本研究は、厚生労働行政推進調査事業費補助金「障害者対策総合研究事業」補装具費支給制度における種目の構造と基準額設定に関する調査研究（研究代表者 山崎伸也）を受け行っております。

●事業所名・所在地・ご回答担当者様等について

貴事業所ならびに担当者様についてご記入下さい。

事業所の所在する都道府県名についてご記入下さい。	
ご回答事業者様事業所名	
担当者様ご氏名	
担当者様電話番号	
担当者様メールアドレス	

補装具としての眼鏡の取扱の有無について、
下記のうち該当する項目に○、該当しない項目に×をお書きください。

製作または輸入の取扱がある。

販売の取扱がある。

修理の取扱がある。

※1つ以上に○がある場合 → 以下の設問にお答え下さい。

※すべて×である場合 → ご回答いただく箇所はここまでです。ご協力ありがとうございます。
お手数ですが、eメールにてご返送くださいますようお願いいたします。

宛先：pri-hosougu@rehab.go.jp

本調査票ですが、下記のように構成されております。

シートの名称	説明
シート ご回答者様について	ご回答者様の情報についてご記入をお願いします。
シート 調査票の構成	このシートです(ご記入は不要です)
シート 6-1 自社製造 障害者総合支援法で基準の補装具として規定される仕様の眼鏡にかかるレンズ等(自社製造製品)の価格等について	障害者総合支援法による補装具の眼鏡にかかるレンズ等を製造されている場合、このシートの設問のご回答をお願いします。 ・各行毎に一つの項目(枠(フレーム)、乱視対応、レンズ、本体など)に対応するようになっています。 ・各行毎に、名称、卸価格、標準小売価格を記入してください。
シート 6-2 輸入 障害者総合支援法で基準の補装具として規定される仕様の眼鏡にかかるレンズ等(輸入製品)の価格等について	障害者総合支援法による補装具の眼鏡にかかるレンズ等を輸入されている場合、このシートの設問のご回答をお願いします。 ・各行毎に一つの項目(枠(フレーム)、乱視対応、レンズ、本体など)に対応するようになっています。 ・各行毎に、名称、卸価格、標準小売価格を記入してください。
シート 6-3 販売(購入基準) 障害者総合支援法で基準の補装具の利用者向け販売価格等について: 1 購入基準	障害者総合支援法による補装具の眼鏡の利用者向け販売をされている場合、ご回答をお願いします。 ・各行毎に種別(補装具としての眼鏡の種別)がありますので、対応する、名称、各種価格等を記入してください。 ・各行毎に修理基準の項目、加算項目が記載されていますので、対応する利用者販売価格について記入してください。
シート 6-4 販売(修理基準・加算) 障害者総合支援法で基準の補装具の利用者向け販売価格等について: 2 修理基準・加算	
シート 6-5 その他	補装具における眼鏡等の取扱について、ご意見等ございましたらご記入ください(本設問は自由記入形式となっております)。
シート 種別番号(眼鏡)	補装具費支給制度による眼鏡の分類をコード化した一覧表です。設問6-1~6-3で「種別」欄をご記入の際、ご参照ください。(このシート自体ご記入不要です)

6. 眼鏡調査票

このページの設定は、補装具用眼鏡の製造を取り扱っている事業者が対象です。

6-1. 障害者総合支援法で基準の補装具として規定される仕様の眼鏡にかかるレンズ等（自社製造製品）の価格等について
 ※記入対象は基本的な機能のものです。チタンフレーム、亀甲フレーム、超薄型ハードコートレンズ等は含めないでください。

※（1）種別で示す種別のうち取扱のないものについてはご記入不要です。

※同一種別のもので複数の価格が設定されている場合平均的な価格についてお書きください。

「レンズ・本体」の場合は、（1）種別が空欄となっている行でプルダウンメニューから種別を選択してお書きいただくこともできます。行数が足りない場合、適宜表の欄を下にコピーしてご記入ください。

(1)種別	(2)名称	(参考)			(3)卸価格・単価	(4)小売価格
※あらかじめ種別が選択してあります。取扱のある行についてのみ、ご記入ください。	品名・型式・シリーズ名(品名・型式・シリーズ名等附されている場合は、お書きください)	令和2年度における補装具単価(円) ※種別を選択すると、自動的に表示されます。			令和2年度における販売店への卸価格・単価(円)	ご回答時点で設定されている利用者向け標準小売価格(単価・円)
		告示に記載されている価格(基準額)	消費課税の有無	補装具費事務取扱要領に基づいた比率を乗じた価格 ・消費税非課税品の場合:告示に記載されている価格×100分の106 ・消費税課税品の場合:告示に記載されている価格×100分の110	※消費税課税されるものについては税込金額をお書きください。 ※利用者への直売のみでなく、卸を行っている場合ご記入ください。 ※平均的な値をご記入ください。	※消費税課税されるものについては税込金額をお書きください。
枠、乱視対応						
		※乱視対応は片目、両目の場合にかかわらず共通した額として設定されています。			※乱視対応については、1枚当たりの金額をお書きください。	
枠(フレーム。基本的な安価なもの)		-	課税品としてご回答ください	-		
乱視対応(矯正眼鏡、遮光眼鏡レンズの通常のものとは乱視用のものとの差額)		¥4,200	課税品としてご回答ください	¥4,620		

レンズ、本体：レンズ(矯正眼鏡、遮光眼鏡、弱視眼鏡(掛けめがね式)用)、本体(コンタクト、弱視眼鏡(焦点調整式))						
		※矯正眼鏡、遮光眼鏡、弱視眼鏡(掛けめがね式)は、必要な枚数のレンズ、枠(フレーム)等を含めた総額です。			矯正眼鏡、遮光眼鏡は レンズ1枚 、弱視眼鏡(掛けめがね式)は 弱視レンズ1個 のみの価格をご記入ください。	
601矯正眼鏡 6D未満		¥17,600	課税	¥19,360		
602矯正眼鏡 6D以上10D未満		¥20,200	課税	¥22,220		
603矯正眼鏡 10D以上20D未満		¥24,000	課税	¥26,400		
604矯正眼鏡 20D以上		¥24,000	課税	¥26,400		
605遮光眼鏡 前掛式		¥21,500	非課税	¥22,790		
606遮光眼鏡 掛けめがね式		¥30,000	非課税	¥31,800		
607遮光眼鏡 矯正機能付き6D未満		¥30,000	非課税	¥31,800		
608遮光眼鏡 矯正機能付き6D以上10D未満		¥30,000	非課税	¥31,800		
609遮光眼鏡 矯正機能付き10D以上20D未満		¥30,000	非課税	¥31,800		
610遮光眼鏡 矯正機能付き20D以上		¥30,000	非課税	¥31,800		
611コンタクトレンズ		¥15,400	課税	¥16,940		
612弱視眼鏡 掛けめがね式		¥36,700	非課税	¥38,902		
613弱視眼鏡 掛けめがね式 高倍率(3倍以上)		¥58,500	非課税	¥62,010		
614弱視眼鏡 焦点調整式		¥17,900	非課税	¥18,974		
		-	-	-		
		-	-	-		
		-	-	-		
		-	-	-		
		-	-	-		

このページの設定は、補装具用眼鏡の輸入を取り扱っている事業者が対象です。

6-2. 障害者総合支援法で基準の補装具として規定される仕様の眼鏡にかかるレンズ等（輸入製品）の価格等について

※記入対象は基本的な機能のものです。チタンフレーム、亀甲フレーム、超薄型ハードコートレンズ等は含めないでください。

※（1）種別で示す種別のうち取扱のないものの行についてはご記入不要です。

※同一種別のもについて複数の価格が設定されている場合平均的な価格についてお書きください。

「レンズ・本体」の場合は、（1）種別が空欄となっている行でプルダウンメニューから種別を選択してお書きいただくこともできます。行数が足りない場合、適宜表の欄を下にコピーしてご記入ください。

(1)種別	(2)名称	(参考)			(3)卸価格・単価	(4)小売価格
※あらかじめ種別が選択してあります。取扱のある行についてのみ、ご記入ください。	品名・型式・シリーズ名(品名・型式・シリーズ名等附されている場合は、お書きください)	令和2年度における補装具単価(円) ※種別を選択すると、自動的に表示されます。			令和2年度における販売店への卸価格・単価(円)	ご回答時点で設定されている利用者向け標準小売価格(単価・円)
		告示に記載されている価格(基準額)	消費課税の有無	補装具費事務取扱要領に基づいた比率を乗じた価格 ・消費税非課税品の場合:告示に記載されている価格×100分の106 ・消費税課税品の場合:告示に記載されている価格×100分の110	※消費課税されるものについては税込金額をお書きください。 ※利用者への直売のみでなく、卸を行っている場合ご記入ください。 ※平均的な値をご記入ください。	※消費課税されるものについては税込金額をお書きください。
枠、乱視対応						
		※乱視対応は片目、両目の場合にかかわらず共通した額として設定されています。			※乱視対応については、1枚当たりの金額をお書きください。	
枠(フレーム。基本的な安価なもの)		-	課税品としてご回答ください	-		
乱視対応(矯正眼鏡、遮光眼鏡レンズの通常のものとの乱視用のものとの差額)		¥4,200	課税品としてご回答ください	¥4,620		

レンズ、本体：レンズ(矯正眼鏡、遮光眼鏡、弱視眼鏡(掛けめがね式)用)、本体(コンタクト、弱視眼鏡(焦点調整式))						
		※矯正眼鏡、遮光眼鏡、弱視眼鏡(掛けめがね式)は、必要な枚数のレンズ、枠(フレーム)等を含めた総額です。			矯正眼鏡、遮光眼鏡は レンズ1枚 、弱視眼鏡(掛けめがね式)は 弱視レンズ1個 のみの価格をご記入ください。	
601矯正眼鏡 6D未満		¥17,600	課税	¥19,360		
602矯正眼鏡 6D以上10D未満		¥20,200	課税	¥22,220		
603矯正眼鏡 10D以上20D未満		¥24,000	課税	¥26,400		
604矯正眼鏡 20D以上		¥24,000	課税	¥26,400		
605遮光眼鏡 前掛式		¥21,500	非課税	¥22,790		
606遮光眼鏡 掛けめがね式		¥30,000	非課税	¥31,800		
607遮光眼鏡 矯正機能付き6D未満		¥30,000	非課税	¥31,800		
608遮光眼鏡 矯正機能付き6D以上10D未満		¥30,000	非課税	¥31,800		
609遮光眼鏡 矯正機能付き10D以上20D未満		¥30,000	非課税	¥31,800		
610遮光眼鏡 矯正機能付き20D以上		¥30,000	非課税	¥31,800		
611コンタクトレンズ		¥15,400	課税	¥16,940		
612弱視眼鏡 掛けめがね式		¥36,700	非課税	¥38,902		
613弱視眼鏡 掛けめがね式 高倍率(3倍以上)		¥58,500	非課税	¥62,010		
614弱視眼鏡 焦点調整式		¥17,900	非課税	¥18,974		
		-	-	-		
		-	-	-		
		-	-	-		
		-	-	-		
		-	-	-		

このページの設問は、補装具用眼鏡の利用者向け販売を取り扱っている事業者が対象です。

6-3. 障害者総合支援法で基準の補装具として規定される仕様の眼鏡の利用者向け販売価格等について： 1 購入基準
 ※記入対象は基本的な機能のものです。チタンフレーム、氈甲フレーム、超薄型ハードコートレンズ等は含めないでください。
 ※(1)種別で示す種別のうち取扱のないものについてはご記入不要です。
 ※同一種別のものについて複数の価格が設定されている場合平均的な価格について書くか、
 (1)種別が空欄となっている行でプルダウンメニューから種別を選択して、お書きください。
 行数が足りない場合、適宜表の欄を下にコピーしてご記入ください。

(1)種別 ※あらかじめ種別が選択してありま す。取扱のある行についてのみ、ご記 入ください。	(2)名称 品名・型式・シ リ―ズ名(品名・ 型式・シ―ズ 名等附されてい る場合は、お書 きください)	(3)利用者向け販売価格			令和2年度における利用者向け販売価格	(4) 個数でみた 補装具の比 率 令和元年度 における、総 販売個数に 占める補装 具として販売 した個数の 比率(単位: パーセント)
		令和2年度における補装具単価(円) ※種別を選択すると、自動的に表示されます。				
		告示に記載されている 価格(基準額)	消費課税の有無	補装具費事務取扱要 領に基づいた比率を乗 じた価格 ・消費税非課税品の場 合:告示に記載されて いる価格×100分の 106 ・消費税課税品の場 合:告示に記載されて いる価格×100分の 110	基準の補装具としての 実販売価格・単価(円) ※消費課税されるもの については税込金額を お書きください。 ※平均的な値をご記入 ください。	同じ仕様のもを補装 具費制度によらず利用 者に供給する場合の 販売価格・単価(円) ※消費課税されるもの については税込金額 をお書きください。
601矯正眼鏡 6D未満		¥17,600	課税	¥19,360		
602矯正眼鏡 6D以上 10D未満		¥20,200	課税	¥22,220		
603矯正眼鏡 10D以上 20D未満		¥24,000	課税	¥26,400		
604矯正眼鏡 20D以上		¥24,000	課税	¥26,400		
605遮光眼鏡 前掛式		¥21,500	非課税	¥22,790		
606遮光眼鏡 掛けめがね式		¥30,000	非課税	¥31,800		
607遮光眼鏡 矯正機能付き6D未満		¥30,000	非課税	¥31,800		
608遮光眼鏡 矯正機能付き6D以上 10D未満		¥30,000	非課税	¥31,800		
609遮光眼鏡 矯正機能付き10D以上 20D未満		¥30,000	非課税	¥31,800		
610遮光眼鏡 矯正機能付き20D以上		¥30,000	非課税	¥31,800		
611コンタクトレンズ		¥15,400	課税	¥16,940		
612弱視眼鏡 掛けめがね式		¥36,700	非課税	¥38,902		
613弱視眼鏡 掛けめがね式 高倍率 (3倍以上)		¥58,500	非課税	¥62,010		
614弱視眼鏡 焦点調整式		¥17,900	非課税	¥18,974		
		-	-	-		
		-	-	-		
		-	-	-		
		-	-	-		
		-	-	-		

このページの設問は、補装具用眼鏡の利用者向け販売を取り扱っている事業者が対象です。

- 6-4. 障害者総合支援法で基準の補装具として規定される仕様の眼鏡の利用者向け販売価格等について：
 2 修理基準・加算

※令和2年度における利用者向け販売価格についてご記入ください。

項目	(参考)補装具修理項目単価(円)		令和2年度における利用者向け販売価格	
	告示に記載されている価格(基準額)	補装具費事務取扱要領に基づいた比率を乗じた価格 ・消費税非課税品の場合:告示に記載されている価格×100分の106 ・消費税課税品の場合:告示に記載されている価格×100分の110	基準の補装具としての実販売価・単価(円) ※消費税は税込み金額をお書きください。	補装具費制度によらない場合の販売単価(円) ※消費税は税込み金額をお書きください。
修理基準の項目				
1 枠交換	8,000	課税品としてご回答ください 8,800		
2 矯正用レンズ(6D未満)交換	5,100	課税 5,610		
3 矯正用レンズ(6D以上10D未満)交換	6,450	課税 7,095		
4 矯正用レンズ(10D以上)交換	8,400	課税 9,240		
5 遮光矯正用レンズ(6D未満)交換	11,100	非課税 11,766		
6 遮光矯正用レンズ(6D以上10D未満)交換	11,100	非課税 11,766		
7 遮光矯正用レンズ(10D以上)交換	11,100	非課税 11,766		
8 遮光用レンズ交換	11,100	非課税 11,766		
加算項目				
9 乱視の方の場合の加算額 (上記2~8の乱視用でないレンズとの差額)	4,200	課税品としてご回答ください 4,620		

※枠、レンズは1本、1個あたりの単価をご記入ください。

※乱視については、両眼に対応する場合は金額をご記入ください。

6-5 補装具制度における眼鏡の取扱についてのご意見記入欄

補装具における眼鏡の取扱について、ご意見等ございましたらご記入ください。

お忙しいなか調査回答にご協力いただきまして、ありがとうございました。

種別番号について

種別番号	種目	名称	基本構造	基準額(円)	
601	眼鏡	矯正眼鏡	レンズ—プラスチック又はガラス (価格はレンズ2枚1組、枠を含む)	6D未満	17,600
602	眼鏡	矯正眼鏡		6D以上 10D未満	20,200
603	眼鏡	矯正眼鏡		10D以上 20D未満	24,000
604	眼鏡	矯正眼鏡		20D以上	24,000
605	眼鏡	遮光眼鏡	主材料は上と同じ。 (価格はレンズ2枚1組、枠を含む)	前掛式	21,500
606	眼鏡	遮光眼鏡		掛けめがね式	30,000
607	眼鏡	遮光眼鏡		矯正機能付き6D未満	30,000
608	眼鏡	遮光眼鏡		矯正機能付き6D以上 10D未満	30,000
609	眼鏡	遮光眼鏡		矯正機能付き10D以上 20D未満	30,000
610	眼鏡	遮光眼鏡		矯正機能付き20D以上	30,000
611	眼鏡	コンタクトレンズ	主材料—プラスチック (価格はレンズ1枚のものであること)		15,400
612	眼鏡	弱視眼鏡	掛けめがね式		36,700
613	眼鏡	弱視眼鏡	掛けめがね式 高倍率(3倍以上)		58,500
614	眼鏡	弱視眼鏡	焦点調整式		17,900

補装具製作・販売費用実態調査
調査票F07：座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具調査票について

国立障害者リハビリテーションセンター
 我澤 賢之、山崎伸也

※本研究は、厚生労働行政推進調査事業費補助金 障害者対策総合研究事業「補装具費支給制度における種目の構造と基準額設定に関する調査研究」（研究代表者 山崎伸也）を受け行っております。

●事業所名・所在地・ご回答担当者様等について

貴事業所ならびに担当者様についてご記入下さい。

事業所の所在する都道府県名についてご記入下さい。	
ご回答事業者様事業所名	
担当者様ご氏名	
担当者様電話番号	
担当者様メールアドレス	

補装具としての座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具の取扱の有無について、下記のうち該当する項目に○、該当しない項目に×をお書きください。

製作または輸入の取扱がある。

販売の取扱がある。

※1つ以上に○がある場合 → 以下の設問にお答え下さい。

※すべて×である場合 → ご回答いただく箇所はここまでです。ご協力ありがとうございます。お手数ですが、eメールにてご返送ください。

宛先: pri-hosougu@rehab.go.jp

本調査票ですが、下記のように構成されております。

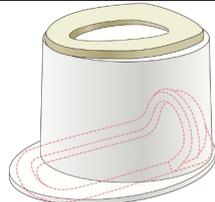
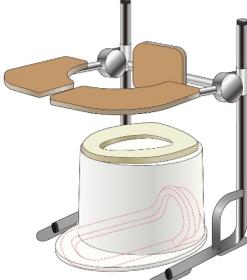
シートの名称	説明
シート ご回答者様について	ご回答者様の情報についてご記入をお願いします。
シート 調査票の構成	このシートです(ご記入は不要です)
シート 7-1 自社製造 障害者総合支援法で基準の補装具として規定される仕様の座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具(自社製造製品)の価格等について	<p>障害者総合支援法による補装具の座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具(以下、座位保持椅子等)(購入項目)を製造されている場合、ご回答をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各行毎に種別・加算項目の組み合わせ一つに対応するようになっております。 ・各行毎に種別(補装具としての座位保持椅子等の種別、加算項目。該当する項目(複数可)に○を記入してください)、名称、卸価格、標準小売価格等を記入してください。
シート 7-2 輸入 障害者総合支援法で基準の補装具として規定される仕様の座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具(輸入製品)の価格等について	<p>障害者総合支援法による補装具の座位保持椅子等(購入項目)を輸入されている場合、ご回答をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各行毎に種別・加算項目の組み合わせ一つに対応するようになっております。 ・各行毎に種別(補装具としての座位保持椅子等の種別、加算項目。該当する項目(複数可)に○を記入してください)、名称、卸価格、標準小売価格等を記入してください。
シート 7-3 利用者向け販売 障害者総合支援法で基準の補装具として規定される仕様の座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具の利用者向け販売価格等について	<p>障害者総合支援法による補装具の座位保持椅子等(購入項目)の利用者向け販売をされている場合、ご回答をお願いします。自社製造・輸入をされている事業所で利用者向け販売も行っている事業所はこちらもご回答ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各行毎に種別・加算項目の組み合わせ一つに対応するようになっております。 ・各行毎に種別(補装具としての座位保持椅子等の種別、加算項目。該当する項目(複数可)に○を記入してください)、型番、名称、補装具としての販売数が占める比率等を記入してください。
シート 7-4 その他	補装具における座位保持椅子等の取扱について、ご意見等ございましたらご記入ください(本設問は自由記入形式となっております)。
シート 種別番号(座位保持椅子等)	補装具費支給制度による座位保持椅子等の分類をコード化した一覧表です。設問7-1~7-3で「種別」欄をご記入の際、ご参照ください。(このシート自体ご記入不要です)

7-4 補装具制度における座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具の取扱いについてのご意見記入欄

補装具における座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具の取扱いについて、ご意見等ございましたらご記入ください。

お忙しいなか調査回答にご協力いただきまして、ありがとうございました。

種別番号について

種別番号	種目	名称	基本構造	基準額(円)	参考図
701	座位保持椅子(児)		機能障害の状況に適合させること。 主材料-木材 アルミニウム管 外装-ニス	24,300	—
701a	座位保持椅子(児)	(加算)机上用の板付き加算追加	701に机上用の板を付けて作成した場合の価格 701の価格に対し、5,600円増し。	5,600	—
701b	座位保持椅子(児)	(加算)軟性の内張付き追加	701に座面に軟性の内張を付して製作した場合の価格 701の価格に対し、5,000円増し。	5,000	—
701c	座位保持椅子(児)	(加算)車載用として製作	車載用として製作した場合の価格(701部分を含む) 701の価格に対し、40,700円増し。	40,700	—
702	頭部保持具(児)		座位保持椅子等に装着して用いるもので、頭部を固定する機能を有するもの。	7,100	—
703	起立保持具(児)		機能障害の状況に適合させること。 箱形とすること。	27,400	—
704a	排便補助具(児)	和式トイレ用座支持部のみ	普通便所で排便が困難な場合に用い、座位排便が容易となるよう機能障害の状況に適合させること。	10,000	
704b	排便補助具(児)	和式トイレ用座支持部に加え、その他の支持部(前腕支持部または背支持部等)を含む	同上	10,000	
704c	排便補助具(児)	洋式トイレ用座支持部のみ	同上	10,000	
704d	排便補助具(児)	洋式トイレ用座支持部に加え、その他の支持部(前腕支持部または背支持部等)を含む	同上	10,000	
704e	排便補助具	その他	同上	10,000	—

補装具製作・販売費用実態調査
調査票 F08：歩行器調査票について

国立障害者リハビリテーションセンター
我澤 賢之、山崎伸也

※本研究は、厚生労働行政推進調査事業費補助金 障害者対策総合研究事業「補装具費支給制度における種目の構造と基準額設定に関する調査研究」（研究代表者 山崎伸也）を受け行っております。

●事業所名・所在地・ご回答担当者様等について

貴事業所ならびに担当者様についてご記入下さい。

事業所の所在する都道府県名についてご記入下さい。	
ご回答事業者様事業所名	
担当者様ご氏名	
担当者様電話番号	
担当者様メールアドレス	

補装具としての歩行器の取扱の有無について、
下記のうち該当する項目に○、該当しない項目に×をお書きください。

製作または輸入の取扱がある。

販売の取扱がある。

修理の取扱がある。

※1つ以上に○がある場合 → 以下の設問にお答え下さい。

※すべて×である場合 → ご回答いただく箇所はここまでです。ご協力ありがとうございます。
お手数ですが、eメールにてご返送ください。

宛先：pri-hosougu@rehab.go.jp

本調査票ですが、下記のように構成されております。

シートの名称	説明
シート ご回答者様について	ご回答者様の情報についてご記入をお願いします。
シート 調査票の構成	このシートです(ご記入は不要です)
シート 8-1 自社製造 障害者総合支援法で基準の補装具として規定される仕様の歩行器(自社製造製品)の価格等について	障害者総合支援法による補装具の歩行器(購入項目)を製造されている場合、ご回答をお願いします。 ・各行毎に種別(補装具としての歩行器の種別)、名称、卸価格、標準小売価格等を記入してください。
シート 8-2 輸入 障害者総合支援法で基準の補装具として規定される仕様の歩行器(輸入製品)の価格等について	障害者総合支援法による補装具の歩行器(購入項目)を輸入されている場合、ご回答をお願いします。 ・各行毎に種別(補装具としての歩行器の種別)、名称、卸価格、標準小売価格等を記入してください。
シート 8-3 利用者向けの販売 障害者総合支援法で基準の補装具として規定される仕様の歩行器の利用者向け販売価格等について	障害者総合支援法による補装具の歩行器(購入項目)の利用者向け販売をされている場合、ご回答をお願いします。自社製造・輸入をされている事業所で利用者向け販売も行っている事業所はこちらもご回答ください。 ・各行毎に種別(補装具としての歩行器の種別)、名称、各種価格等を記入してください。
シート 8-4 修理	障害者総合支援法による補装具の歩行器の修理基準項目にかかる製作・修理・販売の取扱のある場合、ご回答をお願いします。 ・該当項目の価格等を記入してください。
シート 8-5 その他	装具における歩行器の取扱について、ご意見等ございましたらご記入ください(本設問は自由記入形式となっております)。
シート 種別番号(歩行器)	補装具費支給制度による歩行器の分類をコード化した一覧表です。 設問8-1～8-3で「種別」欄をご記入の際、ご参照ください。(このシート自体ご記入不要です)

貴事業所において総合支援法による補装具用歩行器の修理項目に係る製造・輸入・販売のいずれかを取り扱っておられましたら、ご回答をお願いします。

8-4 修理基準

1)補装具費支給制度による補聴器製造・販売について補聴器製造・輸入事業者は、令和2年度における修理・交換実費用ならびに卸価格(販売店への販売単価)を記入ください。

2)利用者向け販売を行っている事業者は、令和元年度における仕入単価、利用者向け販売単価等を記入ください。

※平均的な価格について、お書きください。

項目	製造・輸入		利用者向け販売				
	修理・交換実費用(原価)単価(円)	卸単価(円)	仕入単価(円)	(参考)補装具修理項目単価(円)		基準の補装具としての実販売価格・単価(円)	補装具費制度によらない場合の販売単価(円)
				告示に記載されている価格(基準額)	告示記載の100分の106の価格		
1 キャスター(大)交換				7,400	7,844		
2 キャスター(小)交換				3,700	3,922		
3 腰掛交換				4,850	5,141		
4 肘当交換				7,200	7,632		
5 ブレーキ交換				14,200	15,052		
6 グリップ交換				1,850	1,961		
7 塗装(1回当たり。総塗り替えの場合に限る)				8,500	9,010		

8-5 補装具制度における歩行器の取扱いについてのご意見記入欄

補装具における歩行器の取扱いについて、ご意見等ございましたらご記入ください。

--

お忙しいなか調査回答にご協力いただきまして、ありがとうございました。

種別番号について

種別番号	種目	名称	基本構造	基準額 (円)
801	歩行器	六輪型	前二輪、中二輪、後二輪の六輪車とし、前輪を自在車輪とすること。	63,100
801a	歩行器	六輪型(胸郭支持具若しくは骨盤支持具つき)	801に胸郭支持具若しくは骨盤支持具を付けたものの価格(参考)	63,100
801b	歩行器	六輪型(後方支持型)	801で後方支持型のものの価格(参考)	63,100
802	歩行器	四輪型(腰掛つき)	前二輪、後二輪の四輪車とし、前輪を自在車輪とすること。	39,600
802a	歩行器	四輪型(腰掛つき)(胸郭支持具若しくは骨盤支持具つき)	802に胸郭支持具若しくは骨盤支持具を付けたものの価格(参考)	39,600
802b	歩行器	四輪型(腰掛つき)(後方支持型)	802で後方支持型のものの価格(参考)	39,600
803	歩行器	四輪型(腰掛なし)	上と同じ。	39,600
803a	歩行器	四輪型(腰掛なし)(胸郭支持具若しくは骨盤支持具つき)	803に胸郭支持具若しくは骨盤支持具を付けたものの価格	100,600
803b	歩行器	四輪型(腰掛なし)(後方支持型)	803で後方支持型のものの価格	60,600
804	歩行器	三輪型	前一輪、後二輪の三輪車とし、前輪を自在車輪とすること。	34,000
805	歩行器	二輪型	前二輪、後固定式の脚を有すること。	27,000
806	歩行器	固定型	四脚を有し、使用時に持ち上げて移動させるもの。	22,000
807	歩行器	交互型	四脚を有し、両二脚を交互に移動させるもの。	30,000

補装具製作・販売費用実態調査
調査票F09：歩行補助つえ調査票について

国立障害者リハビリテーションセンター
我澤 賢之、山崎伸也

※本研究は、厚生労働行政推進調査事業費補助金 障害者対策総合研究事業「補装具費支給制度における種目の構造と基準額設定に関する調査研究」（研究代表者 山崎伸也）を受け行っております。

●事業所名・所在地・ご回答担当者様等について

貴事業所ならびに担当者様についてご記入下さい。

事業所の所在する都道府県名についてご記入下さい。	
ご回答事業者様事業所名	
担当者様ご氏名	
担当者様電話番号	
担当者様メールアドレス	

補装具としての歩行補助つえの取扱の有無について、
下記のうち該当する項目に○、該当しない項目に×をお書きください。

製作または輸入の取扱がある。

販売の取扱がある。

修理の取扱がある。

※1つ以上に○がある場合 → 以下の設問にお答え下さい。

※すべて×である場合 → ご回答いただく箇所はここまでです。ご協力ありがとうございます。
お手数ですが、eメールにてご返送ください。

宛先：pri-hosougu@rehab.go.jp

本調査票ですが、下記のように構成されております。

シートの名称	説明
シート ご回答者様について	ご回答者様の情報についてご記入をお願いします。
シート 調査票の構成	このシートです(ご記入は不要です)
シート 9-1 自社製造 障害者総合支援法で基準の補装具として規定される仕様の歩行補助つえ(自社製造製品)の価格等について	障害者総合支援法による補装具の歩行補助つえ(購入項目)を製造されている場合、ご回答をお願いします。 ・各行毎に一つの品に対応するようになっていきます。 ・各行毎に種別(補装具としての歩行補助つえ等の種別)、名称、卸価格、標準小売価格等を記入してください。
シート 9-2 輸入 障害者総合支援法で基準の補装具として規定される仕様の歩行補助つえ(輸入製品)の価格等について	障害者総合支援法による補装具の歩行補助つえ(購入項目)を輸入されている場合、ご回答をお願いします。 ・各行毎に一つの品に対応するようになっていきます。 ・各行毎に種別(補装具としての歩行補助つえ等の種別)、基本構造以外の構造(夜光材・外装)、名称、卸価格、標準小売価格等を記入してください。
シート 9-3 利用者向け販売 障害者総合支援法で基準の補装具として規定される仕様の歩行補助つえの価格等について	障害者総合支援法による補装具の歩行補助つえ(購入項目)の利用者向け販売をされている場合、ご回答をお願いします。自社製造・輸入をされている事業所で利用者向け販売も行っている事業所はこちらもご回答ください。 ・各行毎に一つの品に対応するようになっていきます。 ・各行毎に種別(補装具としての歩行補助つえの種別)、基本構造以外の構造(夜光材・外装)、名称、各種価格等を記入してください。
シート 9-4 修理	障害者総合支援法による補装具の歩行補助つえの修理基準項目にかかる製作・修理・販売の取扱のある場合、ご回答をお願いします。 ・該当項目の価格等を記入してください。
シート 9-5 その他	補装具における歩行補助つえの取扱について、ご意見等ございましたらご記入ください(本設問は自由記入形式となっております)。
シート 種別番号(歩行補助つえ)	補装具費支給制度による歩行補助つえの分類をコード化した一覧表です。設問9-1～9-3で「種別」欄をご記入の際、ご参照ください。(このシート自体ご記入不要です)

貴事業所において総合支援法による補装具用歩行器の修理項目に係る製造・輸入・販売のいずれかを取り扱っておられましたら、ご回答をお願いします。

9-4 修理基準

- 1)補装具費支給制度による補聴器製造・販売について補聴器製造・輸入事業者は、令和2年度における修理・交換実費用
- 2)利用者向け販売を行っている事業者は、令和元年度における仕入単価、利用者向け販売単価等を記入ください。

※平均的な価格について、お書きください。

項目	製造・輸入事業者		利用者向け販売事業者				
	修理・交換実費用 (原価)単価(円)	卸単価 (円)	仕入単価 (円)	(参考)補装具修理 項目単価(円)		基準の補装具として の実販売価格・ 単価(円)	補装具費 制度によらない場 合の販売 単価(円)
				告示に記載されて いる価格 (基準額)	告示記載 の100分 の106の 価格		
1 脇当交換				1,450			
2 凍結路面用滑り止め(非ゴム系)交換				1,000			

9-5 補装具制度における歩行補助つえの取扱いについてのご意見記入欄

補装具における歩行補助つえの取扱いについて、ご意見等ございましたらご記入ください。

--

お忙しいなか調査回答にご協力いただきまして、ありがとうございました。

種別番号について

種別番号	種目	名称	基本構造	基準額 (円)
901	歩行補助つえ	松葉づえ(木製) A普通型	主体—木材(十分な強度を有するもの) 脇当—スポンジ又はウレタン製の枕 皮革、人工皮革又は布製のカバー	3,300
902	歩行補助つえ	松葉づえ(木製) B伸縮型	外装—ニス塗装 価格は1本当たりのものであること	3,300
903	歩行補助つえ	松葉づえ(軽金属製) A普通型	主体—軽金属 脇当—合成軟質樹脂 握り部分—合成軟質樹脂	4,000
904	歩行補助つえ	松葉づえ(軽金属製) B伸縮型	外装—塗装なし 価格は1本当たりのものであること	4,500
905	歩行補助つえ	カナディアン・クラッチ	主体—アルミニウム、鋼管 上部4段間隔以上、下部9段間隔以上の調節装置を付けるものとする。 腕支持器—アルミニウム鋳物 およびステンレス鋼板 握り部分—アルミニウム鋳物およびゴム 外装—塗装なし 価格は1本当たりのものであること	8,000
906	歩行補助つえ	ロフストランド・クラッチ	カナディアン・クラッチに準ずる。 価格は1本当たりのものであること	8,000
907	歩行補助つえ	多点杖	つえの下部に三本以上の脚を有するもの。価格は1本当たりのものであること 主体—軽金属 外装—塗装なし	6,600
908	歩行補助つえ	プラットフォーム杖	カナディアン・クラッチに準ずる 価格は1本当たりのものであること	24,000

補装具製作・販売費用実態調査
調査票 F 1 0 : 重度障害者用意思伝達装置（販売店対象）について

国立障害者リハビリテーションセンター研究所
我澤 賢之、山崎伸也

※本研究は、厚生労働行政推進調査事業費補助金 障害者対策総合研究事業「補装具費支給制度における種目の構造と基準額設定に関する調査研究」(研究代表者 山崎伸也)を受け行っております。

●事業所名・所在地・ご回答担当者様等について

貴事業所ならびにご回答いただく担当者様についてご記入下さい。

事業所の所在する都道府県名についてご記入下さい。	
ご回答事業者様事業所名	
担当者様ご氏名	
担当者様電話番号	
担当者様メールアドレス (メールご使用の場合)	

補装具としての重度障害者用意思伝達装置の利用者向け販売取扱いの有無について、下記のうち該当する項目に○、該当しない項目に×をお書きください。

利用者向け販売の取扱いがある。

※○の場合 → 以下の設問にお答え下さい。

※×の場合 → ご回答いただく箇所はここまでです。ご協力ありがとうございます。
お手数ですが、eメールにてご返送ください。

宛先: pri-hosougu@rehab.go.jp

本調査票ですが、下記のように構成されております。

シートの名称	説明
シート ご回答者様について	ご回答者様の情報についてご記入をお願いします。
シート 調査票の構成	このシートです(ご記入は不要です)
シート 10-1 販売	障害者総合支援法による補装具の重度障害者用意思伝達装置に販売を取り扱われている場合、ご回答をお願いします。 ・該当機種名、価格等を記入してください。
シート 10-2 修理	障害者総合支援法の修理基準項目にかかる製作・修理・販売の取扱のある場合、ご回答をお願いします。 ・該当項目の価格等を記入してください。
シート 10-3 その他	補装具における重度障害者用意思伝達装置の取扱について、ご意見等ございましたらご記入ください(本設問は自由記入形式となっております)。
シート 種別番号(重度障害者用意思伝達装置)	補装具費支給制度による重度障害者用意思伝達装置の分類をコード化した一覧表です。設問10-1で「種別」欄をご記入の際、ご参照ください。(このシート自体ご記入不要です)

貴事業所において総合支援法による補装具の重度障害者用意思伝達装置の修理基準項目の製作・修理・販売がある場合、ご回答ください。

10-2 修理基準

令和2年度における仕入単価および販売価格等をご記入ください。

項目	利用者向け販売事業者				
	仕入単価 (円)	(参考)補装具修理 項目単価(円)		基準の補 装具とし ての実販 売価格・ 単価(円)	補装具費 制度によ らない場 合の販売 単価(円)
		告示に記 載されて いる価格 (基準額)	告示記載 の100分 の106の 価格		
1 本体修理		50,000	53,000		
2 固定台(アーム式又はテーブル置き式)交換		30,000	31,800		
2 固定台(自立スタンド式)交換		50,820	53,869		
3 入力装置固定具交換		30,000	31,800		
4 呼び鈴交換		20,000	21,200		
5 呼び鈴分岐装置交換		30,000	31,800		
6 接点式入力装置(スイッチ)交換		10,000	10,600		
7 帯電式入力装置(スイッチ)交換		40,000	42,400		
8 帯電式入力装置(スイッチ)交換 (タッチ式入力装置込み)		50,000	53,000		
9 帯電式入力装置(スイッチ)交換 (タッチ式入力装置込み+ピンタッチ式先端部込み)		56,300	59,678		
10 筋電式入力装置(スイッチ)交換		80,000	84,800		
11 光電式入力装置(スイッチ)交換		50,000	53,000		
12 呼気式(吸気式)入力装置(スイッチ)交換		35,000	37,100		
13 圧電素子式入力装置(スイッチ)交換		38,000	40,280		
14 空気圧式入力装置(スイッチ)交換		38,000	40,280		
15 視線検出式入力装置(スイッチ)交換		180,000	190,800		
16 遠隔制御装置交換		21,000	22,260		

10-3 補装具制度における重度障害者用意思伝達装置の取扱いについてのご意見記入欄

補装具における重度障害者用意思伝達装置の取扱いについて、ご意見等ございましたらご記入ください。

お忙しいなか調査回答にご協力いただきまして、ありがとうございました。

種別番号について

種別番号	種目	名称	基本構造	基準額 (円)
1001	重度障害者用意思伝達装置	文字等走査入力方式	ソフトウェアが組み込まれた専用機器であること。	143,000
1002	重度障害者用意思伝達装置		ソフトウェアが組み込まれた専用機器であること。(簡易な環境制御機能が付加されたもの)	191,000
1003	重度障害者用意思伝達装置		ソフトウェアが組み込まれた専用機器であること。(高度な環境制御機能が付加されたもの)	450,000
1004	重度障害者用意思伝達装置		ソフトウェアが組み込まれた専用機器であること。(通信機能が付加されたもの)	450,000
1005	重度障害者用意思伝達装置	生体現象方式	生体信号の検出装置及び解析装置	450,000

厚生労働行政推進調査事業費補助金（障害者政策総合研究事業） 分担研究報告書

新型コロナウイルス感染症の義肢・装具製作事業への影響

研究分担者 我澤 賢之（国立障害者リハビリテーションセンター研究所）

研究要旨 義肢・装具製作事業者を対象に調査票調査を実施し、新型コロナウイルス感染症が特に義肢・装具の受注や賞与等に与えた影響を明らかにすることを目的とする。

調査の結果からは、受注件数、受注金額、1人あたり特別給与等ともに、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたと思われる2020年は、2018年、2019年に比べ平均的には減少の傾向が見られた。事業所あたりの平均受注件数は（各年4、5、9、10月数値）2018年→2020年、2019年→2020年ともに12%台の減少であった。これに対し、同平均受注金額は2018年→2020年が11%の減少、2019年→2020年が6%の減少であった。1人あたり特別給与等平均値の2018年→2020年は6%台の減少、2019年→2020年は10%前後の減少であった。

また、その背景に患者の減少（整形受診者の減少、感染・クラスター発生等による病院閉鎖）や患者の支払・立て替え上の課題、感染対策費用の発生など新型コロナウイルス感染症の影響と思われる事由があることが示唆された。また、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金についても、義肢装具士は、申請に手間を要したり、申請ができない場合がある等、課題があることがわかった。

A. 研究目的

2020年以降、国内でも新型コロナウイルス感染症が広まり、社会活動のさまざまな場面でその影響が見られた。補装具の製作事業においても同様のことが想定される。このことが、補装具の供給事業にどのように影響するかを把握することは、それ自体有用であるだけでなく、今後各種目の作業人件費単価の調査等を行った際、コロナウイルス感染症の影響をどう評価するか考えるうえでも重要な基礎データとなる。そこで、義肢・装具製作事業者を対象に調査票調査を実施し、新型コロナウイルス感染症が特に義肢・装具の受注や賞与等に与えた影響を明らかにすることを目的とする。

B. 研究方法

2020年12月に日本義肢協会会員（全263社）を対象に調査票を発送し、下記について回答を求めた。実施時期は2020年12月～2021年1月である。

- ・過去3年間（2018年、2019年、2020年）のそれぞれ、4、5、9、10月における義肢・装具の受注件数、受注金額。
- ・過去3年間（2018年、2019年、2020年のそれぞれ5月1日を含む会計年度）の特別給与等金額（賞与等の金額）。
- ・新型コロナウイルス感染症の事業者への影響（自由記述）
- ・補装具の価格制度について（自由記述）

配布方法は紙の調査票の郵送を基本とし、併せて日本義肢協会事務局を通じ、同協会に電子メールアドレスを登録している事業所についてはExcel ファイル版の調査票を配布した、回収については、事業者には紙の調査票の郵送、もしくはExcel ファイルのメールでの返送を選択してもらった（ただし、後者を推奨）。

（倫理面について）

本研究では個人を特定しうる情報を含むデータは使用しない。なお、本研究に、開示すべき利益相反（COI）に関する情報はない。

C. 研究結果

調査票の配布数 263 に対し返送数は 196、うち調査対象外（障害者総合支援法による義肢・装具の扱いが共がない）としたものが 4、残りが 192、実質的な回収率は 74.1%（ $=192 \div (263-4)$ ）であった。

C-1 受注件数・金額

事業所あたりの受注件数・金額の平均値の結果を表 1 に示す。受注件数・受注金額の数値は 2018 年、2019 年、2020 年の各年について 4、5、9、10 月を合計した値を示している。なお当該数値は、更生用、治療用、その他自費等の別は問わないこととした¹。また受注金額は当該月に発生した受注に対応した金額を対象とした²。平均値の算出に当たっては、該当する最大値・最小値を一つずつ除いて計算している。

平均受注件数は、義肢・装具合わせて 2018 年→2020 年、2019 年→2020 年、ともに 12%台の減少であった。これに対し、平均受注金額は 2018 年→2020 年が 10.7%の減少、2019 年→2020 年が 5.9%の減少とともに減少であったものの、その変化率の幅は受注件数ほど大きくはなかった。内訳で見

ると、義肢については製作・修理とも平均受注金額が増加しているものの装具製作の減少幅が大きく、全体では減少となった。

C-2 特別給与等の金額

事業所単位で算出した 1 人あたり特別給与等金額の平均値を表 2 に示す。金額は、法定福利費の事業主負担分を含んだものである。列項目の期間（年）については、事業所ごとに会計年度の取扱が異なるため、2018 年、2019 年、2020 年の各年の 5 月 1 日を含む会計年度にかかる数値を回答してもらった。平均値の算出に当たっては、事業所単位の 1 人あたり賞与等から最大値・最小値を一つずつ除き、事業所間平均を計算した。なお、数値を集計する区分として、(a)有効回答全数、(b)3 期間すべて回答のあったもののみ、(c) (b)のうち、会計期間期首が 10 月であるものを除いた数値の 3 種類を示している。このうち(c)は、調査票の補足説明において、10 月 1 日が会計期間期首である場合の対象期間の例示説明が誤っており「該当年の 5 月 1 日を含む」という基準と矛盾する例示になっていたことを踏まえ、10 月が期首となる事業所の数値を除いたものを算出したものである。

1 人あたり特別給与等平均値の 2018 年→2020 年は 3 種類の集計とも 6%台の減少となっている。2019 年→2020 年は 10%前後の減少(-8.4%~-11.1%)と変化幅が大きくなっている。2018 年→2019 年にいったん 1 人になっている。2019 年→2020 年は 10%前後の減少(-8.4%~-11.1%)と変化幅が大きくなっている。2018 年→2019 年にいったん 1 人あたり特別給与等平均値が増加したものが 2020 年にはその増加分以上に減少したことを示している。

¹ ただし、調査対象要件として、障害者総合支援法による義肢または装具の扱いがあることとしている。

² それゆえ、実際に請求・入金があった月とは必ずしも一致しない。また該当金額が未確定の場合は予定額に基づき記入してもらっている。

表1 事業所あたりの受注件数・金額について

	回答数	2018年	2019年	2020年
各年4、5、9、10月に生じた受注について				
受注件数(件)				
製作				
義肢	(158)	22	22	19
装具	(174)	1,431	1,445	1,256
修理				
義肢	(146)	11	11	10
装具	(163)	74	76	68
合計		1,538	1,554	1,353
2018年→2020年変化率				-12.0%
2019年→2020年変化率				-12.9%
受注金額(円)				
製作				
義肢	(156)	635,017	602,487	627,543
装具	(180)	5,514,104	5,248,471	4,849,086
修理				
義肢	(142)	135,478	107,033	132,090
装具	(162)	30,565	34,787	30,515
合計		6,315,164	5,992,777	5,639,234
2018年→2020年変化率				-10.7%
2019年→2020年変化率				-5.9%

※当該設問の有効回答事業所はすべて、3期間とも回答があった。

括弧のない数値は、該当会計期間における事業所1か所あたりの数値である。該当する最大値・最小値を一つずつ除き、事業所間平均を算出している。

表2 1人あたり特別給与等金額の事業所平均

	(単位:円/人)		
	2018年	2019年	2020年
(a) 有効回答全数	574,389 (164)	606,604 (163)	539,380 (164)
2018年→2020年変化率			-6.1%
2019年→2020年変化率			-11.1%
(b) 3期間すべて回答のあったもののみ	579,174 (162)	607,311 (162)	541,144 (162)
2018年→2020年変化率			-6.6%
2019年→2020年変化率			-10.9%
(c) (b)のうち、会計期間期首が10月であるものを除いた数値(※)	600,900 (136)	615,381 (136)	563,558 (136)
2018年→2020年変化率			-6.2%
2019年→2020年変化率			-8.4%

各年の列は、各事業所における該当年の5月1日を含む会計期間にかかる回答を集計したものであることを示す。

括弧のない数値は、該当会計期間における一人あたり賞与等である。事業所単位の一人あたり賞与等から最大値・最小値を一つずつ除き、事業所間平均を算出している。

括弧内は該当回答数。

※調査票の補足説明において、10月1日が会計期間期首である場合の対象期間の例示説明が誤っていたことを踏まえ、10月が期首となる事業所の数値を除いたものを算出した。

C-3 新型コロナウイルス感染症の事業者への影響（自由記述）

主な回答として下記が見られた（いくつかの類似記載をまとめたり、文体・表記の調整など適宜編集を加えた）。

<受注の減少について>

- ・病院の整形の受診が減少したり、感染・クラスター発生等により病院が閉鎖したりした影響を受け、そこからの受注が減少した、あるいはなくなった。

<代金の受け取りについて>

- ・入院中の患者の装具作製時、家族との面会が禁止されていることや、患者の経済状況の厳しさ

等により、入金の後れなど影響が生じ、資金繰りが大変である。

- ・コロナウイルスの影響で、医師の処方があるが立て替え払いが出来なく装具の作製が出来ない方（治療用や労災保険も含む）が出てきている。

<その他の患者への対応について>

- ・採型や仮合わせに公共交通機関で外出するのが難しいため、事業者が自宅訪問する機会が増えた。
- ・(前項と逆に)患者の自宅対応が難しくなり、患者に迷惑をかける形になった。

- ・装具診療も遠隔診療で出来るようになれば患者様へのケアも充実するのでは。

<特別給与について>

- ・売り上げ減少により賞与の減額も考えたが、「従業員の生活のこともあり、今期は減額せず、来期は売り上げにより賞与の減額もあり得る」と従業員につたえた。
- ・モチベーションを下げないようにするために、借り入れをして特別給与は通常通り支給した。
- ・全社員の給与は何もいじらず全額支給している。

<事業所における新型コロナウイルス対応等について>

- ・感染対策により通常では行っていない感染予防の為に必要な様々な物品購入に対しての経費や、感染予防に時間を必要とした。
- ・従業員が感染し、営業に大きな損失が生じた。

<新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金について>

- ・義肢装具士が、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金について医療機関を経て代理申請してもらった事務手続きが大変だった、あるいは遠慮が生じ手続きに至っていない場合があった。病院との医療契約書が交わされていない等により、申請できない場合もあった。

<その他>

- ・判定については、ユーザーが障害により健康に不安にある方や基礎疾患のある方が多いので、わざわざ大人数で集まって確認しなければならない内容ではないと感じる。判定に向かう移動の時間、待機時間等コストに対し、義肢装具士がその場で立ち会って確認される事項の重要性を感じないし、大概のことは、メール・電話・Web で解決できるもので必要性のある場合を除いて東京都のようなマスターカードを取

り入れてほしいと思う。

- ・地域によって影響が大きかった時期が異なる。
- ・BCP 強化が業界内で遅れている印象を受ける。
- ・不要不急の外出を避けるように国が推奨しているが 義肢装具の還付申請するために役所でむいて手続きをしている。義肢装具製作者に対して委任払いをして外出を極力避けるようにするべきではないか。
- ・コロナの関係で病院、クリニック等で余裕を持った予約制をとるところがあり、義肢装具士の病院等での滞在時間が長くなった場合がある。

C-4 補装具の価格制度について（自由記述）

<障害者総合支援法による補装具費支給制度について>

- ・価格設定が低い。特に義足の場合、完成及び完成後のメンテナンスがかかり、価格に合わない。
- ・オーダーメイドの装具の価格帯をUPしてほしい。
- ・検収時の価格加算を検討してもらいたい。
- ・出張費の価格加算や調整費を検討してもらいたい（すべての自宅出向に対しては難しいと思うが、福祉保険センターの依頼、あるいは更生相談所、中核になる病院等の依頼の場合には出張費等の加算ができる制度を望む、とするコメントもあった）。
- ・義肢装具士業務を対価化してほしい。
- ・患者の装具代金の全額立て替えが難しく、装具作製を中止する事案が増えている。
- ・製作要素等の価格改正が3年に1度では物価の変動に対応できかねる。
- ・新しい採型材料・方法を用いて採型・採寸を行う場合の価格に対応してほしい。
- ・基本価格項目・製作要素を拡充してほしい。加算要素を細分化してほしい（ベッド上など特殊状況での採型に加算、など）。
- ・業務を目に見える形で対価化してほしい。係数も大切だが、項目をどうするかが重要。
- ・新商品が早く完成用部品に記載されることを希

望する。

- ・価格設定や手続きが自治体によって異なり、混乱することがある。
- ・償還払い方式でなく病院診療と同じようにレセプトにて請求できるようになれば患者負担が軽くなるため、支払できない為に装具作製を諦める方が少なくなるのではないかと考える。
- ・一部の会社では非常勤の職員を解雇したとの話も聞く。
- ・定義の曖昧さがあるため解釈が大きくわかる点があるかと思う。
- ・同じ作りの装具でも会社によって構成要素が違うというのが難しいという声を役所の方から聞く機会が何度かあった。どの程度違っているのか、確認はとれなかったが少しでもすり合わせが出来る機会や資料があれば製作会社も助かると思う。当社の場合はテクノエイド協会が発行している書籍を利用しているが、実際に作るものに該当しない部分もあるので、手探りな感じがあるような気がする。
- ・既製品の価格を完成用部品の項目に入れて、その項目だけ取れば良いのではないか。
- ・意思伝達装置の価格について、スイッチの選定やコンピューターの設定、メンテナンスに大きな手間がかかる。必ず遠くでも自宅に訪問しなくては行けない。病院と自宅と機器の移動も必要である。パソコンも、しょっちゅう電源 ON のため破損する。そのことを算定価格に考慮して利益が出るようにしてほしい。
- ・借受けにしても給付の適合判定より簡略化して、早くし許可してほしい。貸与のメリットがない。

<他制度等>

- ・治療用装具では、同一製品が同一価格で取り扱われないことがよくある。国家資格の持った義肢装具士のプロが価格について都合よく解釈し、価格を決めているのはおかしい。義肢装具の教育の中で、価格や明細事項の解釈について

の授業を導入して頂きたい。

- ・長年に渡り、既製品における採型・採寸料のとらえ方が、国保、社保、組合、または各市町村によっても相違があり対応に苦慮していることから、難しい問題ではあるが、統一性がもたれることを希望する。
- ・療養費支終制度において、国保、労災においても立て替え費用のない人がいる。
- ・(治療用に対して) 委任請求が出来るようお願いしたい。
- ・治療上の必要性と効果と禁忌事項等の説明について費用を設定してほしい。
- ・補装具ではない日常生活用具に含まれた頭部保護帽の価格設定で補高や改造、修理価格の基準がない。また各自治体で認められる価格がバラバラで見積書の差し替えが多く、事務的に面倒である。
- ・補装具価格をベースに治療用装具価格/項目を別に設定すべきではないかと思う(リメンビューゲルなど障害者用ではないものが含まれ治療用装具に配慮している一方、熱傷用圧迫帯など治療用だが項目には無いものもありアップデートされていない感がある)。
- ・既製品の価格改正の進捗状況を協会員が把握できるシステムがあれば教えていただきたい。

D. 考察

- ・受注件数、受注金額、1人あたり特別給与等ともに、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたと思われる2020年は、2018年、2019年に比べ平均的には減少の傾向が見られた。
- ・受注に関しては、その背景に病院における患者の減少(整形受診者の減少、感染・クラスター発生等による病院閉鎖)が考えられる。また、患者の代金の立て替え・支払い困難による製作取りやめなどの影響などもあった可能性がある。
- ・特別給与等については、自由記述で金額を減ら

さなかつたとする回答が見られた一方で、平均的には金額の減少があった。背景として、受注の減少のほか、コロナの影響による対策費用が増える、事例により患者の自宅訪問が増えるといった費用の増加、代金の入金が遅れ等があったことが推察される。なお、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金についても、義肢装具士は申請に手間を要したり、申請ができない場合があることがわかった。

- ・補装具に関する制度についても、現状にあった価格体系・価格水準、出張や調整に要する費用の制度化を希望する、患者にとって補装具台の立て替えが困難な場合があるなど、自由記述回答が複数見られた。これらの事項のうちのいくつかは、新型コロナウイルス感染症の影響で事業者のやりくりがより困難になる方向に作用すると考えられる。

E. 結論

受注件数、受注金額、1人あたり特別給与等ともに、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたと思われる2020年は、2018年、2019年に比べ平均的には減少の傾向が見られた。事業所あたりの平均受注件数は（各年4、5、9、10月数値）2018年→2020年、2019年→2020年ともに12%台の減少であった。これに対し、同平均受注金額は2018年→2020年が11%の減少、2019年→2020年が6%の減少であった。1人あたり特別給与等平均値の

2018年→2020年は6%台の減少、2019年→2020年は10%前後の減少であった。

また、その背景に患者の減少（整形受診者の減少、感染・クラスター発生等による病院閉鎖）や患者の支払・立て替え上の課題、感染対策費用の発生など新型コロナウイルス感染症の影響と思われる事由があることが示唆された。また、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金についても、義肢装具士は、申請に手間を要したり、申請ができない場合がある等、課題があることがわかった。

F. 健康危険情報

（なし）

G. 研究発表

（なし）

H. 知的財産権の出願・登録状況（予定を含む）

（なし）

義肢・装具製作状況実態調査
調査票：新型コロナウイルス感染症の事業への影響（受注・入金・賞与等について）

国立障害者リハビリテーションセンター研究所
我澤 賢之

※本研究は、厚生労働行政推進調査事業費補助金 障害者対策総合研究事業「補装具費支給制度における種目の構造と基準額設定に関する調査研究」（研究代表者 山崎伸也）を受け行っております。

●事業所名・所在地・ご回答担当者様等について

貴事業所ならびにご回答いただく担当者様についてご記入下さい。

事業所の所在する都道府県名についてご記入下さい。	
ご回答事業者様事業所名	
担当者様ご氏名	
担当者様電話番号	
担当者様メールアドレス (メールご使用の場合)	

下記の補装具の取扱の有無について、
 条件に該当する項目に○、該当しない項目に×をお書き下さい。

義肢	障害者総合支援法による義肢の取扱のある事業所様	<input style="width: 80%;" type="text"/>
装具	障害者総合支援法による装具の取扱のある事業所様	<input style="width: 80%;" type="text"/>

※1つ以上に○がある場合 → 以下の設問にお答え下さい。

※すべて×である場合 → ご回答いただく箇所はここまでです。ご協力ありがとうございます。
 お手数ですが、同封の返信用封筒もしくはeメールにてご返送ください。

●I 毎月の義肢・装具にかかる受注について:

記入対象期間 2018年11月～2020年10月

各月に発生した、新調、修理の受注件数と、その案件に対応した金額をお書きください。

※更生用、治療用、その他自費等の別は問いません。

※「金額」が未確定の場合は、予定額に基づきご記入ください。

1. 新調

	義肢			装具		
	受注			受注		
	件数 (件)	金額 (千円)	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)	金額 (千円)
2018年	4月					
	5月					
	9月					
	10月					
2019年	4月					
	5月					
	9月					
	10月					
2020年	4月					
	5月					
	9月					
	10月					

2. 修理

	義肢			装具		
	受注			受注		
	件数 (件)	金額 (千円)	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)	金額 (千円)
2018年	4月					
	5月					
	9月					
	10月					
2019年	4月					
	5月					
	9月					
	10月					
2020年	4月					
	5月					
	9月					
	10月					

●II【特別給与】新型コロナウイルスの特別給与等金額(賞与等の金額)の支給額への影響について

記入対象期間 (1) 2020年5月1日を含む貴事業所の会計期間ならびに (2) 2019年5月1日を含む貴事業所の会計期間、 (3) 2019年5月1日を含む貴事業所の会計期間
 例) 会計期間が 1月1日～12月31日の事業所の場合 記入対象期間は (1) 2020年1月1日～2020年12月31日 (2) 2019年1月1日～2019年12月31日 (3) 2018年1月1日～2018年12月31日
 会計期間が 4月1日～3月31日の事業所の場合 記入対象期間は (1) 2020年4月1日～2021年3月31日 (2) 2019年4月1日～2020年3月31日 (3) 2018年4月1日～2019年3月31日
 会計期間が 5月1日～4月30日の事業所の場合 記入対象期間は (1) 2020年5月1日～2021年4月30日 (2) 2019年5月1日～2020年4月30日 (3) 2018年5月1日～2019年4月30日
 会計期間が 5月2日～5月1日の事業所の場合 - 記入対象期間は (1) 2019年5月2日～2020年5月1日 (2) 2018年5月2日～2019年5月1日 (3) 2017年5月2日～2018年5月1日
 会計期間が 10月1日～9月30日の事業所の場合 記入対象期間は (1) 2020年10月1日～2021年9月30日 (2) 2019年10月1日～2020年9月30日 (3) 2018年10月1日～2019年9月30日

会計期間の開始月日 月 日

該当する会計期間に支払った特別給与等 (毎月決まって支給する対象ではない賞与等、註3参照) の支給対象者数、金額等についてご記入ください。
 支給済みの会計期間については実人数・実金額を、まだ全額を支給していない会計期間については予定の人数・金額をご記入ください。

※対象者、対象支給がない場合は該当欄を空欄にせず「0」をご記入ください。

1. 支給対象に該当する 経営者・従業員の数 ※該当する方の人数 単位：人	2. 支給された特別給与等金額(註3) ※毎月支払われる給与等は含まれません。註3をご参照ください。 2a 特別に支払われ た給与 (税引前) ※該当する方全員の支給額の合計値 単位：円	2b 法定福利費の事 業主負担分 (註4) 単位：円

A 新型コロナウイルスの影響を受けたと思われる期：

(1) 2020年5月1日が含まれる会計期間

全額支給済みの場合、実際の人数・金額をご記入ください。まだ全額を支給していない場合、予定の人数・金額をご記入ください。

1. 所定内労働時間週20時間以上の方について

義肢または装具、座位保持装置の製作・営業に従事する経営者 (註1、註2)			
義肢または装具、座位保持装置の製作・営業に従事する経営者ではない方 (註2)			
2. 所定内労働時間週20時間未満の方について			
義肢または装具、座位保持装置の製作・営業に従事する経営者 (註1、註2)			
義肢または装具、座位保持装置の製作・営業に従事する経営者ではない方 (註2)			

B 新型コロナウイルスの影響を受ける前と思われる期：

(2) 2019年5月1日が含まれる会計期間

実際の人数・金額をご記入ください。

1. 所定内労働時間週20時間以上の方について

義肢または装具、座位保持装置の製作・営業に従事する経営者 (註1、註2)			
義肢または装具、座位保持装置の製作・営業に従事する経営者ではない方 (註2)			
2. 所定内労働時間週20時間未満の方について			
義肢または装具、座位保持装置の製作・営業に従事する経営者 (註1、註2)			
義肢または装具、座位保持装置の製作・営業に従事する経営者ではない方 (註2)			

(3) 2018年5月1日が含まれる会計期間

実際の人数・金額をご記入ください。

1. 所定内労働時間週20時間以上の方について

義肢または装具、座位保持装置の製作・営業に従事する経営者 (註1、註2)			
義肢または装具、座位保持装置の製作・営業に従事する経営者ではない方 (註2)			
2. 所定内労働時間週20時間未満の方について			
義肢または装具、座位保持装置の製作・営業に従事する経営者 (註1、註2)			
義肢または装具、座位保持装置の製作・営業に従事する経営者ではない方 (註2)			

註1 経営・事務専従の方は含みません。

註2 座位保持装置事業と車いす事業との間で、切り分けが困難な場合は、車いす事業を含めた数値をご記入ください。

註3 特別に支払われた給与： 労働協約、就業規則等によらず、一時的又は突発的事由に基づき労働者に支払われた給与又は労働協約、就業規則等によりあらかじめ支給条件、算定方法が定められている給与で以下に該当するもの。(1) 夏の賞与、期末手当等の一時金 (2) 支給事由の発生が不定期なもの (3) 3か月を超える期間で算定される手当等 (6か月分支払われる通勤手当等) (4) いわゆるベースアップの差額

註4 法定福利費の事業主負担分： 健康保険料 (介護保険料を含む)、厚生年金保険料 (子ども・子育て拠出金を含む)、労災保険料、雇用保険料の事業主負担分の金額をお書きください。

●各種社会保険適用の有無

下記の社会保険のなかで事業所で保険料を支払っていらっしゃるものに○印を、支払っていらっしゃらないものに×印をご記入ください。

健康保険	
厚生年金保険	
労災保険	
雇用保険	

●III その他

III-1 今回の新型コロナウイルス感染症の事業への影響につき、特記すべきこと等ございましたらご記入下さい。

(本問は自由記入形式です。)

III-2 補装具の価格制度について、ご意見等ございましたらご記入下さい。

(本問は自由記入形式です。)

ご回答いただく設問はここまでです。ご協力どうもありがとうございました。

厚生労働行政推進調査事業費補助金（障害者政策総合研究事業）
分担研究報告書

座位保持装置の基本工作法に関する調査研究

研究分担者 白銀 暁 国立障害者リハビリテーションセンター研究所

研究協力者 我澤賢之 国立障害者リハビリテーションセンター研究所

研究要旨

座位保持装置は、独力で姿勢維持が困難な者にとって重要な補装具の一つである。その価格算定のため、「基本工作法」として製作方法が定められているが、その制定から長い年月を経て現状と乖離してきている可能性が懸念された。本研究は、将来的にそれを埋めるための改定内容を取り纏めることを大きな目標に、その前段として予備的な情報収集を行った。現行の座位保持装置の製作工程を明らかにする方法として、座位保持装置の製作研修のビデオ撮影による作業分析を試み、400を超える作業から工程を取り纏めた。さらに、製作方法が多様化した現在、唯一つの工程に絞り込むことは困難であることから、関係者との意見交換などを踏まえて、4パターン+ α に分ける方法を試案した。これらは、まだ情報や検討の不足する部分も多いが、今後のさらなる検討のための資料となり得る。将来、基本工作法を見直して価格算定に役立てるためには、製作事業者らとの協議等によってこれを確定させ、それぞれについて実際の製作場面の作業分析を行って作業手順や内容、所要時間、使用素材等を割り出していくこと必要があると考えられた。

A. 研究目的

姿勢保持が独力で困難な者にとって座位保持装置は重要な補装具の一つであり、その安定した供給は利用者の自立や社会参加を支える上できわめて重要である。補装具費支給制度の元、その製作方法が「基本工作法」として定められ、購入するための費用にも基準が定められているが、長い年月を経て、現状からは乖離してきている可能性が懸念された。本研究では、その乖離について確認するとともに、将来的にそれを埋めるための改定内容を取り纏めることを大きな目標に、予備的な情報収集を行うことを目的とした。特に、製作工程である「基本工作法」に着目し、調査と意見聴取とを行って、現状と今後の課題等について整理することとした。

B. 研究方法

B-1. 座位保持装置製作作業の予備的分析

座位保持装置の製作工程に関する基本的な情報を得るために、まずビデオ撮影された製作過程を観察して、その作業内容および工程等の概要を抽出することとした。

ビデオは、国立障害者リハビリテーションセンター学院において令和元年度に開催された義肢装具士研修会（8月1日～3日、テーマ：「座位保持装置」）において、座位保持装置製作方法に関する実技の作業等内容を撮影したものをを用いた。同研修会内の、「③ 講義・実技 座位姿勢評価と機器選択（135分間）」、「④ 講義・実技 座位保持装置の採寸・採型法（105分間）」、「⑥ 講義・実技 座面製作方法（110分間+105分間）」、「⑦ 講義・実技 座位保持

装置調整（180分間）」、「⑨ 実技 座位保持装置の適合学（140分間）」の実技場面を対象とした。

分析は、ビデオカメラによって撮影された動画ファイルをパソコンに取り込み、再生ソフトで観察して繰り返し確認を行いながら作業内容を書き出して列挙し、最終的に工程として取り纏めた。

B-2. 基本工作法の新たな整理方法の試案作成

作業分析の結果と、日本車椅子シーティング協会（Japan Association of Wheelchair and Seating, 以下 JAWS）の制度委員会メンバーとの事前に行っていた情報共有等に基づき、より実際の状況に近づけるための新たな整理方法のイメージを試案し、それを踏まえて同制度委員会メンバーとオンラインにて意見交換を実施した（令和3年2月9日、13:30～2時間程度）。

（倫理面への配慮）

研修会でのビデオ撮影においては、講師、参加者およびモデル被験者に対して事前に文書を用いて説明を行い、了承を得た。その他については、専門家らによる意見交換などによって構成されており、倫理的問題は想定されなかった。

C. 研究結果

C-1. 座位保持装置製作作業の予備的分析結果

研修会での実習内容について作業分析を行った結果として、400を超える作業が抽出された。また、これらの中には実習ならではの考えられる内容も含まれていたことから、それらを除外しつつ、実際の座位保持装置製作過程をできるだけイメージして工程として取り纏めた（表1）。さらに、これを現行の基本工作法と対比させたものを、表としてまとめた（表2）。

C-2. 基本工作法の新たな整理方法の試案作成の結果

試案として取り纏められた新たな整理方法を表に示した（表3）。これは、「採寸・採型」と「フルオーダーメイド・完成用部品」の2×2の全4パター

ンから構成された（4パターンに含まれないものも存在する可能性を考慮して、現状は「その他」を加えた）。なお、基本工作の範囲としては、「製作依頼」から「納品」までを仮に想定した。

これを元に意見交換を行った結果、特に工作の前後にあたる部分に多くの課題が指摘された。現場からは装置や部品に対する「お試し（試用・シミュレーション）」を依頼されることがあることや、それが遠隔地であった場合などは送料が負担になること、また、製作後の仮合わせがケースバイケースで1回では済まないこともあるなどの状況がわかり、その他にも多くの問題があることが伺われた。そして、現状ではそれらの情報の収集と整理が不十分であることがわかった。

D. 考察

D-1. 座位保持装置製作作業の予備的分析結果に関する考察

ここでの分析対象は研修会でのものであり、当然、実際の製作とは異なる可能性がある。しかしながら、教科書のようなスタンダードな製作方法が十分に明確でない中で、義肢装具分野で先駆的な国立障害者リハビリテーションセンターにおいて長く開催されてきた研修会で教示される方法は、今回、参考にする価値を有するものと思われた。

ビデオによる作業分析の結果は、前述の通り、実習ということから生じていると思われる内容も一部含んでおり、それらはできるだけ排除するように努めたが、この作業を行った者も座位保持製作を日常的に業務として行う者ではないために十分ではない可能性はある。しかしながら、このような分析によって、基本工作法にある程度合致する作業内容および工程を確認することができたのは間違いなく、今後の基本工作法に関する検討においても有力な手段となり得るものと考えられる。ただし、これはあくまでも一つのパターンに過ぎない。関係者との意見交換などを経て、現状、座位保持装置の製作方法は、いわゆるフルオーダーメイドのケースや完成用部品を用いるケースなど、いくつかのパターンに分類し

たほうが整理しやすい可能性も考えられ、それらは別個に検討される必要があるかもしれない。この点については、今後の課題として残った。

D-2. 基本工作法の新たな整理方法の試案作成に関する考察

結果において言及したように、試案は示したものの、判断材料となる情報が現状では不足しており、引き続いての調査および意見交換等が必要である。また、検討した基本工作範囲以外の部分についての問題も指摘されていることから、より正確な価格推定を目指す際には、それらも包含するより全体的な支給過程から見直していく必要があるのかもしれない。

その他、座位保持装置の基本工作法は陽性モデルの製作を含む内容となっているが、現状、必ずしも陽性モデルが製作される状況には無いようであり、現場の解釈によって整合性が維持されているように思われた。他方、近年は座位保持装置部品のモジュール化が進み、部品の組み合わせと寸法等の調整によって製作されるものも少なくなく、これに関しても現状の基本工作法とは厳密には異なるものと考えられた。このような状況を、ある特定の工程に落とし込むためには2つの方法論が考えられる。1つは、前述のような細かな製作方法に依存しない、より概念的な工作法を立案することであり、もう1つは、代表的な製作方法に対応した複数の基本工作法を立案することである。表3に示した試案は後者の考え方に基づく。

いずれにしても、本調査研究では十分に明らかにできなかった点が多く、課題として残った。今後、基本工作法を見直して価格算定に役立てるためには、例えば表3の試案のような工程のパターンを製作事業者らとの協議等によって確定させ、それぞれについて実際の製作場面の作業分析を行って作業手順や内容、所要時間、使用素材等を割り出していくこと必要があると考えられた。

E. 結論

本研究は、座位保持装置の基本工作法において指摘される実際の状況との乖離について、将来的にそれを埋めるための改定内容を取り纏めることを大きな目標に、予備的な情報収集を行うことを目的とした。ビデオ映像を用いた作業分析は工程を明らかにするために有用であるが、現状、工程が複数あると考えられたため、それらを明確に整理した上で再度実施する必要がある。今回、4パターン+ α を試案したが、今後、基本工作法を見直して価格算定に役立てるためには、製作事業者らとの協議等によってこれを確定させ、それぞれについて実際の製作場面の作業分析を行って作業手順や内容、所要時間、使用素材等を割り出していく必要があると考えられた。

F. 研究発表

1. 論文発表
(なし)
2. 学会発表
(なし)

G. 知的財産権に出願・登録状況(予定を含む)

1. 特許取得
(なし)
2. 実用新案登録
(なし)
3. その他
(なし)

表 1. 義肢装具士研修会における実習の分析結果

<p>座位保持装置製作工程</p> <p>(1) 初期評価 (・事前の情報収集) (・視診・問診・触診) ・ベッド上評価 (背臥位) -姿勢分析 -関節可動性 (含む筋緊張) の確認・計測 -形態計測 (採寸) ・ベッド上評価 (座位) -姿勢分析 (抗重力姿勢) -関節可動性 (含む筋緊張) の確認・計測 ・現在使用機材または仮機材での実姿勢評価 ・目標座位姿勢、および、それに必要な座位保持の検討</p> <p>(2) 採型器での採型 ・座面の仮成形 ・試乗 ・座面の修正 ・座位姿勢の評価・確認 (必要に応じて繰り返し)</p> <p>(3) 座面製作 ・ウレタンスポンジへの罫書き ・ウレタンスポンジの切削 ・形状計測および採寸結果との比較確認 ・修正 ・再確認 (必要に応じて繰り返し) ・仕上げ (・カバー縫製)</p> <p>(4) 適合評価 ・試乗 ・適合評価 (客観評価) ・適合評価 (主観評価) ・修正 ・再評価 (必要に応じて繰り返し) ・その他 (フレーム、ベルト、各サポート) の調整</p> <p>(5) 最終工程 (仕上げ) ・細部の仕上げ ・カバー縫製等</p> <p>(6) 引き渡し ・試乗 ・最終確認 (・必要事項説明) (・引き渡し)</p>

※括弧書きは研修会では行われなかったが、実際には必要と想定された工程。

表 2. 現行の基本工作法との対比

現行	該当内容	具体的作業内容
(ア) 身体状況の観察と評価	初期評価	<ul style="list-style-type: none"> ・事前の情報収集 ・視診・問診・触診
(イ) 採寸	採寸	<ul style="list-style-type: none"> ・ベッド上評価（背臥位） <ul style="list-style-type: none"> -姿勢分析 -関節可動性（含む筋緊張）の確認・計測 -形態計測（採寸） ・ベッド上評価（座位） <ul style="list-style-type: none"> -姿勢分析（抗重力姿勢） -関節可動性（含む筋緊張）の確認・計測 ・現在使用機材または仮機材での実姿勢評価 ・目標座位姿勢、および、必要な座位保持の検討
(ウ) 採型	採型 （採型器を使用する場合）	<ul style="list-style-type: none"> ・座面の仮成形 ・試乗 ・座面の修正 ・座位姿勢の評価・確認（必要に応じて繰り返し）
(エ) 設計図の作成	該当無し	
(オ) 陽性モデルの製作・修正	座面製作 （3D切削を行わない場合）	<ul style="list-style-type: none"> ・スポンジへの罫書き ・スポンジの切削 ・形状計測および採寸結果との比較確認 ・修正 ・再確認（必要に応じて繰り返し） ・仕上げ
(カ) 加工・組み立て	該当無し	（・座位保持装置の組み上げ）
(キ) 仮合わせ（中間適合検査）	適合評価	<ul style="list-style-type: none"> ・試乗 ・適合評価（客観評価） ・適合評価（主観評価） ・修正 ・再評価（必要に応じて繰り返し） ・その他（フレーム、ベルト、各サポート）の調整
(ク) 仕上げ	最終工程（仕上げ）	<ul style="list-style-type: none"> ・細部の仕上げ ・カバー縫製等
(ケ) 適合検査	引き渡し	<ul style="list-style-type: none"> ・試乗 ・最終確認 （・必要事項説明） （・引き渡し）

表 3. 基本工作法の新たな整理方法の試案

<p>パターン 1：「採寸」×「フルオーダーメイド」</p> <p>パターン 2：「採型」×「フルオーダーメイド」</p> <p>パターン 3：「採寸」×「完成用部品」</p> <p>パターン 4：「採型」×「完成用部品」</p> <p>（パターン 5：「その他の方法」）</p> <p>※「採寸・採型」、「フルオーダーメイド・完成用部品」の 2×2 マトリックス (+α)</p>

厚生労働行政推進調査事業費補助金（障害者政策総合研究事業）

分担研究報告書

補装具費支給制度における種目（意思伝達装置）の構造に関する調査研究

研究分担者 井村 保 中部学院大学 看護リハビリテーション学部 教授

研究協力者 伊藤 和幸 国立障害者リハビリテーションセンター研究所 室長

研究要旨 重度障害者用意思伝達装置は補装具の中で新しい種目であるとともに、技術革新により高機能化しているため、現行の補装具の基準に合致するか判断に戸惑う装置もある。また、利用者の多くは身体機能に変化する進行性筋疾患患者であり、修理基準による入力装置交換や借受けに対する期待も大きい。現状では不十分な側面もある。本研究で①市場に流通する意思伝達装置および相当品の製造販売および機能に関する変化の状況と関連する課題、②借受けを促進するための相談支援体制の実情、および③補装具費としての支給実績を調査検討し、意思伝達装置の円滑な支給が可能となる基準策定のために必要な検討事項を整理するとともに、その対応案の提案を目的として実施した。結果、これまでに検討課題としてつづも解決していない課題が多く、その影響が大きくなっていることも明らかになった。そのため、補装具の趣旨や他制度・他障害との整合性をふまえつつも、入力装置の適合や設定に伴う工賃相当額の適切な算出と加算方法の検討、さらには借受けの推進のために貸し出し機の確保・融通や、ソフトウェアのみの取り扱い等について論点整理した。これらを踏まえ、従来からの補装具概念に縛られず、抜本的な再検討が必要である。

A. 研究目的

障害者総合支援法における補装具費支給制度対象の重度障害者用意思伝達装置（以下、意思伝達装置）は、平成 30(2018)年度からの視線検出式入力装置の修理基準追加を機に新たな製品（装置）の販売が増えている。しかし、意思伝達に有効な装置であったとしても、補装具としての意思伝達装置の基準に合致するか判断に戸惑う装置もある。今後も、技術革新により新たな装置の登場が期待されるが、市販される機器を追認し、対象として単純に基準に追加するのではなく、補装具としての要件、現行の基準にある方式との整合性や、今後の普及が想定される方式（機種）にも対応できる種目構造の見直しが求められる。

また、同じく平成 30 年度から借受け費の支給対象になったことで、その有効利用が期待されている。意思伝達装置もその対象であり、わずかな実績があるが、まだ極めて少なく、その課題についての解決策を見出し、真に必要とする利用者のもとへ適切に装置を届けられるシステムを構築できる制度への再検討が必要である。

本研究では、平成 30 年度の基準告示改正前後の比較を中心に、①市場に流通する意思伝達装置および相当品の製造販売および機能に関する変化の状況と関連する課題、②借受けを促進するための相談支援体制の実情、および③補装具費としての支給実績を調査検討し、意思伝達装置の円滑な支給が可能となる基準策定のため必要な検討事項を整理するとともに、それを提案することを目的とする。

B. 研究方法

B-1. 購入基準および修理基準

(1) 購入基準に関する調査

購入基準における機能や要件は過去の厚労科研においても検討していたが¹、その一部が平成30年度の基準告示にて追加されたに留まる。そのため、基本的な要件としての潜在的な課題については、反映されず現在に至っている。その結果、市場には多くの意思伝達装置および相当品が流通しているが、補装具費支給制度の趣旨に合致しないと危惧される製品もあり、結果として判断が困難になっている。

そのため、平成25年度の調査においてヒアリングに協力を頂いた製造事業者15社のうち現時点で事業継続している9社を対象に、各事業者が参加する意見交換会で議論し論点整理を行った。なお、今回の意見交換会の型式でのヒアリングの実施にあたっては、一般社団法人日本支援技術協会に日程調整や意見のとりまとめのご協力を頂いた。

(ヒアリング対象事業者および主な製品)

- ・(株)日立ケーイーシステムズ 【伝の心】
- ・企業組合S. R. D 【話想】
- ・テクノツール(株) 【オペナビTT】
- ・(株)ユープラス 【トーキングエイド for iPad】
- ・(株)クレアクト 【トビー】
- ・(株)テクノスジャパン 【マクトス】
- ・パシフィックサプライ(株) 【各種入力装置】
- ・(株)トクソー技研 【各種入力装置】
- ・アクセスエール(株) 【ファイン・チャット】

(パナソニックエイジフリー(株)より独立)

なお、今回のヒアリング対象で、平成30年度の視線検出式入力装置が修理基準に収載される以前から参入している事業者としたのは、ソフトウェアをインストールしたPC(共用機器)に対して大きく考え方の前提が異なるため、論点整理を明確にするためである。

(2) 修理基準に関する調査

(1)のヒアリングの中で、修理基準額が現状に合っていないという意見があったことから、修理基準に該当する入力装置等の価格調査を追加実施した。製造事業者・卸事業者・販売事業者で原価または仕入価格、販売価格または卸価格の設定が異なることも考慮して、付属品やオプションとして同時に取り扱う製品の価格調査を行った。なお、対象は前述の9社に加え、新規参入事業者等を含めて照会し、以下の事業者から回答を得た。

(修理基準該当品調査回答事業者および主な製品)

- ・(株)日立ケーイーシステムズ 【伝の心】
- ・企業組合S. R. D 【話想】
- ・テクノツール(株) 【オペナビTT】
- ・(株)クレアクト 【トビー】
- ・(株)テクノスジャパン 【マクトス】
- ・アクセスエール(株) 【ファイン・チャット】
- ・ダブル技研(株) 【各社製品販売】
- ・オレンジアーチ(株) 【eeyes】
- ・ユニコーン(株) 【miyasuku】

(倫理面への配慮)

両調査においては、個人情報扱わず、販売中の製品の概要や課題について聞き取るものである。とりまとめ結果については、参加各社から合意を得て提出されている。

B-2. 借受け対応

昨年度の調査では、1自治体(市)のみで借受け実施の確認があったが、ほとんどの自治体で体制不備や情報不足が指摘されていた。

支援体制のうち、物的支援に関する事項は、対応できる事業者の有無が課題の1つではあるが、過去の調査において、各地には独自に意思伝達装置の貸し出し(試用)を行う支援団体もある。²支援団体が、情報提供や人的支援にも期待できることから、支援団体のうち、難病相談・支援センターを対象

¹平成25年度厚労科研費「音声言語機能変化を有する進行性難病等に対するコミュニケーション機器の支給体制の整備に関する研究」(研究代表者:井村保)や、平成29年度厚労科研費「補装具費支給制度における種目の構造と基準額設定のあり方に関する調査研究」(研究代表者:白銀暁)

²平成22年度厚労科研費「重度障害者意思伝達装置の支給と利用支援を包括するコミュニケーション総合支援施策の確立に関する研究」(研究代表者:井村保)

に、支援状況、借受けに関する認知度、借受け対応の可能性等を照会した。

（倫理面への配慮）

本調査においては、特定の個人情報扱わず、組織の対応を照会するものである。回答にあたっては、開示の可否についても併せて確認している。

B-3. 統計資料による支給の実績調査

補装具費支給実績は、厚生労働省が福祉行政報告例にて公表している。この統計資料の中から、意思伝達装置にかかる購入・修理基準や特例補装具費および借受け費に関するデータを抽出し、年次推移を比較するとともに、支給実績を明らかにする。

加えて衛生行政報告例にて、筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者数（難病医療受給者証所持数）を確認した。意思伝達装置の利用においては、ALS患者が最も多く、両指標を相互比較することで意思伝達装置の利用状況を認定患者利用率として推測できる。

なお、認定患者利用率は、過去の研究で考案した指標であるが、〔（直近3カ年の支給件数／認定患者総数）×100（%）〕として試算している。なお、意思伝達装置の利用者全てがALS患者でないこと、ALS患者においても補装具以外の手段で意思伝達装置を入手していることは承知しているが、大雑把な傾向を把握するために、それらを考慮しないで算出した値である³。

（倫理面への配慮）

本調査においては、特定の個人情報は扱わず、公表されている政府の統計資料のみを用いて検討している。

C. 結果

C-1. 購入基準および修理基準

（1）購入基準に関する調査

今回のヒアリングはZoomミーティング3回（4/21、5/19、7/3）およびメールによる意見収集を行い、現行基準の解釈や課題について検討した。

現行制度を遵守すると、①または②になるが、特に②として認められる要件について意見があった。また、それを超える新たな要件（③）は、制度の趣旨や他制度・他の障害者への対応と利用者ニーズ実現で相反するが部分あり、統一意見は得られなかった。

以下に、主要な論点と意見（注：ヒアリング対象となった事業者内でも統一意見としてまとまっていないものも含む）を示す。

- ①専用機器（専用で作られた筐体を有する製品）
 - ・現行基準で問題はない
- ②専用機器（PCなどに組み込んだ不可分な装置で、専らその用途に供するもの）
 - ・専用機器というのであれば、終了または再起動すると出荷状態（納品時の初期状態）にリセットされる（利用者によるインストールまたはダウンロードされたソフトや各種アプリ等は削除される）ものであることを求めたい。
 - ・「身体機能の補完・代替」という補装具の基本的考え方の線引きで、意思伝達機能以外をどこまで認めることが妥当か整理する必要がある。
 - ・消費税法での非課税品目（障害者用物品）の指定を受ける場合は、PCの同一モデルを可能な限り継続的に供給することが必要で、利用者からのPC改造要求には応じるものではない。
- ③新基準：共用機器（利用者保有のPCなどに組み込む、または購入代行品）
 - ・ソフトウェア支給の場合、補装具と日常生活用具の境界線が揺らぐので、対象者、使用目的などをきちんと把握し、明確にすべきである。
 - ・販売（納入）事業者が、ソフトウェアの組み込み・調整を行い、完成品として利用者に引きわたすことが必要であるが、どのような機能を認めるかは意見が分かれている（表1-1）。
 - ・PCの活用を含めることで、スイッチ適合を含む本来の設置調整に関する範囲を超えて、ソフ

³ 平成25年度厚労科研費「音声言語機能変化を有する進行性難病等に対するコミュニケーション機器の支給体制の整備に関する研究」（研究代表者：井村保）

トウェアのインストールや設定などで販売（納入）事業者に対しての負担が増加する。

表 1-1. 意思伝機能・付属品として適切な項目と回答

○: 適切、△: 修理項目/オプションとする、×: 不適切									
機能	○	△	×	付属品	○	△	×		
文章・伝言表示	9社	0社	0社	プリンタ	1社	3社	5社		
音声	9	0	0	スイッチI/F	9	0	0		
メール	8	1	0	ECS	8	1	0		
LINE	1	4	4	呼鈴分岐	2	7	0		
他SNS	0	3	6	呼び鈴	2	7	0		
PC操作	1	3	5	入力SW	0	9	0		
Web	2	3	4	固定具	0	9	0		
ゲーム	0	0	9	視線検出	0	9	0		
DVDドライブ	0	0	9	ディスプレイ	0	0	9		
TVチューナ	0	0	9						
Officeなど	0	0	9						

※ICT技術の進化に追従しているLINE、他SNS、PC操作、Webは、PCやスマホの機能であり、補装具費支給事務取扱指針の支給目的からは明らかに逸脱しているが、半数の企業は組込みを望んでおり、意見は纏まっていない。

※娯楽ゲームやOfficeなどのアプリは全社一致で不適切。

(2) 修理基準に関する調査

修理基準にある入力装置や固定台には、基準の修理部位にある項目ごとでみると、事実上、単一製品しかないものや、複数の製品があるものと様々である。

製造事業者においてオプション品としているものの中であっても、自社製作である場合以外に、他社に製造・委託している場合や他社製品の購入を行っていると思われる場合もあり、粗利率〔（卸価格（または販売価格）－製造原価（または仕入れ値））／卸価格（または販売価格）〕もさまざまである。

特に、遠隔制御装置（赤外線リモコンユニット）や入力装置の多くは、標準小売価格が示された上で一般販売しているものもあり、意思伝達装置の修理基準額においてもそれらを参考に決定されている。

遠隔制御装置では、粗利率はかなり低いが、入力装置では種類によっては粗利率が高いものもある。しかし、そのような入力装置は、設置や調整に時間を要するので、相応の粗利がなければ、納入に関わる経費が捻出できないといえる。その適切な率ある

いは金額については、本調査から単純に結果をまとめられるだけの情報は得られていなかった。

C-2. 借受け対応

全国の難病相談・支援センター（全67箇所）中、33箇所からの回答が得られた（49.3%）。主な結果を以下に記す。

① 支援に関する状況

33箇所での「重度障害者用意思伝達装置の導入・利用支援」（以下、支援）の実施状況は、

- ・直接実施している（11）
- ・直接実施していないが、他機関等を紹介（16）
- ・実施していない（6）

であった。なお、直接実施している内容としては、

- ・コミュニケーション手段としての相談（9）
- ・試用評価のためのデモ機等の貸出（11）
- （短期（概ね1か月程度まで）（10）
- 長期（月単位での利用継続も含む）（2））
- ・導入時のスイッチの適合・選定判断（4）
- ・初期設定および利用方法に関する指導（4）
- ・安定利用後におけるスイッチ不適合に対するスイッチ（入力装置）の適合・選定判断（3）
- ・安定利用後における設定変更（2）
- ・その他（3）

であった。

他機関を紹介している場合（直接実施している場合も含む）は、

- ・詳しい病院・医療機関等（公立・公的）（9）
- ・詳しい病院・医療機関等（民間）（3）
- ・福祉用具取り扱い事業所（15）
- ・身体障害者更生相談所（1）
- ・保健所（5）
- ・患者会（9）
- ・障害者ITサポートセンター等（6）
- ・NPO団体等（4）
- ・その他（3）
- ・障害者総合支援法 担当課
- ・ボランティア活動されている支援学校の先生や、コミュニケーション支援をされている医療系大学の先生等

- ・福井県意思伝達装置早期体験事業として福井県理学療法士会に委託している。物品管理や体験依頼は当センターで受けつけ実際の指導は理学療法士会が行う。）

も、対応できる事業所等がありません。当センであった。

② 借受けに関する状況

支援の有無に関わらず、補装具の借受けの認知や対応に関して確認した。まず「補装具費の借受けに関する認知・利用について」は

- ・補装具での借受け費の支給が可能であることは知っている (25)
 - ・実際に支給を受けた人を知っている (6)
 - ・希望しても借受けに対応できる事業者等がなく断念した人を知っている (4)
 - ・他の制度・事業等での貸出があるので、勧めない (0)
 - ・制度としては聞いたことはあるが、詳しくは知らない (11)
 - ・その他 (5)
- ・補装具での借受け費の支給が可能であることは知らなかった (4、うち重複 1)
- ・借受けに限らず補装具費支給制度を勧められるだけの情報を持っていない (5、うち重複 1)

であった。

また、「貸し出すことができる意思伝達装置を何らかの方法（一定数の所有や、他機関との融通など）で確保できたと仮定し、補装具として重度障害者用意思伝達装置を貸し付ける事業者（販売は行わなくても構わない）になることが可能か否かは、

- ・自センターで実施できる (0)
- ・自センターで実施を検討の余地はある (2)
- ・自センターでは無償のデモ機の貸し出しならできる（している）が、補装具としての有償対応を行うまでの体制構築は困難と考える (13)
- ・自センターでは困難である (18)

であった。

その他、事業管理・実施、あるいは補装具としての借受けにあたっての問題点等（自由記述）では

- ・借受けの制度があつてターでは無償デモ機貸出はしておりますが、台数も少なく 1~2 か程度の貸出期間ですので、実際は購入してもらうこととなります。そのため、進行の早い ALS 等では購入申請して実際に物品が届く（●●県では約 2 か程度かかります）前に、使用不可な状態になってしまうケースがあります。借受け制度の早急な体制整備が必要であると感じています。

- ・無償貸し出しを NPO 事業の中で（管理・対応等はセンター職員）行っているが、センター職員も重度障害者用意思伝達装置やスイッチ等についての専門職がないのが現状。ゆえに専門職やボランティア等とつながりを持つことで当事者支援につながればと研修会等を開催している。

などがあつた。

C-3. 統計資料による支給実績等の実績調査

(1) 購入（修理）支給実績

令和元年度の意思伝達装置の購入費の支給件数は総数（特例、難病対象を含む）、787 件の申請に対して 756 件の決定（96.1%）と確認された。内訳や金額は表 3-1 に示す。なお、比較のために、現在の基準（視線検出式入力装置、借受けの追加）への告示改正前年となる平成 29 年度の実績を同じ形式で表 3-2 に示す。購入件数では、685 件の申請に対して 650 件の決定（94.9%）と確認された。

なお、修理基準にかかる件数等では、細かな内訳（修理部位）が特定できないことから、表 3-1、3-2 内に修理費の支給件数等も示すにとどめる。

また、支給実績（購入決定件数）の推移を図 3-3 に示す。平成 27 年度以降は、確実に増加傾向にある。

表 3-1. 令和元年度の意思伝達装置支給件数

	R1 年度	難病	(特例)	難病	合計
購入申請件数	694	68	23	2	787
購入決定件数	666	66	22	2	756
金額(千円)	384,407	40,749	11,829	2,757	439,742
平均(千円)	577	617	538	1,379	582
修理申請件数	412	8	17	-	437
修理決定件数	408	8	17	-	433
金額(千円)	17,164	322	934	-	18,420

障害者総合支援法に基づく補装具(重度障害者用意思伝達装置)支給実績

(各年度・福祉行政報告例のデータを基に作成)

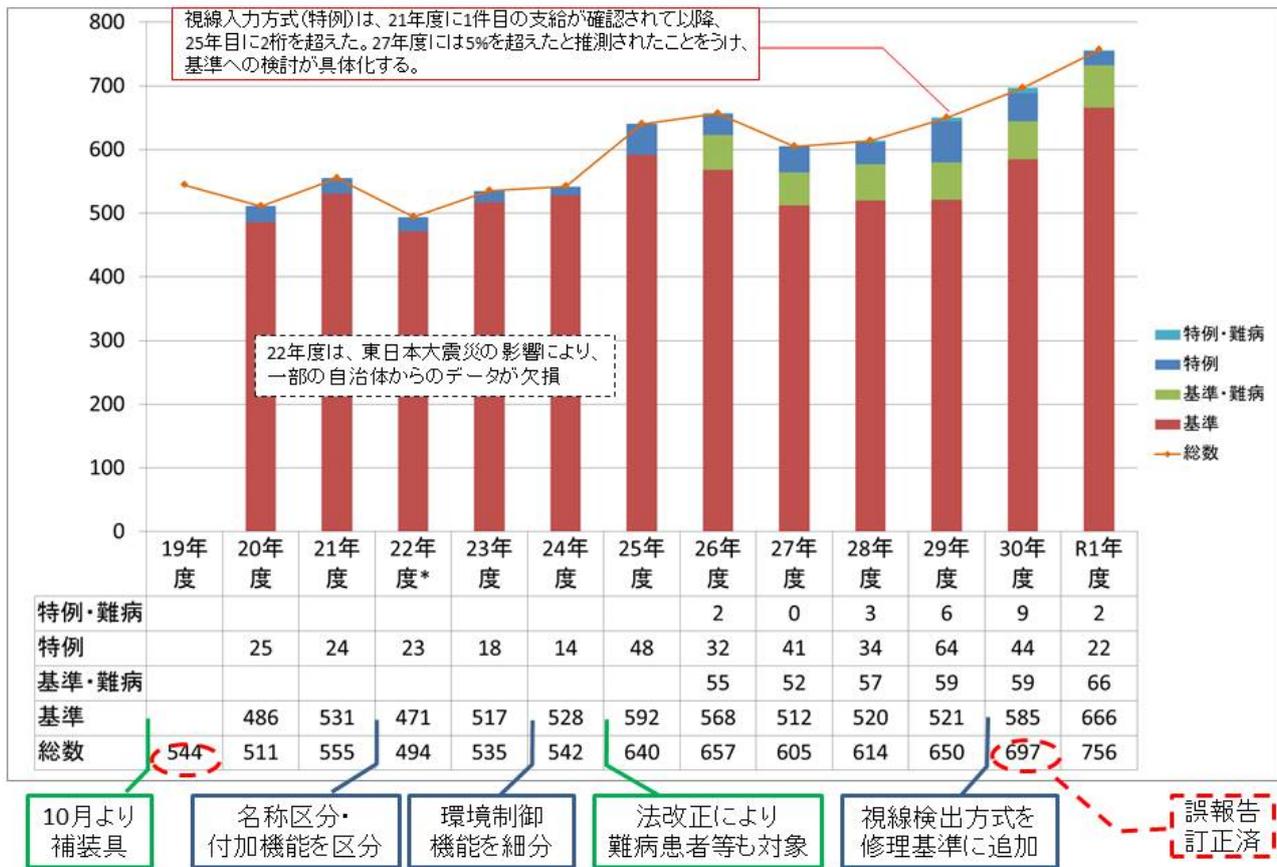


図 3-3. 意思伝達装置支給件数の推移

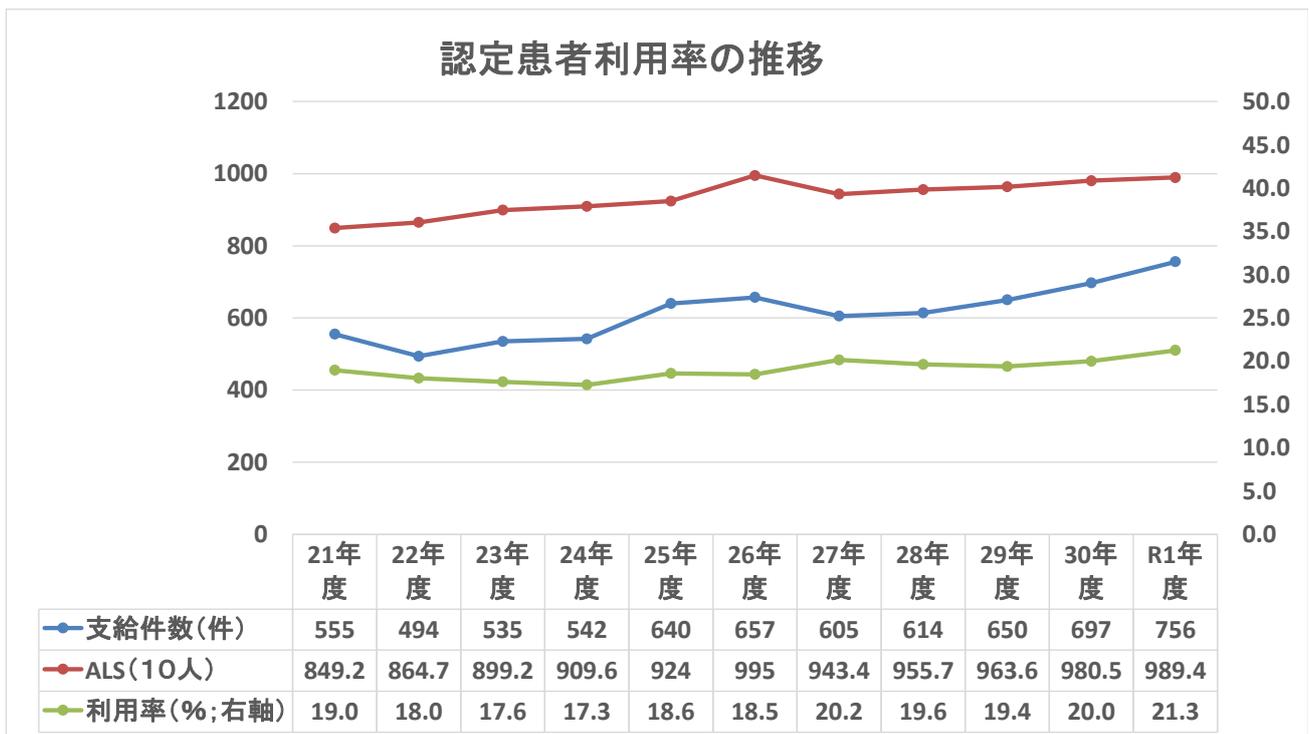


図 3-4. 意思伝達装置支給件数の認定患者利用率推移

表 3-2. 平成 29 年度の意思伝達装置支給件数

	29年度	難病	(特例)	難病	合計
購入申請件数	551	61	67	6	685
購入決定件数	521	59	64	6	650
金額(千円)	263,996	28,255	56,618	5,849	354,718
平均(千円)	507	479	885	975	546
修理申請件数	587	19	14	-	620
修理決定件数	480	19	14	-	513
金額(千円)	16,109	798	1,063	-	17,970

(2) 借受け支給実績

意思伝達装置の借受け費の支給件数は 2 件の判定中 2 件に支給決定（いずれも札幌市：支給金額は 83 千円）と確認された。基準額（月額）は、3,750 円であり 22 カ月分に相当し、同時に 2 件の借受けが実施されていたと読み取ることができる。

なお、平成 30 年度においては、意思伝達装置の借受け費の支給はなかった。

(3) 利用率

ALS 患者認定患者利用率の推移を図 3-4 に示す。令和元年度までもものは 21.3%となっており、視線検出式入力装置が基準となる前である平成 29 年度までのものは 19.4%であった。

なお、意思伝達装置本体の支給件数の増加にともなって利用率も増加しているが、ALS の認定患者数も増加していることから増加率はそれほど大きくない。

表 3-5. 参考指標の変化

	平成 29 年度	令和元年度	増加率
意思伝達装置本体(件)	650	756	1.16 (+106 件)
ALS 患者数(人)	9894	9636	1.03 (+258 人)
利用率(%)	19.4	21.3	1.10 (+1.9p)

D. 考察

D-1. 購入基準および修理基準

(1) 購入基準に関する調査

現状として、純粋な専用機器よりも、PC にアプリケーションソフトを組み込んだ機器が増えてきているが、必ずしも専用に利用するものでなく、PC

として利用する中で、その 1 つとしての意思伝達機能を有するものが増えてきている。補装具移行時の重度障害者用意志伝達装置のときにも、PC ベースの装置はあったが（付表参照）、多く混乱は生じていなかった。この背景には、最もよく利用されている OS として、Microsoft Windows®が主流になり、マルチタスク対応になるとともに、PC 本体が広く普及し、安価で高機能な製品が増えたこともあるといえる。さらに、平成 22 年度の基準告示改正の際には「遠隔制御機能」および「通信機能」を付加機能として認められている。

ここで、「遠隔制御機能」については、外部の機器を操作するための信号発信であり、本体内の他のアプリケーションソフトの操作は想定されていないといえる。これは、介護者の仲介を経なくても、あくまでも独立した外部機器に対して制御信号を発信するものであり、被制御機器の動作状況が意思伝達装置本体の動作に影響を与えることはない。PC 上の任意のソフトウェアを操作するための、入出力インタフェースや制御用ソフトウェアについては、日常生活用具の情報通信支援用具が該当する。平成 18 年の補装具・日常生活用具の棲み分けの際に、PC 本体はその普及状況を鑑みて支給対象外となっている。これらを踏まえると、PC として（任意に）利用できることは、補装具としての身体機能の補完・代替の域を超えた、日常生活の質の向上のための手段とすることが適切であると考えられる。

また、「通信機能」については、メールや電話による合成音声送信による、介護者等への通信が想定されているといえる。メールや電話は、特定事業社の固有のサービスではなく、事業社間で互換の保たれたサービスである。近年、急速に普及している LINE 他の SNS も、もはや一般的通信手段となっていることは事実である。しかし、その操作のためのアプリケーション等が、サービス提供事業者のみから供給され、不定期の更新により仕様が変更されるなど、その際の動作保証についての懸念が残る。

以上を踏まえると、PC を利用することは、意思伝達機能を有する専用機器として、アプリケーションソフトを動かすために必要不可欠なものであり、

そのOSもその専用に供するものとして、専用利用であることが原則として、基準の内容を再検討することが必要と考える。

(2) 修理基準に関する調査

修理基準のうち、入力装置が身体との適合を要するものであり、むしろ本体より補装具の要件に合致するものといえる。つまり、本体単体や入力装置単体で検討するのではなく、それぞれを部品として、一体的に意思伝達装置に組み上げる中で、必用不可欠な部品といえる。

このように考えると、義肢装具や座位保持装置の完成用部品と同様に考えることが可能である。しかし、入力装置の交換には、適合（身体機能の評価と設置方法の検討）が必用であることから、組み上げ工賃に相当する費用が生じることには疑問はない。しかし、入力装置は意思伝達装置以外でも用いることもあり、単体で販売されていることから、工賃は別途加算でなく、販売価格（基準額）に含まれていると判断・運用していると解釈できる。

このとき、販売価格（基準額）と仕入れ価格（卸価格）の差益（粗利）に、適合に伴う工賃相当が含まれると見なせるか否かが基準額設定において検討課題となる。今回の調査研究では、差益（粗利）についてはある程度確認できたが、適切な工賃相当額が把握できていないので、その把握と基準額算出式との関係を明確にすることが、今後の調査研究課題となる。

D-2. 借受け対応

他の分担研究課題（補装具費支給制度における借受け対応に関する調査研究；井村・井上）でも示したように「どこでどのような補装具が借受けできるかわからない」という状況は、相談支援を行う期間としての難病相談・支援センターを対象に行った調査でも確認できた。

今回の調査でも再確認したように、意思伝達装置の場合は、難病相談・支援センターや患者会でもデモ機の貸出を実施している場合もある。しかし、単純な短期の試用評価のみならず、身体状況（病状）

の変化に応じての装置の変更も想定されることから、半年や1年単位での借受け希望も想定される。このとき、貸出期間が長期になると、次のデモ希望者への貸出ができなくなることから、その装置の確保が課題といえる。

そのため、意思伝達装置を確保できたと仮定し、補装具の貸付事業者になることが可能か否かは確認したが、組織の体制や専門職の不在の理由から、実施可能というところはなかった。しかし、2箇所からは検討の余地はあるという回答が得られた。

現状では、機器の確保とその調達コスト面での不採算を理由に貸付（納入）事業者が借受けに対して消極的である。そこで、貸出機となる装置を別事業で相談機関等が確保し、それを所有する相談機関等が貸出機の保有・在庫管理等のみを行い、貸付事業者がそれを利用するモデルなど、複数のパターンを想定し、流通コストの確認も必要と考えられる。

D-3. 統計資料による支給実績等の実績調査

(1) 購入（修理）支給実績

平成27年度以降の購入決定は確実に増加し、平成29年度以降は大きく増加している。これは、意思伝達機能に加えPCの利用も可能にしているソフトウェアをインストールした製品の販売も関係している可能性があるが、統計資料からは製品は特定できない。そのため、この影響を確認するのであれば、身体障害者更生相談所または市区町村に照会する必要がある。

(2) 借受け支給実績

平成30～令和元年度の2年間で、1自治体で2件の実績しか確認できていない。令和2年度は未確認であるが、大幅な増加はないと推測する。現行の借受け基準額を含めた制度設計自体に無理があると考えられる。

なお、意思伝達装置の場合、特にALSなどの進行性疾患患者ではその期待も大きく、D-2にまとめたようなモデル構築を含めた積極的な再検討が必要である。

(3) 利用率

ALS 認定患者利用率としての推測値では、平成 27 年度以降大きく変動はみられなかった。これは、意思伝達装置の支給件数が増えても、ALS 患者がふえていることから、その相互が関係しているため、割合としては同程度であるといえる。

しかし、令和元年度には増加傾向がみられる。これは、(1) でまとめたように、平成 30 年度、令和元年度に大きく増加していることに起因すると考えられ、視線検出式入力装置の影響があるのであれば、次年度はさらに増加し、その後はいったん落ちつくとも推測できる。

D-4. 総合的検討課題

意思伝達装置は、形態的な身体機能ではなく、音声言語機能を補完・代替するために、それを生成する機器を操作する電子機器 (PC) である。PC である以上、ハードウェアとソフトウェアで構成され、それを操作するためのインタフェースが必要である。意思伝達装置を必要とする人には、専用機器でも PC 上でのアプリケーションとして他のアプリケーションと共存できるもことに、メリットもデメリットがあると考えられる。

補装具の中では新しい種目ではあるが、購入基準・修理基準の基本的な考え方は、現行制度になった平成 18 年 10 月以降に抜本的な見直しが行われていない。技術革新の著しい情報技術の応用であることから、日常生活用具 (携帯用会話補助装置や情報通信支援用具) を含めての抜本的な再検討も必要と考える。

特に、ソフトウェアで意思伝達装置の要件を実現できるものは、その更新頻度も高いことから、借受け対応を利用して、自己所有の PC にソフトウェアをインストールして、その利用 (サブスクリプション) 料に充てる方法の適用も考えられる。

また、入力装置の適合に伴う工賃の加算方法についても D-1 (2) で検討したが、ALS などの進行性疾患の場合は、定期的な身体機能の評価や入力装置の見直しも必要であることから、借受けを原則と

して、モニタリング評価にその役割を重ねて評価・適合費用加算する方法も考えられる。

E. 結論

意思伝達装置のような情報技術を応用した装置では技術革新の恩恵が大きく期待できるが、現行基準がそれに追いついていない。しかし、それを必要とする障害者 (児) の生活に有効である場合であっても、補装具として真に必要なものであるか、生活の質の向上に資する日常生活用具であるか、その境界が不明確になっている。特に、視線検出式入力装置が修理基準に収載されて以降、明確な専用機器とは言えない相当品に対する購入費の支給が増えていることが懸念される。

また、定期的な身体機能評価、あるいは入力装置の設置 (交換修理) 時には相応の技術を要するがそのための工賃相当額の算出やその加算方法について明確にならなければ、補装具事業者が適切な利益を得ることができなくなる。しかし、適切な工賃相当額が把握できていないので、その把握と基準額算出式の関係を明確にすることが、今後の調査研究課題となる。

さらに、借受けについては、意思伝達装置は他の種目とは異なり、対象者が進行性疾患であることを考慮して定期的なモニタリングを含めての原則借受け、ソフトウェアの更新に伴う機能拡充もあることからサブスクリプション方式による借受け適用など抜本的な再検討が必要である。

F. 健康的危険情報

(総括研究報告書にまとめて記入)

G. 研究発表

1. 論文発表
(なし)
2. 学会発表

[1] 井村保、成田有吾、田中優司：脳神経内科医の意思伝達装置支給意見書作成経験による相違：制度理解と医療情報確認、第 61 回日本神経学会学術大会、2020 (臨床神経学、60(suppl.) : 458)

[2] 井村保、田中優司、中井三智子：コミュニケーション支援の多職種連携をどう進めるか？：意思伝達装置の医師意見書の作成と多職種連携、第8回日本難病医療ネットワーク学会学術集会（コミュニケーションIT機器支援ワークショップ）、2020（日本難病医療ネットワーク学会機関誌、8(1)：85）

H. 知的財産権に出願・登録状況（予定を含む）

1. 特許取得
(なし)
2. 実用新案登録
(なし)
3. その他
(なし)

付表 「消費税法施行令第十四条の四の規定に基づき厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理を定める件」 記載の意思伝達装置の変遷

H18以前 別表第四 重度障害者用意思伝達装置（第三十三号関係H19以降 別表第四 重度障害者用意思伝達装置（第三十三号関係）

H15までに認定	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
コミュニケーション「愛」												
パソバルマルチ							(削除)					
トーキングエイド オートスキャン					(削除)							
伝の心												
ディスカバーPC								(削除)				
ディスカバーみでら								(削除)				
EYE-CAN!								(削除)				
LUCY												
「心語り」YN-501												
EMOS PX												
(ファンコム株式会社/携帯用会話補助装置に収載)								レッツ・チャット				
									マイトビーP10	(削除)		
									マイトビーC 12Eye			
											トビーアイモバイル	
											視線入力意思伝達装置 Spring絆	

別表第五 携帯用会話補助装置（第三十三号の二関係） ※意思伝達装置同等の機能を有するもの（抜粋）

H15までに認定	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
レッツ・チャット								(重度障害者用意思伝達装置/パナソニックヘイ)				
									トビーS32スキャン			

H28	H29	H30	H31 (R1)	R2	販売元 (変更後)
		(削除)			社会福祉法人クビド・フェア
					株式会社ナムコ
					→ 株式会社バンダイナムコゲームス
					株式会社ナムコ
					株式会社日立ケーイーシステムズ
					株式会社アクセスインターナショナル
					株式会社アクセスインターナショナル
					株式会社ゲン・テック
					ダブル技研株式会社
(「新心語り」YN-502K/ダブル技研株式会社へ移管)					
					エクセル・オブ・メカトロニクス株式会社
					「新心語り」YN-502K
					ダブル技研株式会社
					株式会社テクノスジャパン
					株式会社テクノスジャパン
MCTOS Model WX			MCTOS Model FX		
				(削除)	株式会社テクノスジャパン
					パナソニックヘルスケア株式会社
					→ パナソニックエイジフリーライフテック株式会社
					→ パナソニックエイジフリー株式会社
					株式会社ゴイスキャン
					企業組合S.R.D
					トビー・テクノロジー・ジャパン株式会社
					トビーPCEye コミュニケーション・パッケージ
					株式会社クレアクト
(削除)					株式会社クレアクト
					株式会社クレアクト
(削除)					株式会社クレアクト
					トビー・テクノロジー・ジャパン株式会社
					株式会社クレアクト
(削除)					アイ・エム・アイ株式会社
					株式会社オリエ研究所
					株式会社オリエ研究所
					株式会社アース
					Cyin 福祉用モデル
					CYBERDYNE 株式会社
					miyasuku EyeConSW
					株式会社ユニコーン
					miyasuku EyeConSW-P
					株式会社ユニコーン
					miyasuku EyeConSW-I
					株式会社ユニコーン
					miyasuku EyeConSW-N
					株式会社ユニコーン

H28	H29	H30	H31 (R1)	R2	販売元 (変更後)
ジフリー株式会社移管)					
					ファンコム株式会社
					トーキングエイドプラス
					株式会社ユープラス
					株式会社ユープラス
(削除)					トビー・テクノロジー・ジャパン株式会社
					→ 株式会社クレアクト

厚生労働行政推進調査事業費補助金（障害者政策総合研究事業）

分担研究報告書

補装具費支給制度における種目の構造と基準額設定に関する調査研究

— 前腕筋電電動義手の製作時間に関する基礎調査—

研究分担者 中村 隆 国立障害者リハビリテーションセンター研究所 義肢装具技術研究部

研究要旨

日本の筋電電動義手は欧米に比べて普及が遅れていると言われていたが、徐々に普及し始めている。しかし、労働者災害補償保険法が正式支給種目としているのに対し、障害者総合支援法では特例補装具として扱われており、同じ筋電電動義手でも製作する施設・地域により価格が異なる現象が生じている。義肢装具の価格決定方法として提示されている昭和53年度厚生省厚生科学研究による特別研究報告書の算出式において、義肢装具の製作時間は価格決定における重要なパラメータである。そこで、5名の義肢装具士が同一切断者に対し、同一の製作方法で筋電電動義手を製作し、製作に要した時間を計測した。その結果、5名の被験者の平均時間は529±85.1分（8.82±1.4時間）であった。5名の義肢装具士を比較すると、義肢装具士の経験年数が短いほど製作時間が長かった。これに対し、筋電電動義手の製作経験数では差が見られなかった。また、各作業工程の比率では、筋電電動義手の製作においては、④支持部外形形成と要素の結合にかかる時間が能動義手より多いことが示された。筋電電動義手は能動義手に比べて部品点数が多く、それらを組み込んで外形を整えることが時間を要すること、次工程の組み立てにも影響するため時間を要することがその要因であると推測された。

A. 研究目的

日本の筋電電動義手は欧米に比べて普及が遅れていると言われていたが、労働者災害補償保険法（以下、労災保険）による片側上肢切断者へ筋電電動義手の研究用支給が開始されてから10年、正式支給種目となって5年が経過し、ユーザーが増えてきている。また、先天性上肢形成不全児に対しても国立障害者リハビリテーションセンター（以下、国リハ）を含む国内のいくつかの施設が普及活動に取り組み、徐々にその価値が認知されつつある。

一方、労災保険が筋電電動義手を正式支給種目としているのに対し、障害者総合支援法では、個々の障害の状態、就業や教育の状況並びに生活環境等を踏まえ、また、リハビリテーション等による使用訓練を通じた状況等を勘案し、その必要性が認められた場合に、市町村の判断により支給される特例補装具となっている（2021年、3月時点※）。また、筋

電電動義手の価格については、原価計算による見積もり若しくは市場価格に基づく適正な額であるかを確認の上、適正な額により対応することとされている（補装具費支給に係るQ&Aの送付について：厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 企画課自立支援振興室 事務連絡平成27年3月31日）。そのため、同じ筋電電動義手でも製作する施設・地域により価格が異なる現象が生じている。

義肢装具の価格決定方法として、飯田らによる昭和53年度厚生省厚生科学研究による特別研究報告書1)に算出式が提示されている。その中で義肢装具の製作時間は価格決定に重要なパラメータである。しかし、筋電電動義手の製作においては、筋電電極の位置確認や取付け、バッテリーボックスの取付け、配線などこれまでの義手製作にはなかった要素が含まれるため、筋電電動義手の製作時間として一般的義手（装飾用、作業用、能動式）の製作時間を準用す

ることは適当でない。筋電電動義手の製作時間は明らかでなく、妥当性のある製作時間を求める必要がある。

本研究は、筋電電動義手製作における基本価格、製作要素価格設定のための基礎データを収集することを目的とし、製作経験、製作施設の異なる複数の義肢装具士による前腕筋電電動義手の製作過程の記録から、作業工程時間を算出することを目標とした。

本研究は国立障害者リハビリテーションセンター倫理審査委員会の承認とともに、被験者の同意を得て実施された。

B. 研究方法

B-1. 被験者

被験者として国リハおよび外部の製作所の義肢装具士に協力を依頼した。技術力の差を考慮し、義肢装具士の臨床経験年数および筋電電動義手の製作経験数の異なる5名の義肢装具士を選んだ。(表1)

また、筋電電動義手の製作モデルとして、前腕切断者1名(中断端、切断歴10年)に協力を依頼した。

表1 被験者の属性

義肢装具士	所属	義肢装具士歴	筋電電動義手製作数
A	国リハ	10年以上	10件以上
B	国リハ	10年以上	10件以上
C	外部	10年以上	2件以下
D	国リハ	10年未満	2件以下
E	国リハ	10年未満	2件以下

B-2. 計測方法

筋電電動義手の製作方法は、顎上懸垂式ソケットの製作方法を含め、必ずしも統一された方法で製作されているわけではない。本研究ではオットーボック社が公開している前腕筋電電動義手マニュアル²⁾に記載の方法に製作方法を統一した。なお、被験者すべてがマニュアル記載の採型方法の経験がなかった。

製作は、被験者の義肢装具士がマニュアルに従って、前腕切断者1名に対して断端を採型し、筋電電

動義手を実際に製作した。作業工程をビデオ撮影し、各工程の作業時間を抽出し、平均時間を算出した。なお、作業時間の算出では、石膏モデルの硬化時間、樹脂注型の硬化時間等、義肢装具士の実働を伴わない時間は除いた。また、義手の適合評価はギブスソケット適合チェックのみを行い、完成品の適合評価は行わなかった。

C. 研究結果

各被験者の総製作時間と平均を表2に示す。

表2 筋電電動義手製作時間

義肢装具士	義肢装具士歴	筋電電動義手製作数	総製作時間(分)
A	10年以上	10件以上	410
B	10年以上	10件以上	512
C	10年以上	2件以下	502
D	10年未満	2件以下	599
E	10年未満	2件以下	623
平均			529(±85.1)

5名の被験者の平均時間は529±85.1分(8.82±1.4時間)であった。5名の義肢装具士を比較すると、義肢装具士の経験年数が短いほど製作時間が長く、最短時間の義肢装具士Aに対しEは約1.5倍の時間を要した。これに対し、義肢装具士BとCを比較するとほぼ等しく、筋電電動義手の製作経験数では差が見られなかった。

次に製作行程を

- ① 採型～陰性モデルと適合チェック
- ② 陽性モデル作成
- ③ ソケット製作
- ④ 支持部外形形成と要素の結合
- ⑤ 組み立て

の6作業工程に分け、研究報告書¹⁾に記載の能動義手の製作時間(延べ時間442分)と比較した。

各作業工程の比率を図1に示す。筋電電動義手の製作においては、④支持部外形形成と要素の結合にかかる時間が多いことが示された。



図1 各製作作業工程の比率

D. 考察

筋電電動義手の製作時間は義肢装具士の経験年数と反比例し、筋電電動義手の製作経験と関係が見られなかったのは興味深い結果であった。国リハの義肢装具士は採型から製作、適合、納品までをほぼ一人でやるため、義肢装具士の経験年数は製作者としての経験年数と同義とみなすことができる。今回の計測では、筋電電動義手の製作工程がマニュアルに記載されていたことで、製作工程の理解に時間を要したとは考えにくく、製作工程の違いよりは製作作業効率の差が被験者の差として現れたと解釈できる。言い換えれば、製作工程が標準マニュアル化されれば、筋電電動義手の製作経験に関係なく、技能に応じた作業時間で製作を完了できることを示唆する結果であった。

今回得られた製作時間、平均 529(±85.1)分という値が必要十分であるかは、本研究結果のみでは判断できない。ただし、既報の能動義手の製作時間 442分に比較して長かった結果は参考にできる。さらに、作業工程別の時間比率は支持部形成と要素の結合に

多くの時間が割かれていた。これらの結果は、筋電電動義手は能動義手に比べて部品点数が多く、それらを組み込んで外形を整えることが時間を要すること、次工程の組み立てにも影響するため時間を要することがその要因であると推測している。

E. 結論

5名の義肢装具士が同一切断者に対し、同一の製作方法で筋電電動義手を製作し、製作に要した時間を計測した。製作時間は製作作業経験年数と関係した。また、製作工程ごとの作業時間比率は部品点数の多い筋電電動義手の特徴を反映させる結果であった。

参考文献

- 1) 飯田卯之吉. 補装具の種目、構造、工作法に関する体系的研究. 厚生省厚生科学研究特別研究事業 昭和 54 年度特別研究報告書.
- 2) 前腕筋電義手(成人用)マイオボック製作マニュアル
http://www.p.ottobock.jp/pdf/manual_myobock.pdf (2021年5月1日参照)

※「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」(令和3年3月31日厚生労働省告示第145号)において、殻構造義手の型式に電動式が追加されたため、筋電電動義手は特例補装具ではなくなった。

F. 健康的危険情報

(なし)

G. 研究発表

1. 論文発表
(なし)
2. 学会発表

中村隆、山崎伸也. 前腕筋電電動義手の製作時間に関する基礎調査. 第27回日本義肢装具士協会学術大会. 名古屋, 2021. (予定)

H. 知的財産権に出願・登録状況(予定を含む)

1. 特許取得

(なし)

2. 実用新案登録

(なし)

3. その他

(なし)

別紙4

研究成果の刊行に関する一覧表レイアウト

書籍

著者氏名	論文タイトル名	書籍全体の編集者名	書 籍 名	出版社名	出版地	出版年	ページ
なし							

雑誌

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年
堀 寛爾	補装具としてのコンタクトレンズ処方の実態調査	特集 第73回日本臨床眼科学会講演集	第74巻 第8号		2020
清水 朋美	視覚関連補装具に関する全国の市区町村と更生相談所の現況	特集 第73回日本臨床眼科学会講演集	第75巻 第7号 別刷		2021

令和3年 5 月 21 日

厚生労働大臣
~~(国立医薬品食品衛生研究所長)~~ 殿
~~(国立保健医療科学院長)~~

機関名 国立障害者リハビリテーションセンター

所属研究機関長 職 名 総 長

氏 名 森 浩一

次の職員の令和 2 年度厚生労働行政推進調査事業費補助金の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

- 研究事業名 障害者政策総合研究事業（身体・知的等障害分野）
- 研究課題名 補装具費支給制度における種目の構造と基準額設定に関する調査研究
- 研究者名 (所属部局・職名) その他部局・支援機器評価専門官
(氏名・フリガナ) 山崎伸也・ヤマサキ ノブヤ

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入 (※1)		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査 (※2)
ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 (※3)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称:)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他 (特記事項)

(※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」や「臨床研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 <input checked="" type="checkbox"/> 未受講 <input type="checkbox"/>
-------------	---

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由:)
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合は委託先機関:)
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由:)
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> (有の場合はその内容:)

(留意事項) ・該当する口にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

令和3年 5 月 21 日

厚生労働大臣
~~(国立医薬品食品衛生研究所長)~~ 殿
~~(国立保健医療科学院長)~~

機関名 国立障害者リハビリテーションセンター

所属研究機関長 職名 総長

氏名 森 浩一

次の職員の令和 2 年度厚生労働行政推進調査事業費補助金の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 障害者政策総合研究事業（身体・知的等障害分野）

2. 研究課題名 補装具費支給制度における種目の構造と基準額設定に関する調査研究

3. 研究者名 (所属部局・職名) 研究所 福祉機器開発部・福祉機器臨床評価研究室長

(氏名・フリガナ) 白銀 暁 ・シロガネ サトシ

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入 (※1)		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査 (※2)
ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 (※3)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称：)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他 (特記事項)

(※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」や「臨床研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 <input checked="" type="checkbox"/> 未受講 <input type="checkbox"/>
-------------	---

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由：)
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合は委託先機関：)
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由：)
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> (有の場合はその内容：)

(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

令和3年 5 月 21 日

厚生労働大臣
~~(国立医薬品食品衛生研究所長)~~ 殿
~~(国立保健医療科学院長)~~

機関名 国立障害者リハビリテーションセンター

所属研究機関長 職名 総長

氏名 森 浩一

次の職員の令和 2 年度厚生労働行政推進調査事業費補助金の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 障害者政策総合研究事業（身体・知的等障害分野）

2. 研究課題名 補装具費支給制度における種目の構造と基準額設定に関する調査研究

3. 研究者名 (所属部局・職名) 研究所 障害福祉部・主任研究官

(氏名・フリガナ) 我澤賢之・ガサワ ケンジ

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入 (※1)		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査 (※2)
ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 (※3)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称：)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他 (特記事項)

(※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」や「臨床研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 <input checked="" type="checkbox"/> 未受講 <input type="checkbox"/>
-------------	---

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由:)
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合は委託先機関:)
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由:)
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> (有の場合はその内容:)

(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

令和3年 5 月 21 日

厚生労働大臣
~~(国立医薬品食品衛生研究所長)~~ 殿
~~(国立保健医療科学院長)~~

機関名 国立障害者リハビリテーションセンター

所属研究機関長 職名 総長

氏名 森 浩一

次の職員の令和 2 年度厚生労働行政推進調査事業費補助金の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 障害者政策総合研究事業（身体・知的等障害分野）

2. 研究課題名 補装具費支給制度における種目の構造と基準額設定に関する調査研究

3. 研究者名 (所属部局・職名) 研究所 福祉機器開発部・第一福祉機器試験評価室長

(氏名・フリガナ) 石渡 利奈・イシワタ リナ

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入 (※1)		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査 (※2)
ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 (※3)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称:)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他 (特記事項)

(※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」や「臨床研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 <input checked="" type="checkbox"/> 未受講 <input type="checkbox"/>
-------------	---

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由:)
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合は委託先機関:)
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由:)
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> (有の場合はその内容:)

(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

令和3年 5 月 21 日

厚生労働大臣
~~(国立医薬品食品衛生研究所長)~~ 殿
~~(国立保健医療科学院長)~~

機関名 国立障害者リハビリテーションセンター

所属研究機関長 職名 総長

氏名 森 浩一

次の職員の令和 2 年度厚生労働行政推進調査事業費補助金の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

- 研究事業名 障害者政策総合研究事業（身体・知的等障害分野）
- 研究課題名 補装具費支給制度における種目の構造と基準額設定に関する調査研究
- 研究者名 (所属部局・職名) 研究所 義肢装具技術研究部・主任義肢装具士
(氏名・フリガナ) 三田 友記・ミタ トモキ

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入 (※1)		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査 (※2)
ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 (※3)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称：)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他 (特記事項)

(※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」や「臨床研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 <input checked="" type="checkbox"/> 未受講 <input type="checkbox"/>
-------------	---

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由：)
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合は委託先機関：)
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由：)
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> (有の場合はその内容：)

(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

令和3年 5 月 21 日

厚生労働大臣
~~(国立医薬品食品衛生研究所長)~~ 殿
~~(国立保健医療科学院長)~~

機関名 国立障害者リハビリテーションセンター

所属研究機関長 職名 総長

氏名 森 浩一

次の職員の令和 2 年度厚生労働行政推進調査事業費補助金の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 障害者政策総合研究事業（身体・知的等障害分野）

2. 研究課題名 補装具費支給制度における種目の構造と基準額設定に関する調査研究

3. 研究者名 (所属部局・職名) 研究所 福祉機器開発部・福祉機器開発部長

(氏名・フリガナ) 井上 剛伸・イノウエ タケノブ

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入 (※1)		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査 (※2)
ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 (※3)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称:)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他 (特記事項)

(※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」や「臨床研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 <input checked="" type="checkbox"/> 未受講 <input type="checkbox"/>
-------------	---

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由:)
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合は委託先機関:)
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由:)
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> (有の場合はその内容:)

(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

令和3年 5 月 21 日

厚生労働大臣
~~(国立医薬品食品衛生研究所長)~~ 殿
~~(国立保健医療科学院長)~~

機関名 国立障害者リハビリテーションセンター

所属研究機関長 職名 総長

氏名 森 浩一

次の職員の令和 2 年度厚生労働行政推進調査事業費補助金の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 障害者政策総合研究事業(身体・知的等障害分野)

2. 研究課題名 補装具費支給制度における種目の構造と基準額設定に関する調査研究

3. 研究者名 (所属部局・職名) 病院第二診療部・耳鼻咽喉科医長

(氏名・フリガナ) 石川浩太郎・イシカワ コタロウ

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入(※1)		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査(※2)
ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
人を対象とする医学系研究に関する倫理指針(※3)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称:)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他(特記事項)

(※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」や「臨床研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 <input checked="" type="checkbox"/> 未受講 <input type="checkbox"/>
-------------	---

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由:)
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合は委託先機関:)
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由:)
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> (有の場合はその内容:)

(留意事項) ・該当する口をチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

令和3年 5 月 21 日

厚生労働大臣
~~(国立医薬品食品衛生研究所長)~~ 殿
~~(国立保健医療科学院長)~~

機関名 国立障害者リハビリテーションセンター

所属研究機関長 職名 総長

氏名 森 浩一

次の職員の令和 2 年度厚生労働行政推進調査事業費補助金の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

- 研究事業名 障害者政策総合研究事業（身体・知的等障害分野）
- 研究課題名 補装具費支給制度における種目の構造と基準額設定に関する調査研究
- 研究者名 (所属部局・職名) 病院第二診療部・第二診療部長
(氏名・フリガナ) 清水 朋美・シミズ トモミ

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入 (※1)		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査 (※2)
ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 (※3)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称:)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他 (特記事項)

(※2) 未審査の場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」や「臨床研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 <input checked="" type="checkbox"/> 未受講 <input type="checkbox"/>
-------------	---

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由:)
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合は委託先機関:)
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由:)
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> (有の場合はその内容:)

(留意事項) ・該当する口にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

令和3年 5 月 21 日

厚生労働大臣
~~（国立医薬品食品衛生研究所長）~~ 殿
~~（国立保健医療科学院長）~~

機関名 国立障害者リハビリテーションセンター

所属研究機関長 職名 総長

氏名 森 浩一

次の職員の令和 2 年度厚生労働行政推進調査事業費補助金の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

- 研究事業名 障害者政策総合研究事業（身体・知的等障害分野）
- 研究課題名 補装具費支給制度における種目の構造と基準額設定に関する調査研究
- 研究者名 （所属部局・職名）病院第二診療部・第二診療部長
（氏名・フリガナ）堀 寛爾・ホリ カンジ

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入（※1）		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査（※2）
ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（※3）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
その他、該当する倫理指針があれば記入すること （指針の名称：)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

（※1）当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他（特記事項）

（※2）未審査の場合は、その理由を記載すること。

（※3）廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」や「臨床研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 <input checked="" type="checkbox"/> 未受講 <input type="checkbox"/>
-------------	---

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> （無の場合はその理由：)
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> （無の場合は委託先機関：)
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> （無の場合はその理由：)
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> （有の場合はその内容：)

（留意事項） ・該当する□にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

令和3年 5月 21日

厚生労働大臣
（国立医薬品食品衛生研究所長） 殿
（国立保健医療科学院長）

機関名 宮城県リハビリテーション支援センター

所属研究機関長 職名 所長

氏名 佐々木 信一

次の職員の令和2年度厚生労働行政推進調査事業費補助金の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 障害者政策総合研究事業（身体・知的等障害分野）
2. 研究課題名 補装具費支給制度における種目の構造と基準額設定に関する調査研究
3. 研究者名（所属部局・職名） 宮城県保健福祉部・技術参事
（氏名・フリガナ） 榎本修・カシモト オサム

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入（※1）		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査（※2）
ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（※3）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
その他、該当する倫理指針があれば記入すること （指針の名称：)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

（※1）当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他（特記事項）

（※2）未審査に場合は、その理由を記載すること。

（※3）廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」や「臨床研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 <input checked="" type="checkbox"/> 未受講 <input type="checkbox"/>
-------------	---

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> （無の場合はその理由：)
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> （無の場合は委託先機関：国立障害者リハビリテーションセンター）
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> （無の場合はその理由：)
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> （有の場合はその内容：)

（留意事項） ・該当する□にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

令和3年 5月 21日

厚生労働大臣
—(国立医薬品食品衛生研究所長)— 殿
—(国立保健医療科学院長)—

機関名 心身障害児総合医療療育センター

所属研究機関長 職名 センター長

氏名 小崎 慶介

次の職員の令和 2 年度厚生労働行政推進調査事業費補助金の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

- 研究事業名 障害者政策総合研究事業（身体・知的等障害分野）
- 研究課題名 補装具費支給制度における種目の構造と基準額設定に関する調査研究
- 研究者名 （所属部局・職名）心身障害児総合医療療育センター・所長
（氏名・フリガナ）小崎 慶介・コサキ ケイスケ

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入（※1）		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査（※2）
ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（※3）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
その他、該当する倫理指針があれば記入すること （指針の名称：)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

（※1）当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他（特記事項）

（※2）未審査に場合は、その理由を記載すること。

（※3）廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」や「臨床研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 <input checked="" type="checkbox"/> 未受講 <input type="checkbox"/>
-------------	---

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由:)
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合は委託先機関:)
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由:)
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> (有の場合はその内容:)

（留意事項） ・ 該当する□にチェックを入れること。

・ 分但研究者の所属する機関の長も作成すること。

令和3年 5月 2 / 日

厚生労働大臣
—(国立医薬品食品衛生研究所長)— 殿
—(国立保健医療科学院長)—

機関名 埼玉県総合リハビリテーションセンター

所属研究機関長 職名 センター長

氏名 丸山 徹

次の職員の令和 2 年度厚生労働行政推進調査事業費補助金の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

- 研究事業名 障害者政策総合研究事業 (身体・知的等障害分野)
- 研究課題名 補装具費支給制度における種目の構造と基準額設定に関する調査研究
- 研究者名 (所属部局・職名) 埼玉県総合リハビリテーションセンター・センター長
(氏名・フリガナ) 丸山徹・マルヤマ トオル

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入 (※1)		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査 (※2)
ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 (※3)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称:)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他 (特記事項)

(※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」や「臨床研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 <input checked="" type="checkbox"/> 未受講 <input type="checkbox"/>
-------------	---

6. 利益相反の管理

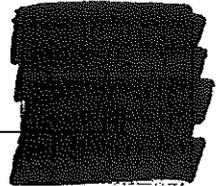
当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由:)
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合は委託先機関:)
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由:)
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> (有の場合はその内容:)

(留意事項) ・該当する口にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

2021年4月14日

厚生労働大臣
—(国立医薬品食品衛生研究所長)— 殿
—(国立保健医療科学院長)—

機関名 中部学院大学
所属研究機関長 職名 学長
氏名 古田 善伯



次の職員の令和2年度厚生労働行政推進調査事業費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

- 1. 研究事業名 障害者政策総合研究事業
- 2. 研究課題名 補装具費支給制度における種目の構造と基準額設定に関する調査研究
- 3. 研究者名 (所属部局・職名) 看護リハビリテーション学部 ・ 教授
(氏名・フリガナ) 井村 保 ・ イムラ タモツ

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入 (※1)		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査 (※2)
ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 (※3)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称: 中部学院大学及び中部学院大学短期大学部研究倫理規程)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	中部学院大学・中部学院大学短期大学部	<input type="checkbox"/>

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他 (特記事項)

(※2) 未審査の場合は、その理由を記載すること。
(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」や「臨床研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 <input checked="" type="checkbox"/> 未受講 <input type="checkbox"/>
-------------	---

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由:)
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合は委託先機関:)
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由:)
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> (有の場合はその内容:)

(留意事項) ・該当する口をチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

令和3年3月1日

厚生労働大臣 殿

機関名 東京大学

所属研究機関長 職名 総長

氏名 五神

次の職員の令和2年度厚生労働行政推進調査事業費補助金の調査研究における、利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 障害者政策総合研究事業

2. 研究課題名 補装具費支給制度における種目の構造と基準額設定に関する調査研究

(H30・身体・知的・指定・001)

3. 研究者名 (所属部局・職名) 医学部附属病院・教授

(氏名・フリガナ) 芳賀 信彦・ハガ ノブヒコ

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入 (※1)		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査 (※2)
ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 (※3)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称:)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他 (特記事項)

(※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」や「臨床研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 <input checked="" type="checkbox"/> 未受講 <input type="checkbox"/>
-------------	---

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由:)
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合は委託先機関:)
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由:)
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> (有の場合はその内容:)

(留意事項) ・該当する口にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。